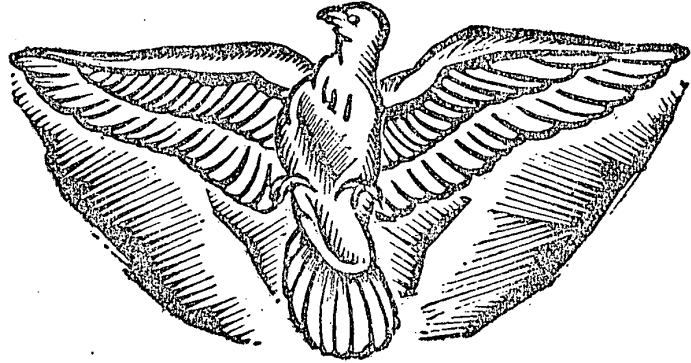


神國日本

著 雲 八 泉 小

本 日 國 神



京 東  
房 書 一 第

譯者

戶川明三

# 神國日本

難解	二
新奇及び魅力	一五
古代の祭祀	三
家庭の宗教	四
日本の家族	六
組合の祭祀	九



神道の發達	二二四
禮拜と淨めの式	一五一
死者の支配	一七五
佛教の渡來	二〇三
大乘佛教	二二六
社會組織	二五一
武權の勃興	二八三
忠義の宗教	三〇六
ジエジュイト教徒の禍	三二六
封建の完成	三七三
神道の復活	三九八
遺風	四一一

近代の抑壓	四三五
官憲教育	四五一
産業上の危険	四七七
回想	四九二

## 追録

追録	五二二
----	-----

## 難解

日本に關して書かれた書物は無數にある、然しそれ等の内に——藝術的の出版物並びに全然特殊の性質を有つた著作は別として——實際價值ある書冊は殆ど二十を出ないであらう。この事實は日本人の表面の生活の基礎となつて居るものを、認知し、是を理解する事の甚だしく困難なる事に歸せられる。其生活を十分に解説する著作は——歴史的に、社會的に、心理的に、また倫理的に、日本を内部からも外部からも、描いた著作は——少くとも今後五十年間は出來まいと思ふ。此問題は頗る廣大にまた錯綜して居るので、幾多の學者の一代の勞力を合はせても、これを盡くす事は出來ず、またそれは甚だ困難な問題で、これが爲めにその時を捧げる學者の數も常に必らず少いに相違ないのである。日本人その人の間にあつてすら、自國の歴史に就いての科學的知識はまだ得られない——何となればかくの如き知識を得る方法がまだ出來て居ないからである——よし其材料は山ほど集められ、であるとしても。近代式の方法の上に立つた立派な歴史のない事は、實に幾多不利なる缺

陷のその一である。その社會學的研究の基礎となるものは、まだ西洋の研究家の手には入らない。家族及び氏族の古い状態、諸階級の分派發達の歴史、政治上の法則と宗教上の法則との分離の歴史、諸々の禁制拘束の事、及び習俗に及ぼしたるその影響の歴史、産業の發達に於ける、取締り及び協力の事情に關する歴史、倫理及び審美の歴史——これ等のすべて、その他の事柄はみな不明である。

私のこの論文は、日本に關する西洋の知識に對しての寄與として、只だ一方面に於てのみ役に立ちうるものである。併しこの一方面は必ずしも重要ならざるものとは云へない。從來日本の宗教に關する問題は主としてその宗教に對する仇敵の手になつたものであつた、また中にはこの宗教を殆ど全く無視したのもあつた。併しそれが無視され、誤り傳へられて居る限り、日本に就いての實際の知識は得られないのである。凡そ社會の状態に就いて少しでも眞實の理解を得んと欲するならば、その宗教の事情を皮相的でなく、十分に熟知する事を要する。人民の産業上の歴史すら、その發達の初期に於ける産業上の生活を支配する宗教上の傳統と慣習とに就いての多少の知識がなくてはそれを了解する事は出來ない……。また藝術の問題を取つて見る。日本に於ける藝術は宗教と密接な關係をもつて居

るので、その藝術が反映して居る信仰に就いての廣い知識をもたずして、それを研究せんとする事は、たまたま時を浪費するに過ぎないのである。ここに藝術と私の云ふのは、ただ繪畫や彫刻の事をいふのではない、あらゆる種類の裝飾、大抵の種類繪畫の如きもの——男の子の凧、女の子の羽子板に描かれてあるもの、漆ぬりの手箱、若しくは瑛瑯をかけた花瓶——お姫様の帶の模様と共に職人のもつ手拭の繪——佛教の山門を護る大きな仁王の姿と共に、孩兒の爲めに買ふ紙製の犬若しくは木製のガラガラ……を云ふのである。又日本の文學に就いても、其研究が、ただに日本人の信仰を了解する事が出来るのみならず、又少くとも吾が大古典學者達が、ユウリビデイス、ビンダア及びセオクリタスの宗教に同感すると同じ程度に、それに同情を有しうる學者に依つて爲されるまでは、正當にこれを評價する事は正に出來ないのである。西洋の古代並びに近代の宗教に就いて些少の知識をも有せずして、イギリス、フランス若しくはドイツ、イタリアの文學をどれほど十分に了解しうるであらうか、それを先づ吾々は自分に尋ねて見よう。私は必ずしもはつきりした宗教的な作者——ミルトン若しくはダンテの如き詩人——の事をいふのではない、併しただシニエイクスピアの戯曲の一でさへも、キリスト教の信仰或はそれ以前の信仰に就いて、少しも知る處のない人に取つては、それは全く了解されないに相違ないといふ

事實をいふのである。或る一つのヨオロッパの國語に眞實に熟達する事も、ヨオロッパの宗教に就いての知識がなくては不可能である。無學者の言語すらも、宗教上の意義を澤山にもつて居る、貧民の俚諺、家庭の用語、街路にさく歌謠、工場の言語——それ等はすべて人民の信仰に就いて知る處のない人には、思ひつかれない意義を、その内に含んで居るのである。これは日本に居て、吾々のとは全然異つて居る信仰をもつて居り、吾々とは全く異つた社會上の經驗に依つて作られた倫理をもつて居る學生に、英語を教へるに多年を費やした人の、何人よりもよく知つて居る處である。

## 新奇及び魅力

旅客の筆にして居る日本に關する第一印象の多數は愉快な印象である。全くの處、日本がその人の情緒の上に何等訴ふる處もないと云ふやうな性質の人には、何ものか缺陷があるのか、或は其人に何處か苛酷な處があるに相違ない。その心に訴ふる所以は則ち問題解決の端緒である、而してその問題とはこの人種及びその文化の特質を指すのである。

日本——晴れ切つた春の日の白い日の光の内に姿を現はした日本——に關する私一個の第一印象は言ふまでもなく、普通一般の人の經驗する處と共通な點を多くもつて居た。特に私はその光景の驚きと悦びとを記憶して居る。この驚きと悦びとは遂に消え去らなくて、滞在十四五年後の今でも屢々、何か偶然の機會があれば頭を擡げて來るのである。併しなから恁ういふ感情の起こり來る理由に至つては知り難い——若しくは少くとも攷<sup>かん</sup>へ難い、何となれば私はまだ多く日本に就いて知るとは言へないのであるから……餘程以前に私の得た尤も良い尤も親しい日本の友人が、その死ぬ少し前に私に言つた事があつた『これか

らなほ四五年経つて、貴下が全く日本人は了解が出来ないとお考へになるやうになつたら、その時始めて貴下は日本人に就いて幾分かお解りになり始めるでせう』と。この友人の豫告の眞實なる事を實際に感じた後——私は全然日本人を了解し得ない事を發見した後——私は却つてこの論文を試みる資格のある事を感じずる次第である。

最初に知覺した通り、日本に於ける事物の外觀上の新奇は、(少くとも或る種の人には) 叙述しがたい一種異様な竦動——全く見知らぬものに就いての知覺に伴なつてのみ吾々に起こり來る不氣味の感を起こさせる。吾々は普通でない形をした上衣と草鞋とをつけた妙な矮人の澤山に居る異様な小さい町筋を通つて動いて居る、そして一見したばかりでは、その人の男だか女だかの區別も出來ない。家は吾々の經驗した處とは全く異つた仕方て建造され、造作をつけられて居る、さらに店舗に竝べられてある無數の品物の用途も意義も、全く考へつかれないのを知つて、吾々は呆然とするのである。何處から來たものか想像もつかないやうな食料品、謎のやうな形をした器具、何か祕密な信仰から來たものである理解の出來ない符牒、神々や惡魔に關する傳説を記念させる面と玩具、なほ怪異な耳をもち顔に笑をたたへて居る神々そのものの妙な姿、すべて斯様なものを、吾々は歩き廻はるに

従つて認める事であらう、よし一方には電柱やタイプライタ、電燈及びミシンを見るに相違ないに。到る處、看板に、暖簾に、又道行く人の背に、驚くべき漢字を見る事であらう、そしてこれ等のもの不思議さこそは光景の主調を成すものである。

この奇異な世界といよいよ進んで近接しても、その最初の光景に依つて喚起された新奇の感は決して減少される事はない。人はやがて此人民の身體上の行動すらも珍らしいものである事——彼等の仕事のやり方は西洋のやり方と反對である事を認めるであらう。諸の道具の恰好は驚くべきもので、それがまた驚くべき方法によつて取り扱はれる。鍛冶工は鐵敷の前に蹲つて槌を揮ふるが、其槌は永く練習しなければ、西洋の鍛冶工には使ひ得ないやうな道具である。大工は異様なその鉋と鋸とを、前に突かずには後へ引く。いつも左側が正しい側で、右が間違つた側である。錠を開閉する鍵は、吾々の間違つた方向と常に考へて居る方に廻はさなければならぬ。日本人は逆に話し、逆に読み、逆に書くとかバアシブル・ロエル氏が言つたのは當を得て居る——而もこれは『彼等日本人の逆行のいろはに過ぎない』のである。ものを逆に書く習慣に就いては明らかに進化論上の理由がある。そして日本の書法には、當然その理由があるので、書家はその筆を手前に引かずに、それを前方に押すのである。併しながら何故に日本の娘は糸を針の目に通す事をせずして、針

の目をして糸の尖端を通して行かせるやうな事をするのであるか。反對のやり方の無數にある例の内て、尤も顯著なものは、日本の劔術の示すものであらう。劔客は兩手を以つてその一撃を施すのであるが、その打撃の際にその刃を自分の方に引かず、自分の方から前の方にそれを突きやる。則ち他のアジア人のするやうに楔の理窟でせず、鋸の理窟でやるのである。兎に角打撃をするに吾々が手前に引く運動を期待して居る時、突く運動があるのである……これ等の他いろいろな吾々の知らないやり方があつて、その不思議な事は身體上から言つても、日本人は別世界の人であるかのやうに、吾々とは縁の薄い人間であるといふ考へ——何か解剖學上の相違のあるといふ考へを起ささせる位である。併しそんな相違はありさうにも思はれない、それですべてかくの如き反對は、恐らくアジア人種の經驗とは全く離れた人間の經驗から來たものではなくて、進化論から言つて吾々の經驗よりもまだ經驗の若い處から來たものであらうと考へられる。

併しながらその經驗は決して劣等なものではなかつた。其表現はただ驚かすばかりでなく、又人を悦ばすものである。繊細なる細工の完璧、物象の輕快な力と品位、最少の材料を以つて最上の結果を收めんとするやうになされた力、出來うる限り簡單な方法に依つて機械力の目的を達する事、審美的價值あるものとして、不規則を了解する事、一切のもの

の恰好及び完全な趣味、着色若しくは色彩にあらはれたる調和の感——すべてこれ等の事は、ただに藝術及び趣味の事に於けるのみならず、又經濟と功利（利用厚生）の事に於ても、吾が西洋はこの遠く隔たつたる文化から學ばなければならぬ處の少くない事を直に納得させられるに相違ない。これ等驚くべき陶器、目ざましい刺繡、漆器、象牙、青銅の細工等は吾々の知らない方向に想像力を教育するものであるが、其觀者に訴ふる所以は決して野蠻蒙昧な空想から生ずるのではない。否、これ等は其の範圍内にあつては、藝術家以外には何人も其製作品を批判する事の出來ない位に微妙になつた文化——三千年前のギリシヤ文化を指して不完全と稱する人々に依つてのみ不完全と稱されうる文化の産物である。

併しながらこの世界の根柢に横たはつて居る奇異——心理上の奇異——は眼に見ゆる外觀の奇異よりも遙かに驚くべきものである。西洋で成人になつた者は到底日本の言語を完全に用ふる事の出來ないのを知るに至つて、人々は始めて、此奇異なる事の如何に大なるかを察しうるであらう。東洋も西洋も人情の根本的働き——情緒の基礎——に至つては多くは同じものである、日本の子供とヨオロッパの子供との精神上の相違は主として、其力の未發的な處にある。然るに其發育と共に此相違は急速に發展し、擴大し、やがて成人に

於てはそれが言語を以つては現はし難い程になる。日本人の精神上の構造はすべて放出して、西洋の心理的發達とは何等共通の點なき諸相を構成する、則ち思想の表現は制限を加へられ、感情の表現は抑制せられて、人を惑亂せしめる姿を爲す。日本人の思想は吾々の思想とは違ひ、其情操は吾々の情操とは違ふ、日本人の倫理的生活は、吾等に取つては、未だ探究された事のない、若しくは恐らく永く忘れられたる思想並びに感情の世界を示すものである。試みに日本人の普通の辭句を一つ取つて、これを西洋の言葉に翻譯して見ると、それは何とも仕様のない無意味なものになる、尤も簡単な英文を逐字的に日本語にして見ると、ヨオロッパ語を學んだ事のない日本人には殆どそれは理解されまい。日本の字書にある言葉を悉く學ぶ事が出来たとして、さらに日本人のやうに考へる事を學ばない以上——則ち逆に考へ、上と下と、外と内とを、取り違へて考へ、アリヤン人には全く縁のない方向に考へるのでなければ、文學の習得も、諸君の對話を了解さす助けとは少しもならないのである。ヨオロッパ語の習得に就いての經驗は、それが火星住民の語る言語を學ぶ助けとなすに足らないと同様に、日本語を學ぶ助けとはならない。日本人が用ふるやうに日本語を用ひうるには、生まれかほり、根柢から頭腦をすつかり改造して來なければならぬ。日本で生まれ、幼年の時から日本語を用ひなれてゐるヨオロッパ人を兩親とする

人ならば、或はかの本能的の知識を後年まで持續し、其精神上の關係を日本の環境に適應さす事が出来るかも知れない、これは可能な事である。事實ブラックといふ日本で生まれたいギリス人があるが、此人の日本語に於ける勘能は、自らはなしかを職業として可なりな収入を得て居たといふ事實に依つて證明されて居る。併しこれは異常な場合である……文學上の用語に就いて言へば、これを知るのは幾千の漢字を知るよりも遙かに多くの知識を要するとだけ言つて置けばよからう。西洋の人にして、自分の前に提出された文學上の文章を、一見して直ぐに了解しうるものは、一人もないと言つても誇張の言てはあるまい——實際日本の學者でもさういふ事をなし得る人は極めて少數である——そして幾多のヨオロッパ人が示して居る此方面に於ける其學識は、敬嘆に値するものではあるが、何人の著作と雖も、日本人の助力なくして、世界に發表され得たものは一つもないのである。

併し日本の外面の奇異が飽くまで美を示すと同様に、その内面の奇怪に至つては又別の魅力をもつて居るやうに考へられる——則ち人々の日常生活に反映して居る一種倫理的の魅力をもつて居る。この日常生活の興味ある情景は、普通の觀察者には、それが幾世紀を積んで得られたる心理上の異様な發展を示すものであるとは考へられまい、パアンツル。

ロニル氏の如き科學的精神をもつた人のみが、直に提出されたるこの問題を了解するのである。かくの如き天與の力を多くもつて居ない外國人は、よし生來同情を有つて居るとしても、只だそれを樂しみ、また惑ひ、かくして世界の他方面（西洋）に於ける自分の樂しい生活の經驗に依つて、今自分の心を魅したるこの社會状態を説明しようとする。今かくの如き外國人が、幸にして日本内地の古風な都會に、六箇月若しくは一箇年間住み得たと假定する。すると此滞在の最初から、その人は自分の周圍なる生活に顯はれて居る親切と樂しさとの感銘せざるを得ないであらう。人々相互の關係に於て、並びに人々の自分に對する關係に於て、その人は餘所ならば全く水入らずの親しい仲間に於てのみ得られるやうな、不變の快心、如才なさ、良い氣心等を、感得するであらう。人は誰れても他の人に挨拶するに、嬉しさうな顔附と樂しさうな言葉とを以つてする、顔はいつも微笑してゐる、日常生活の極めて普通な事件も、教へられずして直に眞心から起つたと思はれるやうな、全く技巧を加へない、而も全く瑕瑾のない、儀禮のためにその形をかへて立派なものとなつてしまふ。如何なる周圍の事情があつても、外面の快い好機嫌は失はれない、どんな嫌な事が來ようとも——暴風雨でも、火災でも、洪水でも、地震でも——笑聲の挨拶、晴れやかな微笑、しとやかな敬禮、親切な慰問、喜ばさうとの願ひ等は、いつまでも生存を美

しくして居る。この日光の内には宗教も陰影を投じない、佛や神々の前で祈禱する時でも人々は微笑して居る、お寺の庭は子供の遊び場である、そして大きな公共の神廟の境内に——それは莊嚴の場所といふよりも祭禮の場所である——舞踊の舞臺が建てられて居る。家族の生活は到る處溫和といふ特徴をもつて居るらしく、目に見ゆる争ひもなく、無情な荒ら立つた聲もなく、涙もなく、叱責の聲もない。残酷といふ事は動物に對してすらないらしく、町に來る農夫は牛馬を側につれて辛抱強く歩きながら、この口をさかぬ相手を助けて荷物を荷ひ、管その他の刺激物を用ひない。車を曳くものも、極めて癢にさはりさうな場合にありながら、道をよけて、のろのろして居る犬若しくは愚かな雛をひくやうな事はしない………随分長い間、人はかくの如き光景の間に日を送つて居ても、その生存の樂しさを害ふやうなものを認める事はないのである。

言ふまでもなく、私が言ふかくの如き状態は今や消失しかけて居る。併しなほそれ等は遠隔の地方には見られる。私の住んで居た地方では窃盜事件が幾百年の間も起つた事がなく、明治時代新設の監獄は空しく無用物として立ち——人々は夜も晝も同様に戸締りをしなかつたのである。かくの如き事實は皆日本人の熟知して居る處である。かくの如き地方に於て、外國人として諸君に對して表明される親切は、或は官憲の命令に出たものであ



ると、諸君は考へるかも知れない、併しそれにしても人民相互間の親切は、これを怎う説明出来よう。何等の苛酷も、粗暴も、不正直も、また法の侵害もなく、而もかくの如き社會の狀態は幾世紀間も同様であつた事を知る時、諸君は全く道德上優越した人間の領土に入つたと信ぜざるを得ないであらう。すべてかくの如き優雅、非難の餘地なき正直、言語動作の明々白々なる親切は、恐らく完璧なる善心から出た行爲と自ら解釋されやう。而して諸君を悦ばすこの素朴は決して野蠻から來た素朴ではない。この國に於ては各人みな教育を受け、各個みな立派に書き且つ語るを知り、詩を作り、作法に従つて己を處する事を知つて居り、到る處清潔と良趣味とがあり、一家の内は光明に輝き純潔であり、日々の入湯は一般普通の事である。あらゆる事は博愛の精神に依つて治められ、あらゆる行爲は義務に依つて動かされ、あらゆる物は藝術に依つてその形を作られて居るやうな、この文化にどうして魅せられずに居られやう。人はどうしてかくの如き狀態に依つて悦ばされないで居られやう。また彼等の『異教徒』として罵られるのを聞いて、憤慨せずに居られやう。而して諸君の心の内にある博愛心の程度に應じて、この善良なる人民は何等外觀上強ひて骨折る事もせずして、自ら諸君を楽しくさせるであらう。かくの如き環境に於ける唯一の感じは平靜な樂しさである、それは夢の中の感じて、夢の中にあつては人々は自分がさう

挨拶されたいと思ふやうな風に挨拶され、また聞きたいと欲する通りの事を聞き、して貰ひたいと願ふやうな事を、して貰ふのであるが、丁度その通りを感じるのて——人々は全く平靜な空間を通つて足に音を立てないやうに歩き、すべて雰圍氣のやうな光の内に浴して居るのである。さう——少からぬ時の間、この神仙の民は柔らかな睡眠の至福を與へる事が出来る。併し早晚、諸君が長く、彼等と一緒に住んでゐると、諸君の満足なるものは、夢の樂しさと共通な處を多く有つて居る事が解るであらう。諸君は決して夢を忘れる事をしまし、——決して忘れまい、併しそれは恰も輝く日の午前中、日本の風光に超自然の美しさを與へる春の霞の如くに、結局は消されるであらう。實際諸君は身體が神仙の國に入つたが故に樂しいのである——實際は現存しないし、また到底自分のものとする事の出来ない世界に入つたが故に。諸君は諸君の居る世紀から——過去の消滅した時といふ洪大な空間をこえて——忘れられた時代、消え失せた時代に——エヂプト若しくはニネエの如き古代と云つたやうな處へ溯つて移されたのであつた。これが日本の事物の奇怪と美との奥義——これらの事物の與へる竦動の奥義——人民とそのやり方の、可愛らしい魑魅の如き魅力のある奥義である。幸運の人よ、『時間』の潮は諸君の爲めに廻轉したのであるよ。併し記憶せよ、この萬事は魔法である、——諸君は死者の魅力にかかつてある。

—光明と色彩と音聲とは萎れて、結局空虚と緘黙とに歸さなければならぬのである。

\*

\*

\*

\*

一時でも宜いから、もう消滅した美しいギリシヤ文化の世界に生活し得たらばとは、少くとも吾々の内の或る人の往々希望した處であつた。始めてギリシヤ藝術及びギリシヤ思想の魅力を知り、それに感激した結果は、其古代文化の實狀を想像し得ない内に、早くもさういふ希望が起つて來るのである。併し若しさういふ希望が實現され得たとしても、吾々は正にさういふ實狀に身を適應させる事の不可能なる事を知つてあらう。それは其環境を知るの困難なるが爲めてはなくて、三千年前に人々が感じて居たと丁度同じやうに感ずる事の遙かに困難なるが爲めてある。文藝復興以來、ギリシヤ研究にあらゆる努力が爲されたにかかはらず、古代ギリシヤ生活の諸相を了解する事は、なほ吾々の難しとする處である、たとへば近代の思想を以つてしても、エディプスの大悲劇に依つて訴へ得た人民の情操感情等を如實に感得する事は出來ない。而も吾々はギリシヤ文化の知識に關しては、第十八世紀の吾が祖先よりも遙かに進んで居るものである。フランス革命の時代にあつて

は、ギリシヤ共和政の實狀をフランスに再現し、スバルタ式に依つて兒童を教育する事も出來ると考へて居た。今日に於ては、近代文化によつて育てられたる人が、ロオマ征服前なる古代世界の都市に存立して居た社會主義的専制主義の下にあつて、幸福を得る事の出來ない事は、何人もよく知つて居る處である。よし古いギリシヤ生活が吾々の爲めに再現して來たとしても、吾々はそれと融和する事は出來ない——その生活の一部となる事は出來ない——丁度吾々の自分の精神上の個性を變へる事の出來ないやうに。併し其生活を目睹し得るといふ喜びの爲めには、如何なる勞をも辭さないであらう——コリンスに於ける祝祭に一度列するといふ楽しみ、全ヘレナの遊戯を目撃するといふ悦びのためには……が、併し消滅したギリシヤ文化の復興を目撃し、——ピタゴラスのその學寮のあつたクロトオナの都を歩き、——セオクリタスの居たシラキユウスを放浪するのは、現在吾々が日本人の生活を研究する機會を與へられて居るその特權に勝るものとは言はれないのである。否、進化論的の見解から言へば、前者の方が却つて特權として弱いものである——何となれば吾々が親しくその藝術文學を知つて居るギリシヤ時代の事情よりも、遙かに古く、又心理的に遙かに吾々とは隔つて居る事情の、生きたる光景を、日本は吾々の眼前に捧げて居るからである。

吾々の文化よりも進化の度の少く、智力上吾々から懸隔してゐると云つて、或る文化が必らずしもすべての點に於て、吾々のよりも劣つて居ると言はれないといふ事は、強ひて諸君の注意を求めざるまでもない事である。ヘレナの文化のその最高期は社會學から見たる進化の初期を代表して居る、而もその發展さし得た藝術は、美に關する吾々の最高のまた近似すべからざる理想を示してゐる。それと同じくこの舊日本の遙かに古風な文化も、吾々の驚異と稱讚とを十分に値する、審美上並びに道德上の水準に達し得たものである。ただ淺薄な人——極く淺薄な人のみが、日本の文化の最上なるものを、劣等であると放言し去るのであらう。併し日本の文化は、西洋に比類のないほどに、特徴のあるものとされて居るが、それは澤山の相ついて來た外國文化の積み重ねが、單純なる本來の土臺の上に置かれ、甚だ複雑なる紛糾をなす光景を呈して居るからである。この外來の文化の多分は支那の文化であつて、それはこの研究の主なる題目に對して、ただ間接の關係をもつて居るに過ぎない。不思議でまた驚くべきことには、かくの如き澤山の積み重ねのあつたに拘らず、人民及び其社會の本來の特質は、なほ歴として残つて居るのである。日本の驚くべき點はその身に纏つた無數の、借りものに——昔の姫君の、色と質とを異にした十二の式服

を一つ一つ重ねて、そのいろいろの色をした端の、襟や袖や裾に露はれるやうに着るのと同じやうに——あるのではない、否、眞に驚くべきはその着用者である。蓋し衣裳の感興は、その形や色にあるのではなく、考へとしてのその意義にあるのであるからである——その衣裳をつくり、それを採用した人を表現するものとして興味があるのである。されば古い日本の文化の最高の興味は、それがその人種の特徴を示す點にある——明治のあらゆる變化に依つても、なほ全く變はらずに居るその特色を。

この人種の特徴たるや、認知されるのでなくて、直感されるのであるから、その用語も、『表現する』といふよりも『暗示する』といつた方が適當である。その特色に就いては、この人種の起原に關する明晰な知識があれば、了解の助けともなるであらうと思ふ、併し吾々はまださういふ知識をもつて居ない。人種學者は皆一致して、日本人種は幾種かの民族の集つて出來たものであり、その主なる要素はモンゴリヤ種であると云つて居る、併しこの主なる要素は、二つの甚だ相違した型に依つて代表されて居る——一つは纖弱な殆ど女のやうな風采、も一つはづんぐりした力のある姿である。支那朝鮮の要素も或る地方の人の内にあると云はれて居る、またアイヌの血も多分に混入したらしい。マレイ若しくはポリネシヤの要素が、少しでもあるかどうかといふ事は、未だ斷定されて居ない。ただこ

れだけの事は十分肯定されうる——則ちすべて善良な人種はみなさうであるが、この人種も混成の人種であり、又本来一緒になつてこの人種を形成した幾多の人種は、相混和して永い社會的訓練の下に、可なり統一された型の性格を發達さし得たといふ事である。この特質はその外貌の或る點に於ては、直に認められはするが、容易に説明しがたい幾多の謎を吾々に呈するものである。

さうは言ふものゝ、もつとよくこの人種を了解するといふ事は重要な事になつて來た。日本は世界の競争場裡に入つて來た、而してその争ひに於ける一國民の價値は、その兵力に依ると同様、その特質に依るのである。吾々は日本人種をつくり上げた四圍の狀況の性質を明らかにしうるならば、その特質に就いても多少知る事が出来る——この人種の道徳上の經驗に關する大きな一般的な幾多の事實を明らかにしうるならば。而してかくの如き事實は、國民信仰の歴史の内に、また宗教にその根を置き、宗教に依つて發達せしめられた社會の諸々の制度の歴史の内に、或は表明され、或は暗示されて居るのを、吾々は認めるのである。

## 古代の祭祀

眞の日本の宗教、今日なほ全國民に依つて各種の形に於て行はれて居る宗教は、あらゆる文明國の宗教並びにあらゆる文明社會の基礎をなして居る處の其祭祀——祖先禮拜である。數千年の經過の内に、此始めの祭祀は、色々の變化を受け、色々の形をとる事となつた、併し日本國中、何處に於ても、其根本たる特質は變はらずに残つて居る。佛教の祖先禮拜の色々な形は別として、純なる日本起原の奉祭には三つの區別があるが、それは爾來支那の影響と儀式とに依つて多少形を變へられたものである。かくの如き日本の祭祀の形は、すべて『神道』といふ名の下に纏められて居る、其意は則ち『神々の道』といふ事である。これは古い言葉ではない、最初外國から來た佛氏の教則ち佛の道なる佛道と、本國の宗教則ち『道』とを只だ區別するために用ひられたものである。神道の祖先禮拜の三つの形とは、一家の祭祀、村邑の祭祀及び國家の祭祀である、——言ひ換へれば家族の祖先の禮拜、氏族若しくは部族の祖先の禮拜、並びに帝國の祖先の禮拜である。此第一は家庭

の宗教であり、第二は一地方の神若しくは守護神の宗教であり、第三は國家の宗教である。神道の禮拜にはまだいろいろの形があるが、それは今考へる必要のないものである。

上記の祖先禮拜の三形式に就いて云ふに、家族の禮拜は進化の順序上第一に居るもので、其他は後に發達したものである。併し家族の禮拜を最古のものと云つた處で、それは今日見るが如き家庭の宗教を指すのではない——『家族』<sup>ファミリー</sup>といふ言葉を以つて『一家』<sup>ハウスホールド</sup>の意とするのではない。古代に於ける日本の家族は遙かに『一家』以上のもので、百或は千の家を包有するかも知れないのである。それはギリシャの *yeos* 若しくはローマの *Gens* に似たもので——最も廣い意味での族長的家族である。有史以前の日本に於ては一家の祖先の家族的禮拜といふものはなかつた——同族的奉祭は只だ埋葬の場に於てのみ行はれたらしく思はれる。併し後代の家族的禮拜は、原始的な同族的奉祭から發達して來たもので、間接に尤も古い宗教の形を表はすものである、従つてそれは日本の社會的進化の研究には先づ第一に考へなければならぬものである。

祖先禮拜の進化的の歴史は、何處の國に於ても大抵同様であつて、日本の禮拜の歴史も、宗教的發達の法に關するハアバート・スペンサアの説を支持する著しい證明となるのである。併しこの一般の法則を了解せんとすれば、吾々は宗教的信仰の起原に溯らなければならぬ。社會學の見解から、記憶して置かなければならない事は、日本に現存する祖先の祭祀を以つて『原始的』と云ふのが、其當を得て居ないのは、ペリクリスの時代に於けるアゼンス人の家族的祭祀を以つて『原始的』と云ふの非なると同様であるといふ事である。祖先禮拜の永續せるものは、いづれも原始的ではないのであつて、凡そ一定した家族祭祀は、多少一定の形を有せざる、また家族的ならざる同族の祭祀から發達したものであり、この同族の祭祀はまたさらに古い埋葬の奉祭から生じて來たものに相違ない。

古代のヨオロッパ文化に就いて言へば、祖先禮拜に關する吾々の知識は、祭祀の原始的な形にまで及びうるとは言はれない。ギリシヤ人及びローマ人の場合、この問題に就いての吾々の知識は、家族的宗教が成立してすでに久しく經つた時期から始まつて居るので、吾々はその宗教の性質に關して文書上の證據を有つて居る。併し家庭の禮拜に先き立つてあつたに相違ない遙かに古い祭祀に就いては、あまり證據が残つて居ない、それで吾々はまだ文化の状態に達して居なかつた人民の間に於ける祖先禮拜の自然の發達の歴史を研究して、その性質を推斷するのみである。眞實の家族の祭祀は一定した文化と共に始まるの

である。さて日本人種が最初日本に落ち着いた時には、まだ今云ふ一定した文化の種類をも、また何等十分に發達した祖先の祭祀をも、もつて來たとは思はれない。勿論禮拜は正にあつた、併しその儀式は漠然と只だ墓邊に於てのみ行はれて居たのみと思はれる。真正の意味の家族の祭祀は、第八世紀則ち位牌が支那から入つて來たと考へられるその時代頃までは成立して居なかつたのであらう。最古の祖先祭祀はやがて詳説しようと思ふが、それは原始的な葬式並びに故人の靈を慰める儀式から發達したのであつた。

それ故に現存の同族的宗教は、比較的近代の發達にかかる、併し少くともそれはこの國の眞の文化と、その古さを同じうして居り、正しく原始的である信仰と思想と、並びにそれから出て來た思想と信仰とを保有して居る。それで祭祀そのものを説く前に、さういふ古い信仰に就いて少しく考へる必要があると思ふ。

最古の祖先禮拜——ハアバアト・スペンサアの所謂、『一切の宗教の根元たる』——は恐らく亡靈ゴーストに對する最古の明確なる信仰と存立を同じうしたものであつた。人間が影なる内部の自己、則ち二重の自己といふ考を抱きうるや、必らず靈魂に就いてのその慰藉的祭祀が始まるのである。併しこの最古の亡靈の禮拜は、人間が抽象的な考をつくり得るやうに

なつた精神的發達のその時期よりも餘程以前にあつたに相違ない。原始的な祖先の禮拜者達は、まだ最高の神といふ考をつくり得なかつた、そして彼等の崇拜の最初の形式如何に關しての、現存して居るすべての證據は、亡靈といふ考と神々といふ考との間に當初何等の相違もなかつた事を示すやうである。従つて未來に於ける賞罰の状態に就いての明瞭な信仰はなかつたのである——天國若しくは地獄といふ考はなかつたのである。暗い下界則ちヘイデイスといふ考すら遙かに後代の發展である。最初死者はそのもの爲めに準備されて居た墳墓の内に住んで居るとのみ考へられて居た、——その墳墓から死者は時折り出て來て、自分等の以前の住所を訪ね、生きて居る人々の夢に出現すると考へられて居た。死者の眞の世界はその葬られた場所であつた——墳墓、塚穴であつた。その後になつて、下界といふ考が不思議な方法で墓場と結び合つて徐に發達して來た。この漠然たる想像上の下界なるものが、擴がり、亡靈の幸福を享ける天地と、不幸の天地とに分かたれるやうになつたのは、遙かに後の事である……日本の神話がエリジウム（至福の世界）若しくはタアタラス（地獄の奥の暗黒世界）の考を生み出さず——天國と地獄との考を發達させなかつたのは注意に値する事實である。今日に於てすら神道の信仰は、超自然に關してホオマア以前の想像時代を表はして居るのである。

インドオ・ヨオロッパ民族の間にあつては、最初は神々と亡靈との間には何等の區別もなく、神々の大小といふ位置もなかつたらしい。この種の區別は徐に發達したものであつた。『死者の靈は原始民族の間にあつては理想的の集團をなし、殆ど甲乙の差別もなかつたが、だんだんにその差別が生じ來り、——社會が進むにつれ、また局部的な並びに一般的傳統が集積し、錯綜するにつれ、嘗ては等一であつたこれ等の人間の靈魂は、人々の考の内にその性質の相異を來たし、重要さの度を生じここに區別を起し——終にはそれ等本來の等一の本質は殆ど認められなくなつた』とスペインシア氏は云つて居る。かくして古代のヨオロッパに於ても、極東に於ても、國民のより大なる神々は亡靈の祭祀から生じ來たつたのである、併し東西の古代の社會にその形を成して居た祖先禮拜の倫理は、より大なる神々の生じた時代以前の時期から——すべての死者が何等の位置の差別なく皆神となると想像された時期から起つたものである。

古代の日本人は、アリヤン民族の原始的祖先禮拜者と同様、その死者を以つて現世以外の光明至福の王土にのぼり、若しくは苦悶苛責の世界に墮ちるといふ風には考へなかつた。彼等は死者を以つて、なほ此世界に住み、若しくは少くとも此世界と常に交渉をつづけて居るものと考へて居た。日本人最古の神聖なる記録には、なるほど下界の事が記してあり、

不思議な雷神及び惡靈が醜惡の内に住んで居るといふ事がある、併しこの漠然とした死者の世界は、生きた人の世界と交通し、その下界の靈は多少その朽廢の内に包まれては居るが、なほ且つ地上に於て人々の奉仕と供物とを受納しうるのである。佛教の渡來までは、天國地獄の考はなかつた。死者の亡靈は奉祭を要し、また多少生者の苦樂を頌かち得る恆久の存在を有するものとして考へられて居た。それ等は飲食並びに光明を要したが、その代りにまた利福を下し得たのであつた。その身體は地中に融解し去つた、併しその靈の力はなほ上界にさすらひ、その心髓に透徹し、風の内に水の中に動いて居たのである。死に依つて人々は神祕な力を得たのである——彼等は『上に立つもの』神（ゴツヅ）になつたのである。

則ち換言すれば最古のギリシャ及びロオマていふ意味の神になつたのである。注意すべき事は、此神格化には、東西共に何等道徳的差別を伴はない事である。『すべて死者は神になる』とは神道の大解釋家なる平田（篤胤）の記した處である。これと同様に古いギリシャ人の考に於ても、後のロオマ人の考に於てすらも、すべて死者は神となつたのである。クウランジュ氏はその『古代の都市』『La Cité Antique』の内に恁う言つて居る『この種の祭拜はただに大人物のみの特權ではない、何等の差別もありはしなかつた……有徳の人

であつたといふ事すら必要ではなかつた、悪人も善人と同様神になつた——只だこの死後の存在にあつても、悪人はその前生の悪い性癖を保持して居たのである』と。神道の信仰も丁度その通りで——善人は善行の神となり、悪人は悪の神となつた——併しすべては等しく神となつたのである。『而して善神も悪神もあるが故に、その好み給ふ供物を以つて、琴を弾じ、笛を吹き、歌ひ且つ舞ひ、其の他神々の意に適ふものを以つてその靈を慰めの要あり』と本居も記した。ラウソンの人は死者の悪意ある亡靈を Larvae (悪靈) と呼び、善意ある或は害なき亡靈を Lares (家の神) と呼んだ、アビユレイアスの所謂 Manes (亡靈、死者) Demii (守神) である。併しすべては等しく神々——diimanes (亡魂の神) であつた、而してシセロはすべてのデイイ・マネスに正當なる禮拜を爲すべき事を警告し『彼等はこの世から去つた人間である——彼等を神聖なるものと考ふるべし』と言つた。

神道に於ては、古ギリシヤの信仰に於けるが如く、死ぬといふ事は、超人的の力を獲得するといふ事——超自然の方法に依り、利福を授け若しくは不幸を與へるやうになる事であつた……併し昨日かくかくの人は、普通の勞役者、何等重きを爲すに足らぬ人物であつた、——が、けふは死んで、聖い力をもつ人となり、其子供等は自分等の事業の繁榮の

爲めに、その人に祈願するのである。丁度ギリシヤ悲劇中の人物、たとへばアルセステススの如き人物も、突然に死に依つて姿をかへ、神聖なものとなり、禮拜若しくは祈禱の言葉を以つて言ひかけられる。併しその超自然の力をもつて居るにも拘らず、死者は自分の幸福に關しては、生者に依頼して居る。夢の外には人の目には見えないが、彼等死者は地上の奉養と奉仕と——飲食並びに子孫の崇敬を要する。亡靈は孰れもその慰安を得る爲めに生ける近親に寄り縋る、——その近親の信心に依つてのみ、その安息を得るのである。則ち亡靈はその息み所——適當なる墳墓を要し、——それは供物を要する。立派に息み場を有し、適宜な奉養を受ければ、靈は喜び、その奉祭する人々の幸運を守る助けをする。併し若し墓所と、葬式と、飲食と火との供物を缺くならば、靈は飢渴と寒さとのために苦しむ、怒つて悪意ある働きをなし、それ等を怠つた人々に不幸を被らせやうと力める……かくの如きは死者に對する古ギリシヤ人の思想であつたが、それが又昔の日本人の思想であつた。

亡靈に就いての宗教は、嘗て吾が祖先の宗教であつたが——北歐南歐いづれに於ても、——そしてそれから起こり來たつた慣習、たとへば花を以つて墓を飾る習慣の如きは、今



日なほ吾が尤も進歩した社會の間に行はれて居るが——吾が思想の形は、近代文化の影響を受けて、甚だしく變化し、今や死者の幸福が、物質的なる食物に依るといふが如き事を、どうして人々が考へ得たかと想像する事さへ、吾々には困難な位になつた。併し古代のヨオロッパ社會に於ける眞の信仰も、近代の日本に現存する信仰と似たものであつた事は察し得られる處である。死者は食物の實質を食ふと考へられるのではない、只だその目に見えない精氣を吸ふとされて居るのである。祖先禮拜の古い時代にあつては、食物の供御は一般に行はれて居た、後代になつて靈は全く氣息の如き類の給養をすらも殆ど要しないといふ考へが起つて來たに從つて、さういふ供物はだんだん行はれる事が少くなつて來た。併しその供物は如何に少くとも、それが規則正しく行はれる事は必要缺くべからざる事であつた。死者の幸福はかかる影の如き食物に依つて居たのである、而して生者の幸運は死者の幸福に依つたのである。生死の兩者互に他の助けを無視する事は出來なかつた、目に見える世界と、目に見えない世界との兩者は、相互に必要な無数の羈絆に依つて結ばれて居り、その結び合ひの只だ一個の關係なりとも、これを破れば必らず尤も恐ろしい結果を生ずるのである。

一切の宗教上の生贄に關する歴史をたどれば、それは皆亡靈に捧げられた供物の古い慣習に歸せられる、而してインドオ・アリヤン民族も、嘗ては皆この靈に關する宗教以外他の宗教を有つては居なかつたのである。事實、すべて進歩した人間の社會は、その歴史の或る期間に、必らず祖先禮拜の状態を通つて來て居る、併しその禮拜が精緻な文化と兩立して居るのを今日見んと欲するならば、吾々はこれを東洋に求めなければならぬ。さて日本人の祖先禮拜は——アリヤン人種以外の人民の信仰を代表し、その發達の歴史に於て種々なる興味ある特色を示して居るが——なほ且つ一般祖先禮拜の多くの特徴を具體化して顯はして居る。その内には、あらゆる風土地方に永續して居た祖先禮拜の、あらゆる形の下に潜んで居る次の三種の信仰が特に残つて居るのである、——

第一——死者はこの世界にとどまつて居る——その墳墓や又以前の家庭に出没し、目に見えないながらも、その生きてゐる子孫の生活を共に享けて居る。

第二——すべて死者は超自然の力を得るといふ意味に於て神になる、併し存生中その特徴であつた特質をなほ保持して居る。

第三——死者の幸福は生存者が行ふ尊い奉仕に依るのであり、また生存者の幸福は、その死者に對し忠實に義務を果たす事に依るのである。

この極めて古い三箇條に加へて、次の箇條がある。恐らくこれは後世に發達したものであり、而も嘗ては偉大なる力を振つたに相違ないものである。

第四——善なると悪なるとに拘らず、現世に於ける事件——四季の順調、多分の收穫——出水、飢饉、——暴風雨、海嘯、地震等——は死者の業である。

第五——善にあれ惡にあれ、すべて人間の行爲は死者に依つて左右されて居るものである。

始めの三個の信仰は文化の曙光の時から、若しくはその前から、死者がその力の差別なく、すべて神であつた時代から、今日まで残つて居たものである。後の兩者は、眞の神話——廣漠たる多神教——が亡靈の禮拜から發達し來たつた時代のものと察しられる。此種の信仰は決して單純なものではない、それ等は嚴肅なる恐怖すべき信仰であつて、佛教の助けに依つて、それが驅逐されなかつた間は、此地に住んで居る人々の心を壓迫し、恰もはてなき惡夢のやうな重味をそれに加へて居たに相違ない。併しその形の和らげられた古い方の信仰は、なほ現存する祭祀の根本的の要素となつて居る。日本の祖先禮拜は過去一

千年間に多大な變化を受けたが、人の行爲に關するその主要なる性質の上に變化を加へる事はしなかつた、そして社會の全構造はその性質の上に立つて居る事、恰も道德上の基礎の上に立つて居るかの如くである。日本の歴史は實際その宗教の歴史である。この點に就いて、政治といふ事の古い日本語——まつりごと——がその文字上禮拜の事の意であるといふ事實は、尤も注意に値する一事實である。今後吾々はただに政治のみならず、日本社會の殆ど一切の事が直接間接にこの祖先禮拜から出て來て居る事、並びに生者にあらずして、むしろ死者が國民の統治者であり、國民の運命の形成者であつた事を知るにいたるであらう。

## 家庭の宗教

宗教上の發展、並びに社會發展の、大體の徑路には、祖先禮拜の三期が劃され、その各期は一々日本社會の歴史の内に説明されて居る。第一期は一定の文化の成立前、まだ一國の統治者もなく、社會の單位は大きな族長を主とする一族であり、その長者若しくは戦争の將軍を主君として居た時期である。かくの如き事情の下にあつては、一族の祖先の靈のみが祭られて居た——各一族はその一族の死者を奉祭し、その他の禮拜の形は一切認めなかつたのである。族長を主とする幾多の家族が一緒になつて、部族的氏族を作るに至ると、その氏族の統治者の靈に部族の供御をする習慣が出来て来る——この禮拜が家族の禮拜に加へられ、ここに祖先禮拜の第二期が劃される。最後になつて一人の最高の主長の下に、すべての氏族若しくは部族が統一されると、一國の統治者の靈を奉祭する習慣が出来てくる。この第三の禮拜の形式が、國の當然まもるべき宗教となる、併しこの形式も以前の三つの禮拜に取つて代はるといふのではない、三種の形式は一緒に存立して居るのである。

吾々の現在の知識の状態では、日本に於ける祖先禮拜の此三期の發展は、明らかにその跡を辿る事は出来ないが、色々の記録に依つて、禮拜の永續的な形式が、先づ古い葬式から發達して來たものであるといふ事を、吾々はかなり十分に推斷する事が出来る。古い日本の葬式の習慣と、古いヨーロッパのそれとの間には、大變な相違がある——この相違は日本に關して、其遙かに原始的な社會状態にあつた事を示すものである。ギリシヤに於ても、イタリヤに於ても、一族の死者は、これを其一族の所有地内に葬るといふのが古い習慣であつた、それで財産に關するギリシヤ、ローマの法律も、此習慣から出来てきたのである。時には死者は家のすぐ近くに葬られた。『上古都市論』の著者は、此問題に關する古い記録の中に、ユウリビデイスの書いたヘレンの悲劇の内から興味ある祈願を引用して居る『喜ばしき哉、吾が父の墳墓よ、吾は幾度も御身に接し得んが爲めに、御身プロテウスを、人々の過ぎ行く處に葬れり、されば吾が出入する毎に御身の子なる吾セオクリメヌスは、父なる御身を訪るゝなり……』と。然るに古の日本に於ては、人々は死の近傍から逃れ去つた。即ち一時若しくは恆久的に死人のあつた家を棄てるといふのが永い間の習慣であつて、いづれの時代にあつても、死者を一家の生き残つて居る人々の居住の近くに

葬る事を以つて、好ましいと考へたとは殆ど想像し得られない。日本の或る信頼すべき説に依ると、極古い時代に於ては埋葬といふ事はなかつた、屍はただ寂寞の地に運び去られ、其處で鳥獸の爲すがまゝに放棄されて居たのだといふ。それは兎に角として、それには埋葬の風が成立して居た時代にあつた古い葬式——異様にして不思議な、そして一定した文化の慣習とは、何等共通なる所のないその儀式に關する確實な文書上の證明がある。家族の住處は、最初一時的でなく、恆久に死者のものとして棄てられてしまつたと信ずべき理由がある、そして住處はその構造の極めて簡単な木造の小舎であつたといふ事實から考へると、以上の想像は必らずしも出来ない事ではない。兎に角屍は喪期と稱する一定の時期の間、その人の死んで今や棄てられて居る家か、若しくは特にその目的の爲めに建てられた小舎の内に置かれたのである、そしてその喪期の間、飲食物の供御が死者の前に置かれ、屋外で儀式が營まれたのである。その儀式の一は死者を讚美した詩の朗讀であつた、——その詩を誄辭しのびことと呼んだ。笛、太鼓の音楽及び舞踊もあつた、夜になると家の前に篝火がたかれた。以上の事が一定の喪期の間——或る典據に依ると八日であるが、また十四日といふものもある——執り行はれた後、屍は葬られるのであつた。この棄てられた家は、それから以後祖先を祭る社、若しくは靈屋となるといふのもあり得る事である——則ち神道の

宮の原型である。

古い時代に——何時といふ事は解らぬが——死者のあつた場合、喪屋（弔ひの家）を建てる風が起つて來、埋葬に先き立つてこの喪屋で奉祭が營まれた。埋葬の仕方は極めて簡單であつて、墳墓といふ文字の示すやうなものもなく、墓石もなかつた。只だ土饅頭が墓穴の上につくられ、その大いさは死者の身分に依つて大小を異にして居た。

死者のあつた家を去るといふ風は日本民族の祖先の遊牧の民であつたといふ説と一致する、かくの如き風は、古いギリシヤ及びピロオマの文化の如き固定した文化とは到底兩立しがたいもので、ギリシヤ及びピロオマの埋葬に關する風俗は、少許の土地の恆久の占有を豫想せしめるものである。併し極古い時代にあつてすら、この一般の風に對する例外もあつたであらう——必要上から來た例外が。則ち今日でも日本の各所に恐らくは特に寺から遠く隔つて居る地に於ては、農家がその死者を自分の土地に葬る風もあるのである。

——埋葬後定まつた間隔を置いて、墓邊で儀式が營まれ、飲食物が靈のために捧げられた。位牌が支那から入つて來、眞實な家族の禮拜が成立するに至つても、埋葬の場所では御を捧げる風はなくなつた。この風は今日に至るまで残つて居る——神道の儀式にも佛敎のにも、たとへば每春帝室の使者は神武天皇の御陵に、鳥、魚、海草、米、酒、と

云つたやうな昔からの同じ供物を捧げる、則ちこれは二千五百年前の帝國の建立者の靈に捧げられたものなのである。併し支那の感化を受けた時代以前にあつては、一族はその死者を禮拜するに、ただ喪屋若しくは墓邊に於てのみしたものと察せられる、そして靈は不思議な地下の世界に入り得たと同時に、特にその墳墓にのみ住んで居たと考へられて居たのである。靈はその食物以外に他のものをも必要としたと考へられた、さればその靈の用途のため種々な物品が——たとへば武者の場合ならば劍、婦人の場合ならば鏡、と云つたものが——生前特に大事にして居た品物、貴金屬とか寶玉の如きものと一緒に墓場に置かれるといふ風であつた。靈がその存生中身體のために要したと同じ種類の奉仕を、影の中にあつても要求したと假定されて居る祖先禮拜のこの時期にあつては、動物の生贄と共に人間の生贄のあつた事も當然であると考へるべきである。顯著な人物の葬式にあつては、此種の生贄は普通の事であつた、或る種の信仰があつて、——それに關する一切の事はもう解らなくなつて居るが——そのために、この種の生贄は、ギリシヤのホオマア時代の犠牲よりも遙かに残忍なものとなつて居た。生贄となる人々は（馬やその他の動物も犠牲になつたかどうかそれは明瞭でない）墓の周圍に環狀をなして頸まで土中に埋められ、鳥類の嘴、野獸の齒にかけられて朽ちるのであつた。この形の犠牲に用ひられた文字——人籬、

則ち人間の垣——は一度に大勢の犠牲のあつた事を語るものである。この風習は約千九百年前垂仁天皇に依つて廢止されたが、それは上古の風習であつたと『日本紀』にも記されて居る。垂仁天皇の弟君なる大和彥命の墓の上につくられた土饅頭の内に埋められた犠牲者の泣く聲をあはれと思はれ、天皇は次のやうに宣はれたと記してある、『存生中に愛しんだ人々を強いて死んだものに從つて行かしめるのは、甚だあはれな事である。よしそれは古いならばしてあるにせよ、若しそれが惡風であるならば、何の理由あつてそれに從ふべきであらう。今より後は死者に跟いて行く事は廢止するやう協議せよ』と。宮廷の貴紳であつた野見宿禰——相撲の恩人として奉祭されて居る——は、その當時生贄の代りに、土で造つた人や馬の形を以つてする事を申し上げ、その申し出は嘉納されたのであつた。人籬は則ち廢されたのであるが、併し任意的に並びに強制的に死者に跟いて行つた事は正しく幾百年の後までもつづいて行つた、それは西曆紀元六百四十六年に、孝徳天皇がこの問題に就いて勅令を出して居られるのでも解る、——

『人の死ぬ時、人々が自らを絞殺し、若しくは犠牲にするために、他人を絞殺するか、或は死者の馬を強いて犠牲にし、或は死者をあがめて、貴重品を墓に埋め、若しくは髪をきり、股を刺し、(やういふ姿で)死者を讚稱するやうな事があつた。斯様な舊習は全くやむべし』——『日本紀』、アストン翻譯。

凡人死亡之時。若經自殉。或絞人殉。及強殉亡人之馬。或爲亡人。藏寶於墓。或爲亡人。斷髮刺股而誅。如此舊俗。一皆悉斷。

強制的の犠牲及び世間の風習に關しては、此勅令はその望みの通りの直接の結果を得た事と思ふ、併し任意的の犠牲に就いては斷然と鎮壓されたものではなかつた。武權の擡頭と共に、別の殉死といふ、死せる主君に従つて行く風習が起つて來た——刀を以つての自殺である。それは北條執權の最後の人なる高時が自殺をなし、その臣下の多數のものが、主人に従つて行くために腹切りなるものに依つて、生命を失つた時、則ち一三三三年頃に始つたのであつた。果たしてこの事件がさういふ風を實際に作り上げたものであるか、それは疑の餘地がある。併し十六世紀頃には殉死は侍の間に名譽と考へられた風習になつて居た。忠義な家臣は主君の死後、その靈界の旅中、伴をして行くために、己を殺す事を以つて自分の本分と心得て居た、それ故佛敎の一千年間の敎へも、此犠牲を以つて本分と心得る原始的の考へを拭ひ去る力はなかつた。この慣習は徳川將軍の時代までもつづいたの

て、家康はそれをやめさせる法律を制定した。この法律は勵行された——自殺者の全家族は、殉死の場合、その責任を負はされたのである、併しそれでもこの習慣は明治年代の初め以後、可なり經つまでは根絶されなかつた。私の居た時分ですらも、なほその名殘があつた——極めて感動的な種類のもので、主人、夫、兩親の、目に見えない世界に居るその靈に仕へ、その助けをする事の出来るやうにとの望みから、自殺をするのである。恐らく尤も異様なのは、十四歳の少年が、その主人の小さい子息なる子供の靈に侍するために、自殺したといふ事である。

墓に於ける古い人身御供といふ特別な事實、葬式の特徴、死者のあつた家の放棄——それ等はみなこの古い祖先禮拜の正しく原始的のものである事を證明するものである。その事はまた神道の方で死を不淨として特に恐れる事に依つても知られる、今日でも葬式に會同する事は——葬式が神道の式に依つて營まれるのでなければ——宗教上の汚れなのである。上古の伊邪那岐命のその死んだ配偶（伊邪那美命）を尋ねて、下界へ降下した事は、嘗て抱かれて居た死者の上に力を有して居る魔力に關する恐るべき信仰を説明するに足るものである。腐蝕としての死に就いての恐怖と、亡靈に對する奉祭との間には何等の不調

和もない、吾々は奉祭其事を以つて贖罪と解すべきである。此最古の神の道は恆久の恐れ  
の宗教であつた。されば普通の家が死者のあつた後には棄てられたのみならず、天皇すら  
も當初の幾世紀間は、先帝の死後はその首都をかへるのが常であつた。併し原始の葬式か  
ら徐に高等の祭祀が發達して來た。悲みの家則ち喪家は變つて、神道の社となり、今日で  
もそれは當初の小舎の形を保存して居る。それから支那の感化の下に祖先禮拜は、一家の  
内に於て堅く行はれるやうになり、後になつては佛教が、この一家の禮拜をつづけさせた。  
だんだんに家族のこの宗教は、優しい情緒の宗教であると共に、義務本分を主とする宗教  
となり、死者に就いての人々の考を變へ、又和らげるやうになつた。遠く第八世紀に於て、  
すでに祖先禮拜は今日なほ保存して居るやうな三種の主なる形を發展させた、そして爾來  
家族の祭祀は、古いヨオロッパ文化の家族的宗教に、いろいろの點に就いて、酷似して居  
る性質をもち始めたのである。

今現存のこの家族的祭祀の形に對し瞥見を與へて見よう——則ち日本に於ける一般の宗  
教の形に對してである。日本の各家庭には必らずそのために捧げられた神殿がある。若し  
其家庭が只だ神道の信仰を有するものとすれば、其神殿則ち御靈屋（註みたまや）（嚴かなる靈の住處）

——神道の社を小さく型どつたもの——は何處か奥の方の部屋の壁によせてつくられた棚  
の上に置かれてあり、その高さは床から約六尺の處にある。この種の棚を呼んでみたまさ  
んの棚則ち『尊い靈の棚』といふ。この神殿には白木の薄い板牌があり、それに一家の死  
んだ人の名が書かれてある。この板牌は靈の代理者（みたましろ）を示す名、若しくは恐  
らくそれよりも古い『靈の木』といふ事を示す名を以つて呼ばれて居る——またその家族  
が佛式を以つて祖先を禮拜するならば、死者の板牌か佛教流の神殿則ち佛壇に置かれる、  
而してこの佛壇は奥の室の窪んだ個處の上部にある棚を占有して居るのである。佛教のこ  
の死者の板牌は（多少の例外はあるとして）これを呼んで位牌といふ——『心の追憶』を  
意味する文字である。それは漆塗り、金着せて、その臺に蓮の花が彫刻されてついて居る、  
そしてそれは大抵死者の實名でなくして、宗教上の名若しくは死後の名を記すのである。

註 通例はそれを稱して宮、則ち嚴かなる家といふ——これは普通の神道の社にも與へられて居る名であ  
る。

さてここに重要な事はいづれの禮拜に於ても、この板牌則ち靈牌は事實形の小さい墓石  
を示すといふ一事である——これは進化の上に興味ある事實である、よじその進化なるも  
のは日本のといふよりも、むしろ支那のものでありはするが。神道の墓場に於ける簡單な

墓石は、その形が木製の亡霊の木若しくは霊の木と似て居るが、一方に古風な佛教の墓地に於ける佛教の記念碑は、位牌のやうな形になつて居る、凡そ位牌は男女の性と年齢とを示すために、その形がそれぞれ少し變つて居るが、墓石に於てもその通りで、少しづつその形が變つて居るのである。

一家の神殿に於ける靈牌の數は、通例五個若しくは六個を越えない——かくしてただ祖父母、父母、それから最近に死んだもののみが代表されて居るのである、併し遠い祖先の名は卷物に記され、それが佛壇若しくは御靈屋の内に置かれてある。

家族の禮拜の式如何に拘らず、祖先の靈牌の前には、日々祈禱が上げられ、供物がそなへられる。その供物の種類並びに祈禱の性質に就いては、その家の宗教如何に依るのであるが、祭祀の主要な義務に就いては、何れの家でも同様である。この義務は如何なる事情があつても、これを閑却してはならないので、當時にあつては、その営みは、通例年長者若しくは一家の婦人達に委ねられてあつた。

その祈禱には長い式もなければ、何等命令的な規則もなく、また別に嚴肅な處もない、食物の供御は一家の料理から取り出されたものであり、口の内に嚙く祈願は短く些かである。併しこの式はつまらぬ様に見えるが、その執行は決して輕々に見る事の出來ぬも

のである。供御をしないといふ事は、恐らく夢想だもされない事で、家族の存在する限り行はれなければならないのである。

註 但し公儀の折に於ては——年回のため一家に親族の集まる時の如き際には、さうは行かなかつた、かかる際には奉祀は一家の長に依つて營まれたのである。古い慣習——嘗ては日本の各家族に行はれ、なほ神道の家では守られて居る——則ち神々に料理の道具と食物とを捧げる慣習に就いて、サア・アアネスト・サトウ氏は恚う言つて居る、『これ等の神々を祭る儀式は、最初一家の長に依つて爲されたが、後になつてその務めは一族の婦人達に委託された』と。『古日本の奉祀例』(Ancient Japanese Rituals) 吾々は古い儀式に就いても亦同様な任務の委任が極古い時代に、明らかな便宜上の理由から行はれた事と察する。この義務が一家の年長者——祖父母——の仕事となつた時、供物の事を管理した人は通例祖母であつた。ギリシヤ、ロオマの家々に於ても家族の儀式を行ふ事は、その家の長の責任であつたらしい、併し婦人達がそれに參與して居た事も吾々の知つて居る處である。

家族のこの禮拜の式の詳細を叙述するには、多くの紙數を要する、——それが複雑であるがためではなく、西洋人の經驗した處とは甚だ異つて居り、一家の宗派如何に依つて異つて居るからである。併し細目に互る事は必要でもあるまい、主要な點は宗教如何を考へ、また人の行爲と性格とに關してのその信仰を考察するに在る。只だこの家族の禮拜以上に



誠實なる宗教もなく、またそれ以上に感動を興へる信仰もないといふ點は、深く記録すべきである、蓋しこの禮拜は、死者を以つて、なほつづいて一家の一部を成すものであるとなし、従つてなほその子女近親の愛情並びに尊敬を要するものとなすのである。愛情よりも恐怖が強烈であつたその暗黒な時代——死者の亡靈を悦ばさうとする欲望が、主として死者の怒りを恐れる心から起こされた時代——に始まつたこの祭祀は、結局發達して愛情の宗教となり、今日なほそのままに残つて居るのである。死者が愛情を求め、死者を閑却するのは残忍であり、死者の幸福は生者の義務如何に依るといふ信仰は、最初の死者の怒りを恐れたといふその恐怖心を殆ど放棄した信仰である。死者は死んだとしては考へられて居ないので、その人を愛して居た人々の間にはまだ存在して居るものと考へられて居るのである。人の目には見えないで、その死者はなほ家を守り、その住者の安寧ならん事を注意して居る、また夜毎に神殿の燈明の光の内にさすらひ、その燈明の焔の動きは則ち死者の動きである。死者は大抵は文字を以つて書されたる靈牌の内に住み——時に依るとその靈牌に生命を興へ——それを人間の體質に變じ、生者を助けまた慰めを興へるために、さういふ身體を以つて現實の生活に戻つて來る。その神殿から死者はその家に起る事件を見聞し、一家と喜憂を共にし、周圍の人々の聲を聞き、その温情を得ては喜んで居る。

彼等は愛情を欲するが、一家の朝夕の會釋は彼等を喜ばすに足りるのである。彼等は又食物を要するのであるが、それは食物の息だけで十分なのである。彼等は只だ日々會釋をする義務を果たして貰ふ事だけに就いて嚴格なのである。彼等は生命を興へ、富を興へるものであり、現在の創作者であり、教師である、彼等はまた民族の過去と、そのすべての犠牲とを代表して居るもので——生者が現にもつて居るものは、みな彼等から來たものなのである。併しそれに對して彼等の求めるものは、誠に僅少である——一家の建立者として、保護者として、次の如き簡單なる言葉を以つて、謝意を表されるより以上には、殆ど出ない、則ち『尊き御靈よ、晝となく、夜となく、興へられたる御助けに對し、吾々の恭しき感謝を受けられよ』……と云つたやうなものに過ぎない。彼等を忘れ、閑却し、粗末に冷淡に扱ふ事は、則ち悪心の證據である、また行に依つて彼等を辱しめ、惡事に依つて彼等の名を汚す事は、最大な罪惡である。彼等はこの民族の道德上の働きを代表するものとしてあり、道德上の働きを否認するものは、また彼等を否認する事であり、かくの如きものは野獸の列に、若しくはそれ以下に墮落したものである。彼等死者は不文律、社會の傳統、人々に對する人々の本分を代表して居り、これ等の事を犯すものは、また死者に對して罪を犯した事になるのである。そして最後に彼等は目に見えざる神祕の世界を代表して居る、

神道の信仰から言へば、少くとも彼等は神である。

勿論 gods に對する日本語の神といふ言葉は、古イラテン語の di-*manes* と同様、神性 (divinity) といふ近代的の概念と一致するやうな觀念を含んで居ない事は記憶して置くべき處である。日本の神といふ文字は『上長』(The Superiors) 『高貴の人々』(The Higher Ones) と云つたやうな言葉を以つて表はした方が、もつと適切かも知れない、事實この文字は神々亡靈に對すると同様、生きた統治者に對しても以前は用ひられたものである。併しそれは現身を脱却した靈といふ考よりも遙かに以上のものを含んで居る、何となれば古い神道の教に従ふと、死者は世界の統治者となつたのであるからである。彼等死者はすべて自然界の事件の原因であつた、——風、雨、潮流、發芽、成熟、發育、衰滅、及び望ましい事、恐るべき事、其他一切の原因であつた。彼等は精妙なる一種の要素——祖先より傳はつたる精氣——を成し、宇宙に遍在し、たえる間なく働きを爲して居る。彼等の力は或る目的のために結合すると、抵抗する事の出來ないものとなる、そして國家の危機に際しては、敵に對しその助けを求め、彼等を全體としてそれに祈禱するのである……こんなわけで、信仰の眼から見れば、各家族の亡靈の背後には、無數の神の計量すべからざる

影の力が蟠つて居るのである、ために祖先に對する義務の感は、世界を左右して居る力——目に見えざる廣大無邊の力に對する畏敬の念に依つて一層深くされる。原始的な神道の考に依ると、宇宙は亡靈を以つて充たされて居たのである——後年の神道の考に依ると、亡靈の存在は個々の靈の場合でも、場所や時間を以つて制限されては居ない。平田(篤胤)の書いた處に依ると『靈の居る處はその御靈屋の内にあるが、同時に靈はその祭られて居る處には何處にても居る——神であるが故に、又在さざる處はないのである』と。

佛教信者の死者は神とは呼ばれないで佛(ほとけ)と云はれる、——これは勿論信仰といふよりも、信心から來た希望を言ひあらはした言葉である。この信仰に依れば死者は、單により高い生命の状態に進む途中にあるのである、それ故神道の神のやうに祭られもせず、また祈禱を捧げられもしないのである、則ち祈禱は死者のために上げられるので、通例(佛教の奉祭の内にはこの教に對する例外となるものもありはするが)死者に向つてするのではない。併し日本の佛教信者の大多數は、また神道の憧憬者であつて、一見不合理のやうではあるが、この兩信仰は世人の考の内に長い間調和されて居たのである。それ故佛教の教理は思つたほど深く祖先の祭祀に伴なつた考に影響を與へては居ないのである。

定まつた文化をもつたあらゆる族長政治の社會に於ては、祖先の禮拜から、孝道を尊ぶ宗教が出て居る。祖先の祭祀をなす文化の民の間には、孝道が今日なほ最高の徳となつて居る……。併し孝道と云つた處で、そのイギリスの言葉に依つて普通に傳へられて居る處

——子供の兩親に對する尊敬と、それを解してはならない。孝といふ言葉をむしろその古い意味、昔のロオマ人の *pietas* (ピエタス) は義務、愛情、感謝、愛國心、親族に對する忠實等の意を有す) の意に解すべきである——詳しく言へば、一家の本分に就いての宗教的意義に解すべきである。則ちこの文字の下に、死者に對する敬意、生者に對する義務の感、子女の兩親に對する愛情、兩親の子女に對する愛情、夫婦相互の義務、並びに養子養女の一體としての家族に對する義務、奴婢の主人に對する義務、主人の寄食者に對する義務——すべてこれ等が包含されるのである。家族そのものが、宗教であり、祖先傳來の家は、則ち社寺であつた。吾々は一族と家とが、今日に於てすら、そんな風である事を、日本に於て見るのである。孝道なるものは、日本に於ては、子女の父母並びに祖父母に對する義務の意のみではない、それ以上に祖先に對する祭祀、死者に對する敬虔なる奉仕、過去に對する現在の感謝、全家に對する關係に於ける個人の行爲等をいふのである。故に平田は

すべての徳義が、祖先の禮拜から出て來て居ると云つて居る、サア・アアネスト・サトウ氏の翻譯した平田の言葉は特に注意に値すると思ふ、——

親から祖先の僕であると考へ、其祖先の禮拜に精勵するは臣民たるものの本分である。養子女を迎へる風習は、供御を爲す人を得んとする自然の願から起つたもので、此願は決してこれを閑却して、棄て置くべきものではない。祖先の憶ひ出に一身を捧げるといふ事は、すべての徳の源である。祖先に對する義務をよく果たすものは、神々に對し、またその生ける兩親に對し、決して不敬な事はない筈である。かくの如き人は王侯に對しては眞實に、友人に對しては忠實に、その妻子に對しては親切にまた優しいのである。何となればその一身を捧げるといふ事の本源は、實に孝の心であるからである。

社會學者の見地からすれば、平田の考は正當である、極東の倫理の全系統が家族の宗教から出て居るといふ事は、疑もない事實である。その祭祀の助けに依り、生者並びに死者に對するあらゆる義務の感が出て來たのである——畏敬の念、忠實の感、献身の精神、愛國の精神の如きすべてが、孝道が宗教上の力として如何なるものを示すかといふ事は、東洋に於ては、人の生命を購求する事が出來るといふ事實に依つて、尤もよく想像されよう、——生命がその市價を有するといふのである。かくの如き宗教は支那並びに其隣接の國々

の宗教であつて、支那では生命が賣り物になつて居る。支那の孝道があつたればこそ、パナマ鐵道の完成が出来たのである。パナマに於ては、土地を鑿つのは、死を解放して自由の働きを爲さしめる事であつた——地は幾千の勞働者を喰ひつくして、終に白人黒人の勞働者間には、此業を完うするに十分なる其數が得られなくなつてしまつた。併しその勞役は支那から得られた——どれほどの數でも——生命といふ代價を以つて得られたのであつた。而してその生命といふ代價は拂はれたのであつた、則ち無數の人が東洋から來て勞役して死んだ、それはその人々の生命の價が、その家族の許に送られるやうにとのためであつた……。私は疑はない、かくの如き犠牲が命令的に要求されたならば、生命は日本に於ても直に購はれうるであらうと——よし恐らくはそんなに廉價ではないにしても。この宗教の行はれて居る處、個人は、——その場合に至つてはいろいろあらうが、——家族のため、家庭のため、祖先のために、いつでも直にその生命を差し出すのである。かくの如き犠牲をなさしめる孝道は、これを押し進めると、主君のためには、家族をも犠牲にして惜まない忠義の感となる——若しくはさらにそれを押し進めると、楠正成の如く、主權者に捧げるために、七度も生まれかはる事を願ふ忠義の心となるのである。孝の心から國家を護るあらゆる道徳上の力が發達した——專制主義が、世の安寧に取つて危険になつた際に

は、その官憲の專制主義に向つても、正當なる制限を加へる事を往々辭さない力ともなつたのである。

蓋し古い西洋の、家族の神壇を中心として繞る孝道は、なほ極東にその力を揮つて居る孝道とあまり異つたものではなかつた。併し吾々は日本にアリヤン民族特有の爐邊なるもの、則ちたえざる火の置いてある家族の神壇を見ない。日本の家庭の宗教は、ギリシヤ人、ロオマ人の間に、その有史時代にあつたものよりも、遙かに古い禮拜の時期にあつたものである。古日本の母屋おもやなるものは、ギリシヤ或はロオマの家庭の如く、確定したる組織をもつたものではなかつた。家族の死者をその家族の所有地内に葬るといふ習慣は、一般には行はれて居なかつた、住居そのものがまだ確とした永續的の性質をもつては居なかつたのである。日本の武士に就いては、ロオマの武士に就いて言つたやうに *pro aris et focis* 『吾が神壇と爐邊とのため』といふ事は、その文字通りには當てはまらないのである。日本の家々には神壇も神聖なる火もなかつた、それ等の代りに、夜毎に新しく點す小さな燈火のある靈の棚若しくは神殿があつた、そして古い時代には、神々の影像是日本にはなかつたのである。レイリニス及びピイネイティス (*Lares and Penates*) 下界にあつて家を守る

ロオマの神々)の代りに、祖先の靈牌があるばかりで、また別に小さな板牌があつて、それには他の神々——守護神の名があるばかりであつた。さういふ弱々しい木製の品物のある事が、なほ家庭を爲すのである、それ故、勿論それ等は、何處にでも持ち運びが出来たのである。

一家の宗教、生きたる信仰としての、祖先禮拜の十分なる意義を了解する事は、今や西洋の人々に取つて困難な事である。吾々は吾がアryan民族の祖先が、其死者に就いて如何に感じ、また考へたかを、ただ漠然と想像しうるのみである。併しながら日本の生きたる信仰の内に、吾々は古いギリシヤの敬神の念が、如何なるものであつたかを暗示する多くのものを認めるのである。男にしても、女にしても、一家の各員は、常に靈の監視の下にあると考へて居る。靈の眼は人の一々の行爲を注目し、靈の身はその言葉を聽いて居る。行爲と同様思想も死者の凝視の前には見えて来る、従つて靈の居る處に於ては心は至純でなければならず、精神も抑制を受けなければならぬ。恐らくかくの如き信仰の感化は、たえ間なく何十年間、人々の行爲の上に加へられ、其結果、日本人の性格の美しい方面を作り上げた事と思ふ。併しこの家庭の宗教には今日何等嚴酷な處もなく莊嚴な處もない、——

フュステル・ド・クウランジュが、特にロオマの祭祀の特徴であつたと考へたやうな嚴格な不易な規律の如きものは少しもない。むしろそれは感謝濃情の宗教であり、死者は實際身體を有して一同の間にあるかのやうに、家族に依つて奉仕されて居るのである。私は思ふ、若し吾々が何處かギリシヤの都會の過去の生活の内に、一時でも入り得たならば、吾々はその家族の宗教が、今日の日本の家族の祭祀と同様、快活なものである事を認めるであらうと。また私は想像する、三千年前のギリシヤの子供は、今日の日本の子供のやうに、祖先の靈に供へられた何か甘いものを盗み取る機を覗つて居たに相違ない、そしてギリシヤの兩親は、日本の兩親が、明治の現代に於て、子供をたしなめるやうに、——小言に交じへるに教訓を以つてし、<sup>註</sup>そんな事をする<sup>註</sup>と氣味の悪い事があると云つて、注意し、やはり優しくその子供達をたしなめたに相違あるまいと。

註 死者に供へられた食物は、後で家の長者が喰べるか、又は順禮に施與された。併し若し子供がそれを喰べると、その子供は生長して記憶力が弱くなり、學者となる事が出来なくなるといふのである。

## 日本の家族

凡そ永續して來た祖先禮拜の基となつてゐる大きな廣い考へ、則ちその基礎を爲す思想は、生者の安寧は死者の安寧に依るといふ考へである。この思想並びにそれから起つて來る祭祀の感化の下に、古の家族の組織、財産及び相續に關する法律、一言を以つてすれば、古代社會の全組織が發展して來たのである——西洋に於ても東洋に於ても。

併し古い日本の社會組織が、祖先の祭祀からその形を得たものであるかを考へる前に、最初は死者以外には神といふもののなかつた事を、重ねて讀者に注意して置きたいのである。日本の祖先禮拜が神話を作り出した時にあつてすら、その神々はただ亡靈のその姿をかへたものに過ぎなかつた——而してこれが又すべての神話の歴史なのである。天國及び地獄といふ思想は原始の日本には存在しなかつた、また輪廻の考も同様ありはしなかつた。佛教の再生の教も——後年に他から藉り來つた教であるが——上古の日本の信仰とは全

然兩立しないものであつて、その教を立てるためには、念入りの哲學的教理を要したのであつた。併し吾々は日本人の死者に就いての古い思想は、ホオマア以前の時代に於けるギリシヤ人の思想に酷似して居ると想像し得るのである。則ち靈が下つて行く下界といふものがあつた、併しその靈はまた好んで自分の葬られた墓場、若しくはその靈屋の邊に、とどまつて居ると考へられて居たのである。この靈の遍在の力をもつて居るといふ考へは、僅に徐に發展し得た事であつた。その考の發展し來つた時ですら、靈は特に墓場、神殿、住家につき纏つて居ると考へられて居た。平田（篤胤）は十九世紀の初めに當つて恁う書いて居た『死者の靈は吾々の周圍の何處にでもある目に見えざる世界の内につづいて存在して居り、いろいろな種類や程度の力をもつた神々となつた。或るものはそれを祭るために建てられた社の内に住み、また或るものはその墳墓の近くに止まつて居り、みな續いて生前と同様にその主君や兩親、妻子等に奉仕して居る』と。言ふまでもなくこの『目に見えざる世界』は大體は目に見える現世のうつして、同じものであると考へられ、その世界の幸運は生者の助けに依ると考へられてゐるのである。則ち生者と死者とは互に相倚託してゐたのである。故に亡靈に取つて何よりも以上に重大であつた必要事は、供物を以つてする禮拜であつたし、また人に取つて何よりも以上に重大なる必要事は、自分の靈に對

する將來の祭拜をして貰ふ用意であつた。而して禮拜を受ける保證を得ずして死ぬといふのは最大の不幸であつた……、この種の事實を知つて置けば、族長的の家族の組織を了解するに大いに都合が良い——その組織は死者の祭拜を保持し、その用意をするために作られたもので、この祭拜を怠れば不幸を招くと信じられたのであるから。

讀者は古のアリヤン民族の家族の内にあつて、その結合してゐる羈絆が、愛情を主とした羈絆でなくして、宗教の羈絆であり、それに對しては、自然の愛情なるものは、全然從屬の位置にあつたものである事に、必ず氣づいた事であらう。この事情は祖先禮拜のある處、必ず族長的家族の特徴となつて居る。それで日本の家族も、古ギリシヤ若しくはロオマの家族の如く、嚴格なる意味に於ての宗教的社會であつたし、今でもなほそのまま宗教的社會として残つて居る。その組織は本來祖先禮拜の要件に從つて出來たものであつて、その後に入つて來た孝道の教の如きも、一層古い而も同種の宗教の必要に應ずるために、支那で既に發達して居たものであつた。吾々は日本の家族の組織、法律、慣習等の内に、古いアリヤン民族の組織及び傳統的法律との幾多の類似點を認めると考へる——社會學的發展の法則はただ僅の例外をゆるすのみで、大抵は同一なものであるが故に、事實か

くの如き多くの類似點は明らかに認められるのである。深い比較研究の材料はまだ集められては居なかつたので、日本の家族の過去の歴史に就いて學ぶべき事はまだ多く残つて居る。併し大體の筋道について言へば、古ヨオロッパに於ける家族制度と、極東に於ける家族制度との間の類似は、明らかに認められる事である。

當初のヨオロッパの文化に於ても、古い日本の文化に於ても、一家の繁榮は祖先の祭祀の務めを嚴格に完うするにあるといふ信仰があつた、そして此信仰が今日に於ける日本の家族の生活を支配して居る事は著しいものである。一家の幸運は祖先の禮拜を行ふに在り、最大の不幸は其式を行ひ、供物を爲すべき男子の後繼を残さずして死ぬといふ事であると、今なほ考へられて居る。古のギリシヤ人並びにロオマ人の間に於ける孝道の最高の務めは、家族の祭祀の永續を完うするにあつた、從つて獨身生活は一般に禁じられて居た——結婚の義務は法律に依つて勵行されなければ、輿論に依つて勵行されたのである。古い日本の自由を有する階級にあつても、結婚は一般の規則としては、男子の後繼者の場合義務的であつた、獨身生活は法律を以つて有罪とされない場合には、慣習に依つて非難された。次男以下の場合、子なくして死ぬといふのは、その人一個の不幸であつたが、長男で後繼者

の場合、男子の跡継ぎを残さずして死ぬといふのは、祖先に對する罪惡であつた、——それに依つて祖先の祭祀が絶えるといふ恐れがあるので。如何なる口實があつても、子なくして居るといふ事は許されない。日本に於ける家族の法律は、昔のヨオロッパに於けると正しく同様で、かくの如き子のないといふ場合に對して、十分な用意が出来て居るのであつた。則ち妻に子がなかつた場合には、その妻は離婚される事もあつた。また離婚すべき理由のなかつた場合には、世嗣を得るといふ目的の爲めに妾を置き得たのである。なほ進んで各家族の代表者は世嗣を養子する特權を有して居た。また悪い息子は廢嫡され、その代りに他の青年を養子する事もあつた。さらに最後に女の子ばかりで、男の子のなかつた場合、祭祀の繼續はその長女のために夫を養子して得られたのである。

併しながら古いヨオロッパの家族に於けると同様、女の子達は家を繼承する事は出来なかつた、繼續の系統は男系にのみあるので、男子の嫡子を得る必要があつたのである。古い日本の信仰に依れば、古ギリシヤ、ロオマの信仰に於けると同様、母親でなくて父親が生命を與へる人であつた、生々の本元は男性にあつて、禮拜を保持する務めは女子でなく男子にあつたのである。

註 祖先を禮拜する人種の間にあつて、繼承が男系にある場合、祭祀も男系にある。併しながら讀者は、

族長政治よりも一層古い原始的社會の形——女子家長政治時代——に於ても祖先の禮拜は行はれて居たと想像されて居る事を知つて居るであらう。スペンサー氏は恁う言つて居る『繼續の女系にあつた時代には、如何なる事があつたか、それは明瞭でない。かくの如き習慣のあつた社會に於て、死者の靈に仕へる義務がその人の子供の一人の上にあつて、他のものの上にそれが被される事はなかつたといふ事を示す記録は未だ見なかつた處である』と。(『社會學原理』第三卷六〇一節)

婦人も祭祀に參與した、併しそれを保持する事は爲し得なかつた。その上一家の娘達は、一般の規則として結婚して他家へ行く運命をもつて居たので、家庭の祭祀には一時的の關係をもちうるのみであつた。妻の宗教はその夫の宗教たるべき事が必要であつた、それギリシヤの婦人と同様、日本の婦人も他家に嫁する事に依つて、當然その夫の一家の祭祀に加はるのであつた。この理由から特に族長的家族に於ける女性は、男性とは等しくない。姉妹は兄弟とは同列たり得ないのである。日本の娘も、ギリシヤの娘と同様、結婚後も自分の家にとどまり得たのは事實である、夫がその娘のために養子された場合には、——換言すれば、それは夫が子息としてその家に迎へられた場合である。併しこの場合に於てすら、娘は只だ祭祀に參與しうるのみで、その務めを保持するのは養子となつた夫の義務となつたのである。



族長的家族の制度は、何處でもその祖先の祭祀に起原をもつて居る、それで日本に於ける結婚及び養子の問題を考へる前に、古の家族の組織に就いて一言する必要がある。昔の家族はウヂ（氏）と呼ばれた、——此言葉はもと近代の文字ウチ（内）則ち内部、若しくは家と同じ意味をもつて居たものであるが、正しく極古い時代から『名』——特に氏族の名の意味に用ひられて居た。ウヂに二種ある、オホーウヂ則ち大族並びにコーウヂ則ち小族で、——いづれの文字も血統並びに同一な祖先の祭祀に依つて結ばれたる大きな團體を意味するのである。このオホーウヂは或る程度まで、ギリシヤの *tribe*（種族）ロオマの *Sens*（部族）と同じで、コーウヂは其分派で、オホーウヂに隸屬する。社會の單位はウヂであつた。各オホーウヂは其所屬のコーウヂと共に *Phratry*（人民の或る階級）若しくは *Curia*（或る一族の集合）のやうなものを代表して居た、そして原始的日本の社會を作る大きな團體は、ただウヂを合はせたものであつた——それを氏族と云つても、部族、民群と呼ぶとしても。一定した文化の生じたと共に、大きな仲間、當然分かれ、又さらに細かく分かれたが、其最少の分派も、なほ其當初の組織を保つて居た。近代の日本の家族すら一部分は其組織をもつて居る。それはただ一家といふ意味ではなくて、ギリシヤ、ロオマ

の家族の、部族 (*Sens*) の分解後に、其形をなした所のものと同じものである。吾々 (ヨオロッパ人) に取つては家族なるものは分解してしまつて居る、吾々が或る一人の家族と云ふ時には、その人の妻子を言ふのである。然るに日本の家族は、もつと大きな仲間である。早婚であるが故に、その家族は一軒の家として、曾祖父母、祖父母、父母及び子供——幾代もの子息及び娘から成り立つて居ると見るべきであつて、通例は只だ一個の家族以上に及んで居るのである。古い時代にあつては、其家族は、一村若しくは一町内の全人員を包有して居たかも知れないのであつて、従つて今日なほ日本には、大きな社會でありながら、その人々がみな同一な族名をもつて居るといふ事がある次第である。或る地方に於ては、以前は出來うる限りすべての子供達を、もとの家族の一團體の内に、其ままして置くといふ事を習慣として居た——すべての娘達にはその夫を養子として迎へて。斯うなるとその一つ屋根の下に住んで居る團體は、六十人或はそれ以上の人々から成るといふ事になる、其場合は、勿論その要求に應ずる爲めに、だんだんに擴げて建て増しされるのである。(私は只だ説明の爲めにこんな不思議な事實を記して居るのである) 併し民族の落ち着いた後には、大きなウヂは急速に増加した、そして遠い邊陲の地には、なほ一家を以つて、一社會を成するやうなものもあると言ふ事ではあるが、原始的な族長の團體は殆ど到る處で

疾くに分壞したに相違ない。それから後もウヂの主なる祭祀はつづいて、またその小區分の祭拜として残り、もとの部族の人々は、つづいて同一の祖先則ち氏の神（ウヂーノーカミ）を祭つたのである。それから徐に氏の神の靈屋は近代の神道の社に變はり、祖先の靈は地方の守護の神となつた、その近代の稱呼、氏神なる言葉は、昔の名である氏の神を短くしたもの過ぎない。その内一般に一家の祭祀が成立して後、個々の家は、社會一般の祭祀に加へて、その家の死者の爲めに特別な祭祀を營むやうになつた。かくの如き宗教上の状態は今日なほつづいて存立して居る。家族なるものは澤山の家を包有する事もある、併し各家はその家の死者に對する祭祀を營んで居る。そしてその大小に拘らず、一族の團體はその古い制度と特徴とを守つて居る、それは今日でもなほ宗教的社會であつて、家族の各員に向つて、傳統的風習に従ふ事を求めて居るのである。

これだけの説明をして置けば、家族の教長政治ハイラキとの關係に於ける、結婚及び養子に関する慣習は明瞭に了解される事と思ふ。併しなほ一言、今になほ行はれてゐる此教長政治について説かなければならない。理論上一族の頭首の権力は、なほその家に於て最高なものである。すべてのものがこの頭首に従はなければならぬ。なほ女性は男性に従はなければ

ならぬ、妻は夫にといふ工合に、そして一族の若い人達は年長の人達に従屬するのである。子供達はただに父母、祖父母に従はなければならぬのみならず、自分達の間にあつても、上長に關する家法を守らなければならぬ、則ち弟は兄に、妹は姉に、従はなければならぬのである。優先の法則は、優しく行はれて居るのではあるが、勵行されて居て、細かな事に至るまで快よくそれは服従されて居る、たとへば食事時に長男が先きに、次男がそのつぎに、と云つた風に給仕を受ける——例外は極く小さい子供の場合のみで、小さい子供は待つ事なく一番に給仕を受ける。この習慣は次男を『冷飯喰ひ』Master Cold-Riceと嘲つて呼ぶ俚言を説明するに足りる、則ち次男は、小さい子供や、年長の人達の給仕を受けるのを持つて居るのであるから、自分の番になる時には、飯は自分の欲するやうに温かでなくなるといふのである……。法律上一族は只だ一人の責任ある頭首を持つちうるのである、それは祖父である事もあれば、父である事もあり、或は長男である事もあるが、大抵は長男である、何となれば支那傳來の風に從つて、老人は長男が事にあたりうるやうはなれば、通例はその實權を讓つて引退するからである。

若者の年長者に、女性の男性に従屬する事——事實家族の現存の全制度——は族長的家族の恐らくは一層嚴密なる組織を語るものであらう、抑もこの種の家族の頭首は、殆ど無

限の力をもつた統治者であり、同時にまた神官（僧侶）であつたのである。この組織は本来宗教的であり、今日でもなほさうである、家族を作成するものは、結婚上の結合ではなく、また一家に對する親たるものの關係も、宗教的一體としての家族に對する父なり母なりの關係に依るのである。今日でも妻として一家の内に迎へられたる一人の女子は、一人の養子として位置をもつて居るのである。則ち結婚は養子の意である。其女子は花嫁 Flower-daughter といはれて居る。同様にまた同じ理由で、或る家の娘の一人に對する夫としてその家に迎へられた青年も、只だ養子としてその位置をもつて居るのである。かく迎へられた花嫁でも花婿でも、當然年長者に服従すべきものであり、また年長者の意向次第で逐はれる事もあるのである。養子として迎へられた夫の位置は、技倆を要し、難しいものである——それは日本の俚諺に『小糠三合あれば、婿養子になるな』 While you have even three gō of rice-bran left, do not become a son-in-law. とあるのがよく證明して居る。ヤコブはラケルを待ち受けなくも良いので、所望されてラケルに與へられるのである、そしてそれからヤコブの奉仕が始まる。それから七年の二倍の奉仕をして後、ヤコブは逐ひ出されるかもしれないのである。（『舊約聖書』に依ればヤコブはラケルを得るために七年の奉仕をする、そして後さらに二度七年の奉仕をするのである） 其場合ヤコブの子供達も

う自分のものではない、それは家族のものである。その養子とされた事は愛情などとは何の關係もない事で、又その放逐も何等不行跡があつたといふのでもない。さういふ事柄は法律で定められてあつたとしても、實際は家族の利害に依つて決定されるのである——たとその祭祀とをつづける事に關しての利害に依るのである。

註 最近の法律は婿養子の利益になるやうになつて居る、併し法に訴へるのは、不行跡のために養家を逐はれたので、その逐はれた事に依つて、何か利益を得ようと焦慮するやうな人のみとする事である。

養子養女は以前には殆ど勝手に逐はれ得たものでありはしたが、古い日本の家族に於ける結婚の問題は、宗教上の意義あるものであつて——結婚は孝道の主なる義務であつた事は忘れてはならない。これはまた古いギリシヤ、ロオマの家族にもあつた事で、その結婚式は、寺院でなくて、現時日本で行はれて居るやうに、家庭で行はれた。これは家族的宗教の式——花嫁が祖先の靈の居ると假定されて居るその前で、その家の祭祀の内に迎へ入れられる式であつた。原始的日本人の間には、恐らくそれに等しい式はなかつた事であらう、併し一家の祭祀の制定された後、結婚式は宗教上の式となり、今日なほさうなつてゐるのである。併し普通の結婚は、特別な事情のない限り、一家の神殿の前若しくは祖先の

位牌の前で行はれるのではない。普通の結婚に關する規則は、若し花婿の兩親がまだ存生中ならば、位牌の前では行はないと云ふ事らしい、併し若し兩親が死んで居たら、花婿は位牌の前に花嫁をつれて行き、其處で花嫁は服従を誓ふのである。以前は少くとも貴族間の結婚はもつと明瞭に宗教的であつたらし——『諸禮筆記』<sup>註一</sup>“Record of Ceremonies”と云ふ書物の中にある、次のやうな不思議な關係から判斷して見ると、さう考へられる、曰く、『高位の人の結婚に於ては、三つの部屋を打ちぬきて結婚の室とし、(通例部屋々々を分かつて居る襖を除けて)新たに飾りをなしてこれに充つ……。家の神の像を納めたる神殿は寢所に接する棚の上に置かる』と。皇室の結婚は、必らず公然祖先に報告されるのも注意すべき事であり、また皇室の推定相續者たる方、若しくはその他の王子の結婚は、賢所則ち<sup>註二</sup>宮殿の地内にある祖先を祭る帝室の御堂の前で行はれる事も注意すべき事である。大體の規則として日本に於ける結婚式の發展は、主として支那の先例に從つたものである。が、支那の族長的家族にあつては、結婚式は、古いギリシャ、ロオマの結婚と同様、全くそれ一流の宗教的儀式である。そして日本の結婚式の、家族の祭祀に對する關係は、あまり顯著でないとしても、研究の結果それは十分明瞭になつて居る。たとへば花嫁花婿が、同じ器から相互に酒を飲む事は、ロオマの *Confarreatio* (一種の麥で作つた菓子で結婚の

際、人の共に食する式)に酷似して居る。結婚の式に依つて花嫁は家族の宗教の内に入れられる。その場合花嫁は夫の祖先を、自分の祖先として、畏敬しなければならぬし、またその家に年長者がなければ、夫の代りとして供御を捧げる義務を負はなければならぬのである。自分の實家の祭祀に關しては、花嫁はもう何等の關係もないのである、それで兩親の家からその娘の去る時、一種の葬式が行はれるが——嚴かに家の部屋々々を掃除し、門前に死者のための篝火をたくのである——それは宗教的に分かれた事を意味するものである。

註一 この翻譯はミットフォード氏のである。家の神の『像』なんていふものはない、思ふにこれは祖先の位牌のある、一家の神道の神殿の意であらう。

註二 現皇太子の御結婚の時はさうであつた。

ギリシャ、ロオマの結婚に就いて、クウランジュ氏は恚う言つて居る『かくの如き宗教は決して一夫多妻を容れない』と。『古代都市論』“La Cité Antique”の著者(クウランジュ氏)が考へて居たやうな、さういふ社會の非常に發達した家族的祭祀に關しての、氏の記述は殆ど疑問を挿む餘地はない。併し一般の祖先禮拜に關しては、或は正鵠を得て居ない

處もある、蓋し一夫多妻も、一妻多夫も、祖先禮拜のまだ全く進歩して居ない形と共存しうるのである。クウランジュ氏に依つて研究された時代の西方アリヤン民族の社會は、實際一夫一妻であつた。古代の日本社會は一夫多妻であつて、それは家族の祭祀が成立した後までもつづいて居た。極く古い時代にあつては、結婚の關係そのものが不正確なものであつたと考へられる。則ち妻と妾との間には何等の區別も出來て居なかつた『それ等は共に、「女共<sup>註</sup>」として一緒にされて居た』恐らく支那の感化の下にあつて、その區別は後にはつきりとなつて來たのであらう、そして文化の進歩と共に統治階級は一夫多妻であつたけれども、一般の傾向は一夫一妻の方にあつた。家康遺訓の第五十四條にこの社會状態の妾が明瞭に言明されて居る——これは現代に至るまで行はれて來た状態である——

妻妾之差別は君臣之禮を以てすべし妾は天子十二妃諸侯八嬪大夫五嬪士に二妾其以下は匹夫也（附記第五十四條とあれど『禁令考』には五十三條にこの事あり、後段、第  
四十五條引用の個處も四十四條にあたり、その他一條づつの相違あり。）

註 サトウ著『純神道の復興』“The Revival of Pure Shintau.”

これに依つて見れば、蓄妾は永い間（多少の例外はあつたとして）特殊の權利であつた事と考へられる、そしてそれが大名制度及び武家階級廢止の時代まで續いて來たといふ事

は、古代社會の武力的性質を説明するに足りる。（特にハアバート・スペンサアの『社會學原理』第一卷三百十五節なる『家族』の一章を見よ）家族的祖先禮拜は、一夫多妻とは兩立し得ないといふのは事實でないとしても、（スペンサア氏の言葉は極めて包括的である）少くともかくの如き禮拜が、一夫一妻的關係に依つて便宜を得、従つてさういふ制度を建てる傾向をもつたといふのは事實である——それは一夫一妻が、他の關係に依つて得られるよりも、家族の繼續を鞏固になし得るからである。吾々はよし古い日本の社會が一夫一妻ではなかつたとしても、自然の傾向は、家族の宗教並びに多數人民の道德觀と一番よく一致する條件として、一夫一妻の方に向つて居たと言ひうるのである。

家族の祖先祭祀が一般に行はれるやうになるや、結婚の問題は孝道の義務として、これを若いもの自身の意志に委して置く事は、正當な事であり得なかつたのである。則ちそれは子供等に依るのでなく、家族に依つて決定さるべき事であつた、何となれば男女相互の愛情の如きは、家の宗教の要求する處に對して何等の力をも有し得ないからである。結婚は愛情の問題でなく、宗教上の義務の問題であつた、それに對して、別種の考へ方をするのは、神の教に背く事であつた。愛情は後になつて夫妻の關係から起り來るとなし得る

し、又さうであるべきであつた。併し如何なる愛情でも一族の團結を危くするほどに、その力を有つ場合には、それは罪惡とされる。故に夫があまりに妻に愛着するやうになつたが爲めに、その妻の離婚される事もありうるし、養子とした夫が、その愛情に依つて、家の娘の上にあまり大なる感化力を働かしうるといふので、離縁される事もある。いづれの場合に於ても、その離婚を執行するに、別の理由が附けられなければならぬ事であらうが——併しその別の理由なるものは容易に得られる事であらう。

夫婦の愛情も一定の制限内に於てのみ許されうるといふその理窟から、兩親なるもののその自然の権利も（吾人の了解する處に依れば）當然古い日本の家に於ては制限されて居た。抑も結婚は禮拜を續かせるための後嗣を得る目的であるが故に、子供等は父母のものといふよりも、家族のものと考へられて居た。ここに於て子息の妻を離婚した場合若しくは養子を離婚した場合、——或は結婚した子息を廢嫡した場合も——その子供等は家族に残されて居るのである。それは若い兩親の自然の権利は、一家の宗教上の権利に従屬するもの、と考へられて居たからである。この宗教上の権利に反對するものは、如何なる権利と雖も認められなかつたのである。勿論、實際には多少幸運な事情に依つて、個人も世襲的の家にあつて、自由を享有する事もあらう、併し理論上並びに法律上から言へば、古い

日本の家族には、その内の一員に取つては、何等の自由もないのであつた——重大な責任をもつ、一家の認められたる首長さへも、この例には洩れないのである。各個は尤も若い子供から祖父に至るまで、他の何人かに服従して居り、一家の生活の各行爲は、傳統的慣習に依つて制限を加へられて居たのである。

ギリシヤ或はロオマの父親の如く、日本の家族の家長は、古い時代にあつては、一家のすべての人々の上に、生殺與奪の権力をもつて居たと考へられる。遠き蒙昧な時代にあつては、父はその子供を殺し、若しくは賣つたものと考へられる、而して後代になつても、統治階級の間にあつては、父の権力は殆ど無制限であり、その状態のまま近代にまで及んで居た。その傳統に依つて説明される地方的の例外、若しくはその服従の事情に依つて説明される階級の例外はあつたとしても、日本の家長は、由來その一族内に於ては統治者であり、祭司（僧侶）であり、又役人であつたと言つて然るべきである。家長はその子を強いて或る結婚を爲さしめ、或はそれをやめさせる事も出来、或は廢嫡するとか、勘當する事をなし得、またその子供等の取るべき職業を定める事も出来たし、なほその権力は一族の各員並びにその家の寄食者に迄及んだ。普通の人民の場合に於ては、時代に依つて、或る制限がその権力の遂行に對して加へられた事もあるが、併し武家階級にあつては、こ

の家長の權力 *Patria potestas* は殆ど無制限であつた。その極端な形に於ては、父の權力は一切を左右した、——生命と自由とに對する權利——結婚させ、若しくはすでに配偶した妻或は夫をして其結婚状態をつづけしめるとする權利——自分の子達に對する權利——財産を保有する權利——官職を保持する權利——仕事を選び若しくはそれを續ける權利、さういふものを凡て左右して居た。家族は則ち専制主義であつた。

併しながら族長的家族に行はれて居るこの絶対主義も、宗教上の信仰からは、正當なものとして居るといふ事——一切の事は一家の祭祀のためには、犠牲に供せらるべきものであり、又一族の各員は、一家の繼續を完うするために、若し必要とあらば、その生命をも直に差し出すべきであるといふ確信からすれば、正當なものである、といふ事を忘れてはならない。この一事を記憶して置けば、何故に他の點に於ては進歩した文化を有するこの社會に於て、父がその子供を殺し、若しくは賣る事を正當と考へたかといふ事が容易に了解される。子息の罪惡の結果は、一族の滅亡を招き、祭祀を絶やす事になるかも知れない——特に日本の武家の如き、その家族の一員の行爲に對して、全家族が責任を有し、その大罪は全家族の死刑となり。それが子供等にまで及ぶといふやうな武家の社會に於ては、さうであつた。また極度な必要に迫られた場合、娘の身賣りが家の破滅を救ひうる事もあ

るが、孝道は家の祭祀のために、かくの如き犠牲にも服従を要求したのである。

<sup>註</sup> アリヤン民族の間に於けるが如く、財産は、長子相續の權利に依つて、父から子息に傳へられ、長男は、他の財産が、大勢の子供の間に分配される場合にも、常にその本家を繼承したのである。然るに本家に屬する財産は家族の財産であつて、それは長男なる個人に傳へられたのでなくて、一家の代表としてその長男に傳へられたのである。大體に就いて言へば、父がその家長たる間は、その承認なくして、子息が財産を所有するといふ事は有り得ないのである。規則として——それにはいろいろ例外もあるが——娘は家を繼承する事は出来ないの、それが獨り娘である場合、養子として夫を迎へるのであるが、家の財産は、その養子となつた夫に傳へられるのである、何となれば（最近に至るまでは）婦人は一族の頭となる事が出来なかつたからである。これは西洋のアリヤン民族の家族に於ても、その祖先禮拜の時代にあつては同様であつた。

註 舊日本に於ける父子繼續の法は、階級と場所と、時代とに依つて著しく異つてゐる、この全問題はまだ十分に論じられて居なかつた、今は安全な一般的な記述を試みるに止めて置く。

近代の考へ方から見ると、舊日本の家族に於ける婦人の地位は全く幸福なものとは思はれない。子供として、女はただに上長に服従したのみならず、また家のすべての成人の男子に服従して居た。他の家へ妻として迎へられても、ただ同様な服従の状態に移されたに過ぎず、而も自分の祖先の家に於て、父母や兄弟姉妹の關係に依つて與へられて居た愛情は得られなくなるのである。その夫の家に居るのは、夫の愛情に依るのではなく、むしろ多數の人の意志、特に年長者の意志如何に依るのである。離婚された場合にも、女は自分の子供を要求する事は出来なかつた、それは夫の家族に屬したものであつたからである。如何なる際にも、妻としての務めは雇人なる女中の務めよりも苦しいものであつた。只だ老後に於てのみ、婦人は多少の權威を振るひうる望みもあるが、その老年に於ても、なほ後見を附せられて居た——女は全生涯を通じて後見の下にあつたのである。『女は三界に家なし』 *A woman can have no house of her own in the Three Universes.* とは古く日本の諺である。婦人はまた自分一個の祭祀を行ふ事も出来ない、一家の婦人達の爲めの特別な祭祀といふものはない——夫の祭祀と離れた婦人だけの別の祖先の祭祀はない。結婚に依つて婦人がより位の高い家族に入るや、その位置はいよいよ難しくなる。貴族階級の婦人には、自由といふものは全くない。貴族階級の婦人は駕籠に乗るか、若しくは警護に依つて伴はれるのでなければ、家の門外へすら出られなかつたのである。そして妻としてのその生活は、その家に妾の居る事に依つて、恐らくは痛められたのである。

かくの如きは則ち古代に於ける族長的家族の状態であつた、が併しその實際の事情は法律と慣習とが示すよりも遙かに良かったと察しられる。由來日本の民族は陽氣で快活であるから、何世紀も以前に於て、人世の難境を平らかにし、法律と慣習との酷しい強要を和らげる道を幾多發見した。家族の頭の、偉大なる權力の、殘虐なる方に用ひられた事は恐らく滅多にない事であつた。一家の頭は、法律上尤も恐るべき種類の権利をもつて居たのではあるが、併しこれ等の権利は一家の頭が、責任をもつて居るといふ理由から、自然もつて居るもので、社會の批判に反してまでも用ひられたといふ事は、先づない事であつた。古い時代にあつては、法律上個人といふものは、認められなかつたものである事を記憶して置かなければならぬ、承認されたのは只だ家族のみで、家族の頭は法律上その家の代表者として存在したのである。故に一家の頭が過をすれば、全家擧つてその過から來る罰を受けなければならぬのであつた。なほまた一家の頭が、その權力を極度に働かした場合は、その一々の働きはそれに相應した責任を伴つたのであつた。彼はその妻を離婚し、若し



くはその子のために迎へた嫁を逐ふ事も出来た、併しこの孰れの場合に於ても、その行爲に對し、離婚されたるもの一族に向つて責任を負はなければならないのである、而して離婚の権利は、特に侍の階級に於ては、家族の怒りを購ふ恐れのおつたので、制限されて居た、則ち妻を不當に離縁する事は、その親族に對する侮辱と考へられたのである。家長はその唯一の子息を廢嫡する事も出来る、併しそのものが下等な階級のものでない限り、家長は社會に對しその行爲を聲明しなくてはならない。家長が一家の財産の處置に就いて不取締であるといふ事もある、併しその場合には組合の當局（其筋）に訴へる事も出来、その結果その家長は隱居を命ぜられる事もある。吾々の研究した古い日本の法律に關して今日なほ残つて居るものから判斷しうる限り、家族の長も、その所有地を賣り、若しくは割讓する事は出来なかつたといふのが、一般の規則であつたらしい。家族の統治は專制的であつたが、その統治は一人の主人ではなくて、一個の團體の統治であつた、一家の長は實際家族の他の人々の名に於て權威を働かしたのである。……この意味に於て家族は今でも專制主義である、併しその法律上の頭たる權力は、後年の慣習に依り内外兩方面から防遏されて居る。養子、廢嫡、結婚若しくは離婚の行爲は、通常廣く家族一般の同意に依つて決定され、何事でも個人の不利となるやうな重要な事を執行するには、一家並びに親族の決議が要されるのである。

註 侍たる父は不貞の行のあつた娘を殺し、若しくは家名を汚す行爲を取つた子息を殺しても差支ないのであつた。併し侍たる身分のものはその子女を賣る事はしない、娘の身賣りはただ下層階級のもの、或は侍以外の他の階級の進退谷まつた場合に立ち至つた家族に依つてのみ行はれたものであつた、併し娘がその家族の爲めに進んで身を賣るといふ事はあつた。

勿論古い家族組織にも、或る種の利益はあつて、それが大いに個人の服従状態の償ひになるのであつた。則ちこの家族は相互扶助の一社會であつて、從順を強ふると同様に、助力をも與へるのである。必要な場合には家族の各員は、他の一員を助ける爲めに、何等かの仕事を爲し得たのである。各員は全體のものから保護を受ける権利をもつて居た。この事は、今日と雖も、なほ日本の家族の状態である。各人の行爲が禮讓、親切といふ古い形に從つて動かされて居るやうな規律正しき家に於ては——荒々しい言葉を發する事もなく——年少者は愛情深き畏敬の念をもつて年長者を見——年取つて最早活動的の仕事の出来なくなつた人々は、自ら子供の世話をし、教育、訓練に無上に貴い務めをする——と云つたやうな家に於ては、理想の状態が實現されて居るのである、かくの如き家庭の日常生活

は——その家に於ける各人の努力は、すべてのものの爲めに、生存を出來うる限り愉快にするにあり——その結合の羈は愛情であり、感謝であるといふ——さういふ家の日常生活は、尤もよきまた尤も純なる意味に於ての宗教を代表するものであり、その場所は神聖である。

なほ一言すべきは、古い家族に於ける寄食者の事である。事實上まだ十分な定説とするわけには行かないが、恐らく日本の初めの寄食者は、奴隸若しくは農奴であつたらしい、そして爾後の僕婢の状態は——特に統治階級の家族に於けるそれ等の状態は——古いギリシヤ、ロオマの家族に於ける奴隸のそれによく似て居る。當然それ等は劣等者として取扱はれては居るが、なほ一家の人員として考へられて居り、親しいものとして信賴され、家族の快樂に分與し、其親しい會合には、大抵席を願かたれて居た。法律上から言へば奴僕は酷しく取扱はれ得たのであるが、通例は親切に取扱はれたといふに疑ひはないと考へられる——絶對の忠實といふ事が、彼等から期待されて居たので。過去に於ける奴僕の事情に就いての最も善い證據は、今日なほ殘存して居る風習の内に見られる。僕婢の上に及ぼす家族の權力は、最早法律の上にも事實の上にも存在しては居ないが、昔日のその關係の

楽しい特徴は、なほ續いて居り、それ等は少からず興味のあるものである。則ち家族はその使用人の繁榮に就いて、眞心をもつて考慮して居る——殆ど貧しい親族の場合に對して示されるが如き考慮をとる。以前にあつては、或る位の高い家に僕婢を差し出す家は、その主家に對し、家臣の大名に對するが如き關係をもち、兩家の間には忠順と懇篤との眞の契約が存立したのである。かくて僕婢の務めは父子相傳的となり、その子供達は小さい時分から、その仕事にならされて居た。僕婢が相當の年配に達すると、結婚の許しが與へられ、奉仕の關係はなくなる、併し忠順の關係はなくなるのではない。結婚した僕婢の子供達は、年が行くと主人の家で働くやうにその家に送られ、これも亦その婚期の來るに至つて暇を貰ふ。この種の關係は貴族の家と、その家臣たる家との間には、なほ行はれて居り、幾百年の間も變はらずに父子相傳的に代々務めをするといふ、美しい傳統と習俗とを保存して居る。

勿論封建時代にあつての主人と使用人との關係は、極めて嚴格なものであつた、必要な場合には、使用人は主人若しくは主人の家の爲めに、自分の生命その他一切を捧げるやうに期待されて居た。これは又ギリシヤ、ロオマの使用人にも求められて居た忠順であつた——それは勞役者を牛馬の状態に陥れた、不人情な服役の事が、まだ行はれなかつた以前

の事であつて、その關係は半ば宗教的であつた。唯クウランジュ氏が記述して居るやうな、ギリシャ若しくはロオマで僕婢を一家の祭祀に列ならしたといふ、その風俗と同じ風俗が、また古代の日本にあつたとは考へられない。併し日本の使用人を差し出す家臣なる家族は、家臣として、當然その主君の氏族の祭祀に屬して居たのであるから、家族に對する僕婢の關係は、或る程度まで宗教的の關係であつたのである。

讀者はこの章に記した事實から、どれ程まで個人が宗教的團體としての家族の犠牲になつたものであるかを了解し得たであらう。僕婢から主人まで——一家の教長政治のあらゆる階段を経て、上は主人にまで及び——義務の法則は何人にも同様に當てはめられ、風習と傳統とは絶對の柔順が要求された。祖先の祭祀は、決して個人の自由を認めなかつた、男女を問はず何人も自分の意ふままに生活する事は出来なかつた。各人みな規律に従つて生活しなければならなかつた。個人は法律上にも存在をもつて居なかつた——家族が社會の單位であつたのである。その家長すらも、法律に於ては、只だ代表者としてのみ存在したのである、——生者と共に死者に對して責任をもつて。併し家長の公共の責任に至つては、單に民法に依つてのみ定められたものではなかつた。それはなほ一つの宗教上の約束

——氏族若しくは部族の祖先の祭祀といふ約束に依つて定められたのである、而してこの祖先禮拜の公式は、家庭の宗教よりも以上に嚴重なものであつた。

## 組合の祭祀

一家の宗教に依つて、各個人の家庭生活の一々の行動が支配されて居たやうに、村或は一地方の宗教に依つて、家族の外界に對するあらゆる關係が支配されて居た。家庭の宗教と同様、組合の宗教も祖先禮拜であつた。一家の神壇が家族に對して代表して居た處のものは、則ち神道の教區の社が、組合に對して代表して居た處のものであつた、その守護の神として禮拜されて居たものは、氏の神則ち氏神と呼ばれて居たが、この言葉はもと一族の名と共に族長的家族則ち *gens* を示すものであつた。

氏神と組合との本來の關係に就いての問題に關して、多少不明な點がある。平田(篤胤)の言ふ處に依ると、氏の神は、氏族なる一族に共通した祖先で——第一の族長の靈であつたと、蓋しこの意見は(種々の例外はあるとして)殆ど確に其當を得たものである。併しながら『一族の子供』則ち氏子なるものは、(神道に屬する教區の民は今でもさう呼ばれ

て居る)最初はただ氏族の祖先から出た子孫をのみ包有して居たのか、或は又その氏が支配して居た地方の住民全部を包有して居たのか、それは容易に決定しがたい。現時に於ては、日本の各地方の守護の神が、その住民共通の祖先を代表して居るとは決して言へない、——もつとも遠隔の或る地方に於ては、この一般的規則に對して、例外はありうるとしても、恐らくは、最初氏の神なるものは、共通の祖先の靈として、といふよりも、古いその地方の統治者の靈、若しくは統治して居た家族の守護神として、地方の人民に依つて禮拜されたといふのが眞實らしい。日本人の大部分は、有史以前の時代から、奴隸的服役の狀態にあり、比較的近時に至るまで、その状態にとどまつて居たといふ事は、可なり十分に證明されて居た事であつた。果たしてさうとすれば、その從屬して居た階級は、最初は自分等自身の祭祀をもつては居なかつたとも言ひうる、則ちそれ等のものの宗教は、多分は主人の宗教であつたであらう。又後代になつて、家臣は確に主君の祭祀に加はつて居た。併しながら日本に於ける組合の祭祀の最初の状態に關して、總括的の記述を試みる事は、今日の處ではまだ困難である、何となれば日本國民の歴史は、只だ一個の血統をもつた單純な人民の歴史ではなくて、起原を異にし徐に一つの大きな族長的社會を形成するやうにまとめられた澤山の氏族の群の歴史であるからである。

併しながら最も信頼すべき日本の典籍に依つて考へるに、氏神は氏族の神であり、又必ずしもさうと極まつたわけではないが、通例氏族の祖先として祭られて居たと言つて差支ない。氏神の内には有史時代に出來たものもある。たとへば軍神八幡——この神を祭つた教區の社は殆どすべての大きな都にある——は應仁天皇を祭つたもので、有名な源氏族の守護神である。これは氏神の内でも、その氏族の神が、祖先でない一例である。併し多くの場合に於て、氏神は實際氏の祖先である、それは春日大明神の場合のやうなもので、藤原家（氏族）は、この神からその血統を引いて居る。有史時代の始まり以後、古い日本にはすべて大小千八百十三の氏族があつて、それ等が同數の祭祀をもつて居たらしい。さう有りさうな事であるが、今日氏神と呼ばれて居る神社は——則ち一般の神道の神社であるが——必ず一種特別な神を祭つたもので、決して他の神々を祭つたものではない。また大きな町には、同じ幾個かの氏神を祭つた神道の社が、幾個もある事は注意すべき點である——これは組合の祭が、その本來の土地から、他に移つて行つた事を證明するものである。それ故出雲の春日様の禮拜者も、大阪、京都、東京に、その自家の守護神を祭つた教區の社をもちうるのである。また九州の八幡様の禮拜者も、肥後或は豊後に於けると

同様、武藏に於ても同じ神様の守護の下にありうるのである。なほ今一つ注意すべき事實は氏神の社が、必ずしも教區に於ける一番重要な神道の社ではないといふ事である、氏神は教區の社で、組合の禮拜には大事なものであるが、併しそれは近所にある、より高い神道の神々を祭つた社に依つて負かされ、蔽はれて影にされる事もある。たとへば出雲の杵築に於ける出雲の大社は、氏神ではない——教區の社ではない、その一地方の祭祀は、遙かに小さい社で行はれて居る、……より高い祭祀については、いづれ今後なほ語る事とするが、今は只だ組合の生活に關係ある、組合の祭祀に就いてのみ語る事にする。今日の氏神禮拜に依つて表はされた社會状態から、過去に於けるその影響に就いて多くの事が推測されうる次第である。

殆ど日本の村といふ村には氏神がある、大きな町若しくは都を中心とした各地方にもその氏神がある。この守護神の禮拜は教區の民——氏子則ち守護神の子供全體に依つて守られて居る。かくの如き教區の社には、みなその祭りの日があつて、その日にはすべての氏子は、社へ來る事になつて居り、事實家々は少くとも一人の代表を氏神に送るのである。祭りには大祭の日と普通の祭の日とがあり、行列、音楽、舞踊、その他人々を慰め、その

日を面白くさせうるいろいろの事が行はれる。近隣の地方の人々は互に競争してその社の祭を楽しくし、家々はその分に應じて寄金をする。

神道の社は、一つの團體としての組合の生活に密接な関係を有すると共に、各氏子の個人的生活にも重要な関係をもつて居る。男でも、女でも、生まれた孩兒は、氏神の許へ伴なはれて行く、——（男の子ならば生後三十一日を過ぎ、女の子ならば同じく三十三日を過ぎて）そしてその神の保護の下に置かれる、その神の靈前に出たと假定して、孩兒の名も登録されるのである。その後も子供は時を定めて、特別な聖日に神社に伴なはれて行く、勿論大祭の日には伴なはれて行くので、その日には、假りの小屋がけて賣る玩具、社の境内にある面白い見世物、——色のついた砂でもつて鋪石の上に畫を描く藝人や——飴でこね上げて拵へた動物や、怪物をつくる菓子賣りや、——その技術を示す手品師や輕業師に依つて、年の行かないものの心を樂ますのである。……それから後子供が大きくなつて、走りまはる事が出来るやうになると、社の庭やその森が遊び場になる。學校生活も、氏子と氏神とを離しはしない、（その家族が永久にその地方を去るのでなければ）神社への參詣は、なほ義務としてつづけられる。成長して結婚しても、氏子は妻なり、また夫なりに伴なはれ、規則正しく保護の神に參詣し、神に忠順なるやうに自分の子供をつれて行く。

若し長い旅行をするとか、或は永久にその地方を去らなければならぬ場合には、氏子は氏神並びに家族の祖先の墓に訣別の參詣をする、そして永く留守にした後、故郷に歸つて來た時、その最初に行く處は神様の許である。……私は嘗て一度ならず田舎の寂しい社の前で、祈禱をして居る兵士を見て、甚だしく感動された、——それは朝鮮、支那、臺灣から歸つて來たばかりの兵士である、家に歸つてからの彼等の最初の考は、自分の子供の時の神に感謝をのべる事であつた、彼等の信ずる處に依ると、その神は戰時並びに惡疫の流行に際して、彼等に保護を與へたといふのである。

舊日本の地方の風習と法律に就いての權威者なるジョン・ヘンリ・キグモアは恁う言つて居る、神道の祭祀は地方の行政とはあまり關係がないと。氏の説に依ると、氏神は上古の或る高貴な家族の祖先を、神として祭つたものであり、その社は引きつづいてその家族を守護して居たものであるといふのである。神道の祭司（僧侶）則ち神主（God-master）の役は、父子相傳のものであつたし、今日でも左様である、そして規則として神主の血統は、その氏神を本來守護神として居た一族から下つて來て居るのである。併し神道の神官（神主）は、多少の例外もありはするが、役人でもなく行政官でもなかつた、かくの如き

は『祭祀そのものの内に、行政的の組織のなかつた事に歸せられ』うるものであると、キグモア教授は考へて居る。この説明は當を得たものであらう。併し神官は政治上の機能を働かせなかつたといふ事實のあるにも拘らず、私は神道の神官が法律以上に権力をもつて居たし、また今でももつて居るといふ事が證明されうると信じて居る。その組合（社會）に對する關係は非常に重要なもので、彼等の權威は只だ宗教的に限られて居たが、その権力は重くまた抵抗すべからざるものであつた。

註 神道の族長制度の曖昧な事は、スペンサア氏の『社會學原理』第三卷第八章に於て恐らく尤もよく説明されて居る。スペンサア氏はこれと同じ條下に於て、古代の日本に於ては『宗教と政府とが同一のものであつた』といふ事實をのべて居る。さうなると特殊の神道の政教制度は發展しなかつたのである。

この事を了解するためには、神道の神官はその地方の宗教的感情を代表して居たものである事を記憶しなければならぬ。各組合の社交的規約は、宗教上の規約と同一であつた、——それは則ち地方の守護神を祭祀する事である。則ちすべての組合の仕事の成功、病氣に對する防禦、戰時に於ての主君の勝利、飢饉若しくは疫病の際に於ける救助、さういふ

事の爲めになされる祈禱は、みな氏神に向つて爲されるのである。氏神はすべて良い事を與へるものであつた、——人民の特別な助力者、保護者であつた。かくの如き信仰が今日なほ行はれて居るといふ事は、日本の百姓の生活を研究するものの等しく認める所である。百姓が秋の澤山の收穫を祈り、若しくは旱魃に際して雨乞ひをするのは、佛に向つてするのはではない、また米の澤山の出來の爲めに感謝を捧げるのも佛へではない、——それは昔の地方の神に向つて捧げるのである。また氏神の祭祀は、組合（社會）の道德上の體験を具現して居るものである——それは則ちすべて其大事にして有て居る傳統と習慣、其行爲に關する不文律、その義務の感を代表して居るのである。一家の倫理に對する違犯が、かくの如き社會に於ては、一家の祖先に對する不敬と考へられるやうに、村或は一地方に於ける慣習を破る事は、その氏神に對する不敬の行爲として考へられるのである。一家の繁昌は孝道を——孝道は一家内の行動の、傳統的規則に服従するのと同じにされて居る——守るにあると考へられて居るが、それと同じく組合の繁昌も、祖先の風習を守るにあると假定されて居る、——則ち少年の時からすべての人に教へられて居る、地方の不文律に従ふにありとされて居るのである。風習は道德と同一視されて居る。一地方で定められたる風習に對する違犯は、その地方を守る神に對する違犯であつて、従つてそれは公の安寧を

危くするものである。組合の存在はその仲間の一人の犯罪に依つて危くされる、故に各員は社會から、その行爲に對する責任をもつやうにされて居る。人の各行爲は、氏子の傳統的慣習に一致しなければならぬ、獨立した例外の行動は公然の違法である。

古代に於ける社會（組合）に對する個人の義務の如何なるものであつたかは、これに依つて想像されよう。個人は自分に關して、正しく三千年前に、ギリシヤの市民がもつて居たと同じ權利以上のものをもつては居なかつた——恐らくはそれ程ももつては居なかつたらう。今日に於ても、法律は甚だしく變化したとは言へ、個人は實際殆ど古と同様な状態にある。個人の欲するがままに行ふ權利と云ふやうな、ただそれだけの觀念でも（たとへば、イギリス及びアメリカの社會に於て、個人の行爲の上に加へられる一定の制限の内にあるやうな自由な觀念であつても）それは個人の考への内には入り得ない。かくの如き自由は、若しそれが日本の人に説明されたならば、その人は、それを以つて禽獸の状態に比べらるべき道徳上の状態と考へるであらう。吾々西歐人の間にあつては、普通の人々に取つての社會上の規定が、主として云々の事は爲すべからざるものであるといふ事を定めるのである。然るに日本に於て行つてはならぬといふ事は——廣い範圍に互つた禁止を示すものではあるが——普通の義務の半分よりも少いものである、それよりも人の行はなければならぬ事を學ぶのは、遙かに必要なのである……今個人の自由の上に、風習が及ぼす制限を簡單に考へて見よう。

先づ第一に注意すべきは、組合の意志が一家の意志を後援する事である、——則ち孝道を守る事を強ふる。幼年の時期を過ぎた男の子の行ひすらも、家族でなくて、それが公共に依つて定められる。男の子は家に服従しなければならぬが、またその家に於ける關係に就いては、公共の意見に従はなければならぬ。孝道と兩立しないやうな著しい不遜な行は、すべてのものから批判され叱責される。さらにその子が大きくなつて働き、また學問を始めるやうになると、その日日の行爲が監視され批評される、そして一家の法が始めてそのものの周圍に緊張して來るやうな年配になると、そのものは同時に世間の意見の壓迫を感じ始める。年頃になると結婚しなければならぬが、勝手に妻を選ばせるといふやうな考へは、全然問題外である、そのものは自分の爲めに選んでくれた配偶を受けるものとされて居る。併し何か理由があつて、どうしてもその妻を厭惡するので、その意を酌量するといふやうな場合には、そのものは家族が、またつぎの選擇をしてくれるのを待つて居なくてはならない。社會はかくの如き事柄に就いて不從順なのを許さない、一たび孝道違反の



例を示すと、それは甚だ危険な前例となるのである。青年が終に一家の長となり、一家の人々の行爲に對して責任をもつやうになつても、なほ且つその主人は公共の考へに依つて左右され、その家事を治める方針に關して忠告を受納しなければならぬのである。主人と雖も不慮の事の起つた場合、勝手に自分の考へに依つて行動する事は出来ない。例へば一家の主人は慣習上親族を助けてやらなければならぬ、また親族と葛藤の起つた場合には、仲裁を受けなければならぬのである。主人が自分の妻子の事のみを考へるといふ事は許されない、——斯様な事は許しがたい利己心であると考へられる、彼は少くとも外觀上は、その公共の行爲に於て、父子或は夫婦の愛情に依つて心を動かされては居ないやうに行動しなければならぬ。後年になつて村或は地方の頭の位置にあげられたと假定しても、その行動及び判断の權利は、以前同様な制限の下に置かれて居るのである。實際、其個人的自由の範圍は、社會的地位の登るに應じて減少して行くのである。名目上彼は頭として統治するが、實際上其權威は、只だ社會から藉りて居るのであつて、それは社會が許して居る間のみ自分の手にあるのである。蓋し彼は公共の意志を遂行する爲めに選ばれて居るので、自分の意志を行ふためにあげられて居るのではない、——自分の利益の爲めではなくて、社會共同の利益のためであり、慣習を維持し、これを堅くするためであつて、

決してそれを打破する爲めに選ばれて居るのではない。こんな次第で、首長としてあげられて居ながら、彼は只だ公共の僕であり、その古郷に於ての尤も自由を持たない人である。

キグモア教授がその『舊日本に於ける土地所有權並びに地方制度所見』(Notes on Land Tenure and Local Institutions in Old Japan) の内に翻譯し、且つ公刊した幾多の文書は、徳川將軍時代の田舎の地方に於ける社會生活に關する、詳細な規則に就いての驚くべき考へを與へて居る。その規則の多くはたしかに高い權威者から下されたものであつた、併しその大部分は昔の地方の慣習を表はしたものである。此種の文書は組帳 註 Kumi-enactments と云はれて居る。そしてこの組帳なるものは、村の團體の全員が遵守すべき行爲の規則を定めたものである、かくしてその社會に於ける利益は莫大なものである。私一個の探究に依り、私はこの國の諸地方に、この組帳に記されて居たものに酷似せる規則が、なほ村の慣習に依つて勵行されて居る事を知つた。私はここにキグモア教授の翻譯から二三の例を引用して見る——

註 封建時代の終りに至るまで、國中の人々の多分は、大都會に於けると、村に於けるとを問はず、行政的に幾個かの家族或は家の群に依つて分かれて居た、それを稱して組則ち『仲間』と云つた。組に於ける家の普通の數は五つであつた、併し處に依つては六軒十軒の家から成る組もあつた。組を作つて居る家

家の主人達は、その内から頭を選んだ、——それが組の全員の代表になつたのである。この組の組織の起原及び歴史は不明である、これと同様な組織は支那にも朝鮮にもある。「日本の組の組織は、軍事上から来て居るといふ事を、キグモア教授は疑つて居るが、その理由は心服するに足るものである」正しくこの組織は非常に行政の上に好都合であつた。上長の權威に對して責任をもつたものは一個の家でなくて、組がその責任の衝に當つたのである。

『組の内の一人が、兩親に對し好意をもたず、兩親をなほざりにし、若しくはその言ふ事をきかぬ様な事があれば、吾等はそれを隠匿し、若しくは差しゆるしたりする事なく、それを報告するであらう……』

『吾等は子供達のその兩親を尊敬し、僕婢のその主人に服従し、夫妻、兄弟、姉妹の和合して暮らし、若者の年長者を畏敬し愛撫する事を求める……各組は（五軒の家から成る）その部員の行状を注意して監視し、非行のないやうにすべきである』

『百姓にせよ、商人にせよ、また職人にせよ、何人でも組の一人が怠惰であり、仕事に精勵しなければ、番頭（主なる役人）はそのものに注意を與へ、忠告をし、その行をなほすやうに指導する。若しそのものが忠告をきかず、怒りまた剛情であるならば、そのものは年寄（村の長老）に申し出される……』

『喧嘩を好み、また家を出て夜遅くまで流連し、勸告をきかぬものは訴へられるであらう。若し他の組で斯様な事を怠る事あれば、それに代つて左様なものを訴へるのが吾等の義務の一つである……』

『親族と争ひをなし、その親切な忠告をきかず、或は兩親の言葉に背き、或は同村の人に不親切であるものは、みな（村の役人に）申し出されるであらう……』

『舞踊、相撲、その他公の觀覽物は禁止の事、藝娼妓は一夜たりとも村に滞在する事を許されず』

『人々相互の喧嘩は禁斷の事、争ひの場合、事情は申告すべし。若し申告なき時は、雙方とも等しく罰せらるべし……』

『他人の事を悪口し、公に他人を悪人とふれまはるが如き事は、たとへそれが事實であるとしても、それは禁斷である』

『孝行及び主人への忠實なる奉仕は、當然の事ながら、特に左様の事に忠實に勤直なるものは、吾々より政府へ推薦するため、必らず左様の者を申し出る事にする。……』

『組の仲間として、吾等は親族に對するよりも以上に友誼を篤くし、相互の幸福を増進し、また相互の悲みを頷かつ事をする。若し組の内に非道不法のものあれば、吾等一同は

『そのものに對する責任を分擔するものである』

註 『舊日本に於ける土地所有權並びに地方制度所見』 Notes on Land Tenure and Local Institutions in Old Japan. — 『日本亞細亞協會』第十九卷第一部所載論文。私は各種の組帳から以上を選抜して引用し、説明に都合の良いやうに排列した。

譯者註 以上の諸項は小泉先生も言はれて居る通り、キグモア教授の翻譯から拔萃したとの事であるが、五人組の規約なるものは地方々々に依つて無數にあり、多少の相違もある。先生のあげて居られるやうな個條を、五人組制度に依り、並びに『徳川禁令考』に依り、探して見たが、正確に合ふのは見當たらぬ、併し大略同じやうなものを二三見つけ出した故、左にその一二をあげて置く事にした。

- 一 第一親に孝行を盡くし、下人は主能順ひ主人は又召仕を憐み夫婦仲よく、兄弟親類に親しく、友立は老たるを敬ひ、物毎頼母しく諸人に對し不禮惡口不仕……又村中に勝れて親に孝行なるもの有之候は、其容子を見届け委く申上ぐべし……ガサツ口論を好み夜アルキ不作法にして行跡不見届のもの有之候は、名主五人組異見申すべし、若不用候は、其段申上隠置後日顯れ候は、其五人組共越落たるべし。
- 一 不孝の輩於有之は急度曲事行はるべくの間、若し左様の族御坐候は、有體に申上べく候、隠し置き脇より顯はるるに於ては、名主五人組まで越度に仰せ付らるべくの旨奉畏候事。

以上は單に道德上の規約を示した例に過ぎないが、この外に道德以外の義務に就いての

もつと詳細な規約もある——例へば——

『出火の際は、各自みな手桶に一杯の水を携へ、直にその現場へ行き、役人の指揮の下に消火につとむべし……出場せざるものは罰せらるべし』

『他郷の人にして、此の地に居住せんとするものある時は、その出身の村を尋ね、當人より保證を差し出さすべし……旅客は一夜たりとも旅宿以外の家に宿泊すべからず』

『盜賊夜襲の報知は、梵鐘その他の方法に依つてなさるべし、其報知を聞くものは犯人の捕縛さるゝまで、共に追跡すべし。故意にそれを避けるものは糾問の上罰せらるべし』

一 村中火の用心可入念自然火事有之は火元え駐付消べし藏近所出火之節は別而精を出かこひ可申候若遲出合候者有之は穿鑿の上急度可申付之——。

一 在々所々惡黨有之時はナリを立べし、然ば先の村々より出合可召捕之、御褒美可被下、若し不出合郷中は穿鑿の上可爲曲事事。

一 行衛不知者は一夜なり共宿賃候儀堅仕間敷候、尤御傳馬宿場之旅籠屋は勿論、其外町並往還通り有之所と共に總て往來の旅人、一夜泊りは格別、二夜三夜共泊り申度と申候はば請人立させ、其子細篤と聞届け、問屋名主五人組へ相斷り吟味の上……。

この組帳から察して、何人も許しなくしては、一夜たりとも村を去り、——若しくは餘所て仕事をし、或は他郷で結婚したり、別の處に定住したりする事は出来なかつたと考へられる。處罰は嚴重であつた、——恐ろしい笞刑が、高い役人に依つて加へられるといふのが、普通の懲罰であつた……。今では斯様な罰はない、そして法律上各人はその欲する處に行く事が出来る。併し事實は何處へ行つてもその欲するままに行ふといふ事は出来ないのである、何となれば個人の自由は、組合の感情がなほ残つて居るのと、古い慣習との爲めに、甚だしく制限されて居るからである。地方の組合に於て、各人は自分の適當と考へるやうに、其時間と方法とを自由に用ふる権利をもつて居る、と云つたやうな説を主張する事は甚だ賢からぬ事である。何人も自分の時間、金錢若しくは努力を以つて、全然自分のものであると考へる事は出来ない、——自分の魂魄の住んで居るその身體すらも、自分のものとは考へられないのである。社會に生活して居るといふその権利は、全然その人が社會に奉仕する事を欲するといふ心の上に基礎を置いて居るのであつて、その人の助力若しくは同情を要するものは、何人でもその人に向つてそれを要求する特權をもつて居るのである。「各人の家はその人の城廓なり」といふ事は、日本では言はれない言葉である、——高位の主權者の場合以外には。普通の人は世間の人々に對して、その戸を鎖ざしてこ

れを入れないといふわけには行かないのである。各人の家は來訪者に對して、公開されて居なければならぬ、日中其門を鎖ざして置くといふ事は、社會に對する侮辱である、——病氣と雖もその口實にはならない。極めて高い位の人のみが、他に接近しないといふ權利をもち得たのである。そして或る一人の住んで居るその社會の意に悖るといふ事は、——特にその社會が田舎であるとすれば——重大な事である。社會が立腹する時、その社會は個人として行動する。其社會は五百、一千、或は數千の人々から成る、併しそのすべての人々の考へは、只だ一個の考へである。只だ一つの重大な過失のため、人は突然に社會共通の意志に對して、孤獨反對の位置に立たせられる事がある、——孤立して、極めて有效な絶交にあふのである。緘黙と柔和な敵意とは却つてその罰を恐ろしくする。かくの如きは慣習に對する重大な違反を罰する普通の方法である、暴行を加へる事は滅多にない事で、さういふ事をする場合は、（非常な場合は例外であるが、その事はやがて説く事とする）それは過失の罰としてではなく、單に矯正の方法として課せられるのである。中に粗野な組合に於ては、人の生命を危くするやうな過失を、直に身體上の懲罰を以つて罰する事がある——それは公憤の爲めに行はれるのではなくて、傳統的の理由に依つて爲されるのである。嘗て私は或る漁村に於て、此種の懲罰を見た事がある。人々は其處で波の中で鮪を

殺して居た、その仕事は恐ろしく危険なものであつたが、その興奮の最中、漁夫の一人が過つて鮪を殺す道具の穂尖を、一人の少年の頭に打ち込んだ。人々はそれが全く過失である事を知つて居た、併しその過失は人の生命を危くするものであつたので、直にそれに對して處分が行はれた、そしてこの過失者は、その近くに居た人々に依つて打ちたたかれ、正氣を失つてしまつた、——それから波の間から引き上げられ、砂の上に投り出され、自分で正氣のつくまで打棄られてあつた。この事に就いて、口をさくものは一人もなかつた、そして鮪を殺す事は、前の通りつづいて行はれて居たのである。私の聞いた處に依ると、若い漁夫は、船に危険を及ぼすやうな過失をした場合には、その仲間から船中で亂暴な取扱ひを受けるのださうである。併しすでに言つた通り、かくの如き罰を受けるのは、癡愚な行ひのみであつて、絶交の罰は、暴行よりも遙かに恐ろしいものとされて居る。いやこの絶交よりもなほ重い罰が一つある——則ち幾年かの期間若しくは生涯の追放である。

昔の封建時代にあつては、追放は重大な罰であつたに相違ない、事物一新の今日でも、重大な罰である。昔組合の意志に依つてその土着の地から逐はれた人、——その家、その氏族、其職業から見棄てられた人、——は絶對の困苦に當面するのである。他の組合に行つても、其處にたまたま親戚でもあるのでなければ、自分を容れる場所はない、而も親戚

とても、さういふ者を家に入れるには、先づその地方の官憲と、そのものの故郷の役人とに相談しなければならぬ。また他郷のものは、官憲の許しを得なければ、自分の地方以外の他所に定住する事をゆるされぬ。親類といふ口實の下に、他郷のものを、泊めた家に向つて加へられた事を記した古い記録がなほ残つて居る。追放された人は、家なくまた友なきものであつた。そのものは、或は上手な職人であつたかも知れない、併しその職を行ふ権利は、そのものの行つた地方に於て、その職を代表して居る職業組合の承認を得なければ得られないのであるが、追放にあつた人は職業組合も、これを受ける事をしないのである。さういふ男は下男となりたと思ふかも知れないが、その逃げ込んで來た組合は、如何なる主人でもが、此亡命者にして且つ他郷の人たるものを雇ふ権利をもつて居るかどうか、第一それを疑ふ。其ものの宗教の如きは少しも役には立たない、組合生活の法規は、佛教に依つて極められるのでなく、神道の倫理に従つて定められるのである。則ち自分の生まれ故郷の神々が彼をすてたのであり、また他の地方の神々は、そのものの祭祀とは何の關係もないのであるから、宗教は其ものに取つて、何の助けともならないのである。其上、彼が亡命者であるといふ事實は、其事がすてに、其ものが祭祀に對して罪を犯して居るに相違ない事を證明して居るのである。いづれにしても他郷の人は、自分の知らない他

郷の人々の間にあつて、同情を得る事は出来ない。今日でも他の國から妻を迎へる事は、其地方の意見に依つて悪いとされて居る、(封建時代にはそれは禁止されて居たのである)各人はなほその生まれた土地で生活し、働き、結婚するやうに期待されて居る。——もつとも或る場合に於ては、その故郷の公然の承認を経て、他の組合に入る事を許される事はある。封建制度の下にあつては、他郷人の同情を博す事は、とても比較する事の出来ない程に少い、従つて追放は、飢饉、孤獨、並びに口にしがたい程の困苦を意味するものであつた。何となれば當時に於ける、個人の法律上に於ける存在は、その家族と組合との關係以外には全然なくなつてしまふのであるからである。人はみな家の爲めに生活し、家の爲めに働き、家は又氏族の爲めに存立して居たので、家並びに幾多の家の相聯關した集合以外には、生きて行くべき生活はなかつたのである、——罪人、乞食、穢多の生活を除いては。役人の許しが必要ならば、かくの如き者は、佛敎の僧ともなれなかつた。賤民——たとへば穢多階級の如き——も自治の社會をつくり、獨得の傳統をもち、決して進んで外來人を受け容れるやうな事はしない。かくして追放されたものは、大抵は非人——公式上『人間にあらざるもの』と呼ばれて居る放浪の憐むべき穢多階級の一になり下がり、人の袖にすぎり、或は樂器を流して歩く音樂者、若しくは野師の如き下等な職業に依つて生活

するのである。なほ遠い昔にあつては、追放されたものは奴隸に身を賣り得たのであるが、この憐むべき特權すら、徳川時代には取り上げられてしまつたらしい。

吾々は今日斯様な追放の状態を想像する事は出来ない、これと同じやうな西洋の例を求めるとは、帝國時代に先き立つ遠き以前の古いギリシヤ、ロオマ時代に戻らなければならぬ。その當時追放なるものは、宗教上の破門を意味し、實際上文明社會からの除外であつた、——其頃はまだ人類同胞の考へもなく、血族上から親切を求めるといふ外、親切を求めるといふやうな考へはなかつたからである。他郷の人は何處でも敵であつた。さて昔のギリシヤの都會に於けると同様に、日本に於ても、守護神の宗教は、いつも團體の宗教、組合の祭祀であつて、一地方の宗教とさへならなかつたのである。一方に高等の祭祀は個人とは關係して居なかつた。個人の宗教はただ一家、一村、或は一地方の宗教であつた。故に他の家、他の地方の祭祀は、全然別のものであつた。他の祭祀に屬するといふのは、其處に迎へ入れられる事に依つてのみなされ得たのである。そして他郷人を迎へ入れるといふ事は、規則としてない事であつた。家或は氏族の祭祀がなければ、個人は道德上にも、社會上にも、死んだものであつた。何となれば餘所の祭祀も、氏族も、かくの如きものを排斥したからである。個人の私生涯を規定した家族の祭祀から棄てられ、なほ對社會の生

活を定める地方の祭祀から除かれた時、そのものは人間社會に對する關係に於て、全くその存在を失つたものである。

以上の事實から、過去に於て、個人が自己を發展させ主張する機會の極めて乏しかった事は想像しうるであらう。個人は無慙にも全然社會の爲めに犠牲に供されて居た。今日でも日本人の居住する處に於ける唯一の安全な道は、何事もその地方の慣習に従つて行くといふ事であつて、少しでも規則から離れると、嫌惡の目を以つて見られる。祕密といふものはない、何事も隠蔽され得ない、各人の善徳も惡徳も他のすべての人に知れる。故に尋常でない行爲は、行爲の傳統上の標準から離れたものと判斷され、すべての風變りな事は、慣習に反くとして非難され、その傳統と慣習とは、宗教上の義務と云つた位の力をなほもつて居る。事實それ等は、（傳統と慣習とは）ただにその起原からばかりでなく、なほ過去の禮拜の意なる公共の祭祀に關係ある所から、宗教でもあり、義務ともなるのである。

これに依つて神道が道德上の成文法をもつて居ない理由も容易に了解されるし、また神道の大學者が道德の法規は、不必要であると斷定した所以も了解されよう。祖先禮拜が代表して居る宗教的發達の其階段にあつては、宗教と道德との區別もなく、また道德と慣習との區別もあり得ない。宗教と政治（政府）とは同一物であり、慣習と法律とは同じである。

る。神道の倫理は慣習に服するといふ一事の内に悉く包容されて居る。一家の傳統的規則、組合の傳統的法律、——それ等は則ち神道の道德であり、それに従ふのは則ち又宗教であり、それに反くのは不信心であつた……、而して成文たると否とに拘らず、凡そ宗教的法規の眞の意義は、要するにその社會に於ける義務の表明、善惡の行爲に關する教義、人民の道德的體驗の具體化等にあるのである。實際イギリスに於けるが如き行爲の近代的思想と、古ギリシヤ及び日本のその如き族長制度的理想との間の相違は、これを精査して見れば、只だ古い考へを、詳細に互つて、個人生活の細目にまで擴げるといふ點にあつた事が解る。正しく神道の宗教は、成文上の命令を要しなかつた。それは教訓に依り、或は實例に依つて、幼少の時代から各人に教へられたもので、普通の知識あるものであれば、何人もそれを了解し得たのである。規則に外づれた行動が、人々に取つて危険である事を、宗教が認める以上、法規を作る事は無論無用な事である。たとへば吾々のより高い社會生活、則ち文化的生活の、他を排して居る吾々の一團の行爲は、決して單なる十誠に依つてのみ支配されるものではない、それ故吾々とても事實、行爲に關した成文上の法規をもつて居るわけではないのである。自分の住んで居る地帯（社會）に於て、何を爲すべきか、如何にしてこれを爲すべきか、と云つたやうな知識は、ただ訓練に依り、經驗に依り、觀

察に依り、また事物の道理を直覺する事に依つて得られるのである。

さて社會の感情を代表する人としての神道の神官の權威に關する問題に戻つて見よう——この權威は常に偉大なものであつたと私は信ずる。社會が誤をなしたるその所屬の人々の上に被らせる罰は、もと守護神の名を以つて被らされたものであるといふ事の、著しい證據は、恚ういふ事實に依つてよく解る、則ち社會の嫌惡の表現は、今でも幾多の地方にあつては、宗教上の性質を取つて顯はれるといふ一事に依つて解る。私はこの種の表現を實見した、そして私はそれが今なほ大抵の地方に行はれて居ると信じて居る。併しこの古い慣習の残つて居るのを尤もよく見うるのは、古の傳統が殆ど變はらずに、そのまま残つて居る邊陲の田舎の町或は寂しい村落に於てである。斯様な場所に於ては、各住者の行爲は、精細に注目され、人々に依つて嚴格に判斷されるのである。併し地方の神道大祭——守護神の例年の祭——の時までは些細な非行に就いては、殆ど何事も口外されない。其時（祭日）になつて、社會はその警戒を與へ、或はその罰を加へる、かくの如きは少くとも地方の道德に反いた行爲のあつた場合に於ける事である。此祭の機會に、神は氏子の住居を見に来ると考へられて居る、そしてその移動させうる神殿（御輿）——三十人或は四十人

に依つて擔はれる重い構造物——が主なる街路を通つて運ばれる。それを擔ふ人々は、神の意志に従つて働くので、——則ち神の靈の彼等に向かはしめる方向に進んで行くのだと考へられて居る。私は或る海岸の村で、一度ならず、幾度も見たその行列の事件を記述して見ようと思ふ。

行列に先き立つて、若い男の一群が、飛び跳ね、環を描いて、無闇に躍りながら進んで行く、此若者達は道を清め拂ふのである、そのもの達の近くを通るのは、險難である、何となれば彼等は狂亂のやうな動き方をして、ぐるぐるまはつて行くからである……。私が始めて恚ういふ躍りをする一群を見た時、何となく古いデイオニソスの饗宴を見て居るやうな氣がした、——彼等の烈しい旋轉運動は、たしかにギリシヤ古代の神聖なる狂熱の記事を實現したものであつた。實際を言へば、ギリシヤ風の頭は見られない、併し腰巻と草鞋とを外にしては、すべて裸體な、そして極めて彫刻的な筋肉をした青銅色の、しなやかな姿は、躍つて居る牧羊神を顯はす水盤かなにかの意匠に用ひたら良からうと思はせるものであつた。この神の乗り移つた踊り手——その通過は群集を左右に散らして街路を拂ひ清めたのであるが、——について、乙女の祭司が白衣を着て、面を蔽ひ馬に乗つて來、それにつづいて幾人かの乗馬の祭司が、これも白衣で儀式上の高い黒い帽を被つてやつて來



る。その背後に大きな重さうな神殿が、それを擔ふ人々の頭の上で、恰も暴風に玩ばれたる船のやうに、搖れ動いて進んで来る。幾多の筋肉逞しい腕がそれを右手の方につきやると、また同様な澤山の腕が左手の方にそれをつきかへす、前にも、うしろにも、亦烈しく押したり、引いたりする、そして何かを呼び立てる聲の唸りは、全く他の聲を聞こえなくさしてしまふ。極々古くからの慣習に依つてすべての家の二階は固く鎖ざされる。かかる際に節穴からでも、神様を見下すやうな不敬な所業をして居る處を見つけられた、あのゴダイヴァの姿をのぞいたやうな男があつたら、その者は禍なる哉……。

私の言つた通り、神輿を擔ふ人々は、神の靈に依つて動かされて居ると考へられて居る、——（神道の神はいろいろな性情をもつて居るから、多分その暴い靈に依つて、動かされて居るのであらう）それでこのつき進み、引きかへし、またそれを搖る事は、只だ前後左右の家を神が検査するの意である。神はその禮拜者の心が、果たして純眞であるかを知らうと見まはして居り、またそれに警告を與へ、或は罰を加へる必要があるかどうかを決めようとして居るのである。擔ふ人々は何方へでも神の欲する方に、その神をもつて行くのである、——必要とあれば固い壁を通してでも。それで若し神殿（神輿）が、或る一軒の家によつかるとすれば、——ただその家の暖簾にあたつてすらも——それは神様がその家

の人々に對して立腹して居られる徴となるのである。若し神輿が家の一部でも破壊する事があれば、それこそ重大な警告である。併し神様が家の中に入る事を望まれる事もある。——その行く道をさへぎるものを毀しても。さうなるとその家の人々は、すぐに裏口から逃げなければ、大變な事になる、そして亂暴な行列は、雷のやうな音を出して入り込んで来る、神様がまた進んで巡回する事を承諾されるまでは、その家の内のあらゆるものを碎き、裂き、破り、押しつぶしてしまふであらう。

私は二箇處の破壊の跡を見たが、その理由を尋ねて、始めて、組合の見解から言つて、兩度の侵入は共に道徳上正當と認むべきものであつた事をよく知る事を得た。則ち第一の場合には欺偽が行はれたのであり、他の場合には水に溺れたものの一族に救助を與へなかつたといふのである。則ち一つの犯罪は、法律上のものであり、他のは道徳上の犯罪であつた。田舎の社會は放火、殺人、竊盜、その他の重大な犯罪の場合でなければ、その犯罪人を警察に渡す事をしない。田舎では法律を恐れて居る、故に他の方法に依つてきめられるものなら、決して法律を呼び起す事をしない。かくの如きはまた古代の規約であつて、封建の政府はさういふ慣習の維持を奨励したものである。併し守護の神が立腹されると、その犯罪者の處罰、若しくは排斥を主張される。さうなると封建の慣習に従つて、その犯罪者

の全家族が責任をもたせられる事になる。この被害者は、若しさういふ氣があるならば、新しい法律に訴へる事も出来る。そして自分の家を破壊したものを、法廷に引き出し損害を賠償させる事も出来る。何となれば近代の警察廷は、神道に依つて左右されて居ないのであるから。併し餘程の向う見ずでなければ、社會の判斷に對して、新しい法律に訴へるやうな事はしまい、何となればさういふ行動その事が、すでに甚だしい慣習の破壊として非難されるからである。社會は、その協議會に依つて、冤罪であつた事が證明される場合には、いつも直に公明な判斷を下すに吝てはない。併し責を負ふべきものとして訴へられたその罪惡を、實際犯して居た者が、宗教に依らない法律に訴へて、復讐をしようと試みるやうな事があれば、さういふ者はなるべく早く自分と、自分の家族の居處を、何處か遠い所に移すが上策であらうと考へられる。

舊日本に於ては、個人の生命は二種の宗教的支配の下にあつた事を吾々は觀た。則ちすべて個人の行動は、一家の若しくは社會の祭祀から來た傳統に従つて定められて居た。而してかくの如き状態は、一定した文化の成立と共に始まつたものである事を知つた。吾々はまた社會の宗教が、家の宗教の遵奉を勵行する勞を取つた事を知つた。この事實は、若

し吾々がこの兩祭祀（社會と家族との）の基本となつて居る考へ——則ち生者の幸福は死者の幸福に依るといふ考へ——は同一なものである事を記憶して置くならば、決して不思議とは思はれないであらう。家族の祭祀を閑却する事は、靈の惡意を起させるものと信ぜられて居た。而して靈の惡意は公共の不幸を齎すのである。祖先の亡靈は自然を支配して居た、——火災、出水、疫病、飢饉等は、報復の手段として、亡靈の自由に用ひ得たものであつた。故に村に於ける不信心の一所業は、全村の上に不幸を齎す事があつたかも知れないのである。而して一社會（組合若しくは一地方）は、各家庭に孝道を維持する事に關して、死者に對し責任をもつて居ると考へられて居た。

## 神道の發達

人民のあがめる大きな神々——人々の想像の内に、天地の創造者として、若しくは特に木火土金水の如き要素たる力を動かすものとしてその形をとつた神々は——後に祖先禮拜となつたものを代表して居ると云つたハアバート・スペンサアの説は、今日一般に認められて居る處である。原始社會がまだ何等重要なる階級的區別を發達させて居なかつた時代に於て、多少同じものと考へられて居た祖先の幾多の亡靈は、社會そのものが分裂するに従つて、大小いろいろな種類に分裂するやうになつた。さうして居る内に、或る一個の祖先の靈若しくは一團の靈に對する禮拜が、他のすべての禮拜に立ち勝るやうになり、最高の神若しくは幾個かの最高の神の群が發展するに至つた。併し祖先祭祀の分裂は、各種の方向を取るものと了解されなければならぬ。父子相傳の職業にかかはつて居る家族の特別の祖先は、發達してさういふ職業を主宰する守護の神となる事もある、——則ち職業及び組合の保護神となる。いろいろな精神上の聯想の徑路に依り、他の祖先の祭祀から、力

と、健康と、長命と、特殊な産物と、特殊な地方との、いろいろの神々の禮拜が發展して来る事もある。日本起原の神の事に就いて、今よりも以上に多く光明が投ぜられるやうになれば、今日田舎に於て禮拜されて居る小さい守護神の多くは、もと支那或は朝鮮の職人の守護神であつた事が解るやうになるであらう、併し日本の神話には全體として進化の法の則の甚だしい例外となるやうなものはないと私は考へる。事實神道は神話の上の政教關係を示すもので、その發達は全く進化の法に依つて十分に説明が出来るのである。

氏神の外、優等或は劣等の神々が無數にある。ただ名ばかり記されてある原始的の神々もある——混沌時代の人の考へにのぼつた幻影である、また土地の形をつくりなした天地創造の神々もある。天地の神々もあれば日月の神々もある。また人生の善惡あらゆる事物を主宰すると考へられて居る神々も數へ切れないほどある、——出生と、結婚と、死と、貧富、強健及び病氣……等の神々がある。すべてかくの如き神話は、日本のみに於ける古い祖先祭祀から發達し來つたものであると假定するのは少し無理である、むしろその發展は多分アジャ大陸で始まつたものであらう。併し國民的祭祀の發展——國家の宗教となつた神道のその形式——は嚴密なる言葉の意味に於て、日本的であつたと考へられる。此祭祀は、代々の天皇が、その血統であるとして居られる神々に對する禮拜であつて、——

則ち『皇室の祖先』の禮拜である。蓋し日本の上古の皇帝——古い記録には『天の王君』わらざると呼ばれて居る——は眞の意味に於ての皇帝ではなかつたので、また天下に對する權威を動かす事すらしなかつたものと考へられる。則ち天皇は尤も有力なる氏族則ち氏の主なるもので、その特殊な祖先祭祀は、その當時にあつては、多分何等統治的勢力をもつては居なかつたのであらう。併しやがてこの大きな氏族の主なるものが、國の最高の統治者となつた時、その氏族の祭祀は到る處に擴がり、他の神に對する祭祀を打ち破る事はしないまでも、それを蔽ひかくしてしまつた。ここに於て始めて國民的神話が出来たのである。

それ故吾々は日本の祖先禮拜の徑路は、アリヤン民族の祖先禮拜のそれと同様、前にのべた引きつづいた發達上の三個の階段を示して居る事を認めるのである。日本の人種は大體陸からその現在の島國裡に來る時、祖先禮拜の粗末な形式を伴ひ來つたものであると假定して然るべきであらう、而してその形式は死者の墓前行はれる儀式並びに供物に過ぎないものであつたらう。それから後國が幾多の氏族——その各々はそれぞれ別の祖先祭祀をもつて居たが——の間に分かたれるやうになるや、或る一つの氏族に屬する一地方のすべての人々は、やがてその氏族の祖先の宗教を受けるやうになり、かくして幾千の氏神

の祭祀といふものが出来るやうになつたのである。さらにそれより後になつて、尤も有力なる氏族の特殊の祭祀が發達して、國家の宗教となつた——則ち最高の統治者が、それから血統を引いて居ると稱する女神太陽の禮拜がそれである。それから支那勢力の下に、家に於て祖先を禮拜する形式が、原始的家族の祭祀に代つて成立した、それ以來供物も祈禱も規則正しく家庭に於て爲され、家庭には祖先の位牌が、家族の死者の墳墓を代表する事となつたのである。併し今でも特別の場合には、墓場に供物を捧げる事もある、そして三種の神道祭祀の形式は、佛教の傳來した後代の形式と並んで、今日までつづいて存立して居た、而してその形式は今日國民の生活を支配して居るのである。

傳統的信仰に就いて、文字を以つてそれをあらはした説明を、始めて人民に與へたものは、最高の統治者に對する祭祀であつた。統治して居る家に就いての神話は、神道の經典の基となり、祖先禮拜のあらゆる現在の形式をまとめる所の思想を確立した。あらゆる神道の傳統は、此書きものに依つて混和されて一個の神話的歴史となり——同じ一個の傳説の基礎に依つて説明されるやうになつた。而して全神話は二つの書物の内に包容されて居るが、其書物はすべて英譯されて居る。其最古の書物は『古事記』(Records of Ancient

matters」と言はれて居り、紀元七一二年に編まれたものと考へられて居る。他の一つはそれよりも大部な物で『日本紀』“Chronicles of Nihon”と言ひ、紀元七二〇年頃に出来たものである。兩書は共に歴史と言はれて居るが、其大部分は神話のやうなもので、兩書とも天地創造の話をもつて始まつて居る。聞く處に依ると、兩書とも、天皇の命に依つて、大概は口傳へになつたものに依つて編まれたのであつた。それよりも更に古い第七世紀に作られた書物があつたといふ事であるが、それは堙滅してしまつた。それ故に現在の書物は、そんなに古いものであるとは言はれない、併し兩書とも極めて古い傳説——多分は幾千年も古い——をその内にもつて居る。『古事記』は驚くべき記憶力をもつて居た老人の口授を書いたものだとして居る、そして神道の神學者なる平田は、慙うして傳へられた傳説は、特に信賴するに足るものであるといふ事を、吾々の信ずるやうに望んで居る。その言つた處に慙うある『記憶の働きに依つて吾々に傳へられた、かくの如き古い傳説は、それが記憶に依つて傳へられたといふので、却つてそれが文書に記録されてあつたものよりも、遙かに詳細に傳はつて來たといふ事は、ありうる事である。其上人々が覺えて置かうと思ふ事實を、文字に託する慣習を、まだ得て居なかつた時代にあつては、人の記憶力は今日よりも遙かに強いものであつたに相違ない——それは今日でも、目に一丁字のない人々は、

何事をも全く記憶に訴へて居るのもわかる』と。吾々は口碑の不變である事を、篤く信じて居る平田の信念に對して微笑を禁じ得ない。併し民俗學者は古い神話の特質の内に、その非常に古代のものであるといふ性質上の證據を發見する事を、私は信ずるものである。兩書の内に支那の感化が認められる、併しその或る部分には、私の想像する處に依ると、支那の書物の内には認められない特殊の性質がある——他の神話的文學には共通して居ない原始的素朴な趣、怪異な趣がある。たとへば世界の創造者なる伊邪那岐命のその死んだ配偶（伊邪那美命）を呼びかへすために、黄泉の世界に行く話の内に、吾々は純日本のもとの考へる神話を認める。その話し方の古風な素朴な處は、その書の逐字譯を研究する人の、必らず感得するに相違ない處である。私は今そのいろいろな譯文の内に見られる（このいろいろな譯についてはアストンの『日本紀』の翻譯第一卷を見よ）その傳説の大意を記して見る事にする。

迦具土の火の神の生まれる時の來し時、その母なる伊邪那美命火傷し、姿かはりて去れり。かくて伊邪那岐命怒つて言ふ『一人の子にかへて吾が愛する妹を與へ去らん事は』と。命は妹（伊邪那美命）の頭にはひ行き、その足にはひ行き、泣き悲めり、かくしてその流

したる涙は落ちて神となれり……その後伊邪那岐命、伊邪那美命を逐うて死者の國ユミ黄泉の國に行けり。ここに伊邪那美命なほその生きてありし日のやうなる姿して（死者の）宮殿の幕をあげ、伊邪那岐命に會ふために出て來り、二人は共に語り合へり。さて伊邪那岐命妹に言ふ『愛らしき若き妹よ、吾は汝の爲めに悲しむが故に來たれり。吾が愛らしき若き妹よ、吾と汝との共につくりかけたる國は、まだ作り果たされず、されば歸り來よ』と。伊邪那美命答へて言ふ『吾が嚴かなる君にして、また夫なる人よ、今少しく早く來ざりしは惜しき事なり——今吾は黄泉のかまどのものを食へり。されど愛する兄、見給へ、君の特に來ませしを喜ぶが故に、吾は生命の世界に君と歸る事を願ふ。今吾はその事を黄泉の神々と論ふために行くべし。君は此處に待ちたまひて、吾を見んとし給ふ勿れ』と。かく語りて伊邪那美命は歸り去り、伊邪那岐命は待てり。然れども伊邪那美命の歸る事遅ければ、伊邪那岐命もどかしくなれり。かくて髪ひたひたの毛の左總ひだりよさにつけたりし木の櫛櫛をとり、命はその櫛の一端より、一本の齒を折りとり、それに火を點し、妹を見んとて行けり。然るに伊邪那美命はふくれ、蟲の中にただれて横たはり、八種の雷の神の上に坐れり……伊邪那岐命この姿に恐れをなして逃げ去らんとせり、然るに伊邪那美命立ち上り叫ぶ『君は吾をばづかしめたり。何故に吾が命ぜし事を君は守らざりしや……君は吾が裸の姿を見たれ

ば、吾も亦君のその姿を見るべし』と、言ひて伊邪那美命は、黄泉の醜女に命じて伊邪那岐命を追ひ、これを殺さしめんとす、八人の雷の神も亦命を逐ふ、伊邪那美命自らも追ひかく……。ここに於て伊邪那岐命劍を抜き、走りつつ背後にそれを振りまはす。されど一同は命に追ひせまる。命はその黒き頭の鬘鬘をなげつけたれば、鬘は葡萄の總となる、醜女はその葡萄の實を食ひたれば、その間に命は逃げたり。されど彼等はなほ急ぎ追ひかけたれば、命はその櫛をとりてなげつけたるに、その櫛は筍となる、醜女等それを貪り喰ふ間に、命は逃げて黄泉の口に達す。ここに命、もちあぐるに千人力を要する岩をとり上げ、伊邪那美命の來る入口をそれにて塞ぎ、その背後に立ちて、離婚の言葉をいふ。その時岩の彼方より伊邪那美命、叫んでいふ、『吾を愛する君にして主なる人よ、君かくの如き事を爲さば、吾は一日に汝の人の一千人を絞め殺さん』と。伊邪那岐命これに答へて『吾が愛する若き妹よ、汝若ししかするならば、吾は一人に千五百の子を生むべし……』と。然るにその時、くくりひめの命來り、伊邪那美命に何事か語りしに、伊邪那美命それを承認したる様子にて、その後伊邪那美命の姿は見えずなりたり……』

この神話の驚くべき素樸な點を、私は敢て表はす事をしなかつたが、その不思議にも哀

傷と悪夢のやうな恐怖との混和した處は、十分にその原始的性質を示すに足りる。それは實際人のよく見る夢である——自分の愛して居た人が恐るべき姿にかはり果てたといふやうな悪夢の一である、そしてすべて原始的祖先禮拜を語る死に就いての恐れ並びに死者に就いての恐れを表明するものとして特別な興味をもつて居る。この神話の全哀傷並びに氣味悪るさ、空想の漠然たる怪異、極度の嫌惡並びに恐怖に際して、形式的な愛着の言葉を  
用ひた事——それ等は日本的である事を間違ひなく感じさせる。以上と殆ど同様に著しい幾多の他の神話が、『古事記』及び『日本紀』の内にあるが、それ等は明かるい優しい種類の傳説と混和されて居り、それが同じ人種に依つて想像されたものとは思へない位である。例へば『日本紀』の第二卷にある魔法の寶石、海神の宮殿へ行く話は、印度のお伽噺のやうな趣がある、而して『古事記』、『日本紀』共に幾多外國の本源から得來たつた神話をもつて居る。兎に角其神話的の諸章は、多少なほ解決を要すべき新しい問題を、吾々の前に提出するのである。これを外にしては、此兩書とも、上代の慣習信仰を照らすに足る光明のあるに拘らず、讀物としては面白くないものである、そして總括的に言つて、日本の神話は面白くないものである。併し茲に神話の問題を兎や角説くのは不必要である、何となれば其神道との關係は極めて短い簡單な一章句に依つて總括されうるからである——

太初には力も形も顯はれては居なかつた、世界は一定の形の無い一塊で水母のやうに水上に浮かんで居た。その内どうかして——どうしてといふ事は書いてない——天と地とが分かれ、朦朧たる神々が現はれ又消えた、最後に男性の神と女性の神とが出来、萬物を生み且つその形を與へた。この二方の神、伊邪那岐、伊邪那美の命に依つて、日本の島が出来、またいろいろの神々と日月の神とが出来た。これ等創造の神々、並びにそれに依つて造られた神々の子孫は、則ち神道の禮拜する八千萬（或は八億萬）の神々であつた。その神の或るものは高天原 *Plain of High Heaven* に行つて住み、又他のものは地に住み、日本人種の祖先となつた。

これが『古事記』、『日本紀』の神話で、出來うる限り簡潔に書かれてある。最初に二種の神々が認められて居たらしい、それは天の神と地の神とである、神道ののりritualsとなるものは、この區別を示して居る。併しこの神話の天の神なるものが、必らずしも天の力を代表して居るものでないといふ事、並びに實際天の現象と同一のものとして居る神が、地の神々と一緒に置かれて居る——地上に生まれた則ち『生じた』といふので——といふ事は妙な事實である。たとへば日月は日本で生まれたとされて居る——後になつて

天にあげられたのであるが、則ち日の女神、天照大神は伊邪那岐命の左の眼から生じ、月の神、月讀命は伊邪那岐命の右の眼から生じた。それは（この兩神を生じたのは）伊邪那岐命が下界に行つた後、筑紫の島の河口で身を清めた時の事である。十八世紀十九世紀の神道學者は、只だその偶然生まれ處に關する外、天の神と地の神との區別をすべて否定し、この混沌たる空想の内に、多少の秩序を立てた、彼等神道學者は神世 Age of Gods とその後の人皇の時代との古くからあつた區別をも否定した。彼等の言ふ處に依ると、日本の當初の統治者が、神であつたのは事實である、併しながら後代の統治者も亦同様神であるといふのである。全皇統、日の御嗣 Sun's Succession なるものは、日の女神からの連綿たる一つの血統を顯はすものである。平田は恁う書いて居る『神代と現代との間には何等確とした固い分界線はない、「日本紀」の言ふやうなその區別の線を引く事の正當な理由は少しもない』と。素より恁ういふ立脚地からすれば、その内に全民族が神の血統であるといふ教理が含まれる事になる——古い神話に従つて、最初の日本人はみな神の子孫であつた限り——而して平田はさういふ教理を大膽に取つたのであつた。平田の斷言する處に依ると、すべての日本人の起原は神にある、それ故日本人はすべての他の國人に勝まつて居るのであると。平田は日本人の神の血統を引いて居る事を證明するのは容易であると

すら説いて居る。その言は恁うである『瓊々杵命（日の女神の孫で皇室の建立者とされて居る人）に伴なつて行つた神々の子孫——並びに代々の御門の子孫で、平、源等の名をもつて御門の臣下の位に入つた人々——はだんだんに増加し、繁殖した。日本人の多數は、如何なる神から降つて來たのか確とは解らないが、それ等はみな部族の名（かばね）といふものをもつて居て、それはもと御門から賜はつたものである、そして系圖の研究をその務めとする人々は、人の普通の苗字から、その人の極めて遠い祖先は誰れてあつたかを語る事が出来る』と。此意味に於て、すべての日本人は神であり、その國は當然神の國——神國と呼ばれたのである。吾々は平田の説をその文字通りに了解すべきであらうか。私はさう了解すべきであると思ふ——併し吾々は、封建時代に、國民を形成して居るとして公然認められて居た階級以外に、日本人として考へられず、また人間としてすら考へられて居なかつた人民の、幾多の階級のあつた事を記憶しなければならぬ、それ等は則ち非人、獸類と同様に考へられて居たものである。平田の日本人といふのは只だ四大階級を言つたものであらう——士、農、工、商の。併しさうとしても、平田が日本人に神性を與へたといふ事は、人間の道徳性並びに體格上の虛弱であるといふ點から見て、それをどういふ意味に考へて然るべきであらう。この問題の内、その道徳的の方面は、神道の惡の神、邪曲



の神に就いての説に依つて説明される、則ちこの神は『伊邪那岐命が下界に行かれた時、身に受けた不淨から起つた』ものと考へられて居るのである。人間の體格上の虚弱に關しては、皇室の神聖なる建立者たる瓊々杵命の傳説に依つて説明される。則ち長命の女神岩長姫命 (Rock-long-princess) が瓊々杵命の妻として送られた、然るにその醜いを見て、命は姫を拒絶した。それでその不明な仕方が『人間の現在のやうな短命』を招致したのである、と。大抵の神話は、當初の族長則ち統治者の生命を以つて非常に長いものとして居る、神話の歴史を古に溯れば溯るほど、主權者はいよいよ長命になつて居る。日本の神話もこの例に洩れない。瓊々杵命の子は、その高千穂の宮で、五百八十年生きて居たと言はれて居る、併しそれでも『それ以前の人々の生涯に比べたら短命なのである』と平田は言つて居る。その後人間の身體の力は衰へ、生命はだんだん短くなつた、併しすべて墮落したにも拘らず、日本人はなほその神から出て來たものであるといふ形跡を示して居る。死後日本人はより高い神性の状態に入るのであるが、而もこの現世を棄ててしまふ事なくで……かくの如きは則ち平田の意見である。日本人の起原に關する神道の説からすると、人間性にかく神性を與へるといふ事は、一見した際に考へられるやうに、矛盾した事ではないのである。而して近代の神道學者は、すべての起原を太陽にもつて行くが、その教義の

内に、科學的眞理の萌芽が見出されうる事であらう。

日本の文學者の誰れよりも以上に、平田は吾々に神道神話の内にある政教政治をよく了解さしてくれる——吾々の期待しうるやうに、日本の社會の古い秩序と密に契合して居る政教の關係を。社會の最下級には、只だ家々の神殿若しくは墓場に於てのみ禮拜される普通の人民の靈がある。その上には同じ氏族の神則ち氏神がある——それは守護神として今禮拜されて居る古い統治者の靈である。平田は言ふ、すべての氏神は出雲の大神——大國主神——の支配の下にある、そして『氏神はみな大神の代理として働き、人々の生前、生後、並びにその死後の運命を統治して居る』と。その意味は、普通の亡靈は、目に見えずる世界に於て、氏族の神則ち守護神の命令に従ひ、そして生存中の組合での禮拜の状態は、死後までもつづくといふのである。つぎの言葉は平田の書きものから引用したものであるが、興味ある言である——それはただに個人の氏神に對する假定的な關係を示すのみならず、個人が生まれ故郷を去るといふ事が、以前にあつては如何に世間の意向に依つて判斷されたかを語るのである——

『人がその住居をかへる時、その人の始めの氏神は、居を移した其地の氏神と取り極めをしなければならぬ。斯様な場合には先づ古い神に別離を告げ、新しい管理の地に來た後、出來る限り早く、新しい神の宮に詣るが至當である。人には其住居をかへるに至らしためた表面の理由は澤山にあらう、併し、<sup>註</sup>その實際の理由は、その人が氏神の機嫌を害し、従つて其處から逐はれたか、或は他の地の氏神が、その轉住を交渉したかに外ならない。』

註 サトウ氏の翻譯、圈點は私（小泉先生）のつけたものである。

これに依つて各人はその生存中並びに死後も、氏神の臣下であり、下僕であり、従者であると考えられるであらう。

素よりこれ等の氏族の神にはいろいろの階級がある、それは丁度生きて居る統治者、土地の君主に、いろいろの階級があると同じである。普通の氏神の上に、各地方の主なる神道の神社で禮拜されて居た神々が立つのであるが、その神社は、一の宮則ち第一級の神社と言はれて居る。恁ういふ神は、大抵以前廣い一地方を統治して居た君公則ち比較的大きな大名の靈を祭つたものであつた、併しすべてがこの定則で律せられるわけには行かない。その内には木火土金水等の原質若しくは原質的力——風、火、海——の神、長命、運命、

收穫等の神——その眞の歴史は忘却されて居るが、もとは多分氏族の神であつたと思はれるやうな神々もある。併しすべての他の神道の神の上に皇室祭祀の神々——御門の祖先と考へられて居る神々がその位置をもつて居るのである。

神道禮拜の高級の形式に就いて言へば、皇室の祖先禮拜の形式こそ、國家の祭祀であつて、尤も重要なものである、併し必ずしもそれは最古のものではないのである。最高の祭祀は二つある、伊勢の有名な神廟に依つて代表されて居る日の女神の祭祀と、杵築の大社に依つて代表されて居る出雲の祭祀とである。この出雲の大社は遙かに古い祭祀の中心である。それは神々の領土の第一の統治者であり、日の女神の弟から出た大國主神に捧げられたものである。皇統の建立者の爲めに自分の王土を譲り、大國主神は目に見えざる世界——則ち亡靈の世界の統治者となつたのである。この影の領土に、すべての人の靈は、死後に入つて行くのである、かくして大國主神はすべての氏神を統治して居るのである。

故に吾々はこの神を死者の皇帝としても宜いのである。平田は言つて居る『尤も良い事情の下にあつても、人は百年以上生きて居る事は望み難い、併し死後大國主神の目に見えぬ王土に行き、その臣下となるのであるから、早くこの神の前に頭を下げる事を知れ』と

……。詩人コオリツヂの筆になつた驚くべき断片『カインのさすらい』“The Wanderings of Cain”の内に表明されて居る怪異な空想は、事實古い神道信仰の一箇條を成して居ると考へられる、曰く、『君主はただ生者の神にして、死者には別の神あり……』

舊日本に於ける生者の神は、勿論御門——神の權化現人神ちひよのかみ——であつた、そしてその宮殿は國家の聖所、至聖所であつた。その宮殿の内に賢所 Place of Awe 則ち宮中の禮拜の行はれる皇室の祖先を祭る私の神殿があつた、——これと同じ祭祀の公式は伊勢で行はれる。併し皇室は代理を以つて（今でもさういふ風に禮拜を行つて居る）杵築と伊勢と兩方の收入に依つて支へられ、若しくは一部それに依つて支へられて居た。また重要な神道の神社はみな大社小社として分類されて居た。その第一の階級に屬するものが三百〇四社あり、第二級のもものが二千八百二十八社あつた。併し神社の多分はこの官省の分類の内には包含されて居ず、地方の支持に依つて立つて居た。神道の神社の記録に上つて居る全數は、今日十九萬五千を超過して居る。

斯様な次第で——出雲に於ける大國主神の大祭祀は數に入れなからしめて——祖先禮拜に四階級がある、家族の宗教、氏神の宗教、諸地方の主なる神社（一の宮）に於ける禮拜、及び伊勢に於ける國家的祭祀がそれである。これ等の祭祀は今や傳統に依つて一緒に結合されて居る、そして熱心な神道家は、すべての神々を一緒にして、毎朝の祈禱の内にそれを禮拜する。さういふ神道家は、折々その地方の主なる神社に參詣する、そして出来る事ならば伊勢まで巡拜をする。日本人はみな生涯一度は伊勢の神宮に參詣するか、若しくはその代理を送るべきものとされて居る。無論遠隔の地に住んで居るものは、誰れもかれもこの巡拜をなしうるとは考へられない、併しいづれの村でも或る期間に、その地方の爲めに杵築若しくは伊勢へ巡拜を出さない處はない——恁ういふ代表の費用は、その地方の寄附金に依つて支拂はれる。なほ進んで、日本人はみな神道の高い神々を自分の家で禮拜しうるのである、則ちその家には神棚の上に、神の守護の保證を記した板牌が置かれてあるのである——それは伊勢或は杵築の神官から得た護符である。伊勢の祭祀の場合、この板牌は聖い神社そのものの木材から通例拵へられるのであつて、その神社は古くからの慣習に依り、二十年毎に再建される事になつて居るのである——則ちその壊された建物の木材が切られて、板牌になり、全國に分布されるのである。

今一つの祖先禮拜の發達——仕事及び職業を主宰する神々の祭祀——は特別な研究を値する。不幸にしてこの問題に就いて吾々の知る處は甚だ少い。古代にあつては、この禮拜は今日よりも遙かに正確に定められ、行はれて居たに違ひない。職業は父子相傳的で、職人は、同業組合なるものに纏められて居た——恐らくそれは階級と云つても差支ないかも知れない、そして各組合若しくは階級は、多分その守り神をもつて居たに相違ない。或る場合には職業の神は、日本の職人の祖先であつたかも知れない、また或る場合には、それが朝鮮或は支那起原のものであつたらう——それは日本へその職業をもつて來た移住の職人の祖先なる神々である。それ等の事に就いて知られて居る處は多くない。併し職業組合のすべてではないとしても、その大抵は、或る時代にあつては、宗教的の組織をもつて居り、その徒弟はただに職業の内に迎へ入れられたのみならず、その神を祭祀するやうにされたのであつた。組合には織工、陶器工、大工、箭製作者、弓製作者、鍛冶工、船大工、その他の職人の組合があつて、これ等が過去に於て、宗教の組織をもつて居たといふ事は、或る種の職業は、今日でも宗教の性質をもつて居るといふ事實に依つて思ひ及ぼされる。たとへば大工は今でも神道の傳統に従つて家を建て、則ち大工はその仕事が或る程度に

達すると、神官の衣をまとひ、儀式を行ひ、祈禱を捧げ、かくて新しい家を神々の保護の下に置く。併し刀鍛冶の職業は、昔にあつては職業中の尤も神聖なるものであつた、刀鍛冶は神官の衣を着て仕事をし、立派な刀身を作つて居る間は、神道の齋戒の式を行ふのである。その鍛冶場の前に、その時藁の神聖な綱（締繩）が下げられる、これは神道の最古の象徴である、その時はその家族の何人たりとも、その内に入り、また鍛冶工に話しかける事を許されない、そしてその當人は聖火をもつて煮炊きされた食物の外喰へないのである。

神道の十九萬五千の神社は、併しながら氏族の祭祀若しくは職業組合の祭祀、或は國家の祭祀等より以上のものを代表して居る、その多くは同じ神の異つた精靈に捧げられたものである、といふのは神道では、人間の靈にしても、神の靈にしても、それが幾種かの靈に分かれたれ、その一々はみな別々の性質をもつて居ると説くからである。恚ういふ分かれた靈は『分魂』 August-divided-spirits と呼ばれて居る。たとへば食物の女神、豊受姫神の靈は、分かれて樹木の神、久久能智神と、草の女神、鹿屋野比賣神のなかに入つたとされて居る。神も人間も、また荒い靈と、穩かな靈とを、もつて居るとされて居た。それて平

田は大國主神の荒い靈は甲の神社に於て禮拜され、その穩かな靈は別の神社に於て禮拜されたと云つて居る……。吾々はまた氏神の社の澤山が、同じ一つの神に捧げられて居る事を記憶して置かなければならない。恚ういふ重複、若しくは増加は、また或る主なる神社に於て澤山の異つた神々が、一緒に祭られてあるといふ事實に依つて、入れ合はせがつけられて居る。そんなわけであるから實際にある神道の神社の數は、必ずしも禮拜されて居る神々の實數を示すものでもなければ、その祭祀の種類を顯はすものでもない。『古事記』或は『日本紀』に記されてある神は、いづれも何處かに、その神社がある、そしてその他の數百の神も——後年の多くの奉祭をも入れて——その神社をもつて居る。たとへば澤山の神社は歴史上の人物——偉大なる大臣、將軍、君主、學者、勇士並びに政治家の靈に捧げられて居た。たとへば神功皇后の有名な大臣、武内宿禰——六代の君主に仕へ、三百年の齡を過ぎた人——は今や多くの神社に於て、長命と大知識とを與へる神として祈願されて居る。嘗て醍醐天皇の大臣であつた菅原道眞の靈は、天神若しくは天滿宮の名の下に、文字の神として祭られて居る、子供達は何處でも、その書いた文字の一番良いものを、この神に捧げる。そして自分の使ひふるした筆を、その社の前に置かれてある入れものの中に入れる。曾我兄弟は第十二世紀の有名な悲劇の犠牲であり、勇士であるが、この

兄弟は神となり、人々は兄弟の仲をよくする爲めにそれに祈禱をする。キリスト教のジェジュイト派に對する強烈な敵であり、秀吉の有力な將軍なる加藤清正は、佛教と神道との兩方から神として祭られて居る。又家康は東照宮の名の下に禮拜されて居る。事實日本の歴史上の大人物の多くは、そのために大抵神社をたてられて居る。そして以前には、大名の靈は、必ずその子孫並びに後繼者の臣下に依つて禮拜されて居た。

註 人間も荒い靈と穩かな靈とをもつて居た。併し神は三つの異つた靈——荒い靈、穩かな靈、授けをす  
る靈をもつて居た、——それは荒御靈、よき御靈、幸御靈と云はれて居る。——サトウ氏の神道の復活  
Sadow's "Revival of Pure Shintau" を見よ。

産業及び農業を主宰する神々——特に農夫の祈願する、蠶の女神、米の女神、風及び天氣の神の如き神々——の外に、國中殆ど到る處に、償贖和解の神社とても云つたやうなのがある。この種の後代に出來た神道の神社は、不幸、不正の爲めに苦しみを受けた人の靈の爲め、その贖ひを成す爲めに建てられたものである。この場合、禮拜は、極めて異様な形をとり、禮拜者は、その祭られて居る人が存生中に被つたやうな、災難及び困難に對して保護を求めるのである。たとへば出雲に於て、私は嘗て王侯の寵愛者であつた一婦人の

靈の爲めに捧げられた神社を見た事がある。この婦人は嫉妬深い競争者の術数にかかり、自殺したのであつた。その話は恚うである、この婦人は極めて美しい髪の毛をもつて居た、併しそれは黒さが足りなかつた、それでその敵どもは、その色を以つてこの婦人を排斥する手段としたのであつた。それで今や世間の赤毛の子供をもつて居る母親達は、その赤色の黒色にかはる事をその神に祈り、髪の毛の束と東京の錦繪とを供物として捧げる。それはこの婦人が錦繪を好んで居たと考へられて居るからである。同じ地方に、主人の留守を悲しんで死んだ若い妻の靈の爲めに建てられた神社がある。この婦人は、岡にのぼつて夫の歸りを待つて居たのであるが、神社はその待つて居た場所に建てられたのであつた、そして細君達はその留守の夫の無事に歸つて来るやうにと、この婦人に祈るのである……。

これと同じやうな和解の禮拜は、普通の墓地でも行はれて居る。公衆の憐憫の心は、殘虐の爲めに自殺するの已むなきに至つた人々、若しくは法律は罪科にあたひするが、事實愛國心その他同情を得るやうな動機から爲された犯罪の爲めに、處刑された人々を祭らうと欲するのである。さういふ人々の墓場の前には、供物が捧げられ、祈禱がささやかれる。不幸な戀人等の靈も、同じ事の爲めに苦しむ若い人々に依つて祈願される……。なほ償贖融和の禮拜のその他の形のうちに、私は動物——主として家畜であるが——の靈の爲めに

小さい社を建てる古い慣習のある事を言はなければならぬ、それは黙つておとなしく用をなし、而もその報いを得なかつたその奉仕を認めてか、或は不當に被らされた苦痛の贖ひのためになされるのである。

なほ別種の守護神の事も一言しなければならぬ——則ち人々の家々の内、若しくはまはりに往む神々の事である。その内の或るものは神話の内にも書いてあり、恐らくは日本の祖先禮拜から發展したものであらう、また或るものは外國起原のものであり、或るものは神社をもつて居ないらしく、なほ或るものは所謂萬物有靈説と云つたやうなものを代表して居る。この種の神はギリシヤの *daimones* よりもローマの *dii genitales* (生々の神) に近い。井戸の神なる水神様、食器の神なる荒神(殆ど孰れの家の臺所にも、この神に捧げた小さな神壇があるか、若しくは、其名を書いた護符がある) 鍋類の神、曲突(竈)の神、戸部の神(昔は沖津彦、沖津姫と言はれて居た) 蛇の姿で顯はれて來ると云はれて居た池の主、米壺(櫃?)の女神、お釜様、始めて人間に地に肥料を施す事を教へた手洗ひ場の神(これは通例顔のない男女の形をした紙で拵へた小さな人の姿を以つて現はされて居る) 木材、火、金屬の神々、並びに庭園、原野、案山子、橋、丘陵、森林、河流の神々

と、また樹木の靈（日本の神話にも dryads —— 樹木のニンフ —— があるので）等があつて、その多くは言ふまでもなく神道起原のものである。また一方に道路が主として佛教の神々の保護の下にあるのを見る。私は地方の境の神々（ラテンではそれと呼んで *termes* といふ）に關して、少しも知る事を得なかつた、そして吾々は村はづれの處に佛の姿を見るのみである。併し殆ど何處の庭にも其北の方に、鬼門則ち惡魔の門と稱する方に向つて神道の小さい社がある——鬼門とは、則ち支那の教に依ると、すべての惡事の來る方向である、そして各種の神道の神々に捧げられた、これ等の小さな社は、惡靈の來ないやうに家を護つてくれると考へられて居たのである。鬼門についての信仰は、明らかに支那から渡來したものである。

併しながら家の各部——その一々の梁——また家庭の一々の道具が、目に見えざるその守護神をもつて居るといふ信仰は、支那の感化のみが發育させたものであるか、それには疑の餘地がある。兎に角この信仰を考へて見ると、家の建造が——その家が外國式でない限り——なほ宗教的行爲であり、また建築の頭領の仕事が、神官の仕事をも含んで居るといふ事も驚くには足りない事である。

ここまで來ると萬物有靈說の問題に逢着する。（私は現代の學派に屬する進化論者にして、萬物有靈説は、祖先禮拜の前にあつたといふ舊式の考へ——無生物に靈ありとする信仰は、人間の亡靈に就いての考へが、まだ出て來なかつた前に發展したものであるといふ假定を包有して居る説、をもつて居るとは思はない。）ここまで説いて見ると、日本に於ては、萬物有靈説的の信仰と、神道の最下級の形との間の境界線を引く事は、植物界と動物界との間の區劃をつけると同様困難である、併し最古の神道文學も、今日存在するやうな發達した萬物有靈説の證據は少しも與へては居ない。恐らくその發展は徐々たるもので、多くは支那の信仰に感化されたものであらう。それでも吾々は『古事記』の内に、『螢火の如く輝き、蜉蝣の如くに亂れて居た惡の神々』といふ事、並びに『岩や木の切り株や緑の水の泡をして語らしめる惡魔』といふ事を見るが、これに依つて萬物有靈説乃至拜物教的考への、支那の影響時代前に、或る程度まで行はれて居た事を覗ふに足りる。そして萬物有靈説が恆久の禮拜と結び合つた場合、（異様な形をした石或は木に捧げられた崇敬の念に於けるが如き）禮拜の形は、大抵神道に依つて居るといふ事は注意すべき處である。斯様な物の祭られて居る前には、通例神道の門が見られる——鳥居が……。支那朝鮮の影響の下に於ける、萬物有靈説の發達と共に、昔の日本の人は、眞に自分が靈と惡魔の世界

の内にあつたと考へたのである。靈と惡魔とは、潮の音、瀧の響き、風のうめき、木の葉の囁き、鳥のなく聲、蟲のすだく聲、その他自然のあらゆる聲の内に、人間に向つて語つて居たのであつた。人間に取つて、あらゆる運動、——波の運動でも、草のでも、または移り行く霧、飛び行く雲の運動でも、みな亡靈の如くであり、動く事のない岩石、——否、路傍の石すら、目に見えざる嚴かなるものに依つて魂を入れられて居たのである。

## 禮拜と淨めの式

吾々は舊日本に於て、生者の世界が到る處、死者の世界に依つて支配されて居た事——個人はその生存の各瞬時、亡靈の監視の下にあつた事を見た。家にあつては、個人はその父の靈に依つて見護られ、外にあつてはその地方の神に依つて支配されて居た。その周圍にも、その上にも、下にも、生と死との、目に見えない力があつた。自然に就いてのその考へに依ると、萬物は死者に依つて、その順序が定められて居た——光明と暗黒、天候と四季、風と潮、霧と雨、生長と枯死、病氣と健康等悉く。目に見えない大氣は靈の海、亡靈の大海であつた。人の耕す地は靈の氣に依つて透徹されて居た。樹木にも靈が居てそれは神聖にされて居た。岩石すら、自覺ある生命を附與されて居た……。この見るべからざるものの、限りなき集合に對して、人は如何にしてその義務を果たし得たであらう。

學者と雖も、小さい神々の名は別として、大きい神々の名だけでも、記憶し得る人はあ



まりあるまい。また如何なる人でも、日々の祈禱の内に、その大きい神々の名をあげて、言葉をそれに言ひかけるだけの時間をもつては居まい。後年の神道の教師は、一般の神々に簡単な日々の祈禱を、それから特殊な二三の神々に特殊な祈禱を定めて捧げる事に依り、信仰の務を單純化しようとした。そして斯くして彼等は、必要の上から既に確立して居た慣習を、尤も都合よく確實に守り得るやうにした。平田は恚う言つた、『いろいろな働きをもつた神々の數は澤山にあるので、只だ尤も重要な神を名指して禮拜し、其他を一般の祈禱の内に收めるのが便宜であると考へられる』と。平田は時間のある人々に向つて十種の祈禱を定めたが、忙しい人のためには、その義務を軽くし——恚う言つて居る、『日々の用務が多端で、すべての祈禱をのべる時間をもつて居ない人々は、第一に天皇の皇居を拜し、第二に家の神の棚——神棚を、第三に祖先の靈を、第四に地方の守り神——氏神を、第五に自分の特別な職業の神を拜して、満足して居て然るべきである』と。彼は次の祈禱の日々『神棚』の前で讀まれるべき事を言つて聞かした——

『第一に恭しく伊勢の兩宮の大神を拜し——八百萬の天の神々——八百萬の地の神々——諸諸の地方、島々、八島の大地のあらゆる場所に於ける大小の神社の捧け奉られたる百五十萬の

神々、人々の爲めに務を爲す百五十萬の神々、離宮、支社の神々——。この聖い神棚に私がその神殿を建てさせた、そして私の日々讚辭をあける註一曾富騰の神を拜し、私は嚴かに、その神々が、私の故意でなく犯したる過失を矯正し、それぞれに用ひ給ふ力に従つて、私を恵みまた愛しみ、その聖い例にならひ、道に従ひ善事を爲すやう、私を導き給はん事を願ふ註二』

註一 曾富騰の神は案山子の神で、田野の保護者である。

註二 サトウ氏の翻譯。

この文字は神道の最大の註釋者が、神道の祈禱の如何なるものであるべきかを考へた、その一例として興味あるものである。そして曾富騰の神に關する事を除いては、その實質は今日なほ日本の家に於て毎朝の祈禱にのべられて居る處のものである。併し近代の祈禱は遙かに短くなつて居る……。最古の神道の地方なる出雲に於ては、慣習的に行ふ朝の禮拜が、祈願の古い規定の最上の例を示して居る。則ち朝起きるとすぐに禮拜する人は、沐浴をなし、顔を洗ひ、口を漱ぎ、日に向ひ、兩手を合はせてたたき、恭しく頭を下げて、簡単な挨拶をする『嚴かなる神よ、よくこそ、今日來られし』と。斯く日を拜するのは、また臣民としてのその本分をつくす所以である——則ちそれに依つて皇室の祖先への忠順

を爲すのである。これは戶外て行はれるのであつて、跪く事なく立ちながら爲されるが、この簡単な禮拜の光景は感動を與へる事夥しい。

私は追憶の内に、——何年も以前に、隱岐の海岸で實見した通りに、明瞭に今でもその光景を眼の前に浮かべる事が出来る、——若い漁夫が裸體で小船の船首に直立し、昇る旭日を迎へるために、両手を合はせてたたいて居ると、日のあかあかと照らす光は、その男を青銅の立像のやうに見せた其光景を。また私は富士山の絶頂なる岩の尖端に身の平衡を保つて立ち、東に向つて両手をたたいて居た順禮の生き生きとした追想をもつて居る……。恐らく一萬年——二萬年前、すべての人はかくして日の君を禮拜したのであらう……。

太陽を拜した後、禮拜者は家に歸り、神棚の前並びに祖先の位牌の前で祈りを上げる。跪いて禮拜者は伊勢或は出雲の大神、その地方の主なる神社の神々、教區の神社の神（氏神）を呼び、最後に神道の無数の神々を呼び起す。斯様な祈禱は聲をあげて稱へるのではない。祖先には家の基礎を置いたとして感謝を表し、高い神々は助力と守護とのために呼び求められる……。天皇の皇居の方に向つて、頭を下げる事に就いては、それがどれほど遠隔の地方にまで行はれて居るのか、私には言ひ得ない、併し私はその敬意の行はれて居るのを屢々實見した。また一度私は田舎の人達が首府を見物に来て、東京の宮殿のすぐ

門前で、その敬意を表したのを見た事もある。私は度々その人達の村に逗留して居た事があつたので、その人達は私を知り、東京に来るや私の家を探しあて、遇ひに来た。私はその人達を宮殿へと連れて行つた、そして宮殿の正門の前に来るや、その人達は帽を脱ぎ、お辭儀をして拍手をうつた——丁度神々や旭日を迎へる時にしたやうに——簡單にしてまた威嚴ある敬意を以て爲されたこの一事は、少からず私の心を動かした。

朝の禮拜の務は、その内に書牌（お札）の前に供物を置く事も入つて居るのであるが、それは一家の祭祀の唯一の務ではない。神道の家に於ては、祖先と高い神々とが、別々に禮拜されるのであるが、祖先の神壇はロオマの Larium（家族の神）と似て居るらしい、一方その大麻、御幣（特に家族の崇敬する高い神々の象徴である）のある神棚は、ラテンの慣習に依つて *Paras*（家の爐邊の神）の禮拜に與へられた場所と比べられ得る。この兩種の神道の祭祀には、その特殊の祭日があり、祖先祭祀の場合には、祭日は宗教上の集合の時であり——一族の親戚が、家の祭拜を爲すために集まる時である……。神道家はまた氏神の祭りをあげ、國家の祭祀に關する九種の國家の大祭を祝するに、少くともその助力をしなければならぬ、國家の大祭は十一種あるが、その内この九種は皇室の祖先を禮

拜する機會なのである。

公然に行ふ奉祭の性質は、神々の位に従つて相違して居る。供物と祈禱とはすべての神に捧げられたのであるが、大きな神々は非常な儀式を以て禮拜された。今日では通例供物は、食物と酒と、昔からの風習として供へられて居た高價な織物を表はす象徴的の品物から成つて居る。又儀式には行列、音楽、歌謠及び舞踊が入つて居る。極小さな社では儀式も少い——只だ食物が供へられるのみである。併し大きな神社には神官と女の神官（巫女）——通例神官の娘である——との一團の司祭があり、儀式も念が入り嚴肅である。かかる儀式の古風な趣を尤も都合よく研究し得るのは、伊勢の大廟（この神宮の婦人の高い神官は天皇の娘であつた）か、出雲の大社に於てである。佛教の大波は、一時古い信仰を殆ど葬り去つたのであるが、それにも拘らず、この伊勢と出雲とに於ては、何十世紀以前のままに萬事が残つて居る、——この特別な聖い境内にあつては、神仙談の中にある魔の宮殿に於けるが如く、過ぎ行く時も眠つて居たのかと思はれるやうである。建築の形そのものが、不思議に高く聳え、その見なれない姿で、人の目を驚かす。この社の内にはすべてが、さつぱりとして何もなく、至純である、目に見るべき物の姿もなければ裝飾もなく、

象徴もない、——只だ供物の象徴であり、また目に見えないものの標號である不思議な御幣が、眞直ぐな棒にかけられてあるのみである。奥にあるそれ等の御幣の數に依つて、その場所に捧げてある神々の數を知る事が出来る。其處には空間と、緘黙と、過去の暗示との外、何も人の心を動かすものはない。最奥の神壇には幕がかかつて居る、恐らくその内には、青銅の鏡と古い劍と、八重に包まれて居る何か他の品があるのであらう。それだけである。蓋してこの信仰は諸々の偶像よりも古いのであるから、人の姿などを要しないのである。其神は亡靈である。そしてその社の何もない静けさは、耳目に觸れ得る代表物に依つて起こされうるよりも、遙かに深い嚴肅の感を起させる。少くとも西洋人の眼には、其奉祭、禮拜の型、神聖なる品物の形は、いづれも甚だ異様に感じられる。神火は決して近代式の方を以て點ぜられるのではない——神々の食物を料理するその火は、それは木をもつて作つた火を發しさせる錐のやうなものを以て尤も古い仕方で點火される。神官の長は神聖な色——白——の上衣を着、今日では他所には見られない形の頭の装をつける、——昔の大公、王子等の着けた高い帽子である。その補助の人達はその位に應じて各種の色をつける。そしていづれの人の顔も全く髻を剃つたのではない——或る人はすつかり顎髻を生やし、また或るものは口髯のみを生やして居る。この種の教僧の行動も、態度も、威嚴を

備へて居るが、而も一寸文字にあらはせない程に古風な處がある。その身の動かし方は、一々古くからの傳統に依つて定められてあるので、神主たる職務を十分に行ふには、長い準備の訓練が要せられるのである。この職務は父子相傳で、その訓練は少年の時代に始まる。そしてやがてその感情を表現しない様子が習得されるのであるが、それは實際驚くべきものである。その職を行つて居る神主は、人間といふよりも、むしろ立像のやうに見える、——目に見えない何物かに依つて動かされて居る姿である——そして神と同じく神主は目ばたきをしない……。嘗て長い神道の行列に際し、多くの日本の友人と共に、私は、どれ位長い間、若い神主が目ばたきをしないで居られるかを見ようと思つて、その馬上の姿を注目して居た。而も私共の一人も、吾々が見て居た間に、神主の馬が止つてしまつたに拘らず、その眼若しくは眼瞼の最小の運動たりとも發見したも、はなかつた。

大きな神社に於ける祭典の儀式の中の大事な事項は、供物を捧げる事、祝詞を讀む事、並びに巫女の舞である。これ等のことには、それぞれ傳統に依つて、堅くその事に結びついた特別な性質が伴つて居る。食物の供御は、瑤瑤を引いてない素焼の古風な器（大抵は赤色の土器——かはらけ）を以てせられ、炊いた白飯は棒砂糖のやうに圓錐形に押しつ

けられ、それに加へるに、魚、食用海草、果實、鳥類、それから太古からの形そのままの徳利に入れて捧げられたる酒がある。これ等の供物は不思議な形をした白木の盆の上ののせて神社に運ばれる、——それを運ぶ人の顔は兩眼以下、白紙を以て蔽はれて居る、それはその人が神々の食物を汚さないやうにとの爲めである、そして同様な理由から、盆も十分に腕をのばして持ち運ばなければならないのである……。古代にあつては供物の内に、食物よりもつと遙かに高價なものが含まれて居たらしく思はれる、——恐らく日本語に於ける現存して居る最古の文書である、神道の儀典則ち祝詞の證明する處を信賴し得るとすれば、次に擧げる龍田の風祭神に向つて爲された祝詞の、サトウ氏の翻譯の抄録は興味あるものである。それは祝詞の言語の立派な一例としてのみならず、また上古に於ける大儀式の特質と供物との性質とを示すものとして興味があるのである、——

奉<sup>たてまつ</sup>らうづの幣<sup>ひき</sup>帛<sup>ひき</sup>は、男神<sup>おんがみ</sup>に御服<sup>みそ</sup>は明妙照妙和妙荒妙<sup>あめたごらたへにぎたへあつたへ</sup>、五色<sup>いっしう</sup>の物<sup>もの</sup>、楯<sup>たて</sup>戈<sup>こ</sup>御馬<sup>みくら</sup>に御鞍具<sup>みくらそが</sup>へて、品<sup>ぶ</sup>品の幣帛<sup>ひき</sup>獻<sup>けん</sup>る。女神<sup>めがみ</sup>に御服<sup>みそ</sup>備<sup>そな</sup>へ、金<sup>かね</sup>の麻笥<sup>あし</sup>、金<sup>かね</sup>の櫛<sup>くし</sup>、金<sup>かね</sup>の持<sup>もち</sup>、明妙照妙和妙荒妙五色<sup>あめたごらたへにぎたあえいっしう</sup>の物<sup>もの</sup>、御馬<sup>みくら</sup>に御鞍具<sup>みくらそが</sup>へて、雜<sup>くさ</sup>の幣帛<sup>ひき</sup>奉<sup>たてまつ</sup>りて、御酒<sup>みき</sup>は醴<sup>か</sup>の上<sup>かみ</sup>高知<sup>たかち</sup>り、醴<sup>か</sup>の腹<sup>はら</sup>滿<sup>み</sup>て雙<sup>ふた</sup>べて、和稻<sup>わしね</sup>荒稻<sup>あらしね</sup>に、山<sup>やま</sup>に住<sup>す</sup>む物<sup>もの</sup>は、毛<sup>け</sup>の和物<sup>わもの</sup>毛<sup>け</sup>の荒物<sup>あらのもの</sup>、大野<sup>おほの</sup>の原<sup>はら</sup>に生<sup>お</sup>ふる物<sup>もの</sup>は、甘菜<sup>あまな</sup>辛菜<sup>からな</sup>、青海原<sup>あそこのはら</sup>に住<sup>す</sup>む物<sup>もの</sup>は、鰯<sup>いわし</sup>の

廣物儲の狹物、奥つ藻菜邊つ藻菜に至るまでに、横山のごと打ち積み置きて、奉る此のうづの幣帛を、安幣帛の足幣帛と、皇神の御心に平けく聞し食して、天の下の公民の作りと作る物を、惡き風荒き水に遭はせたまはず、皇神の成し幸はへ賜はゞ、初穂は、鵺の上高知り、鵺の腹満て雙べて、汁にも類にも、八百稻千稻に引き据ゑ置きて、秋の祭に奉らむと、王、卿、等、百官人等、倭の國の六の御縣の刀禰、男女に至るまでに、今年四月（七月には今年七月と云ふ）諸参り集ひて、皇神の前に、うじもの頸根衝抜きて、今日の朝日の豊榮登りに、稱辭竟へ奉る。皇御孫命のうづの幣帛を、神主祝部等受賜りて、墮つる事なく奉れと宣りたまふ命を、諸聞し食せと宣る。

譯者註 先生の引用したのはサトウ氏の翻譯である。これは祝詞の其餘下を讀みよくした譯文で、有朋堂の叢書から取つたものである。

今日では供物は『小山の竝んだやうに』積まれる事もなく、またそれは『山にまた海に住む一切のもの』を含みもしない、併し大袈裟な祭拜はなほ残つて居り、儀式はいつも感銘を興へるものである。神聖な舞も亦少からず興味ある儀式の一部分である。神壇の前に置かれた食物と酒とを、神々が口にされて居る間に、乙女の巫女が、緋と白との衣をまと

ひ、太鼓と笛の音につれて優雅に動く。――神の居ますまはりをまはつて、扇子を波のやうに動かし、小さい澤山の鈴の總をふり鳴らしながら動く。西洋の考からすれば、巫女のこの舞は、殆ど舞踊とは言はれないが、併し見た處では優雅なまた不思議な光景である――何となればその一步その一姿勢は、何時の事か解らないほど古い傳統に依つて定められて居るのであるから。哀調のある音樂に就いては、西洋人の耳は、その内に何等眞の旋律らしいものを認める事は出來ないが、併し神々はその内に喜悅を見るのである。何となれば、今日なほこれは二十世紀も以前になされて居た通り、全く同じやうに行はれて居るのでも知れるからである。

私は特に出雲で見た儀式に就いて語るのである、その式は祭祀の種類如何、竝びに地方に依つて多少の相違がある。私の見た伊勢、春日、琴平その他の社に於ては、通例巫女は子供である。そしてその子供等が結婚期に達すると、その仕事をやめる。杵築の巫女は成人の婦人であつて、その職務は代々後に傳へられるのである。そして結婚後でもその職をつとめる事を許されて居る。

以前には、巫女は單なる祭典の執行者以上のものであつた。その今日なほ覺えなければ

ならぬとされて居る歌は、もとこの巫女が花嫁として神々に捧げられたものである事を示して居る。今でも巫女の觸れたるものは神聖なるものである。その手に依つて播かれた種子は神の祝福を受けたものである。過去に於ける或る時代にあつては、巫女は神々の用をする女と考へられて居たらしい。神々の靈が巫女にのり移り、その唇を通して神が口をきいたのである。この最も古い宗教のあらゆる詩的な情緒は、この小さい神女——亡靈の幼少なる花嫁——の翩翩として舞ふ其姿を中心として起される。その姿は實に見るべからざる神の神壇の前に於ける、驚くべき白と緋の蝶のやうである。近代の萬事の變化した世にあつては、この少女も公立の學校に行かなければならないが、而もなほ日本の少女の樂しさうに見える一切をそれは代表して居る。何となればその家庭に於ける修練は、少女をして尊嚴を保ち、無邪氣に、その何事を爲すにも可憐ならしめ、神々の愛するものたるの價値をもたしめるからである。

他の國に於ける祖先禮拜の高級な諸々の形式の歴史は、吾々をして、神道祭祀の公の儀式の内には、淨めの式が多少必らず入つて居るに相違ないと想像させる。事實神道の儀式の内の最も重要なものは淨めの式である、この淨めの式を稱して御祓ひといふが、その

意は惡を投げ出し、若しくは逐ひ拂ふ事である……。古代のアゼンヌに於ては、これと同じ式が毎年行はれた。ロオマでは四年毎に行はれた。御祓ひは毎年二回——舊曆の六月と十二月とに行はれた。それはロオマの淨めの式と同様義務的のものであり、其義務の背後にあつてその基礎となつて居た思想は、この事に關してのロオマ法を動かしたその思想と同様なものであつた……。則ち生者の安寧が死者の意志に依ると、人々が信じて居た限り——世界に起る一切の事は、善惡各種の性質ある靈に依つて定められ——惡事は一々目に見えざる破壊の力に、更に別の權力を加へ與へるものであり、従つて公共の繁榮を危くするものである事を人々が信じて居た限り、公の淨めの必要は、世間共通の信仰箇條として行はれるのである。只だ一人たりとも、或る社會に於て神々の意に悖つた人があれば、それが意識してであると、意ならずした事であるとを問はず、それは公共の不幸、公共の危険となる。併しすべての人々が、或は思想に依り、或は言葉に依り、或は行爲に依つて、決して神々の心を煩はした事はなかつたといふほど立派に日を送つて居るといふ事は不可能な事である——或は激越した感情に依り、或は無智に依り、或は不注意に依り、さういふ事が起る。平田は言つて居る『各人は如何に深く注意して居ても、必らず偶然知らずしとする罪を犯すものである……。惡行惡言には二種ある、意識してするのと、意識せずし

とするのとの二種が……。吾々には恠ういふ意識して居ないで犯した罪があると假定して置く方が却つて良いと思ふ』と。さて舊日本の人に取つて——古のギリシヤ、ロオマの市民に取つてと同様に——宗教なるものは、主として無数の慣習を正確に守るといふにあり、またそれ故に幾種かの祭祀の務を爲す間に、人は思ひがけなくも、目に見えざる神の意に逆らふ事を果たしてしなかつたか、それを知る事は甚だ難しいといふ事を、吾々は記憶して置かなくてはならない。従つて人々の宗教上の純潔を保持し且つそれを確實にする方法として、時を期しての淨めの式は、必要缺くべからざる事と考へられて居たのである。

極古い時代から神道は嚴密に清潔といふ事を要望した——實に、身體の不潔を以て道徳上の不潔と同じものとなし、神々に對して許すべからざるものと考へて居たと云つて差支ない位であつた。神道は常に洗淨の宗教であつたし、今日でも同様である。日本人の清潔を愛することは——日々に入浴すること、家庭の點のうち處のない状態等に依つても解るのであるが——その宗教に依つて維持され、恐らくそれから教へられたものであらう。一點の汚れもとどめない清潔といふ事が、祖先禮拜の祭典に求められて居て、——神社に於ても、祭司の一身に於ても、また家庭に於ても——純潔に關するこの規定は、自然だんだんと生存のあらゆる状態に押し擴められて行つた。そして一定の時期に於ける淨めの式の

外に、幾多の不淨拂ひの式が祭祀に要求された。記憶すべき事には、斯ういふ事が、古いギリシヤ、ロオマの文明の内にもあつて、その市民はその生活の殆どあらゆる重大な時期には、淨めの式に従はせられたのである。則ち誕生、結婚、死亡等に際しては、淨めが必要缺くべからざるものとされて居た。戦争に出る前にも同様であつた。一定の時を期して住居、土地、地方、その都會の淨めもあつた。そして日本に於けると同様、豫め手を洗はずして宮に近づく事は決して許されなかつた。併し昔の神道はギリシヤ、ロオマの祭祀以上にそれを要望した、神道は則ち誕生のために特別な家——分娩の家、結婚完了（床入）のための特別な家——婚儀の家、並びに死者のための特別な家——喪屋等の建立を要求した。以前婦人はその月經期間、並びに産褥期間、別居する事を求められて居たのである。この種の古い嚴しい慣習は、一二の遠隔の地に於けると、神官の家族に於けるとの場合以外、今は殆どなくなつてしまつた、併し淨めの式並びに聖處に近づくのを禁ずる時日及び事情等に關しては、今日なほ到る所でそれが守られて居る。身體上の純潔は、心の純潔と等しく強要され、毎六箇月目に行はれる淨めの大きな式は、勿論道徳上の淨めとなるのである。それはただに大きな神社に於て、並びに氏神に於て行はれるのみならず、またすべての家庭（註）に於ても行はれるのである。

註 神棚には大抵長方形の紙の箱が置かれてあるが、その内には國の大祓の式の時、伊勢の神官が用ひた棒の斷片が入つて居る。この箱は通例式の名則ち御祓といふ名を以て呼ばれて居り、伊勢の大神宮の名が記されてある。この品のあるといふ事は、家を保護するのだと考へられて居る、併しそれは六箇月の盡きた際には、新しい御祓に代へられる、何となればその祓の力は兩度の淨めの式の間だけつゞいて居るものと考へられて居るからである。伊勢の淨めの式の際に『惡魔を拂ふ』ために用ひられた幾本かの棒の斷片を、幾千といふ家庭に分配する事は、勿論高い神官の保護を、次の御祓の時までそれ等の諸家庭に擴めるといふ意味である。

近代の家族の祓の形は極めて簡單である。各神道の教區の社は、その教區の者則ち氏子に『人型』といふ影繪のやうな男、女、子供の姿を現はす小さい紙の切れをくれる——この紙は白紙で、不思議な折り方をしたものである。家々はその家の人數に應じて幾個かの人型を貰ふ——男と男の子には男の形をしたのを、女と娘には女の形をしたのを。家の各人は、其人型を一つ取つて、自分の頭や、顔や、手足、身體にそれを觸はらず、其間神道の祈禱を唱へ、神々に向つて、知らずして爲したる犯行のために被る不幸や病氣の（神道の信仰に従ふと病氣と不幸とは、神罰であるといふのであるから）神様の慈悲に依つて除けられるやうにと祈るのである。人型の上には、それを受け取つた人の年齢と男女孰れ

かといふ事が書かれる（名は書かない）、そしてその上で人型はすべて教區の社にかへされる。すると其處で淨めの式と共にそれが燃やされるのである。こんな風にして社會は六箇月毎に『不淨を拂はれる』のである。

昔のギリシヤ、ラテンの都會にあつては淨めの式に伴なつて人名登簿といふ事があつた。式への各市民の出席は、極めて必要な事で、故意に出席しないものは、笞刑に處せられ、または奴隸として賣られた程であつた。これに缺席するのは市民權の喪失となるのである。古い日本に於ても、社會の各員は、式に出席する事を以て責任とされて居た。併し私はその折に人名登簿が爲されたかどうかまだ知らない。恐らくそれは不用な事であつたらう、日本の個人は官廳の方からは認められなかつたのであるから、家族の一團のみが責任を有したので、その家の各個の出席は、家の一團の責任に依つてきめられた事であらうと思はれる。人型を用ふる事——それに禮拜者の名を記さず、只だその男女孰れかと年齢とをのみ記す——は恐らく近代的の事で支那起原の事であらうと思ふ。官廳の登簿なるものは極古い時代にもあつた、併しそれは御祓ひとは何等特別な關係はなかつたらしい。そしてその登簿なるものは、神道でもつて居たのではなく、佛教の教區の僧に依つて保存して居たらしい……。御祓ひについての、これ等の意見を終るにあつて、私は偶然に宗教上の汚



れを招いた場合、並びに或る一人が公共の祭祀の規則に關して罪を犯したと判断された場合には、特別な儀典がそのために爲されたのは言ふまでもない事である事を一言する。

起原の上から、淨めの式と關聯して、神道の種々な禁慾的な行ひがある。神道は必ずしも本來禁慾的な宗教ではない。則ち神々に肉と酒とを捧げる位である。そしてその定めたる克己の形は、たまたま古來の慣習と普通の品位とが要する位の程度のものに過ぎない。が、それにも拘らず、信者の中には、特別な場合に、非常な峻嚴な事を行ふものもある。——峻嚴とはその内に冷水浴の事が多く包藏されて居るのである。熱心なる禮拜者が、裸體で、冬の最中に氷の如くに冷い瀧の下に立つて、神に祈るといふやうな事は決して珍らしい事ではない……。併しこの神道の禁慾主義の尤も不思議な點は、今なほ邊陲の地方に行はれて居る慣習に依つてよく解る。この慣習に依ると、社會の組合は年毎にその市民の一人を選び、其者をして他のものに代つて、全然身を神々に捧げさすのである。その獻身の期間、此仲間の代表者は、その家族から分かれ、婦人に近づかず、戯れ、慰みの場所を避け、神の火を以て料理された食物のみを食ひ、酒を禁じ、一日幾回も新鮮な冷い水の中に浴し、或る時間の間特別な祈禱をあげ、或る夜には徹宵祈願をしなければならぬので

ある。そのものが特殊の時期の間、上記のやうな禁慾と淨めの務を果たし終ると、それは宗教上自由の身となり、つづいて別の人がそれに代つて選ばれる。それでその地方の繁榮はその代表が、定められたる務を正確に守るに依ると考へられて居り、若し何か公共の不幸が起る事があれば、その代表者が誓を破つたのではないかと疑はれる。昔は共同の不幸の起つた場合、代表者は殺されたものである。私が此慣習を始めて聞いたのは、美保關の小さな町に於てであつたが、その地方の代表は *Telinen gannushi* 『一年願主』 *one-year god-master* と呼ばれて居り（*Gannushi* ならば願主と考へられるが、*ゴッド・マスタ* ならば神主である、暫くそのままにして置く）、その代表となつて贖ひをする期間は十二箇月である。私の聞いた處に依ると、この務に選ばれるものは、通例年長者であつて——青年は滅多に選ばれないさうである。古代にあつてはこの代表者は『禁慾者』といふ意味をもつた名を以て呼ばれて居た。この慣習に關する説話は、日本についての支那の記録の内にあつて、それは日本の有史以前に始まつた事であるといふ。

凡そ祖先禮拜の永續的の形をもつたものは、一種或は多種の筮卜の方法をもつて居るが、神道もこの一般の法に洩れない。筮卜が古代の日本に於て、嘗てギリシヤ人及びローマ人

の間にもつて居たやうに、公式上重要なものとなつて居たかどうか、それは今疑問となつて居る。併し支那の星占ひ、魔法、身上判断等の傳來したより餘程以前に、日本人はいろいろな種類の筮卜を行つて居た、それは昔の詩歌、記録、奉祭等に依つて證明される。吾はまた大きな祭祀に伴なつて、官廳の筮卜者の事の記されたのを見る。筮卜には、骨に依つたのもあり、鳥に依つたのや、米、大麥の粥に依つたの、足跡、地に立てられた棒に依り、また公道で通り行く人の話を聽く事に依るものもある。これ等の筮卜の古い方法は殆どすべて——恐らくすべてであらうか——なほ人々の間に一般に用ひられて居る。併し一番古い公式の筮卜は、鹿若しくは他の動物の肩胛骨を焦がし、それに依つて生ずる焦げる音を聞き別ける事に依つてなされた。後になつては龜の甲良が同じ目的のために用ひられた。筮卜者は特に皇室に附屬して居たらしい。本居（宜長）は十八世紀の後半に、其時代になほ行はれて居た筮卜を以て、皇室の仕事の一部として、それに就いて語つて居る。曰く「時の終りに至るまで、御門は日の女神の子である。御門の心意は、日の女神と、思考に於ても、感情に於ても全く一致して居る。御門は決して新しい工夫を採さない。併し神代から始まつた先例に従つて治めて行く。そして若し疑はしい事があれば、大なる女神の心意を明らかにしてくれる筮卜にその決定を求める」と。

註 筮卜のこの形に關して、サトゥ氏は、チングス汗の時代に、モンゴオル人に依つてそれが行はれ、今日なほ韃靼のカアギス族に依つて行はれて居ると云つて居る——これは古い日本の種族が孰れにその起原を有するやに關しての非常に興味ある事實である。

右の公式の筮卜の例については、アストン氏の『日本紀』の譯第一卷、一五七、一八九、二二七、二二九、二三七頁を見よ。

少くとも有史時代になつては、筮卜はあまり戦時に用ひられたとは思はれない——確にそれがギリシヤ及びピロオマの軍隊に依つて用ひられたやうには用ひられなかつたらしい。日本の最大なる將軍——秀吉、信長の如き人——は前兆に關しては、全く不信心であつた。恐らく日本人は、その長い戦史の初期に於て、經驗に依り、前兆に従つて兵を動かした將軍は、前兆の如きものを眼中に置かなかつた戦ひに巧みな敵に對する場合、常に甚だしい不利の位置に立つ事を知つたに相違ないのである。

人々の間に行はれた筮卜の古い形の内にあつて、今日なほ残つて居り、家族の間に尤も普通に行はれて居るのは、乾いた米を以てする筮卜である。公式には支那の筮卜がなほ盛んに行はれて居る。併し日本の身上判断者は、支那の書物を參照する前に、必らず神道の神々を呼び起こし、自分の客を迎へる室には、神道の神壇を置いて居るのを見るが、これ

は頗る興味ある事である。

吾々は日本に於ける祖先禮拜の發達が、古いヨオロッパに於ける祖先禮拜の發達と著しい類似を示して居る事——特に公式の祭祀に、義務的な淨めの儀式を伴ふ事に關して、著しい類似をもつて居る事を見た。

併しながら神道は、吾々が常にギリシヤ、ロオマの古の生活と聯關さして見る所のものよりも、まだ發達の後れて居る祖先禮拜の状態を表はして居るやうに思はれる。そしてその要求する強制は、比較的遙かに嚴格であつたやうに考へられる。個人なる禮拜者の生存は、家族や社會に對する關係ばかりでなく、無生物に對する關係に依つてすら定められて居た。人の仕事がなんであつたにせよ、何れかの神がその仕事を監視して居た。どんな道具を人が用ふるとしても、その道具は、その仕事の神を祭る仲間のもののために定められて居るやうな傳統的の用ひ方をしなければならなかつた。又大工はその大工の神を崇めるやうにその仕事をなし、——鍛冶工は鞆の神をあがめるやうにその日々の仕事を果たし、——農夫はまたその居住に關し、地の神、食物の神、案山子の神並びに木の靈に敬意を表する事を忘れないやうにする事が必要であつた。一家の器具すら神聖であつた。僕婢は料

理の道具の神、爐邊、鍋、火鉢の神の現存——若しくは火を清くして置く極度の必要を、決して忘れてはならないのであつた。職業も仕事と同様、神の守護の下にあつた、則ち、醫者、教師、藝術家——それ等は各々その守るべき宗教上の義務を有し、従ふべき特別な傳統をもつて居た。たとへば學者はその書きものの道具を等閑に扱ふ事は出來ず、またその書きものをした紙を、濫りに用ひてはならなかつた。かくの如き所業は文字の神の意に悖る事であつた。婦人も亦そのいろいろな仕事に於て、男子と同様宗教的に支配を受けて居た。たとへば紡績の女や、織女は、織りものの女神、蠶の女神を崇敬しなければならなかつた。縫ひものをする娘は、針を大事にするやうに教へられ、何處の家でも、針の靈に供物をする一定の祭日を守るのであつた。武士の家にあつても、武士はその甲冑と武器とを神聖なものとして考へるやうに命ぜられて居た。甲冑や武器を整然と美しくして置くといふのは、一つの義務であつて、それを等閑に附すると、戦の時に不幸を招く事があるかも知れないのである。それで一定の日に客間の床の間で弓、槍、矢、劍等の前に供物が呈されるのであつた。庭園も亦神聖であつて、それを處理するには、一定の規則が守られなければならないからなかつた。さうしないと或は樹木や、花卉の神々の怒りにふれることがあるかも知れないからである。注意深き事、清くする事、塵埃のなき事、それ等は宗教上の義務とし

て到る處で勵行されたのである。

……近頃になつて日本人は、その公共の役所、鐵道のステーション、新たに出來た工場等を注意して清潔にしないといふ事が往々言はれる。併し外國の材料をもつて、外國の監視の下に、外國風に建てられ、國のあらゆる傳統とは反對した建築は、舊式の考へからすれば、神々に見棄てられた場所と考へられるに相違ない。そしてかくの如き汚れたる周囲の間に働く奴婢は、自分の周圍に目に見えざる神を感じず、敬神の慣習の意味を感じず、人間が尊敬するやうにとの、美しきもの單純なるものの黙々の間にする要求を感じないものである。

## 死者の支配

今や神道の倫理は、大體家族の祭祀から出た慣習に、無條件で服従するといふ教の内に、凡て包含されて居た事が、讀者に明瞭になつたであらうと思ふ。倫理は宗教と別なものでなく、宗教は政府（政事）と異つたものではなかつた。政事といふ言葉が、『祭りの事』といふ意味をもつて居る。すべて政治の儀式は先づ祈禱と犠牲とを以て始められるので、社會の最高の位から最低の位地に至るまで、各人は傳統の法に服すべきであつた。これに従ふのは信心であり、又これに反くのは不信心であつた。そして服従の規則は、各人の屬して居る社會（組合）の意志に依つて、その各個人の上に勵行されたのである。古の道德は家、社會、並びに高い權威に對しての、行爲の規則を精細に遵奉するにあつた。

併し品行の規則は大抵社會に於ける經驗の結果をあらはしたものであつて、忠實にそれに服従し、而もなほ且つ惡人であるといふ事は、殆ど考へられない事であつた。それ等の規則は、目に見えざるものに對する畏敬、權威に對する尊敬、兩親に對する愛情、妻子に

對する優情、近隣に對する親切、寄食者に對する親切、勞作に於ける勤勉と嚴格、習慣上の節約と清潔とを命じたのであつた。最初道徳は傳統への服従に過ぎなかつたのであるが、傳統そのものが徐に眞の道徳と同一視されるやうになつた。それから生じた社會状態を想像する事は、素より近代的の思想には少しく困難な事である。吾々の間にあつては宗教上の倫理と社會上の倫理とは、餘程以前に實際別なものとなつて居た。そして社會上の倫理は、徐に信仰の弱まると共に、宗教上の倫理よりも、遙かに緊急なものとなり、また重要なものとなつた。吾々は、大抵その生涯にあつて、早晚十誡を守るだけでは不足であり、社會の慣習を破るよりも、際立てずに十誡の大部分を破る方が、遙かに危険が少い事を知るに至る。然るに舊日本に於ては、倫理と慣習との間に、——道徳上の要求と社會上の義務との間に、何等の區別もゆるされては居ないのであつて、慣例は兩者を同一視し、またその孰れかの破壊を隱匿する事は不可能であつた——祕密といふ事は存在しなかつたのであるから。のみならず不文の誡律は十箇條に限られては居なかつた。その數は幾百もあつて、その極めて僅の破壊もただに過失としてのみならず、又罪過として罰せられたのであつた。普通の人は自分の家にあつても、またその他何處にあつても、自分の欲する通りの事を行ふ事は出来なかつた。また普通以上の人に至つては、慣例の破壊を叱責するを以て、

その務として居る熱心なる自分の部下の監視の下にあつたのである。世間普通の意見の力に依つて、生活のあらゆる行爲を規定し得る宗教は、教義問答（誡律）を要しないのである。

道徳上の慣習は、一々皆強制的な慣習ならざるを得ない。併し多くの習慣は、最初はただ強制の下に苦しみながら作られたものであるが、それがたえず繰返して課せられるので、容易になり、終には自發的になり、かくて宗教上並びに社會上の權威に依つて、幾代も間強制された行爲は、やがては本能的になるやうに立ち至つたのである。言ふまでもなく、宗教上の強制が外部からの原因——例へば永く續いた戦争の如きもの——に依つて妨げられた處も少くはない。事實舊日本には非常に障害もあつたのである。併しそれにも拘らず神道の方は驚くべき事を成就した——則ちいろいろの點に於て熱心なる敬嘆を値する一定の國民性を發展さし得たのである。その國民性の内に發達し來つた倫理的感情は、吾々のとは甚だしく相違して居る、が併しそれは日本の社會的要求に丁度よく適したものであつた。この道徳的國民性に對して大和魂（若しくは大和の心）といふ名稱が作り出された——則ち昔の天皇の居られた處なる古い大和の國の呼び名が、表象的に全國の名に用ひら

れたのである。逐字的とは言へないが、大和魂といふ言葉は『舊日本の精神』と解した方が却つて正しいかも知れない。

十八世紀及び十九世紀の神道の大學者達が、良心のみが十分なる倫理上の指南車であつたと大膽なる斷定をなしたのも、その『舊日本の精神』といふ事を考へたからの事である。彼等は日本人の良心の高い性質を以て、日本人種の神聖なる起原の證據であると宣言した。本居は『人間は二柱の創造の神に依つて作られたものであるが故に、自然に自分の爲すべき事、また爲すべからざる事に就いての知識を附與されて居る。故に道德の方式を以て自分の心を煩はすのは必要のない事である。若し道德の方式が必要であつたとすれば、人間は動物にも劣るであらう——動物はみなその爲すべき事に就いての知識を附與されて居る、ただその程度が人間に劣つて居るのみである……』と云つた。眞淵（賀茂）は疾くに日本の道德と支那の道德との比較を爲し、支那の劣つて居る事を言つた。『昔人間の性質の率直であつた時には、道德の複雑した方式は必要ではなかつた。惡事も折には行はれるといふ事は有り得る事である。併し人間の性質の率直は、惡事の隱蔽され、従つてその擴がつて行くのを妨げたのである。それ故當時にあつては、正邪の教へを説く必要はなかつた。然るに支那の人は、その受けたる教へのあるにも拘らず、心が邪惡であるが故に、只だ外

部だけを善くして居た。従つてその惡行は大きくなり、爲めに社會は亂脈になるやうになつた。日本人は率直であるが故に、教へを俟たずして行ひ得た』と眞淵は言つた。本居も恚ういふ考へを少し異つた風に言つて居る『日本人はその行ふ處、眞に道德にかなつて居たが故に、道德上の學理を少しも必要としなかつたのである、道德の學理に就いての支那人のやかましい考へは、彼等の實行の亂れた處から生じたものである……。學び且つ行ふべき道（倫理上の體系）のないといふ事を知るのは、則ち實は神の道を行ふべき事を知つて居た事である』と。その後平田は恚う言つて居る『目に見るべからざるものを畏敬する事を知れ、さすれば惡を行ふ事を止めるに至るべし。汝の心に植ゑつけられたる良心を養へ、然らば道を離れて、さすらふ事なかるべし』と。

社會學者はこんな道德上の優越を説くのを笑ふかも知れないが（特に人類が神々の手から離れたばかりの原始時代にあつて、却つて優さつて居たといふ假定に根據を置いた意見として）その内には眞實の種子もある。眞淵、本居が上記の事を書いた時代は、國民が殆ど信じられない位微細に互つた規律に従はせられ、またその應用に力を用ひた時代であつたのである。而してこの規律なるものは實際驚くべき性格をつくり出したのであつた——思ひ及びせない位な忍耐、否利己的の心、正直、親切、高い勇氣を伴つた溫順性等の

性格を作り上げたのであつた。併し如何に發育の犠牲を、その性格が拂つたかは、ひとり進化論者が想像し得るのみである。

これ等神道の文士等の時代まで、國民が服従せしめられて居たこの規律なるものは、それ自身獨得の不思議な進化論的な歴史をもつて居るといふ事を、ここに言つて置く必要がある。原始時代にあつても、この規律は同様嚴格なものではあつたが、それは遙かに統一のないものであり、單純なものであり、また細かい組織を缺いたものでもあつた。そして社會の發達と、その強國になつたにつれて、益々發達し精しいものとなり、終に徳川將軍の時代に至つてそれは規則の絶頂に達した。換言すればその支配力は、國家の力の發達に比例して益々重くなつて行つたのである——人民の力が、それに堪へるに應じて……吾々はこの文化の當初から、市民の全生活が、規定されて居たのである事を見た、その職業も、その結婚も、その父なる權利も、財産を保持し、またそれを處分する權利も、——すべてそれ等は、宗教的慣習に依つて定められて居たのである。吾々はまた一市民の行爲は、家の内に於けると、外に於けるとを問はず、監視の下にあり、一つの重大なる慣例を破る事は、そのものの社會上に於ける破滅となつたかも知れないのである事——その場合

そのものは單に社會上の違犯者たるのみならず、また宗教上の違犯者であつた、——並びに組合の神はそのものに對して怒りを抱き、その過を許すといふ事は、仲間全體に對し神の報復を招くかも知れないのである事はすでに述べた處である。併しその地方を治めて居る中央政府に依つて、如何なる權利がそのものの爲めに殘されてあつたか、それはなほ此後語らなければならぬ處である——蓋しその政府なるものは、普通の場合、控訴をゆるさない宗教的專制の第三の形式（宗教上慣習上の次なる意）を代表するものである。

古い法律並びに慣習の研究に對する材料がまだ十分に集まらないので、明治以前のあらゆる階級の狀態に關する十分な知識は吾々には得られない。併しこの方面に就いての澤山の有益なる著作は、アメリカの學者に依つて成されて居る。たとへばキグモア教授及びシモンズ博士の勞作は、徳川時代に於ける民衆の法律狀態に關して多くの知識を與へる文書上の證據を提供して居る。徳川時代は私の言つた通り、尤も規約に念を入れた時代であつた。人民が如何なる程度まで干渉を受けて居たかは、彼等の遵奉した奢侈禁制法の性質とその數とからよく推斷され得る。舊日本に於ける奢侈禁制法は恐らく西洋の法律の歴史にもある記録のいづれよりも、その數とその細かさにて勝つて居る。一家の祭祀が家庭に於ける人の行爲を嚴格に定めた通りに、また組合が其義務の標準を固く勵行したやうに、

丁度同様に嚴格にまた固く、國家の統治者は、個人が——男も、女も、子供も——どんな服裝をなすべきか、どんな工合に坐るべきか、歩くべきか、語るべきか、働くべきか、食ふべきか、また飲むべきかを規定した。娛樂も勞役と同様に用捨なく規定されて居た。

日本社會のあらゆる階級は奢侈禁制の規約の下にあつた——規定の程度は時代の異なるにつれて異つて居るが、而もこの種の（奢侈禁制の）法律は極古い時代から出來て居たらしい。紀元六八一年に天武天皇がすべての階級の衣服を定めたといふ記事がある——『親王より下民に至るまで、階級に従つて、頭飾り及び帶の着用並びにあらゆる色ある織物の着用を』定めたといふ事である。僧尼の着用すべき衣服及びその色は、すでに紀元六七九年に出された勅令に依つて定められて居た。後になつてこの種の規定は、非常にその數を増し、また細目に互つた。併しそれから一千年の後則ち徳川の治世になつて、この奢侈禁制法は著しい發達をなした、その性質は百姓に適用されたその規定に依つて最もよく現はされてゐる。百姓の生活は細目に至るまで法律に依つて定められて居た——その住居の大きさ、形、價格から、下つて食事の際に於ける料理の數や種類の如き微細な事に至るまで定められて居た。たとへば百石の收入ある百姓は（百石の收入とは一年九十磅から百磅の收入である）六丈の長さの家を建てる事を得べく、それ以上は許されなかつた、なほ家に床

の間のある室をつくる事を禁じられて居た。また特別の許可あるにあらざれば、屋根に瓦を用ふる事をゆるされて居なかつた。その家族のものは何人も絹服を着る事を許されず、その娘が、絹を着用する資格のある人と結婚をする場合、その花婿は結婚式の際絹を着用してはならぬといふのであつた。如上の百姓の娘又は息の結婚には僅に三種の料理が許されたのみで、婚禮の客に出す汁、魚、口取りの質並びに量も、法律で極められて居た。同様に婚禮の贈物の數も極まつて居り、酒、干物等の贈物の價も定められ、花嫁に呈する事をゆるされて居た一本の扇子の質さへ極まつて居た。如何なる時にも、百姓はその友に高價な贈物をする事をゆるされない。葬式の際には百姓も客に或る種の粗末な食事を呈する事をゆるされた。併し酒が出される場合、それは盃をもつてされず、汁椀でのみすべき事になつて居た——（この規定は多分特に神道の葬式に關しての事であらう）子供の誕生の場合、祖父母は（慣習に従つて）只だ四つの贈物をする事をゆるされて居た——『木綿の赤兒の衣服一着』もその内に入つて、而も贈物の價は定められて居た。男子の祝の折には（五月の節句か）祖父母を交へての全家族からの子供への贈物は、法律に依つて『紙の旗一旒』及び『玩具の槍二本』に限られて居た……。財産五十石と算定された百姓は、長さ四丈五尺以上の家を建てる事を禁じられて居た。その娘の結婚に於ける贈物の帶の代價は



五十錢を超えてはならなかつた、そして結婚の宴には一種以上の汁を出してはならなかつた……。財産二十石と算定されて居た百姓は、長さ三丈六尺以上の家を建てる事をゆるさず、またそれを建てるに檜、檜の如き上等な木材を用ふる事もゆるさなかつた。その屋根はまた竹葺（竹の皮か或は笹の葉が）若しくは藁に限り、床上に疊を用ふるといふ慰安を嚴禁されて居た。その娘の結婚の折の宴には、魚その他の焼物を出す事を禁じられて居た。その家族の女達は皮の草鞋をはく事を許されず、藁で造つた草鞋若しくは下駄をはくのみで、その鼻緒も木綿で拵へたものに限られて居た。女達はなほ絹製の髪紐並びに籠甲の髪飾りをつける事を禁じられて、木の櫛若しくは骨の櫛——象牙のではない——を許されて居た。男は足袋をはく事を禁じられ、その草鞋<sup>註二</sup>は竹でつくられたものであつた。それ等のものは又日傘則ち紙の傘を用ふる事を禁じられて居た。十石と算定された百姓は長さ三丈以上の家を建てる事を禁じられて居た。その家の女達は笹の葉の鼻緒のついた草鞋を用ひなければならなかつた。その子息若しくは娘の結婚には只だ一個の贈物が許された——夜具則ち蒲團を入れる長持のみである。その子の誕生にも只だ一個の贈物だけがゆるされた、則ち男の子ならば玩具の槍一本、女の子ならば紙の人形若しくは土の人形一個を……。自分の土地をもつて居ないこれよりも一段身分の低い百姓、所謂水呑百姓なる

ものに關しては、食物、服装等に就いて、一段嚴重に制限されて居たことは、言ふまでもないことである。たとへばそれ等のものは結婚の贈物として、夜具蒲團を入れる長持をもつことさへも許されなかつた。併し恚ういふ屈辱的複雑な制限に關しての適當な考へを得んと欲するならば、キグモア教授の公刊した文書を讀むのが一番良い、それは主として次のやうな條項から成つて居るのである。——

註一 アストン氏の『日本紀』の翻譯第二卷三四三、三四八、三五〇頁参照

註二 草鞋若しくは下駄には竹をもつて造つたものもある、併しここに言ふのは竹の草の意である。

譯者註 第一草鞋の意が不可解である。ここに言ふサンダルは或は草履であらうか、それが竹則ちバンブウで出来て居るとはどういふ事か、更にバンブウ・ガラスとあるのは笹の葉か竹の皮でもあらうか。

『衣裳の襟及び袖口には絹を用ふるもよし、また絹或は縮緬の帶を用ふるもよし——但し公儀に於ては許されず……』

『二十石以下の列にある家族は、武田椀及び日光膳を用ふべし……』〔この二品は漆製品が一番廉價なものである〕

『大百姓或は組頭は傘を用ふる事を得、但し小百姓、小作人等は蓑と藁傘（饅頭笠）の

みを用ふべし……』

キグモア教授に依つて公刊されたこの文書は、ただ舞鶴の大名の出した規定のみであるが、これと同様細かくまた面倒な規定は全國を通じて勵行されたい。出雲に於ては、明治以前、各種の階級のものに、着用すべき衣服の原料を規定したのみならず、その色並びにその型の意匠まで規定した奢侈禁制法のあつた事を私は知つて居た。出雲では家の大いさと共に室の廣さまで法律に依つて定められて居た、——また建物及び籬の高さ、窓の數、建築の材料も同様で……。ただに住居の廣さ、家具の價のみならず、また衣服の地質に至るまでも——ただに結婚の支度の費用のみならず、また結婚の宴の性質、食物を入れる器の質までを、ただに婦人の髪につける飾りの種類のみならず、また履物の鼻緒の材料に至るまで——ただに友人に贈る贈物の價のみならず、子供に與へる極低價の玩具の性質や價格までを、規定するやうな法律に、どうして人間が忍んで服し得たのであるか、西洋の人にはとても了解が出来ない。而して社會の特殊な構造は、組合の意志に依つて、かくの如き奢侈禁制法の勵行を可能ならしめたのである、則ち人民自らそれを強制するのやむなきに至らしめられたのである。すてに言つた通り、各組合（村邑）は、組と稱して五

軒、或はそれ以上の家の一團を作つて居た。そして組を構成する家々の主人は、その内から組頭なるものを選び、上の官憲に對して直接に責任を負はした。組はその内の人々の孰れの行跡に對しても責任をもつて居た。そしてその一人は、結局他のものに對して責任をもつて居たのである。前にのべた文書の一に恚う書いてある『組の各員はその仲間の人々の行爲をよく監視して居なくてはならぬ。相當な理由なくしてこれ等の規定を破るものがあるれば、そのものは罰せらるべく、またそのものの組は責任を負はせらるべし』と。子供に紙の人形一個以上を與へたといふ、大變な犯罪に對しても責任を負はせられたのである……。併し吾々は昔のギリシヤ及びロオマの社會にあつても、これと同種の法律が、澤山にあつたといふ事を、記憶しなければならぬ。スパルタの法律は、女が髪の毛を結ぶその結び方を規定した。アゼンスの法律は女の衣裳の數をきめた。昔、ロオマでは、女が酒を飲む事を禁じた。ギリシヤのミレタス及びマツシアの都にも、同様な法律があつた。ロオツ及びビザンティウムでは、市民は髯を剃る事を禁じられ、スパルタではまた市民が口髯を生やす事を禁じられて居た。（私は結婚の宴の價並びにその饗宴に招かれる客人の數を規定したやや後代のロオマの法律の事を言ふ必要はあるまいと思ふ、何となればこの法律は主として奢侈を禁ずるためであつたから）日本の奢侈禁制法、特にその百姓の上に

被らされたものに依つて、起される驚異の感は、その性質の如何に依つてといふよりも、その如何にも無遠慮に微細に互つて居る事、——細目に互つて兇猛であるといふ事に依つて、領かれる次第である。

人間の生活が法律に依つてその極微の點まで定められて居た場合——履物、帽子の性質、妻の髪の留針の價、子供の人形の代價に至るまでも——言論の自由がゆるされて居たとは到底考へられ得まい。それは素より存在しなかつた、そしてどれほど迄言語が規定されて居たかは、口語を研究した人々に依つてのみ想像され得るのである。社會の族長的組織は、言語の慣習的組織の内に——代名詞、名詞、動詞の規定の内に——前接辭、後接辭に依つて形容詞に加へられる差等の内に、よく反映されて居た。衣裳、食事、生活の風を定めたと同じく、用捨なく正確に、すべての言葉の言ひあらはし方は消極的にも積極的にも規定されて居た——併し消極的よりも多く積極的にさうであつた。言つてはならない事についての例は少く、言ふべき事を定めた規則は無數にあつた——選擇すべき言葉、用ふべき語法の如きは澤山にあつた。若い時からの訓練はこの點に就いての注意を強くした。各人は、上長に對してもものを言ふ時には、或る種の動詞、名詞、代名詞のみを用ふべき事、また同等のもの或は目下のものに向つて語る時のみ、或る言葉が許されると云つたやうな事を

學ばなければならなかつた。無教育のものと雖も、この事に就いては多少學ぶべき義務があつた。然るに教育はこの言語上の複雑した作法の仕組みをよく教へたもので、數年間も練習すれば、何人たりともそれを自由に用ひ得たのであつた。上流の階級にあつては、この作法が殆ど考へ及ばない位に複雑になつて居た。言語に文法上から一寸變化を加へると、それに依つて言ひかけられた人を非常にあがめ、言ひかけた人の謙退の意を表する事になるのであるが、さういふ事は極古くから一般に行はれて居たに相違ない、併しその後支那勢力の下にあつて、恚ういふ互に都合よく釣り合ひをとる語法は極度に増加した。御門その人から——御門も他の人には用ふる事を許されて居ない人代名詞を用ふる、若しくは少くとも代名詞的表白を用ふる——下つて社會のあらゆる階級を通じ、その各階級は、みなその階級獨得の『吾』といふ言葉を別々にもつて居る。『汝』若しくは『あなた』といふ言葉に相應する用語で、今日もなほ用ひられて居るのが十六種ある、併し以前はもつと澤山にあつた、<sup>註</sup>單數の二人稱で子供や、學生や、使用人に言ひかけるのみに用ひられて居るのが八種もある。親族關係を示す名詞の敬稱並びに卑下した形も、同様に數多く且ついろいろの階級がある、『父』といふ事を示すに用ひられて居る文字が九種、母といふことを示すのも九種、『妻』には十一種、『子息』にも十一種、『娘』に九種、『夫』に九種あ

る。就中動詞の規則は、作法の必要から、始ど簡単な記述では、その考へを云ひがたい程に複雑になつて居た……。十九歳或は二十歳にもなれば、子供の時から注意されて訓練されて居たものは、上流社會に必要な動詞の用法をすべて知り得たであらう。併しそれよりも進んだ上流の對話の作法に精通するには、研究と經驗とのさらに幾年かが要せられたのである。位階と階級とのたえず増加するに伴つて、それに應ずるいろいろな言語の形式が生じて來た。男なり、女なり、孰れにしてもその話しを聞けば、そのものの如何なる階級に屬して居るかを斷定する事が出來た。口語と同様に、文語も嚴密な慣例に依つて定められて居た。女の用ひた言語の様式は、男の用ひたのとは異つて居た。男女兩性の異つたる修養から生ずる言語上の作法に於ける相違は、その結果として、書翰の特別な文體を作り出した——則ちそれは『婦人の用語』で今日なほ用ひられて居るのである。この用語の男女に依つての相違は、書翰の上にも限られて居るのではない。階級に依つて相違するのであるが、對話の上にも婦人の用語といふものがある。今日でも普通の對話に於て、教育ある婦人は、男の用ひない言語や語句を使ふ。侍の女子は封建時代にあつては、特別な表白の様式をもつて居た。今日でも古い家庭の修養に従つて育てられた婦人の言葉を聞いて、その婦人が侍の家庭のものであるか、どうかを判斷する事が出来る位である。

註 社會學者は、勿論かくの如き事實が、ピアシヴァル・ロエルの『東洋の精神』(“Soul of the East”)の内に面白く論じてある代名詞の用法の節約といふ事と決して矛盾するものでない事を了解するであらう。極度の服従のある社會に於ては『人代名詞の用を避ける』といふ事がある。』もつともハアバート・スペンサアがこの法を説明する爲めに指摘して居るやうに、かくの如き社會(極度の服従のある社會)に於てこそ、ものを言ひかけるに用ふる代名詞の様式に、尤も精細な區別が見られるのでありはするが、如上の事もあるのである。

勿論對話の事項も態度も制限を受けて居た。そして言語の自由に關する制限の性質は、動作の自由の上に加へられた制限の性質から推斷される次第である。動作は非常に細かく、少しの容赦もなく規定されて居た。それは單に男女とか、階級とかに依つて變化する無数の程度を有する敬禮に關しての事のみならず——また顔の表情、笑ひ方、息の仕方、坐り方、立ち方、歩き方、起き方等に關しての事であつた。人はみな幼少の頃から、表情と行狀との、この作法の訓練を受けた。上長の前にあつて、様子若しくは身振りに依つて、悲痛若しくは苦痛の感をあらはす事が、どういふ時期に始めて不敬の標となるものか、吾々には解らないが、この點について尤も完全なる自己抑制が、有史以前の時代から勵行され

て居たといふ事を信ずるだけの理由はある。併し行狀に關しての極めて細かい法規は、單に受動的にそれに服従するといふ事以上を要めたのであるが、それは徐に——恐らく一部は支那の教への下に、發達したものであつた。その要めた處は、單に怒りや苦痛の感を外面の表情にあらはしてはならないといふのみならず、その人の顔並びに態度は却つて反對の感を示すやうにしなければならぬと云ふのである。不承不承の服従は惡い事であり、單なる自動的従順では不十分であつた、服従の眞實の程度は、樂しさうな微笑に依り、また快い聲の調子に依つて示されなければならないのであつた。が、その微笑にも亦規定があつた。微笑の性質についても注意しなければならぬ、たとへば上長に對してものを言ふに際し、奥齒の見えるやうな微笑をするのは非常に失禮な事であつた。武家階級にあつては、この種の動作の法規は少しも容赦する處なく勵行された。侍の婦人はスバルタの婦人のやうに、自分の夫若しくは子息が戰死した事を聞いても、喜びの様子を示すやうに要められて居た。さういふ事情の下にあつて、少しでも自然の感情を出す事は、重大な禮節上の破壊であつた。あらゆる階級に於ける動作は厳しく規則を以て定められ、爲めに今日に於てさへ、人々の態度は到る處に昔の規律の如何なるものであつたかを示して居るのである。尤も不思議な事は、この昔の態度は、それが習練して得られたといふよりも、自然に

人に備はつて居たやうに思はれ、訓練に依つて爲されたといふよりも、本能的であるやうに見えるといふ事である。お辭儀——頭を下げ、また神々に祈禱をする時に行はれる靜かに音を出して息を内へ引く事——人を迎へまたは別かれる時、床の上に両手を置くその位置——客の前で、坐り、立ち上がり、また歩くその仕方——ものを受け取り又は捧げるその様子——すべて恂ういふ普通の行爲も、只だ教へただけでは、出來さうにも思はれないやうな、一見自然らしい魅力をもつて居る。これは一層高い作法になるといよいよさうなる、——則ち修養ある階級に於ける昔の訓練から生ずる精巧な作法に於ては左様である——特に婦人に依つてそれが示された場合には。吾々は、さういふ態度を習得する能力は遺傳に依る處著しいと思はなければならぬ——規律の下にあつた人種の過去の經驗に依つてのみ作られ得たものであると考へなければならぬ。

上品といふ事に關してかくの如き規律が、一般の人民に取つて、どういふ風な意味をもつて居たかといふ事は、家康が粗暴な事を爲した三階級（農、工、商）の何人をも殺害して宜いといふ權利を、侍に與へたその條例から推測する事が出来る。但し注意すべき事は、家康が『粗暴』といふ字の意味を注意して限定して居る事である、粗暴なものに就いての日本語は『慮外もの』を意味する——それ故死を値するやうな犯罪をなしたといふのには、

意想外、則ち『慮外な』行を爲したといふ事が要件であつた、言ひかへれば、定められたる作法に反いたといふ事が要件であつたのである——

“The Samurai are the masters of the four classes. Agriculturists, artisans, and merchants may not behave in a rude manner towards Samurai. The term for a rude man is ‘other-than-expected fellow’; and a Samurai is not to be interfered with in cutting down a fellow who has behaved to him in a manner other than is expected. The Samurai are grouped into direct retainers, secondary retainers, and nobles and retainers of high and low grade; but the same line of conduct is equally allowable to them all towards an other-than-expected fellow.”—[Art. 45]

士者四民の司農工商之輩對士不可致無禮之働無禮者今云慮外者也對士慮外いたす者は士於誅之不妨之士又直臣陪臣上下君臣之品有於慮外者其筋可爲同前事(第四十五條)

併しながら家康が殺害の新しい特権を作つたと考へるのは少し無理である。恐らく家康は永くすてに行はれて居た武家の權利を律令として確定したに過ぎないのである。上長に對する下級の行爲についての嚴格な規則は、武家の權力の勃興以前に疾く用捨なく勵行さ

れて居たと考へられる。第五世紀の終り頃に雄略天皇が、その侍臣の、言葉をかけられたに拘らず、恐れて黙つて居たといふ過失のために、それを殺したといふ事を聞いて居る。なほこの天皇は一杯の酒をもつて來た官女を打ち倒したといふ事、並びにその婦人が非常な落ち着きをもつて居て、慈悲を求める一句の歌を即興をもつてうたひ出したので、首を刎ねられるのを免れたといふ事も聞いて居る。この婦人の過失といふのは、酒杯をもつて來る時、その内に木の葉の落ち込んだのを氣づかずに居たといふに過ぎなかつたのである——恐らくそれは宮中の習慣で、その中に息の入らないやうにして、杯をもつて行かなければならなかつた爲め、氣がつかなかつたのであらう。また天皇や位の高い貴族は神々的やうな奉仕を受けて居たので、そんな風にして杯を捧げられたのである。雄略天皇には、些細な過失のために、人を殺す風があつたのは事實である、併し今のべたやうな場合に於ける過失は、長く定められて居た禮節を破壊するものと考へられたのである。

恐らく支那の刑法の入つて來た前にも後にも——所謂明清の法典で、將軍の下に、それに依つて國は治められて居たのであるが——國民の全部は文字通り笞の下にあつたのである。普通の人民は極めて些細な罪のために殘酷な笞刑の罰を受けた。重大な犯罪に至つて

は、苛責して殺すのが普通の刑罰であつた、その甚だしい野蠻な或は野蠻に近い刑罰に至つては、吾が中世紀に行はれたやうなものもあつた——火刑、十字架、八裂き、生きながら油で煮ると云つたやうな類であつた。村民の生活を規定した文書には、法律上の規律の厳しさを示すやうなものがない。組帳に、かくかくの行爲は罰せらるべしとあるその宣言は、古の法典を知らない讀者には別に何の恐ろしさをも思はせないであらう。事實日本の法律上の文書の内にある『罰』といふ文字は、些少の罰金から、上は炮烙の刑に至るまでの、すべての刑をいふのである……。家康の時代に至るまで、争ひを鎮壓するために用ひられた嚴罰の證據は、一六一三年に日本へ來たカピテン・サリスの不思議な手紙の内に見られる。艦長は恚う書いた『七月の一日に、吾々の仲間内の二人が互に争を始め、野外に行きさうになつて（則ち決闘を演じさうになつて）結局吾々のすべてのものを危険に陥れた。といふのは、怒つて刀を抜くものは、よしそれに依つて別に何等の害をも爲さなかつたとは言へ、そのものは直に切り裂かれる、そして少しの害でも爲せば、自分が死刑に處せられるのみならず、またそのものの全一族が同じ刑に處せられるのである……。』『切り裂かれる』といふ事の文字上の意味を、艦長はその同じ手紙の内に、自分の目撃した死刑の事を語つて、その説明をして居る——

『八日に三人の日本人が死刑に處せられた、則ち男二人女一人。理由は恚うである。』  
「女は甚だ宜ろしからざるものであつたが、（その夫は旅行して家に居なかつたので）二人の男を時を定めて自分の許に來るやうに極めた。後に來た男は前の男を知らなかつたが、その定められた時刻より早く來たので、第一の男を見、怒つて、刀をぬき、ひどく二人を傷つけた——男の背筋を二つに切るほどに傷つけた。『然るに第一の者も自分のあかりを立てるために、刀を取つて、第二の者を切つた。往來ではこの争を知つて、三人の者を捉へ、これを別處に置き、國王フォイン（松浦公法印の事）にその事を知らし、人を以て王の意向を伺はした（それは國王の意志に依つて、人は死刑に處せられたのであつたから）、王は直に三人の首を切るやうにとの命を發した。それが行はれると、見て居た各人は（多くのものが見て居たが）その死體の上に自分の刀の鋭さを試みて見るためにやつて來た。爲めにそれ等の人々の立ち去るまでに、三人は切れ切れに小さく人間の手程の大きさに切られてしまつた。——がそれでもまだそのままにはして置かれず、その切れ切れの屍を積み重ね、人々は刀の一打ちを以て、その幾個を切り得るかを試みるのであつた。その上で切れぎれの身體は棄てられ禽鳥の食ふにまかせられてしまつた』……。

言ふまでもなく、この場合、死刑は、争をしたといふ犯罪よりもつと重大な理由のために命ぜられたのである、併し争ひが固く禁じられ、嚴しく罰せられたのは事實である。

下級の『慮外もの』を切り棄てる特権をもつて居たが、武家階級そのものも、そのもつて居た特権よりも遙かに酷しい規律に従はなければならなかつた。人の機嫌を害つたやうな言葉或は顔附に對する罰、若しくは務を果たす際に陥つたる些細な過失に對する罰は、則ち死刑となる事もあつた。大抵の場合、侍は自分から自分に死刑を加へる事をゆるされて居た。則ち己を殺す権利は、特権と考へられて居たのである。併し短刀を深く左の脇腹に刺し、それからその刀身を徐に且つ確かりと右の方へ引き、腸を悉く切り去るといふのは、普通の磔刑、則ち兩脇を突き通される罰と同じく確に殘虐なものである。

個人の生活の事に關する一切の事柄が、法律に依つて規定されて居たと丁度同様に、個人の死に關する一切の事柄——個人の棺の性質、埋葬の費用、葬式の順序、墳墓の形等も規定されて居た。第七世紀に法律が發布されて、何人でも埋葬に不相應な費用をかけてはならぬといふ事になつた。これ等の法律は、位置階級に従つてその葬式の費用を定めたの

であつた。その後の布令は、棺の大きさと材料並びに墳墓の廣さをきめた。第八世紀には、王侯より百姓に至るまであらゆる階級のために、葬式の細目が法令を以てきめられた。後代になつて、なほ別の法律及び法律の修正が、この問題の上に施された。併しいつも葬式の事に就いては、一般に立派にするといふ傾向があつたらしい——この傾向は甚だ強かつたので、幾代の間も奢侈禁制法の行はれたに拘らず、今日なほ社會の危険として存在して居る。これは死者に對する義務に就いての信仰、並びにその信仰から生じた、一家を貧困に陥らしても、靈を重んじ、靈を悦ばさうとの願望のある事を考へる内に置いて見れば、容易に了解される事である。

以上すてに述べた處の法律は、近代人の考へには、多くは暴政と見えるに相違ない。規定の内には吾々から見れば、異様に殘酷と考へられるものもある。のみならず、かくの如き法律慣習の義務を避け免れる道は一つもないのである。それを果たし得なかつたものは、死ぬか或は流浪の身となるより外に道はなかつた。有無を言はぬ服従のみが生存の條件であつた。かくの如き規定の傾向は、自然精神上並びに道德上の意見の相違を抑へ、個性を麻痺せしめ、一定不變の型にはまつた性格を作るにあつた。而してその實際の結果として、



かくの如きものが得られたのである。今日に至るまで、日本人の考へは、みな依つて以てその祖先の考へが抑へつけられ制限されて居た、その古い型の跡を示して居る。さういふ型をつくるに與つて力のあつた——むしろ抑壓の下にさういふ型を結晶させた法律の事を知らなくては、日本人の心理を了解する事は不可能である。

併しながらまた一方から言へば、この冷酷鐵の如き規律の倫理上に於ける効果は、言ふまでもなく勝れたものであつた。則ちこれはつぎつぎ代々のものをして祖先の儉約を實行せしめたが、その強制は日本の非常な貧困といふ點から考へて正當な事とされたのである。この強制は生活費を引き下げ、それをして西洋人の考へから言つた必要缺くべからざるものといふ程度よりも、遙かに下らしめたのであつた。かくしてそれは節制、質素、經濟の念を養ひ、清潔と、作法と、強健とを勵行した。而も——異様な事實と考へられるが——それは人民を不幸に陥れはしなかつた。人民は自分達の困難のあつたに拘らず、世界を美しく見た。事實昔の生活の幸福は、古い日本の藝術の内に反映されて居た。それは丁度ギリシヤ生活の楽しさが、その名も知れない畫家の手になつた花瓶の意匠の間から、吾々に向つてなほ笑顔を呈して居ると同じである。

而してその説明は難しくはない。吾々はこの強制が只だ外から働かされたのでなく、實際内部から維持されたものである事を記憶しなければならぬ。日本人の規律は自ら進んで課したものであつた。人民は徐に自分自身の社會状態を作り出したのである、そして法律はその状態を保持したのである、則ち彼等日本人は、その法律を以て出來得る限り最上なるものと信じて居たのである。彼等はその法律が自分自身の道德上の經驗に立脚して居たといふ立派な理由から、それを出來得る限り最上のものと信じて居たのである。そして彼等はさういふ信仰をもつて居たが故に、大いにそれを忍び得たのである。宗教に依つてのみ、人々はかくの如き規律を受け、なほ且つ去勢者、臆病者に墮する事なくして居られたのである、日本人は未だ曾て去勢者臆病者には墮ちなかつた。克己服従を強いた所の傳統は、また勇氣を養ひ快活ならん事を強いたのであつた。統治者の權力は無制限であつた。それはすべての死者の權力が統治者を支持して居たからである。ハアバート・スペンサアは言つて居る『法律はその成文なると、不成文なるとを問はず、生ける者の上に於ける死者の統治を公式を以て示したものである。過去の時代がその性質を後に傳へ——身體上にも道德上にも——かくて現代の上に有して居るその力に加へて——また過去の時代が、習慣や、生活の様式を後に傳へて以て現代の上に及ぼすその力に加へて——なほ一つの力がある。それは過去の時代が、口傳に依り或は文書に依つて殘されたる、公共の行爲に對

するその規定に依つて働きを爲す力である……。余はこれ等の眞實を力説する』と——なほ又スペインサアは恁う附加して言つて居る、——『それ等が黙々の内に祖先禮拜を包含して居る事を示すために』と。人文の歴史中の他の法律にして、舊日本の法律以上に、スペインサアのこの説の眞なる事を示すものはあるまい。日本の法律は尤も明らかに『生ける者の上に及ぼす死者の支配を公式に示したものである』而して死者の手は重かつた。それは今日なほ生けるものの上に重くかかつて居る。

## 佛教の渡來

日本の古代の宗教が、あらゆる他の敵對異國の信仰の移入に對して反對を示した。その反對の如何なるものであつたかは、今や明らかに解つた事であらうと思ふ。家族が祖先禮拜の上に基礎を置き、村邑が祖先禮拜に依つて治められ、氏族又は部族團體も祖先禮拜に依つて支配せられ、又最高の支配者が、他のあらゆる祭祀を一つの共通な傳統の中に結合する所の祖先祭祀の、高い神官であり又同時に神であるとすれば、根本的に神道に反對する如何なる宗教の宣布も、社會組織全體に對する一つの攻撃と見做されるのは當然の事てなければならぬ。これ等の事情を考へて見れば、佛教が、初期の幾つかの鬭争の後（その一つは流血の戦ひであつたが）、第二の國民的信仰として受け入れられたのは不思議に思はれるかも知れない。併し佛教の根本義は本質的に神道の信條と相容れないものではあるが、佛教は、印度、支那、朝鮮、その他隣接諸國に於て、如何にしたら執拗な祖先禮拜を支持してゐる諸國民の精神的必要に合致し得られるかを知つて居たのである。然らざれば

ば、頑固な祖先禮拜は疾うの昔に佛教の潰滅を果たしてゐたであらう、と云ふのはその廣大な幾多の征服は凡て祖先禮拜の人種の間に行はれたものであつたからである。印度に於ても、支那に於ても、朝鮮に於ても、——又暹羅に於ても、緬甸に於ても、安南に於ても——佛教は祖先禮拜を驅逐しようとは力めなかつたのである。何處でも佛教は自分を社會上の習慣の敵としてでなく、友として受け入れさせた。日本でもそれは大陸諸國でその發展を確實にしたと同じ政策を採つたのである。それで日本の宗教状態について、多少でも明確な觀念を得ようと思ふならば、この事實を心に止めて置かなければならない。

日本の書物で現存して居る最も古いものは——恐らく神道の祭典（祝詞）に關するものを除けば——第八世紀以來のものであるから、祖先禮拜以外に宗教の形式のなかつた古い時代の社會状態は、臆測に依つてそれを知るの他はない。支那朝鮮の影響が全然無かつた事を想像して始めて、吾々は所謂神代に存した物の状態の漠然たる考をつくり得るのである、——そして何れの時代にこれ等支那朝鮮の影響が働き始めたかと云ふ事を決定するのは困難な事である。儒教は佛教に先んずる事可成り前であつたらしい。そしてその發展は、組織力として、遙かに急速であつた。佛教は、紀元五五二年頃、始めて朝鮮から傳つて來

た。然しその傳道はあまり多くの効果をあげなかつた。第八世紀の終り頃に、日本の政治の全體の組織は、儒教の影響を受けて、支那式に改められた。然し第九世紀に入らぬ中に、佛教は事實全國に擴がり始めたのであつた。そして結局それは國民生活を蔽ひ、あらゆる國民思想にその色彩を與へた。而も尙ほ、古代の祖先祭祀の異常な保守思想——他と融合する事を阻むその固有の力——は、一八七一年の佛教廢止の際に、この二つの宗教が容易に分かれたと云ふ事で例證される。凡そ千年の間も、文字通りに佛教に壓倒された後、神道は忽ちにその昔の素朴に戻り、その最も古い奉祭の不變の形を再建したのである。

併し神道を併呑せんとした佛教の企ては一時は殆ど成功したやうに思はれた。この併呑の方法は、八〇〇年頃、眞言宗の有名な宗祖、空海則ち『弘法大師』（一般にかう呼ばれてゐる）が考へたものだと言はれてゐる。が、この空海は始めて神道の高い神々は佛の化身であるとして稱したのであつた。併し、勿論、弘法大師は佛教政策の從來の例に倣つたまての事であつた。兩部神道の名の下に、この神道と佛教との新しい複合は、帝室の承認と支持とを獲た。爾後<sup>註</sup>到る處で、この二つの宗教は同一の境内に置かれた——時には同一の建物の内にさへ置かれ、二つは眞に融合したかに見えた。が、その實、眞の融和はなかつた

のである——かかる接觸の十世紀もつづいた後、再び二つのものは一度も接したことがないかの如く手輕に分かれてしまつた。佛教が實際永久的な變化を與へたのは、僅に家庭に於ける祖先祭祀の形式に於いてであつたが、それでさへ尙ほ根本的なものでなく、一般的なものでもなかつた。或る地方では、それ等の變化も爲されなかつた。そして殆ど到る處で、人民の大部分は神道の祖先祭祀の形式に従ふ方を選んだ。又佛教に改宗した人の一大階級も、なほ古い信條をつづいて表明して居た。そして佛式によつて彼等の祖先禮拜を實行しながら、別に家庭的に古い神々の禮拜を行つて居た。今日日本の大抵の家には、神棚と佛壇との雙方が見受けられるが、二つの祭祀が同一の屋根の下に行はれるのである。：然し私がこれ等の事實を記して居るのは、神道の保守的活力を説明するためであつて、決して佛教宣傳の薄弱な事を指示せんとするのではない。勿論、佛教が日本の文化に及ぼした影響は夥しいものであり、深大なものであり、また多様であり、無限でもある。唯、驚くべき事は、永久に神道の息をとめる事の出来なかつたと云ふ點である。多くの著述家達が不注意に言つてゐる事であるが、神道は公式の宗教として残つてゐるだけで、一般の宗教となつたものは佛教であると言ふのは、全然誤想である。事實、佛教も神道と同じやうに公式の宗教となつた。そして貧民の生活と共に上流階級の生活を支配したのである。

佛教は幾多の天皇を僧侶にし、その皇女を尼にした。佛教は政治家の行動を、法令の性質を、そして法律の執行を左右した。各村邑に於ける管内の佛教の僧侶は、精神上の教訓者であると共に、公許の役人であつた。彼は管内の登記簿を預り、且つ地方の重大な事件を當局に報告して居たのである。

註一 兩部といふ言葉は「二つの部門」若しくは「二つの宗教」の意である。

註二 若しその家が佛教徒であれば、祖先禮拜や葬式は原則として佛式である、併し神道の神々は、眞宗に屬する家を除けば、大概の佛教徒の家で祭られてゐる。併し眞宗の信奉者でも多くは同じやうに古い宗教を奉じてゐるやうである、そして彼等は自分の氏神を有つてゐるのである。

學問に對する愛好心を移植した事に依り、儒教は佛教の路を開くに與つて力があつた。第一世紀頃早くも支那の學者が幾人か日本に居た。併し支那文學の研究が始めて統治階級の間、普く行はれるやうになつたのは、第三世紀の終り頃であつた。然し儒教は新宗教を代表するものではなかつた、則ちそれは日本のと極似た祖先禮拜のうへに基礎を置いた倫理教の一體系であつた。それが興へんとしたものは一種の社會哲學であつた、——萬物の永遠性の説明であつた。それは孝順の教へに力を添へ且つそれを擴大した。それはすでに存在した儀式を整頓し、纏つたものに造り上げ、且つそれに依つて、あらゆる政治の道

徳が組織を立てられた。又統治階級の教育に就いても、それは偉大なる勢力となり、現代に到る迄そのまま續いてゐたのである。その教義は、言葉の最も善い意味で、人道的であつた。そしてその統治政策に及ぼした人道的な結果の驚くべき例證は、日本の政治家の最も賢明なる人——家康——の法律や格言の中に見出だされるのである。

併し佛氏の宗教は、根本的な相違のあるにも拘らず、古いものに自分を合致せしめ得た多くの新しい信仰と共に、別により廣大な人道的な影響——慈愛の新しい教義を、日本に與へたのである。言葉の最高の意味に於て、それは一つの文化を支へる力であつた。生命を尊重する事、人間と同様に動物を愛護する義務、現世の働きは來世の状態に結果を有する事、自分には覺えない過誤の必然的な結果としての苦痛に諦めて従ふ義務の事を教へた他に、それは實際的に日本に支那の産業及び技術を與へた。建築、繪畫、彫刻、版畫、印字、園藝——要するに、生活を美化する手段となるあらゆる技術産業——は佛教徒の指導の下に始めて日本に發達したのである。

佛敎には多くの形式があり、近代の日本には十二からの主なる佛敎の宗派がある、併し今爰處では、最も概括的に、一般的な佛敎に就いて話せば足りるであらう。一般的な佛敎

は哲學的な佛敎と區別されるものであるが、それに就いては次の章で觸れる事にする。大乘佛敎は、何時如何なる國でも、多數の信奉者を獲る事が出来なかつた。その特有の教義——涅槃の敎への如き——が普通の人に敎へ込まれたと想ふのは誤りである。人々に敎へ込まれたのは只だ極めて素朴な心にも解るやうに、又好かれるやうに説かれた教義の種類に過ぎない。『人見て、法を説け』と云ふ佛敎の諺がある——その意味は敎を聽者の能力に適應させよと云ふのである。日本では、支那でもさうであるが、佛敎はその敎を、未だ抽象的觀念に馴らされてゐない大きな階級の人々の心意の能力に順應させなければならなかつた。現在でさへ、民衆は涅槃と云ふ言葉の意味をよくは知らない、彼等は宗教の極簡単な形式だけしか敎へられてゐない、これ等の事を考へて見れば、宗派とか教義とかの相違は考へる必要はないと思ふ。

佛敎の敎が一般民衆の心に及ぼした直接の影響を了解するには、神道には輪廻の敎へがないと云ふ事を記憶して置かなければならない。前にも云つたやうに、死者の靈魂は、日本の古い考へに従へば、つづいて世の中に存在して居るのである。死者の靈魂は、どうかして自然の目に見えない力と混じり合ひ、且つ自然の力を通じて働いて居るのである。一切の事がこの靈魂の——善惡兩様の——仲介に依つて起るのである。生存中惡るかつたも

のは、死後も尙ほ悪であり、生存中善良であつたものは、死後も善神になる、併しいづれにしても兩者共に奉祭を受けるのである。佛教の渡來前は、未來で賞罰を受けるといふ思想はなかつた。何等天國とか地獄とか云ふ觀念はなかつた。亡靈や神々の幸福は、生きて居る者の禮拜と供物とに懸かつてゐると考へられてゐたのである。

これ等の古い信仰に對して、佛教は僅にそれを敷衍し、説明する事に依つて、それに關與する事を企てた——それを全然新しい知識の下に解釋する事に依つて。則ち變形は成就し得た。併し抑壓は出來なかつた。佛教は古い信仰の全體を受け入れたとさへ云つていい位であつた。この新しい教へは云つた。死者は視界の外に存在を續けると云ふのは眞實だ、それは萬人皆晚かれ早かれ佛——神の状態——の路に入るべき運命にあるもの故、神になつたと考へるのは誤りではないと。佛教は神道の大きな神々を、その性質や位と共に、認めたと——而して言ふ、それは佛陀若しくは菩薩の權化であると、かくて太陽の女神は大日如來 Tathāgata Mahāvairocana と同一に視られ、八幡宮は阿彌陀 Amitābha と同一に視られた。又佛教は妖魔や惡神の存在をも否定はしなかつた、それ等は Pretas (餓鬼) や Maras Yikās (魔) と同じに視られた、妖魔則ち Gobim に當たる日本の普通の言葉で言ふ、魔といふ言葉は、今日この同一視された事を想ひ起させる。惡靈に就いては、前世の惡業に

依り自業自得で、永遠の饑餓の圈内に追ひ込まれる運命にある Pretas——餓鬼——として考へらるべきであつた。昔いろいろな惡疫の神——熱病、瘡瘡、赤痢、肺病、咳、風邪の神——に供せられた生贄は、佛教の是認する所となつて存続した。併し改宗した者はかかる害あるものを Pretas (餓鬼) と看做し、且つ Pretas に捧げられるやうな食物の供物のみを、それ等の神々に供へる事を命ぜられた——それは贖罪のためではなく、亡靈の苦しみを救ふ目的のためであつた。この場合は、祖先の靈魂の場合と同じく、讀經は寧ろ亡靈のために唱へられるので、亡靈に向つて唱へられるのではないと佛教は定めたのである……。讀者はロオマの舊教が、同じ條件をつけて、昔のヨオロッパの祖先禮拜を、今尙ほ實際に存続してゐると云ふ事實を想ひ起すであらう。而して西歐諸國の何處でも、農夫達は尙ほその死者を萬靈節の夜に祭つてゐるのであるから、吾々は何處にもその禮拜が絶滅して居るとは考へ得ないのである。

併し佛教は舊い奉祭を存続した以上の事を爲したのである。佛教はその奉祭を更に立派なものに仕上げた。その教の下に、新しい麗はしい形式の家庭的祭祀が生まれた。そして近代日本に於ける祖先禮拜の、感動させるやうな詩情は、佛教の傳道者の教化に依つて得られた事を知る事が出来る。日本の佛教に改宗した者達は、その死者を古い意味での神と

看做す事は止めなければ、努めてその存在を信じ、尊敬と情愛とを以てそれに呼びかけることはした。Pretasの教義が昔の家庭的奉祭を怠る事を恐れる感情に、新しい力を與へたと云ふ事は注意に値する。一般に嫌はれたる亡靈は、神道で用ふる言葉の意味での『惡神』ではないかも知れない、併しながら惡念のある餓鬼は惡神よりも確に恐れられたのである——と云ふのは佛教は餓鬼の加害力を凄じいものと定めたからであつた。各種の佛教の葬式に於て、死者は實際に今でも餓鬼として呼びかけられてゐる——それは憐むべきものであるが、又恐るべきものである——それは人間の同情と救済とを大いに要するものであるが、併し又靈力に依つて供養者に恩返しをする事の出来るものなのである。

佛教の教が特に魅力ある所以のものは、その簡單にして巧みな自然に就いての解釋である。神道が嘗て説明せんとした事もなく、又説明し得なかつた無數の事柄を、佛教は微細に而も一見矛盾のないやうに解釋したのである。その出生、生命、並びに死の神祕に關する幾多の説明は、直に純なる心の慰安となり、よく惡念に對する非難となるのであつた。それは、死者が幸福であるか不幸であるかは、生者が死者に對して注意するか、しないかに直接由るのではなく、死者が現世に在る時の過去の行ひに由るのであると教へた。それ

は相次いで再生に關する高い教義を教へんとはしなかつた——人々は到底それを理解する事は出来なかつた——只だそれは何人でも理解し得た輪廻の簡單な表象的な教義を教へんとしたのみである。死ぬと云ふ事は、自然に融け戻つて終ふ事ではなく、再び他に生を享ける事であつた。この新しい肉體の性質は、その新しい存在の諸條件と共に、現在のこの身體に於けるその人の行ひや考への性質によるのである。あらゆる存在の状態や事情は悉く過去の行爲の結果なのである。或る男は今や富貴であり威勢をもつて居る。何故ならば前世に於てその男は寛容であり慈愛に富んでゐたからである。又或る男は病を獲、貧困である。何故ならば前世で、その男は肉慾に耽り、利己的であつたからである。或る女はその夫や子供等と共に幸福に暮らして居る。何故ならばその女は以前の生涯の時、愛らしい娘であり、貞淑な配偶者であつたからである。又一人の女は難儀をし子供がない。何故ならばその女は前世で嫉妬深い妻であり残酷な母であつたからである。『汝の敵を憎むとは、愚な事であると共に誤れる事である。汝の敵は、彼が汝の友たらんと欲した前世に於いて、汝が彼に加へた奸計のためにのみ、今や汝の敵たるのである。汝の敵が今汝に加ふる危害に身を任せよ。それを汝の過去の過誤の償ひとして受けよ……。汝が娶らんと欲した乙女を彼女の兩親が拒んだとせよ、——他人に與へられたとせよ。併し、他生に於て、

何時かは、彼女は約束に依つて汝のものたるべし、而して前に與へた契約を破り得るのである……。汝の子供を失ふ事は苦しい事に相違ない。併しその喪失は前世に於て、汝が同情を與ふべき場合に、それを拒んだ報いなのである……。災變に遇つて身を害ひ、汝は最早以前の如く汝の生活の道を得られない。而もこの不幸たるや、正しく前世に於て、何時か汝が思ふままに肉體上の危害を、人に加へたと云ふ事實によるのである。今や汝自身の行ひの悪が汝に返つて來たのである。汝の罪を悔いよ、而してその業の現在の苦行に依つて償はれん事を祈れ』と佛教の僧は教へる……。かくの如くして人間のあらゆる悲哀は説明され慰められた。生命は、無限の旅、——その路の後方は過去の闇夜に、その前方は未來の神祕の中に延びてゐる——その無限の旅の一階段を示すものとしてのみ説明せられた、——忘れられたる永劫から、今後に存在すべき永劫に迄延びてゐる路の一階段である。そして世界それ自身が一旅客の休み場、路傍の一旅宿として考へられるのみであつた。

註 疑ひもなく讀者はどうして佛教がつきつぎの再生の教を祖先禮拜の思想と妥協させ得たかを怪むであらう。人の死ぬのはその再生のためだとすれば、その再生する靈に供物を捧げ、祈禱をする必要が何處にあらう。この疑問に對するに、死者は大抵直に再生するのではなく、先づ宙宇と稱する特殊の状態に入るので、死者は百年間この無形の狀態にとどまり、その後再生するのであると彼等は教へた。死者に對す

る佛教の奉仕はそれ故百年に限られて居た。

衆生に涅槃を説く代りに、慈悲の得らるべき事と苦難の避けらるべき事、則ち無量光明の王たる阿彌陀の樂土と、等活と稱する八熱地獄、頰部陀アブダといふ八寒地獄の事を人々に説いたのである。未來の罰に就いての教へは實に恐ろしいものであつた、私は弱い優しい神經の人にはこの日本の、否、寧ろ支那の地獄に就いての話説を讀む事をすすめたくない。併し地獄は極度な惡るいものに對してのみの罰であつて、罰は永遠のものでもなく、惡魔そのものも終には救はれるのであつた……。天國は善行の報いてあつた、如何にもこの報いはいつまでも残る業の爲めに、幾多のつきつぎの再生を過ぎ通つて行く間延ばされて居るかも知れない、が併し又一方に、その報いは唯一つの善行に依つて、現世に於て獲られるかも知れないのであつた。その他、この最高の報いの時期に達せざる以前にあつて、つきつぎの再生毎に、その生は聖い道に於ける絶えざる努力に依つて、その前の生よりも幸福にされ得たのである。この有爲轉變の世の中に於ける状態に關してさへ、徳行の諸々の結果は決して無視すべからざるものであつた。今日の乞食も明日は大名の御殿に生まれ代るかもしれず、盲目の按摩も、その次の世では、一國の大臣になるかも知れないのである。



報償はいつも功績の量に比例してゐるのであつた。この下界に於て最高の徳を行ふのは困難なことであつた、従つて大なる報いを獲る事は難いことであつた。併しあらゆる善行に對して報償は確にあるものであり、而も功績を得られないといふ人は、一人もないのであつた。

神道の良心に關する教義——正邪に關する神與の觀念——をさへ佛教は否定はしなかつた。併しこの良心は、各人の心の内に眠つて居る佛陀の本來の智慧と解せられた——その智慧なるものは無智に依つて暗くされ、欲望のために塞がれ、業のために縛められてゐるのであるが、いづれは十分に醒まされ、且つ光明を以て心を溢れさす運命になつて居るものである。

あらゆる生物に對し親切なるべき義務と、あらゆる受難に對して憫みをもつべき義務とに就いての佛の教は、その新宗教が世間一般から受納される前に、すでに國民の慣習風俗の上に強大な効果を及ぼしたと考へられる。早くすでに六七五年に、天武天皇に依つて一つの訓令が發布された、それは人民に、『牛や、馬や、犬や、猿や、家禽類の肉』を食ふ事を禁じ、又獲物を捕へるに係蹄を用ひ、陷穽を作る事を禁じたものであつた。あらゆる

種類の肉を禁じなかつたと云ふ事は、この天皇が兩方の信仰を保持するに熱心であつた事に依つて恐らく説明されよう、——蓋し絶對の禁制は神道の慣例を破るものであり、正に神道の傳統と相容れないことであつたらう。併し魚は普通の人の食品の一つとして用ひられて居たとしても、この頃から國民の大部分は、その食事の古い習慣をやめて、佛教の教に従ひ、肉食を斷つたと云つて然るべきであらう……この教へはあらゆる生あるものはみな、一に歸すといふ教義にその基礎を置いて居るものであつた。佛教はあらゆるこの世の事象を業の教義に依つて説明した——その義を一般世人の了解に適應するやうに簡單にして。あらゆる種類の動物は——鳥類も、爬虫類も、哺乳類も、昆蟲類も、魚類も——業のそれぞれ異つた結果を表はしてゐるに過ぎないとしたのである。これ等一々のものの魂魄の生活は一つであり同じものであり、最下等の動物にも、神性のいくらかの片影は存在してゐたのである。蛙も蛇も、鳥も蝙蝠も、牛も馬も、——あらゆるものは何時か過去に於ては人間の（恐らくは又超人間のであるかも知れぬが）形をもつ特權を有つてゐたのであつた。彼等の現在の状態は昔の過失の結果に過ぎなかつたのである。又如何なる人と雖も、同様な過失のため、後には口のきけない禽獸の状態に墮とされるかもしれないのである——爬虫類か、魚類か、鳥類か、又は荷を負ふ獸類として生まれかはるかも知れないのであ

る。如何なる動物でも、それを酷使した結果は、その酷使者が同じ獸類となつて再生するやうになり、同じ残酷な扱ひを受けるやうになるかも知れない。突かれたり刺されたりする牛や、鞭うたれたりする馬や、或は殺される鳥が、以前は近親の一人——祖先か、親か、兄弟か、姉妹か、或は子供でなかつたとは、誰れが斷言出來たであらう……

註 アストン氏『日本紀』の翻譯第二卷三二八頁参照

これ等の事は凡て言葉でのみ教へられたのではなかつた。神道は何等の藝術をも有つては居なかつたと云ふことを記憶して置かなければならない。則ちその拜殿は、閑寂であり裝飾一つないものであつた。然るに佛教はそれと一緒に彫刻とか繪畫とか裝飾とかのあらゆる藝術を齎した。黄金の中に微笑む菩薩の御像——佛教の極樂の保護者、又地獄の審判者、女性の天使及び恐ろしい鬼神の姿等——は未だ何等の藝術と云ふものに馴れてゐなかつた人々の想像を驚かせたに違ひなかつた。寺院に懸けられてある大きな繪畫、その壁や天井を彩る大壁畫は、言葉とするよりも以上によく六生の教へや、未來の賞罰の教理を説明した。竝べて懸けられてある懸物の列の中には、靈魂の審判の王國への旅に於ける色々

な事件や、種々雑多な地獄のあらゆる恐ろしいことが描かれてあつた。或る者は、何年も何年もの間血の滴る手でもつて、死の泉の邊に生えて居るさざさした竹の笹葉をむしり取つておなげればならぬ不貞な妻の亡魂を描き、或る者は人を誹謗したものが、惡魔の釘抜きで舌を抜かれて苦しんでゐる様を描き、又或る者は色慾の強い男が、火の女の抱擁から逃れんとしてもがき、又は劔の山の急阪を、狂亂して攀ぢ登らうとしてゐる様を描いたのであつた。その他、餓鬼の世界の種々な圈内の有様や、饑ゑたる亡魂の苦しみや、又爬蟲類や、獸類の形に生まれ代つたものの苦痛やが描かれてあつた。而もこの初期の繪畫の藝術は——その多くは今尙ほ保存されてゐるが——決して下級の藝術品ではなかつた。吾は、閻魔(Yama)則ち死者の審判者の蠶蹙した眞紅の顔——又はすべての人にその生涯に於ける非行を反映させて見せると云ふ不思議な鏡の幻影——又は『見る目』といふ婦人の容貌を表はして、審判席の前にゐる兩面に顔のある首の恐ろしい想像、又惡事のあらゆる臭ひを嗅ぎ分けると云ふ『嗅ぐ鼻』と云ふ男の幻等が、さういふ事に馴れて居ない人の想像に及ぼした効果の、どんなものであつたかは殆ど考へる事は出來ない……。親としての情愛は、描かれて居た子供の亡靈の世界の説話に深く動かされたに違ひない——その小さな亡靈は、鬼の監督の下に、靈の河の積りて苦難を嘗めなければならぬのである……。然

しこの描かれた恐怖と並んで、一方には慰安が描かれてあつた、——慈悲の白い女神なる観音の美しい姿——幼兒の亡靈の友である地藏の慈愛深い微笑——光彩陸璃たる虹色の翼を以て飛躍する天津乙女の魅力などがそれであつた。佛畫を描いた人は、單純な想像力の人に、天の宮殿を開き、又人の希望を、寶玉の樹の園を通つて、天福を享受した魂が、蓮の花の内に再生し、天使達にかしづかれてゐる湖水の岸に迄も導いたのである。

更に又、神道の宮のやうな簡素な建築物に馴れてゐた人々にとつて、佛教の僧に依つて建てられたこの新しい寺院は、幾多の驚異であつたに相違ない。巨大な立像に守られた壯大な支那式の門、銅や石の唐獅子や燈籠、振り棒で鳴らされる巨大な吊鐘、廣い屋根の蛇腹の下に群がる龍の形、佛壇の目を射るやうな光彩、讀經や、焼香や、異様な支那樂と共にに行はれる儀式——それ等は歡喜と畏敬の念と共に、人々の好奇の念を煽らずには居なかつた。日本に在る初期の佛閣が、今尙ほ西歐人の眼にさへ、最も感銘を與へるものであると云ふのは注意に値する事である。大阪に在る四天王寺——それは一度ならず建て直されたものであるがなほ原型を止めてゐる——は紀元六〇〇年來のものである、が、奈良の近くに在る法隆寺と云ふ、更に著名な寺院は六〇七年頃の建立である。

勿論、有名な繪畫や大きな彫像は寺院にだけしか見られなかつた。併し佛師達はやがて最も邊鄙の場處に迄佛陀や菩薩の石像を置くに至つた。かくして始めて、今尙ほ路傍の到る所から旅人に微笑みかけてゐる地藏の像が出来た——又その三匹の表象的な猿と共に公道の保護者である庚申の像——それから百姓の馬を保護する馬頭觀音の像——その他粗笨ではあるが印象深きその技術の中に、尙ほ印度の起原を想はせるやうな幾多の像が作られたのである。次第に墓場は夢みるやうな佛陀や菩薩——石の蓮華の上に坐し、眼を閉ぢて崇高なる靜寂の微笑をたたへてゐる聖なる死者の守護者——で以て群がるやうになつた。都會は到る處、佛彫師が店を開き、各種の佛教宗派の禮拜する本尊の像を敬虔な家庭に備へ附けた。そして位牌、則ち佛教に於ける死者の標なる板牌の製造人は、神棚の製造人等と同じく、その數を増し繁昌したのである。

一方、人民は何れの信條によつてその祖先を禮拜するも自由であつた。そして若し大多數の人が佛教祭典を選んだとすれば、その選擇は佛教が祖先祭祀に與へた特殊な情味ある魅力から來たものである。細目に至る事以外には、この兩祭式は殆ど異つたものではなかつた。而して古い孝順の思想と、新しい祖先禮拜と一緒になつた佛教の思想との間には、何等の争ひもなかつたのである。佛教は、死者も讀經に依つて救はれ幸福になり得る、そ

して亡靈の慰めは多く食物供養に依つて獲られると教へた。亡靈には酒や肉を供へてはならなかつた、併し果物や、米や、菓子や、花や、香を以て、それを悦ばす事は至當な事であつた。その他、極めて粗末な供物でも、讀經の力で、天の神酒や美味に變はらせられた。併し特にこの新しい祖先祭祀が、一般に氣受けの良かつた所以のものは、それが古い祭祀の式には見られなかつた多くの美しい、心に感銘を與へるやうな慣習を包有してゐたと云ふ事實に依るのであつた。到る處で人々は直に死者の年毎の訪れのために百八つの迎へ火を焚く事を知つた、——藁で作つた、若しくは野菜などから作つた小さな人形を、靈に供へ、<sup>註一</sup>それと牛や馬の役をさせる事を知つた——又先祖の靈魂が海を越え冥土へ還るための亡靈の船（精靈船）を作る事を覺えた。それから又盆踊り、則ち死者の祭の踊りや、墓に白い提灯を懸け、家の門には彩つた提灯をつけ、訪れて來た死者の行き歸りを照らすといふ習慣が作られた。

註一 茄子に木の切れを四本つけて足の形としたものが通例牛を表はし、同様に胡瓜に足をつけたのが馬とされる……。人は昔ギリシャで犠牲をする場合、異様な動物の代用物の用ひられた事を思ひ起す、則ちセベスに於けるアポロの禮拜の際、足や角をあらはすため、木切れをさした林檎が羊に代用されて供物とされた事がある。

註二 舞踊そのもの——見て極めて不思議に又面白い——は佛教よりも遙かに古いものである。併し佛教はそれを今述べた三日間續く祭の一つの附屬物とした。盆踊りを見た事のない人は日本の踊りの何を意味するかといふ事を了解し得ない、日本の踊りは通例云ふ踊りとは全然異つたものである、——何とも名状しがたい古風な變なしかも面白いものである。私は踊り通す農夫を終夜見て居た事が幾度もある。斷つて置くが日本の踊り子は踊りはしない、只だ身體の姿勢をかへるのみである。併し百姓は踊るのである。

併し佛教の國民に對する最大の價値は恐らくその教育にあつた。由來神官は教育者ではなかつた。古い時代にあつては、彼等は多く貴族、則ち氏族の宗教上の代表者であつた、故に平民を教育するなど云ふ觀念は彼等には起りもしなかつたのである。然るに佛教は萬人に對して教育の利福を與へた——ただに宗教上の教育のみならず、支那の藝術や學問についての教育を與へた。寺院はやがて普通の學校となり、若しくは學校が寺院に附屬して出來た、而してそれぞれ管内の寺で村の子供達は、ほんの名計りの費用で、佛教の教義、漢學の知識、手習ひ、繪畫、その他いろいろの事を教へられた。次第に次第に殆ど全國民の教育が佛教の僧侶の支配の下に置かれるやうになつた、そしてその道德上の効果は立派なものであつたのである。武人階級にとつては、素より別に特殊の教育法が存してゐたのであるが、併しさいらゐの學者は、有名な佛教の僧侶の下にあつてその知識を完うする事

を力めた。又皇室そのものが僧侶の侍講を聘用した。通常の人民にとつては、到る處で佛教の僧が學校の先生であつた、そしてその宗教上の役目のためからと共に、教師としてのその職業のために、佛僧はさむらいと同格に置かれたのであつた。日本人の性格に、その最も良い處として残つてゐるものの多くは——その人を惹きつける優雅な點は——佛教の訓練の下に發達したものと考へられる。

佛教の僧がその教師としての公務に加へて、公共の戸籍吏たる公務を行つたといふ事は、極めて自然な事であつた。所領奉還の時迄、佛教の僧は國中に宗教上並びに公務上の役人をして居た。彼等は村の記録簿を預り、必要に應じて、出生、死亡、或は系圖の證明書を交付したのであつた。

佛教が日本に及ぼした夥しい文化の影響について少しでも正當な考を獲んとする人には、恐らく非常に澤山の書冊を要するであらう。唯一般的な事實を述べてその影響の諸々の結果を概説するのさへ、殆ど不可能である——何故とならば概要の敘述では、爲し遂げられたその仕事の全體の真相を明らかにし得ないからである。道德上の力として佛教は、その力に依り、もつと古い宗教が作り得たよりも、遙かに大きな希望と恐怖とを起さして、權

威にさらに力を與へ、服従といふ事に人を教養したのである。教師として、それは倫理上に於いても審美上に於いても、日本人の最高のものから最下賤のもの迄を教育した。日本に於いて藝術といふ名の下に類別されるものは凡て、佛教に依つて移植されたか又は發達せしめられたものであつた、又神道の祝詞や古詩の斷片を除けば、眞に文學上の價值を有つて居る殆どあらゆる日本文學についても、同様な事が云はれ得るのである。佛教は戯曲、詩的作物及び小説、歴史、哲學の高尙なるものを傳へた。日本人の生活の精華はすべて、佛教の傳へたもので、少くともその娛樂慰安の大部分はさうであつた。今日てさへ、この國で出來たものの内、興味ある物、又は美しい物にして、幾分ても佛教の力に負ふ處のないものは殆どないのである。恐らくこの恩惠の過程を述べる最善にして又最短の方法は、佛教は支那文化を全部日本に齎した、そして後にそれを日本人の要求に合ふやうに氣長に作り變へて行つたのであると言へば足りるであらう。この古い文化は日本の社會構造の上に只だ重ねられた計りでなく、うまくそれに適合せしめられ、完全にそれに結合させられたので、その繼ぎ目、接合線は、殆ど全く跡形を失つたのである。

## 大乘佛教

この場合哲學的佛教の、概略の考察が必要になる、——二つの理由があつて。第一の理由は、本問題に就いての誤解或は無知識が、日本の知識階級は無神論者であるといふ批難を可能ならしめたからである。第二の理由は、日本の平民——即ち國民の大部分を占めて居る人々——が熄滅としての涅槃（事實上から云へば、此の言葉の意味すらも、人民の大多数には、知られて居ないのであるが）の教義を信仰し、此の教義が、それから生ずると假定された鬭争に對する無能力を作り出すが故に、人々は諦めて地上から全然消滅する事を甘んじて居ると、考へて居る人々が多少あるからである。苟も聰明なる人が少しでも眞面目に考へたならば、そんな信仰が、野蠻人でも文明人でも宗教となり得たとは考へられない筈である。然るに、多くの西歐人は、何等深く考へる所なくして、かくの如き不能の記事を常に容認して居る、故に、若し私が、眞に大乘佛教の教義が、如何に普通の考へとかけ離れて居るかを、讀者に示す事が出来たならば、それは眞理と常識のために、多

少の仕事をつくした事になるであらうと思ふ。なほこの問題に關して述べた以上の理由の外に、此處に第三のしかも特殊なる一つの理由がある、——即ちこの問題が近世哲學の研究者にとつて、異常の興味を與へるものの一つであるといふ事である。

話しを進めるに先き立つて、私は諸君に次の事を御注意したい、則ち重要なる多くの經典は歐洲の各國の國語に翻譯され、且つ未だ翻譯の出來て居ない經典の原文の大部分も、既に編輯され公刊されて居るのであるから、佛教の形而上學は、日本に於けると同じ様に、他の如何なる國々に於ても、研究し得ると云ふ事である。日本佛教の原文は、漢文である、それ故、ただ漢學の出來る人のみが、本問題の細微な特殊の方面に就いて光明を投じ得るのである。七千卷から成る漢文の佛教の經典は、これを讀破することすら、一般には不能の業と考へられるのである——よしそれは、日本に於て、既に成されて居たのではあるが。その上、註釋書や、各宗派のいろいろの解釋書や、後代になつて加はつた教義やらで、經典は混亂に混亂を重ねる有様となつた。日本佛教の複雑は、それこそ測り知られないほどで、それを解いて見ようとするものも、大抵は忽ちにその餘りに細かい迷路の中に陥つて、どうも憊うもならなくなつてしまふ。斯様な事は、今の私の目的として居る處と何

等の關係もない事である。私は日本の佛教が、他の佛教とどれほど異つて居るかに就いて何も言ふまい、又宗派の區別に關しても全然觸れないつもりである。私は高遠な教義に關する普通の事實——かかる事實の中から、其の教義の説明に役立つもののみを選択して説くつもりである。なほ涅槃の問題は重要であるに拘らず、此處では論じない——此の問題は既に『佛門拾遺』“Gleanings in Buddha-Field”の中で、出来るだけ詳しく論じて置いたから——ただ、私は佛教の形而上學的結論と、現代の西洋思想の結論との、或る程度の類似點を論述することにとどめる。

英文で書かれた佛敎ブツに關する單行本で、今日迄の所一番良いと云はれて居る書物の中で、故ヘンリー・クラック・ラレン氏は云つてゐる、『私が佛敎研究中に經驗せる興味の大分は、私が智的風物の不思議とても呼ぶ所のものから生じたものである。すべての思想、議論の様式、假定されたのみで論議されて居ない推定等は、常に不思議に感ぜられ、日頃私が馴れてゐたものとは、全くかけ離れてゐたものであるが故に、私は恰も神仙の國を歩いてゐる様に感じた。東洋の思想と觀念とがもつ多分の魅力は、私の考へては、それが西洋思想の範疇に合致する處の少いが爲めてある、と思はれる』……。佛敎哲學の異常な興味は、これ以上に言ひ現はすことはできない。眞にそれは、『智的風物の不思議』であり、

内外と上下との顛倒した世界の不思議さてあつて、それが從來主として西洋の思想家達の主なる興味を惹いたのである。併し結局、佛敎概念の中には、西洋の範疇に合致し、或は殆ど合致せしめ得る概念の一團がある。蓋し大乘佛敎は、一元論モノイズムの一種である。そしてそれは、ドイツ及びイギリスの一元論者の科學的學說と一致する教義を、驚くべきほどに含んでゐるのである。私の考へる所では、此の問題の最も奇妙な部分並びにその特に興味の深い點は、此等の一致點に依つて表明されて居る、——特に佛敎の結論は、何等科學上の知識の助けを受けることなく、又西洋の思想の知らない精神上の徑路に導かれて、到達したといふ事實を眼中に置いて見る場合さう考へられる。私は敢て自ら、ハアバート・スペンサアの學徒と呼んでゐるが、抑も私が佛法の哲學に、ロマンティック以上の興味を認めるやうになつた原因は、私が綜合哲學に親しんでゐたが爲めてである。抑も佛敎も亦進化の説である、よし吾が科學的進化（同質より異質への進歩の法則）の中心となる大思想は、現世の生命に關する佛敎の教理の内になまく一致するやうに含まれては居ないとしても、吾々が考へるやうな進化の道程は、ハックスレイ教授に従へば、『臼砲から、打ち上げられた彈丸の彈道の様な線を描くに相違ない、そして彈道の下り半分も、上り半分と同じものであるやうに、進化の道程に於てもその通りである。』と。彈道の最高點は、スペンサ

ア氏が呼ぶ所の平衡點を示す——それは發展の最高點で、衰退の時期のすぐ前にある、併し佛教の進化に於ては、此の最高點が涅槃なるものの内に没してゐるのである。私が最も旨く佛法の地位を説明するには、諸君が彈道線を逆に考へる事を望めば宜いと思ふ、——則ち無窮から降下し來たつて、地上に觸れ、更に再び神祕の中へと上昇する線である……。とは云へ、或る種の佛教思想は、吾々の時代の進化思想と、驚く可き類似點を持つてゐるのである、而して西洋思想より最も隔絶せる佛法思想さへも、近代科學から借用した例證と言葉との助けによつて、最も要領良く説明される。

註 『翻譯佛教』ヘンリー・クラック・フレン著（一八九六年マサチューセツツ州、カムブリッジ）ハア

バート大學刊行

思ふに既に述べた理由に因り、涅槃の教義を除いて——大乘佛教の最も著しい教は、次の如きものであると考へられる。

實在は一つ在るのみ。

自覺は眞實の我に非らず。

物質とは、行爲と思想との力に依りて、創造せられたる現象の總和なり。

一切の客觀的並びに主觀的存在は、業報に依りて生ずるものなり、——現在に過去の創造物にして、現在と過去との行爲が、相結んで將來の境地を決定する……（換言すれば、物質の世界と「有限の」精神の世界とは、其の進化の道程に於て、嚴然たる道德的秩序を顯現する）

さて此處で、これ等教義の、近世思想との關係に就いて、これを簡單に考察することは、無益な事ではあるまい、——先づ最初の「元論」から始めよう、——

形若しくは名を有つて居る一切のものは、——佛、神、人間、及びあらゆる創造物——太陽、世界、月、一切の目に映ずる宇宙——これ等は皆、變轉常なき現象である……。ハアバート・スペンサアの說に従つて、實體の證左となるものは、其の永久性にあるとすれば、何人もかくの如き考へ方を怪しむものはなからう、此の考へ方は、スペンサアの『第一原理』の結論たる其の最後の章の敘述と殆ど同じである——

『主觀と客觀の關係が、吾人に、精神と物質との相對的概念を、必要と感ぜしむるとは



云へ、前者（精神）も後者（物質）も共に、兩者の土臺に横たはる未知の實體の標章に過ぎない』——一八九四年版

佛教に於て、唯一の實體は、絶對と云ふものである、——佛陀を、自由自在無限の存在として。物質に關しても、將又精神に關しても、佛陀以外に眞の存在はない、眞の個性もなければ、眞の人格性もないのである、『我』と云ふも『非我』と云ふも、本質的には決して異つたものではない。吾々は、つぎの如き、スペンサア氏の立脚地を想起する、即ち『吾人に示されてある實體が、主觀的なりと云ひ、或は客觀的なりと云ふも、それは決して異なるものでなく、二者同一である』と。スペンサア氏はなほ續けて云ふ、『主觀と客觀とは、必然的に意識に依つて左様考へられるものではあるが、實際に存在するものとしては、兩者の共働に依つて生ずる意識の中にはあり得ない、主觀と客觀との對立は、意識が存在する限り、決して存在を超越し得るものではなく、主觀と客觀とが結合されて居る其の究極の實體に就いての知識を不可能ならしめる』と……。私は、大乘佛教の大家と雖も、スペンサア氏の此の實體變形説の教義を論難する人はなからうと思ふ。佛教も、現象とし

ての現象の現實性を、否定するものではないが、現象の恆久性及び現象が吾々の不完全なる感覺に訴へる假象の眞實性に對してはこれを否定する。變轉常なく、見えるが儘でないのであるから、現象は幻影の性質を備へて居るものとして考へらる可きである——唯一の恆久性ある實體の不恆久的なる表象として考へらる可きである。併し佛教の立脚地は、不可知論ではない、それは驚くべき程それとは異つて居るものである、今茲にそれを攷へて見ようと思ふ。スペンサア氏は、意識が存在する限り、吾人は實體を知ることができないと云ふ——其の所以は、意識の在る限り、吾人は客觀と主觀との對立を超えることはできない、而して意識を可能ならしむるものは、實に此の對立であるからである。これに應へて『如何にもそれは、その通りだ、吾々は、意識が存在する限り、唯一の實體を知ることができない。併し、意識を破棄せよ。然らば、實體を認識するに至らむ。精神の幻影を棄てよ、然らば光明は射し來たらむ』と佛教の哲學者は言ふであらう。此の意識の破棄が、涅槃の意である、——それは吾々か自我と呼ぶ所のものを、盡く亡くしてしまふことである。自我は盲目である、自我を亡ぼせ、然らば、實體は無限の幻像、無限の平和として、示現せられるであらう。

さて、佛法の哲學に従ふと、現象としての目に見える宇宙とは何であるか、又知覺する

所の意識の本性は何であるかを、尋ねて見なければならぬ。變轉無常とは云へ、現象は意識の上に印象を與へる、又意識それ自身も、たとへ變轉無常とは言へ、存在をもつて居り、其の知覺たるや、よし欺くものであるとしても、現實の關係に就いての知覺である。茲に佛教は、宇宙も意識も二つながらに、業——遠い遠い過去からの行爲と考へ—toに依つて、形成せられた状態の、計量すべからざる複合物——の單なる綜合に過ぎないと答へる。一切の本質、一切の有限の精神（絶対の精神から區別されたる）は行爲と考へとの産物である、行爲と考へ—toに依つて、身體の微分子は構成せられる、而して其の微分子の親知力を成したる諸々の傾向を示してゐる。私は、その問題を取扱つた近代日本の論文を、次に掲げる事にしよう。——

『あらゆる有情物の集合的動作は、山や河や國等の種別を生ぜしめた。これ等は、集合的動作に依つて生じたのであるが故に、綜合成果と呼ばれる。吾人の現在の生は、過去の行爲の反映である。人々は、これ等の反映を、眞の自我と觀じてゐる。彼等の眼、鼻、耳、舌、身體は——彼等の庭園、樹木、田畠、住居、下僕、下婢と共に——自己の所有物であ

ると、人々は思つてゐる、然るに、事實それ等は、無數の行爲に依り、無限に産出された成果に過ぎぬ。萬物を、其の究極の過去にさかのぼつて、尋ねて見るとも、吾々は其の起源を見極めることはできない、故に死と生とに始めなしと云はれてゐる。また、未來の究極の涯を尋ねるとも、吾人は遂に其の終端を見る事はできない』

註 黒田著『マハアヤナ哲學概論』

萬物は業に依つて造られると云ふこの教へは——美なるものはすべて功績高き行爲若しくは考への結果を表現し、惡なるものはすべて惡行若しくは惡念の結果を表現する——五大宗派の承認する所となつた、されば吾々は日本佛教の主要なる教義として、これを容認して然るべきであらう……。即ち宇宙は業の集合體である、人の心も業の集合體である、その始めは不可知であり、終りも亦想像することの出来ないものである。茲に涅槃を其の歸着點とする精神上の進化があるのであるが、吾々は實質と精神との形成が永久に休止するといふ、普遍の安息の究極状態に關しては、何等明言する處を聞かない……。而して綜合哲學（スペンサアの）は、現象の進化に關して、これと極めて類似した立脚地を採つて居る、即ち進化には始まりなく、認知し得べき終極もない。私は『北米評論』に現はれた

る一批評家に與へたスペンサア氏の答辯を引用する。――

『論者の言ふ、かの「地上に於ける有機的生活の絶対始源」を、余は「容認せざるを得ず」との意見を、余は明確に否認す。宇宙の進化を肯定する事は、それ自體が、萬物の絶對始源を否定する事となるのである。進化と云ふ言葉を以て解説すれば、萬物は、先在する物の上に、不知不識の間に一段一段と積み重ねられた修正の結果であると考へられる、此の考へ方は、有機的生活のつぎつぎの發展に關して、と同様に又假設の「有機的生活の始源」に關しても、全く適用されるものである……。有機的物質は、一朝にして造り出されたものではなくて、段階を経て造られたものであるといふ。此の信念は、化學者の經驗に依つて、十分保證されてゐる』

註 『生物學原理』第一卷第四八二頁

勿論、萬物の始源と其の終極とに關して、佛法が沈黙を守つて居るのは、單に現象の出現に限るのであつて、現象の一群の特殊な存在に就いてではないと云ふことは、了解して置かなければならない。始源と終極との斷言出來ないといふ事はこれ即ち永遠の變遷に過

ぎない。その起原である古い印度哲學と同様、佛教は宇宙の交互的顯出と消滅とを教へる。無量の或る時期に於て『十萬億土』の全宇宙が消えてしまふ――焼失するか或はその他の方法で破壊されて――しかしそれは又再び造りかへされるのである。これ等の時期を稱して『世界の周紀』といふ、そして各周紀は四つの『無邊』に分割されてゐる――併し、此處では此の教義の詳細に就いて述べる必要はない。實際興味のある處は、進化の律動を説くその根本的思想にあるのみである。宇宙の交互的分壞や回復は、また科學的概念であり、進化論の信念から言つても、一般的に容認されたるその信條であるといふことは、讀者諸君に注意する迄もないことである。併しながら私は別の理由から、この問題に關するハアバート・スペンサアの意見を表明する章句を、次に引用して見よう。――

『吾人が既に説いた如く、明らかに索引と反撥との遍在する共力が、宇宙を一貫して、一切の微細な變化に律動を必要ならしめ、また變化の總和に對しても律動を必要ならしめる――かくの如き共力は、或る場合には索引力を優勢ならしめ、宇宙の集中を行ふ涯りなき一時期を現出し、さらに反撥力を優勢ならしめ、擴散を行ふ涯りなき一時期を現出する。かくて交互に進化と離散との時代を現出する。かくの如くして、現代に於て行はれつ

つあるが如き、繼續的進化の行はれたる過去の時代に關する概念が吾々に暗示されるのである、而してまた別の同様な進化が行はれる未來の時代も亦暗示される——原理に於ては常に同一なるも、具像的の結果に於ては同一ならざるものである』——『第一原理』一八三項

註 此の項は第四版から引用したもので、一九〇〇年の決定版には著しく改訂されてある。

更に、スペンサー氏は、此の假定に包含せられて居る論理的結果を指示してゐる。——

『吾々は當然さう考へるべき理由があるが、若し萬物の總和には、進化と離散の交互作用があるとするれば——又吾々は力の永續性からさう推論せざるを得ないが、若し此の廣大なる律動の何れかの一端への到達が、其の反對の運動の發生するやうな状態を惹き起すとするれば——さらに、若し吾々が涯りなき過去を掩ひし進化の概念、及び涯りなき未來を掩ふであらう進化を、容認するの已むなきに至るとすれば——吾々は、も早や明確な始點と終點とを持つやうな、或は孤立したやうな、認知し得る天地の創造を考へることはできない。さういふ天地は、現在の前後のすべての存在に歸一せしめられるやうになる、そして

宇宙が示す力は、考への上に何等の制限をも認めない、時間と空間との同じ範疇に入つてしまふ』——『第一原理』第一九〇項

註 一九〇〇年の決定版中には簡約され多少修正もされた、併し今の場合に於ける説明の便宜上、第四版を選んだのである。

以上述べた佛教の立脚地は、人間の意識は轉變無常の集合體に過ぎず——永久的實體ではない、と云ふ意味を十分に示してゐる。恆久の自我と云ふものはない、あらゆる生に通じて唯一つの永遠の原理があるのみである——最高の佛陀がそれである。近代の日本人は、此の絶對を、『精神の心髓』と呼んでゐる。近代の日本人なる一人は曰く、『火は薪に依つて燃え、薪の失せると共に消える。併し火の本質は破壊される事はない……宇宙に在る萬物は、すべて精神である』と。恁ういふと、この立場は非科學的である、併しかくして到達した結論に關しては、ワラス氏が殆ど同様のことを言つてゐるし、又『心より成る宇宙』の教義を説く近代の教師も二三に留まらない事を記憶しなければならぬ。此の假説は『考へ得べからざる』ものである。併し最も眞面目な思想家は、一切の現象と不可知のアンノオプムものとの關係は、波と海との關係に似て居ると云つた佛教の斷定に同意するであらう。ス

ペンサア氏は云ふ、『あらゆる感情とか思想とか云ふものは、ほんの轉變無常のものであるから、かかる感情や思想で出来上つてゐる全生活も亦轉變無常なものに過ぎない——否、縦令幾分は轉變無常でないとしても、生命が過ぎ通つて行くその周囲の物象は、晩かれ早かれそれぞれの特性を失ひ行くものであるから——恆久なるものと云ふのは、變はり行く形相の一切の底にかくれて居る未知の實體を指すのであると云ふことが判かる』と。此處に於て、イギリスの哲學者と佛教哲學者とは相一致したわけであるが、其の後忽ちに兩者は相分離する。何となれば、佛教はノステイシズム（神祕可知哲學）であつて、不可知論ではなく、不可知のものを知らんことを揚言するものであるからである。スペンサア學派の思想家は、唯一の實體の性質に關して假定を與へることをなし得ないし、且つ又其の表現の理由に關しても假定を與へないのである。スペンサア學派のものは、力、物質、及び運動の性質を理解する事に關し、知的無能力者であると云ふことを自ら白狀しなければならぬ。その學徒は、一切既知の要素は、一個の本源なる無差別的本體から展開されたものであると云ふ假説——この假説に就いては化學が有力に證據立ててゐる——を容認するのは理の當然であると考へる。併し彼は其の本源の實體を精神の實體とは決して同一視しないし、又精神の實體を完成するに與つて力ある諸々の力の性質を、説明しようとしてもしな

い。吾々が物質を解するに、單にこれを諸々の力の集合であるとか、又は微分子は力の中心か、然らざれば力の結節であると解することを、スペンサア氏は既に承認して居るであらうが、氏はまだ微分子が力の中心であつて、他の何物でもないと言言した事はない……併しドイツ系統の進化論者は、佛教の立場に甚だ近い立場を取つて居るのを見る——則ちそれは宇宙の感性、もつと嚴密に云へば、宇宙のやがて發展すべき潜力的感性を意味するものである。ヘッケル其の他のドイツの一元論者は、すべての實體に對してかくの如き立場をとつて居る。故に彼等は不可知論者ではなくて、ノステイックである。そしてそのノステイックの哲學たるや、大乘佛教に非常に近いものである。

佛教の説に従へば、佛陀の外に實在するものなく、其の他の一切のものは業に過ぎぬ。一個の生命、一個の自我あるのみ、人間の個性、及び人格と云ふも、畢竟自我の現象に他ならぬ。物質は業であり、精神も業である——即ち吾人の知る精神はさうである。業報はその像を現はす時、集合の一體と質とを表はし、その無形のものもを現はす時、性格と傾向とを表はす。本源的實體——一元論者の『分かつ可からざる原質』に相應するもの——は五個の要素から成り立つて居り、此の要素は、神祕的に五體の佛陀に合致せしめられ、それが又一體の佛陀の五相に過ぎないとされて居る。此の本源の實體に關する思想は、當然

宇宙を感性あるものと見る思想とに關係を持つて居る。物質は又生きてゐるのである。

さてドイツの一元論者にとつても亦、物質は生命あるものである。ヘッケルは、『微分子と雖も感覺と意志の元始的なる形をもつて居る——更に適切に云へば、感情 (aesthetics) と向き方 (tropes)』とをもつて居るものである——即ち、尤も單純なる類の遍在的心靈をもつて居る。』と云ふ確信の基礎を、細胞生理學の現象の上に置く事を主張して居る。次にヘッケルの『宇宙の謎』から、ヴォグトや其他の人々に依つて主張される、實體の一元論的思想を語る章句を引用して掲げて見よう——

『實體に關する二個の基本的形態、秤量し得べき物質とエテールとは、決して死滅するものでなく、單に外來的力に依つてのみ動かされて居る、併しそれ等は（當然、最小の程度に於てではあるが）感覺と意志とを附與されて居るのである、それ等は凝縮の傾向と、緊張の嫌惡を體驗する、即ちそれ等は前者を求め、後者と抗爭する』

シユナイダアの説いた極めて有り得べき假定説——感性は一種の結合の形成と共に始まるといふ事——感情は、恰も有機體が無機體から展開し來る如くに、無感情より展開し來るものであるといふ説は、昔の鍊金術師の夢想の復活よりもたよりのものである。併し

斯様な一元的思想は、物質を觀するに、完うされたる業とする佛教の教と、驚くばかり合一するのである、それ故にこれ等兩思想は、此處に並べて論ずる價值があるのである。佛教の考察に依れば、一切の物質は有情である——有情即ち感性は事情に従つて變化する、日本の佛教の經文は『岩や石たりとも、佛陀を禮拜することが能きる』と教へる。ヘッケル教授一派のドイツの一元論者に依れば、微分子の特性と親和性とは、感情と向き方、即ち『尤も單純なる心靈』を表はして居る、佛教に於ては、これ等の性質は業から生まれる——即ち、これ等の性質は、先在の状態から生まれた傾向を表はすものである。此の兩假定説は非常に近似してゐるやうに見える。併し西歐の一元論と東洋の一元論との間には、非常に重大なる相違がある。西歐の一元論は、微分子の性質を、單に遺傳の一種——無限の過去を通じて作用し來たつた偶然的影響の下に、發展したる固執力強き傾向——に歸して居る。東洋の一元論は、微分子の歴史を以て、純なる道德であると云つて居る！佛教に従へば、一切の物質は、其の固有の傾向に依り、苦樂、善惡の方に向ふ有情の綜合である。『マハアヤナ哲學概論』の著者は恁う云つて居る。『不純の行爲は不純の土地を生み、純なる行動は、宇宙の各方面に、純なる土地をもたらず』と。換言すれば、道德的行爲の力に依つて、完成されたる物質は、遂に幸多き世界を建設するに至る、これと反對に、不

徳なる行爲の力によつて、形成されたる物質は、不幸な世界を作るに至るといふのである。一切の實體は、一切の精神の如く、その業を有つて居る。遊星は、人間の如く、行爲と思考との創造力に依りて形成せられる。而して各微分子は、その内に潜んで居る道德的若しくは不道德的なる傾向に従ひ、晩かれ早かれ、其の行く可き場所に落ち着くのである。人間の行爲思想の善悪は、ただにその來世に影響を及ぼすのみならず、無数の幾萬年の周紀の後、再び住まなければならぬ世界の性質に何等かの影響を與へるのである。勿論、此の壯大な思想は、現代の進化哲學中には、何等これに近似するものを有つては居ない。スペンサー氏の立場は、よく知られてゐるが、私は佛教思想と科學思想との對照を強く示すために、氏の言葉を引用しなければならない。

『……吾人は、星雲の凝縮に關しての倫理も、恆星の運動に關しての倫理も、將又遊星の進化に關しての倫理も有つては居ない、かくの如き考へは無機體とは無關係のものである。又有機體を見ても、倫理が植物の生命の現象に何等關係のある事を認めない、よし生存競争に於ける成功と失敗とに至らしめるものとして、それを植物の優秀なるものと劣等なるものとに歸しはするが、吾々は決してそれを、賞讃又は非難の點とはしない。倫理の

問題が生ずるのは、動物界に有情が発生してのことである』——『倫理の原則』第二卷三二六項

これに反して、佛教は、スペンサー氏の言葉を藉りて言へば、『星雲凝縮の倫理』とても言つて然るべきものを、事實教へる、——よし佛教の星學では、『星雲凝縮』と云ふ言葉の科學的意味は少しも知らなかつたのでありはするが。勿論、この假説は、證明反證共に遠く人智の及ばざるものである。併しそれは宇宙の純なる道德的秩序を闡明し、人間行爲の瑣事にも、殆ど無限の結果を關係させてゐるのが面白い。古代の佛教の形而上學者が、近代化學の眞實を知つてゐたならば、彼等は驚く程巧みに、その教義を化學的事實の解釋説明に應用したことであつたらうと思ふ。彼等は、微分子の活動の説明にも、分子の親和の説明にも、エエテル震動の説明にも、業の理論をひつさげて、頗る面白く恐怖すべきほどに、これを用ひたてであらう……。此處に暗示の世界が在る——最も不思議な暗示の——蓋し何人でも新宗教を作る試験を、敢てなし得る人若しくは爲さんと欲する人、或は少くとも無機の世界に於ける道德的秩序といふ考へに基礎を置いた鍊金術の廣大なる新體系を作らんとする人に取つては、これは暗示の世界である。

併し大乘佛教に於ける業の形而上學は、微分子の結合に關する鍊金術上の假説よりも、更に理解し難いものを多くもつて居る。通俗佛教の教へるところに依れば、再生の教義は至極簡單である——輪廻と同意味で、人は過去に於て、既に何百萬遍も生まれて居たのであり、同様に未來にも亦、多分何百萬遍となく再生するであらう——再生する度毎の境遇は一つに過去の行ひにかかつてゐる。一般人の考へる所に依れば、此の世に肉體を消して、尙ほ若干期間滯留した後、靈魂は次に生まれる場所へと導かれる。人々は勿論心靈を信じて居るのである。併し大乘佛教の教義は、輪廻を否定したり、心靈の存在を否定したり、人格を否定したりして、如上の事は全然その内に見當たらぬ。再生すべき自我もなければ、輪廻もない——併しそれにも拘らず再生はある！苦しみ若しくは喜ぶ眞の『我』はない——しかも受けるべき新たななる苦しみ、得らるべき新たななる幸福はある！吾々が自我——個性的意識——と呼ぶものは、肉體の死と共に分散する、併し生存中に形成せられた業は、新しい肉體及び新しい意識の組織完成を行ふ。若し生存中に苦しいことがあれば、それは前世の行ひの報いである——併し前世の行爲の實行者は、現世の我と同一人ではない。然らば、他人の過失に對して現世の我は責任をもつのであるか？

佛教の形而上學者は、恚う答へる『そは君の疑問の形式が間違つて居る、君は個性の存在を假定して居るが——個性といふものはないからである。君の問ふやうな「現世の我」と云ふ如きそんな個人は、實は無いのである。苦難と云ふは、事實先在した或る一個の存在か、または多くの存在が犯した罪の結果である、併し個性が無いのであるから、他人の行爲に對する責任はない筈である。轉變無常の生の連鎖の中で、嘗て昔の「我」と現在の「我」とは、行爲と思想とによつて創造されたる一時的の總和を表はして居るのである。そして苦痛は質から生まれ出る事情としての總體に屬するものである』と。此の答へは、全く漠然としてゐる、眞の理論を知らうと思へば、非常に困難な事であるが、個性の概念を排除しなければならぬ。連續的に生まれ代るといふことは、普通の意味に於ける輪廻を意味しない、それは只だ業の自己傳播を意味するのみである。若し生物學上の言葉を藉りるならば——靈の發芽とでも云ふものに依つて、或る状態の恆久に積み重ねられると云ふことを意味する。佛教的の説明は、併しこれを譬へれば、一個のラムプの心から他のラムプの心へと燃え移つて行く炎の如きものである。かくして一百のラムプは一個の炎に依つて點される。そしてその間の炎はみな異つて居る、しかも其の本源は同一の炎である。各轉變無常の生命の空虚な炎の中に、只だ一つの實體の一部分のみが包藏されてゐるので



ある、併しそれは輪廻する心靈ではない。生誕の度毎に顔を出すのは、業——性質或は境遇——のみである。

如何にしてかかる教義が、少しでも道德上の影響を起し得るかとは、當然發生すべき疑問である。未來が私の業に依つて、形成せられるとして、その未來は決して私の現在の自我とは同一ではないとすれば——また未來の意識が私の業に依つて展開されるとして、その未來が本質的に私とは別の意識であるとすれば、——どうして私は未だ生まれざる人間の苦痛を、考慮するやうに感じられ得よう。佛教徒は答へて言ふ。『君の疑問は今度も亦間違つてゐる。此の教義を理解しようといふには、君は個性の概念を脱却しなければならぬ。そして個人を考へずに、感情と意識とのつきつぎの各状態は、互に其の次の發芽の原となり、生存の鎖は相互に結合されて居る——其状態を考へなければならぬ。』と……。私は今一つの説明を試みる事にする。一切の人間は、吾々が此の言葉を解する限りでは、絶えず變化して行くものである。肉體の各構造は、不斷の消耗と修理とを受けて居る。従つて此の瞬間の君の身體は、其の本質に於て、君の十年以前の身體とは同一でない。生理上から云つて、君は同一人ではないのである、それにも拘らず、君は同じ苦痛を嘗め、同じ快樂を味ひ、同一條件に依つて、其の力を制限されて居るのである。君の體内で、如何

なる分解、如何なる改造が、其の組織の上に行はれようとも、君は十年以前の特性と等しき、肉體上並びに精神上の特性を持つてゐるのである。君の腦細胞は、分解されたり、改造されたりして居る、が、しかも尙ほ君は同一情緒を経験し、同一の追憶を回想し、同一の思想を思惟する。到る處で、新鮮な實體は、換へられたもとの實體の性質と傾向とをとつて居る。かくの如き事情の固執してつき纏つて行くのが業に似てゐる。總體は變化しても、傾向の傳達は残つて居る。——

以上佛教の形而上學の奇異なる世界を除いた、二三の瞥見はこれだけで十分であらう、大乘佛教（多く論議されて、しかも理解されること少き涅槃の教義はこの内にある）が抽象的思念を作る事の殆ど出來ない幾百萬人の宗教——宗教的進化の比較的初期に於ける民衆の宗教となり得なかつた事を、聰明なる諸君に納得せしめるに十分であつたらうと私は信じる。それは全然人々に理解されなかつた。又今日でも尙ほ人々に、教へられては居ない。それは形而上學者の宗教であり、學者の宗教であり、哲學的に訓練されたる或る種の人々にとつてさへも、了解するに困難なる宗教であるがために、それが全然否定の宗教であると誤解されたのも無理のない事である。讀者諸君は今や個性ある神、靈魂の不滅、死

後に於ける個性の存続等を否定するからと云つて、其の人を——特にその人が東洋人であつた場合——無宗教の人と呼ぶのは當を得た事でないといふ事を了知し得たであらう。宇宙の道德的秩序、未來に對する現在の倫理的責任、一々の思想と行爲との無量の結果、惡の究極の絶滅、無限の記憶と無窮の幻想との境界に到達する力、等を信仰する日本の學者は、偏執か無智なる者の外、これと呼んで無神論者とか唯物論者とかと云ふ事はできない。日本の宗教と、吾々西洋の宗教との差異は、思想の象徴と様式とに關する限り、如何に深大であるとしても、兩者が到達する道德的結論は、殆ど同一なるものである。

## 社會組織

故フィスク教授は、其の著『世界論概説』の中で、支那、古代埃及、古代アツシリアのそののやうな社會に就いて、頗る興味深い敘述を試みてゐる。曰く『これ等の諸々の社會が現代ヨオロッパの國家の姿に似てゐたことは、丁度石炭時代の沙羅木ツタイフアンが現今の外方生樹エキソゼナスの風態をしてゐたのと同である、と私は考へるのであるが——かく言ふ場合、私は單に類推以上の事を語り、發達の徑路に關する限りに於ては、實際の同一關係を述べて居るのである』と。此の説が支那に關して、眞實であるとすれば、等しく日本にあてはめても眞實である。古代日本の社會の組織構成は、家族の組織構成——原始時代に於ける族長的家族の擴大されたものに外ならない。現代西歐の社會も、すべて族長的の状態から發展し來たつたものである。ギリシャ、ロオマの古い文化も、より小さい規模の上にはあるが、これと同様にして建立されたものであつた。併しヨオロッパに於ける族長的家族は、既に數千年以前に、崩壊し去つて居た、氏族 (gens) と種族 (curia) とは分散し消滅して居

た、本來分かれて居た諸階級は、融合するに至り、到る處、社會の全改造が徐に行はれ、その結果強制的協同に代つて、任意的協同が行はれて來た。産業を主とする型の社會が發展して、國家的宗教が古代の狭い一地の祭祀に取つて代つた。併し日本の社會は、現代に至る迄、一つの凝集した國體とはならず、民族的狀態以上には發達しなかつた。日本の社會は、宗教上にも行政上にも他と關係をもたない、幾多の氏族團體或は部族團體の團結の緩い集團たるに止まつてゐた、而して此大集團は、任意的協同に依らず強い強制に依つて纏められて居たのであつた。明治時代に至るまで、又幾年か其後に及んでさへも、中央政府の強壓力が薄弱の徵候を見せた際には、社會は分裂して切れ切れに分散する傾向を示して居た。吾々は此の社會を、封建制度と呼んでも良からうと思ふ、併しそれは沙羅木が樹木に似て居るといふ意味に於てのみ、ヨオロッパの封建制度に似てゐると云へるのである。

先づ第一に、古代の日本社會の性質を、簡單に考へて見よう。其の起原となる單位は一家ではなくて、族長的家族である——換言すれば、それは同族ベシヌ即ち氏族クラシと云ふもので、同じ祖先から血統を引いて居るか若しくは共通の祖先禮拜——氏神の祭祀に依つて宗教的に結び合つて居る幾百或は幾千の人々の團體である。既に前に言つた通り、この種の族長的

家族には二の階級がある、大氏即ち大氏族、小氏即ち小氏族と云ふのである。小氏は大氏から分派したもので、前者は後者に從屬する——それ故、小氏を結合した大氏の一團は、大略、ロオマの種族キユリヤとか或はギリシヤの種族クラトリに比べることが能きる。農奴或は奴隸の大集團は、諸々の大氏に附屬して居たらしい。そしてこれ等奴隸の數は、極古い時期にあつてすら、氏族そのものの人數よりも多かつたらしい。これ等從屬の階級に與へられたいろいろな名は、服役の階級とその種類とを示してゐる。場所或は一地方に所屬することを示す品部トモベ、家族に所屬することを示す家部ヤカベ、圍ひ地或は領土に所屬することを示す民部カキベ等があるが、それよりもつと一般的なものは『民』と云ふのである。之は昔の意義からすれば『寄食者』の意であるが、現今では英語の Folk の意味に用ひられて居る。……人民の大多數が、服役の狀態に在り、従つて服役にもいろいろな種類のあつた事は疑を容れない。スペンサア氏は、奴隸制度と農奴制度と云ふ言葉の差異を、通常それに伴つて居る意味から、大體に區別することは、決して容易な事ではない事を指摘して居る。蓋し特に社會の初期の狀態に在つては、從屬階級の實狀は、特權と立法との事實に依るのではなくて、主人の性格と社會の發達の實狀とに依るのである。日本に於ける初期の制度を述べるに際しても、この差別を立てることは頗る困難である。吾々は古代の從屬階級の狀態に關して、

今尙ほ知る所甚だ少いのである。が、併し當時に在つては實際只だ二個の大階級——多數の段階に分かたれて居た支配者の寡頭政治と、これ亦多數の段階に分かたれて居た從屬的  
人民と——が存在して居たと斷言して可いと考へる。奴隸は、顔其の他身體の或る部分に、  
彼等の所有者を示す記號を、文身してゐた。近年に至る迄、この文身の制度は、薩摩地方  
に残つてゐたらしい——其處では、記號は主として、手の上に施され、其の他多くの地方  
では、下層階級の人達は、一般に其の顔面に文身を施されて居たのである。古代にあつて  
は、奴隸は家畜の如く賣買され、或は其所有主に依つて貢物として獻納されたのであつた  
——この習慣は、古代の記録の内にたえず記されてあつた。奴隸の團結は認許されなかつ  
た、これはロオマ人の間に行はれた *conubium* と *contubernium* との區別を想ひ起こさせ  
る、<sup>註</sup> 奴隸なる母と自由の人たる父との間に出來た兒達は、矢張り奴隸となされた。第七世  
紀に至り、私人の奴隸は國家の財産であると宣告され、當時の大多數の奴隸——殆ど全部  
——否、恐らくは全部——が解放された、が、其の全部は工匠か若しくは有益なる職業に  
従事して居た者であつた。次第に自由に解放された一大階級が出來て來たが、併し現代に  
至る迄、一般人民の大多數は、農奴に近き状態に置かれてあつたらしい。大多數の者は確  
に姓を持つてゐなかつた、之は以前奴隸の境遇に在つた證據と考へられるのである。眞の

奴隸は、其所有主の姓名を以て登録され、少くとも上古にあつては、自分自身の祭祀を持  
つてゐなかつたらしい。明治時代以前にあつては、貴族、武士、醫者、教師——恐らく二  
三の例外はこの外にあつたらしいが——のみが、姓名を名をすることを許された。此の問題  
に關するなほ一つの奇妙なる事は、故シモンズ博士に依つて示されたものであるが、博士  
は隸屬階級の頭髮の蓄へ方を述べてゐるのである。足利將軍時代（紀元一三三四年）に至  
るまで、貴族、武士、神官、醫者を除いて、凡ての階級は、頭髮の大部分を剃り落として  
丁髷を着けたが、この頭髮の恰好を奴頭或は奴隸頭と呼んでゐる——この言葉は即ち『奴  
隸の頭』の意味で、此習俗の隸屬時代に發生したことを示してゐる。

註 六四五年代に、この問題に關して光徳天皇は、次に掲げる如き勅令を發布した。——

『男子及び婦人に關する法律は次の如し、自由人たる父母の間に生まれたる兒は、其父に屬せしむ、自由  
人の父が、奴隸なる婦人を娶りて儲けたる兒は、其母に屬せしむ、自由人の婦人が、奴隸なる男子に嫁し  
て儲けたる兒は、其父に屬せしむ。若しその二人が、二家の奴隸たらば、其兒は其母に屬せしむ。寺院の  
奴隸に生まれたる兒は、自由人に對する規則に従はしむ。その他奴隸となりたる者に在りては、奴隸に關  
する規則に従つて、取扱はる可きものなり』——アストン譯『日本紀』第二卷、二〇二頁

又男女之法者。良男良女共所生子。配其父。若良男娶婢所生子。配其母。若良女嫁奴所生子。配其父。若兩家奴婢所生子。配其母。若寺家仕丁之子者。如良人法。若別入奴婢者。如奴婢法。——『日本書紀』孝德天皇紀。

日本の奴隷制度の起原に關しては、多くの學ぶ可き事が残つて居る。つぎつぎに移住が行はれた證據があるが、少くとも、極古い日本の移住者の内には、其後に來た侵入者のために、奴隷の状態に陥られたものもある。なほ朝鮮人支那人の移住者も隨分澤山にあつて、其の中には、奴隷よりも遙かに惡い禍を逃れるために自ら進んで奴隷の服役を望んだ者もあつたらしい。併し此の問題は、甚だ曖昧である。吾々は上古にあつては、奴隷に墮とされるといふ事が普通の刑罰であつた事、並びに負債を拂ふ事の出來ない債務者は債權者の奴隷となる事、又窃盜は被盜難者の奴隷となるやうに判決された事を聞いて居る。言ふまでもなく隷屬の状態にも、澤山の相違が在つた。奴隷の慘めな部類に屬する者には、家畜に近いものもあつた。併し、農奴の中には、賣買されることが出來ず、或る特殊な仕事以外には使用する事を許されないものもあつた。これ等のものは主人の血旅で、糊口又は安全のために、自ら進んで奴隷状態に入つたものであるらしい。彼等と主人との關係は、

ロオマの食客と其の庇護者との關係を想ひ起こさせる。

註 六九〇年に、持統天皇の發布した勅令は、父が其子息を奴隷に賣却し得ることを制定してゐる、併し債務者は單に農奴にのみ賣られ得るとされて居る。勅令には恠う書いてある、『一般人民の間に在つて、弟が其兄に依つて、賣られたる場合、その弟は自由の人と一緒に置かれ得る、子が其親に依つて賣られた場合には、その子は奴隷と一緒にされる、債務の利子支拂ひのために、奴隷となつた人々は、自由の人と一緒にされる。それ等の人と奴隷との間に生まれた子は、すべて自由の人と同列にされる』——アストン

譯『日本紀』第二卷、四〇二頁

若有百姓弟爲兄見一賣者。從良。若子爲父母一見一賣者。從賤。若准二貸倍。沒賤者。徒良。其子雖配二奴婢。所生亦皆從良。

今日の處では古代の日本社會に於ける自由にされた人と本來の自由人との間に、明確なる差別を立てることは困難である。併し支配階級の下位に屬する自由な人民は、二大區分に分かれてゐたことを吾々は見るのである、則ち國造と伴造とがそれである。前者は農夫であつて、恐らく極古い蒙古の侵入者の後裔らしく、中央政府とは獨立して自分等独自の

土地を保有することを許されてゐた、彼等は自分の土地を領有して居たのであるが、貴族ではなかつた。伴造は工匠であつて——恐らく其の大部分は朝鮮人若しくは支那人の後裔で——その氏族は百八十もあつた。彼等は世襲の職業に従事し、其氏族は皇族に屬して居て、皇族のためにその技能を振ふやうにさせられて居た。

本來から云へば、大氏でも小氏でも、みなそれぞれ自己の領土、主長、從屬、農奴、奴隸を所有してゐた。主長の職は世襲——原始の族長から直系に依つて、父から其の子へ譲られるもの——であつた。大氏族の主長は、それに從屬する小氏族の主長の上に立ち、其の權力は宗教と武力との兩方に及んだ。但し宗教と政治とが同一のものと考えられて居たことは、忘れてはならない。

日本の氏族の全部は、皇別、神別、藩別の三部に分かたれて居た。皇別（『皇室の一門』）は所謂皇族を表はし、日の御神（天照皇大神）の後裔とされてゐる。神別（『神の一門』）は日の御神以外の地上と天上との諸々の神々の後裔とされて居る氏族である。藩別（『外來の一門』）は多數の人民を代表して居る。斯様な次第であるから、支配階級から見れば、一般人民は本來外國人であると考へられたのである——只だ迎へられて日本人とされて居るものと考へられたに過ぎない。或る學者に依れば、藩別と云ふ言葉は、最初支那人が朝

鮮人かの子孫の農奴或は自由にされた人に、與へた名稱であつたのださうである。併し之は證明されたわけではない。只だ祖先の如何に依つて、全社會が三階級に分かれてゐたこと、三階級の中二つは、統治する寡頭政治を作り、又第三階級は則ち『外國』の階級で、國民の大部分——庶人であつた事だけは事實である。

註 フロレンツ博士は、皇別と神別との區別を、二個の武力的支配階級——侵略と移住との二つの相續いた波浪から生じたもの——の存在に依るものとして居る。皇別は、神武天皇に從屬して居たもの、神別は、神武天皇の降臨以前に、大和の地に定住して居た遙かに古い征服者のことであると。博士の考へる所に依れば、最初のこれ等の征服者達は、驅逐されなかつたのである。

姓階カスト——かばね若しくは姓——を以てする區分もあつた。（私は『姓階』カストなる言葉を、フロレンツ博士に從つて用ひる。博士は日本の古代文明研究者の第一の權威であつて、姓の意義に就ては『姓階』或は『種族』“Colour”を意味するサンスクリットの Varna の意味に等しきものとして居る）日本社會の三大區分に於ける各家族は、孰れかの姓階に屬してゐた、而して各姓階は、最初は或る職業を表はしてゐたものである。姓階は、日本に於ては、何等確たる發達をしなかつたらしく、古い頃から既に、かばねは混和せられる傾

向を示して居た。第七世紀の頃に及び、この混和は非常に甚だしくなり、天武天皇は姓の組織を新たにする必要を感じられ、茲にすべての氏族は、再び八個の新しい姓階に組み更へられるに至つた。

かくの如きものが日本社會の原始的組織であつた、それ故、この社會は言葉の眞の意味に於ては、決して完成された國家ではなかつたのである。皇帝の稱號も、その古い統治者には、正確に適用されるわけにはゆかない。日本の歴史家の説に反對して、これ等の事實を明らかにした最初の人は、ドイツの學者フロンツ博士其人であつた。博士は上古の『天皇』なるものは、單に一の氏の世襲的主長——この氏はすべての氏中の最も權力あるもので、他の多くの氏の上に勢力を振るつてゐた——に過ぎないことを、明らかにした。『天皇』の權威は、全國土には及ばなかつた。併し一國王でさへないにも拘らず——自分の族長たる大家族の集團以外に——この主長は三大特權を享有して居た。第一には、共同の祖先たる神の前に、各氏を代表するの權利——これは高い神官の特權と權力とを包含してゐる。第二には、對外關係に於て、各氏を代表するの權利、換言せば、主長は全氏族の名の下に、宣戰媾和の權を有し、従つて最高の武力を行使し得たのである。第三の特權は、

氏族間の爭議を解決する權利、一つの氏の主長たる職權の直系の繼承者が斷絶した場合に、氏族の主長を指名する權利、新しく氏を創立する權利、他氏族の安寧を害するが如き行爲のあつた氏を廢するの權利等である。故にその人は、最高の大司祭であり、最高の軍事司令官であり、最高の仲裁官であり、最高の奉行であつた。併し未だ最高の國王ではなかつた、その權力は、氏族の同意ある場合に限り、行使されたのである。其の後この主長は、事實上の、或はそれ以上の大汗——僧たる支配者、神王、神の化身——となるに至つたのである。然るに、その領土の擴張するに連れて、本來その權威に伴なつて居た機能の一切を働かすことが、次第々々に困難になつて來た、それでこれ等機能を他に委託した結果、その世事に於ける統御權は、その宗教的權力が増大するに拘らず、衰亡の悲運に向つたのであつた。

それ故、極古い日本社會は、普通吾々が用ふる所の封建制度ですらもなかつたので、それは最初は、防禦攻撃のために結合せる氏族——其の各々氏族は、それぞれ獨自の宗教を持つて居た氏族——の統一體であつた。が徐に、一の氏族團體が、富と數との力に依つて、其の氏族の祭祀を他の全ての氏族の上に及ぼさしめ、其の世襲の主長を最高の大司祭たらしめるやうな主權を獲得するに至つた。日の御神（天照皇太神）の禮拜は、かくして種族

的祭祀になつた、併し此の禮拜は他の氏族の祭祀の相對的重要性を減殺する事はなかつた——それは單に彼等に、共同の傳統を與へたのみであつた。その内に、一國家が作り上げられたが、氏族は社會の眞の單位として存在してゐた、而して明治の現代に至るまでその崩壞は完うされなかつた——少くとも立法の上からそれを成就し得たと云ふ程には。

吾々は、氏族が眞に一人の元首の下に統一され、國家の祭祀が制定された時代を、日本の社會進化の第一期と呼んで然るべきだと思ふ。併しながら社會組織は徳川將軍の時代に入る迄、其の發達の極致を見る事は能きなかつた、——それ故完全に構成されたものとして、これを研究するには自然近代に面を向けなければならぬ。しかも早くして紀元六七三年に登極したと一般に認められて居る天武天皇の御代に、この社會の將來落ち着くべき姿の漠然たる輪郭は出來て居たのである。此御代には、佛教は宮廷に於て、強大な勢力となつたらしい、と云ふのは天武天皇は事實上、菜食主義を人民に強ひられたのであるから——これ則ち理論上に於けると共に實際に於ける最高權力を證明したものである。これより以前にも社會は身分等級に配列されてゐた——上層階級の人々は、頭に著けた官職の冠の形と品質とに依つて、身分を明らかにしてゐた、併し天武天皇は、多くの新しい等級を設け、又支那の制度にならつて、全行政部を百八の部門に改造したのであつた。この時

日本の社會は、上流のものに關しては、殆ど政教的形式を採り、それを徳川將軍の時代迄續けさせた、而して徳川將軍はその根本的組織に、何等重要な變化を加へることなく、此の制度を強固にしたのである。吾々は日本に於ける社會進化の第一期の終りから、國民は實際上、二階級に別かたれて居たと考へて然るべきだと思ふ、則ち貴族と武家との階級を包含する支配階級と、其の他の一切の者を包含する生産階級との二つである。社會進化の第二期の主なる出來事は、武權の勃興であつて、それは皇室の宗教上の權力は其の儘にして置いたのであつたが、一切の行政的機關を篡奪するに至つた——。(此の問題に就いては、次の章に述べる事にする)結局此の武權に依つて結晶せしめられたる社會は、非常に複雑な構造となつた——されば外形上は、吾々が普通に了解する意味での大規模の封建制度に近似してゐるが、併し内實に於ては、これまであつたヨオロッパの封建制度とは全く異つたものである。其の差異は、特に日本の幾多の社會(村邑の如き)の宗教的組織にあるので、この各社會(村邑若しくは組合)はその獨自の祭祀と族長的行政とを保留し、内實は根本的に各社會みなそれぞれ分離してゐたのである。國家の祭祀は、傳統に依る結合であつて、凝集性の上に立つた結合ではなかつた、則ち宗教上の統一は少しもなかつたのである。佛教は、廣く普及されて居たのではあるが、此の事態に何等實際の變化をも與



へはしなかつた、何となれば、この小社會が如何なる佛教の信條を守つて居たとした處で、眞の社會上の結合は、氏神に依る結合であつたからである。故に徳川將軍の治下に於て、日本の社會が十分の發達を遂げたとしても、なほその社會は武力の強制に依つて結合された氏族並びに小氏族の大集團たるに止まつたのである。

此の大集團の元首として、天皇、民族の生ける神が居ました——則ち司祭の皇帝にして最高の教長であり、世界に於ける最古の王朝を代表して居た。

天皇の次位に立つ者に、公卿即ち古代の貴族——天皇と神との後裔——がある。徳川の時代には、百五十五家の此の種の高い貴族があつた。これ等の中の一家で、中臣と云ふのは最高の世襲的司祭の職を司つて居た、そして今でも尙ほ司つてゐる、中臣は天皇の下に在つて、祖先の祭祀を司る主長である。日本歴史の古代の大氏族の全部——藤原とか、平とか、源とか云ふ氏族——は何れも公卿であつた、其の後の歴史の大なる攝政或は將軍の大部分は、公卿か或は公卿の後裔かの何れかであつた。

公卿の次位に立つ者に、武家即ち武人の階級があつた——別名を武夫ぶのおよ、ますらを、武士さむらい（これ等の名稱は、古文に據る）といふ——それ等はそれぞれ獨自の廣い政教組織を持つ

てゐた。併し大抵の場合、大名と武家の武人との相違は、収入と稱號との上に立つ身分の相違にあつた。彼等はすべて一樣に、侍であり、大抵は皇別神別の後裔であつた。古代に在つては、武人階級の主領は、單に一時的の總指揮官として、天皇に依つて任命せられたが、後に至つてこれ等の總指揮官は、權力を横奪して、自分の職權を世襲となし、ロオマローマで用ひたやうな意味の實際の Imperatores（大將軍）となつた。彼等の稱號たる將軍は、西歐の讀書界にも知られて居る。將軍は二百乃至三百の領域若しくは地方の領主——領主の權力と特權とは、その収入と位階とに従つて相違があつた——を統御して居た。徳川幕府の治下に在つては、これ等の領主即ち大名は、二百九十二を數へた。これより以前にあつては、各領主は各自の領土の上に最高の支配力を働かしたのであつた、ジエジュイトの傳道師や、古いオランダ、イギリスの貿易商人等が、大名を呼んで『王』と云つたのも、少しも怪しむに足りない。大名の専制は、最初徳川幕府の創始者に依つて阻止された。家康は大名の權力を、甚だしく制限し、多少の例外はあつたが、大名に若し壓制と殘酷との罪が實證された場合、その大名の領土は沒收されることにした。家康は、大名の全部を四大階級に配置した。（一）三家或は御三家即ち『三高家』（若し必要のある場合には、將軍の後繼者が此の家族中から選出される）（二）國主『地方の領主』（三）外様『外藩の

領主』(四)譜代『成功のあつた家族』、これは家康に對する忠誠の報酬として、領主或は其の他のものに取り立てられた家族の名稱である。三家には、三氏族即ち三家族があり、國主は十八家あり、外様は八十六、譜代は百七十六あつた。これ等大名の中、最小なるものの祿高は米一萬石(石は時代に依つて、價值の上に大なる相違があるが、一萬石は約一萬磅と云つて宜からう)、また最大な大名である加賀の領主の祿高は、百二萬七千石とされて居た。

大きな大名は、大小の家臣を持つてゐたが、これ等の家臣は、又各自訓練された侍即ち戰士を抱へて居た。この外に、郷士と呼ばれた武人兼農夫の特殊階級があつて、その内には小さい大名を凌ぐ程の特權と權力を持つてゐたものもあつた。この郷士は大抵獨立した地主であつて、一種の士民ヨオマンであつた、併し郷士の社會上の位置とイギリスの士民ヨオマンの位置とは幾多の相違點がある。

家康は武人階級を改造した外に、更に二三の新しい小階級を創設した。これ等の中で、比較的重要なのは、旗本と御家人とである。旗本と云ふ稱呼は『軍旗の捧持者』の意味で、其の數凡そ二千を算し、御家人は約五千を算した。これ等武人の二團體は、將軍の特殊な武力を構成してゐたもので、旗本は多くの収入を有する大きな家臣であり、御家人は所得

の少い家臣で、單に將軍家の御用を直接に務めると云ふだけで、一般武士の上位に立つたのであつたに過ぎない……。あらゆる階級の武士の總數は、約二百萬を算した。彼等は租税を免ぜられ、二本の刀劔を佩用するの特權を有した。

以上述べたる所は、簡単な概説ではあるが、國民を非常に嚴酷に支配した貴族と武人との階級の全體の制定である。一般庶民の大多數は三階級カスト(姓階と云ふ言葉が、永遠にインドで用ひられたその觀念と聯想されなかつたならば、吾々はこれを姓階と呼んで良いかも知れない)に分かたれてゐた。農夫、職人、商人がそれである。

これ等三階級の中、農夫(百姓)が一番身分が高く、直接武士の次位になつた。實際、武士の多くは、農夫をかねてゐたし、農夫の中には一般武士より遙かに高い位をもつてゐるものもあつたので——武人階級と農夫階級との間に境界線を引く事は困難である。恐らく百姓(農夫或は農民)と云ふ言葉を、單に農業に依つて生活し、土壤を耕作する者にして、皇別若しくは神別の後裔でないものに制限すべきであらう。彼等は皇別若しくは神別の後裔ではないのである……。何れにしても、農民の職業は名譽あるものと考へられてゐた。農夫の娘は、皇室の女中になることさへあつた——その職分の位置は極めて低いものであ

りはしたが。また農夫の内には、帶刀を許されたものもあつた。日本社會の上代に在つては、農夫と戰士との間に、何等の區別もなかつたらしく思はれる。當時の身體の強健な農夫は、何時でも戰の間に合ふやうに、戰士としての訓練が施されて居た——この状態は古いスカンディナヴィヤの社會と同様である。特殊専門の武人階級が出来た後も、農夫と武士との區別は、日本の或る部分では曖昧であつた。例へば、薩摩、土佐に於ては、武士は現代迄、耕作に従事してゐた。又九州武士の優秀な者は、殆どすべて農夫であつて、その立派な身長や體力は、一般に田園の作業に従事した爲めとされて居る。日本の他の部分、たとへば出雲の如き所では、武人は耕作に従ふ事を禁じられ、森林地は所有することを許されて居たが、田畠を所有する事は許されなかつた。併し處に依つては武士が他の職業——商賣だとか或は手工だとか——に従事することは、厳しく禁じられて居たが、耕作に従事することは許されて居た處もあつた……。いつの時代でも農業に精勵する事を墮落と考へた事は嘗てない。昔の天皇の中には、耕作に興味を寄せられ、親らそれを爲された方もあつた。赤坂離宮の庭内には、今も尙ほ小さい稻田が設けられてある。太古の宗教的傳統に従ひ、御料地内で出来た稻の初穂は、第九番目の祭——新嘗祭——の日に、收穫の供物として、天皇親らの御手に依つて刈り取られ、神聖なる祖先の御前に捧げられるのである。

註 此の祭日に、天皇御手づから、其年の最初の生絲と共に、稻の初穂を、天照皇大神にそなへさせ給ふのである。

農民の次位に、工匠階級（職人）があつて、鍛冶工、大工、織匠、陶工——要するに、凡ての手工業者がこの内に包含される。これ等の中で、一番高いものは、さうありさうな事であるが、刀鍛冶である。刀鍛冶は、往々其階級を超えて、遙かに高位に上つた。中には守と云ふ高い稱號を與へられたものもあり、領土若しくは地方の守と稱した、これは大名の稱號で大名が自らそれと同じ守の字を以て記したものである。されば自然彼等は、天皇とか公卿とか云ふ高貴の庇護を受けたのであつた。後鳥羽天皇が、御自身の鍛冶場に於て、親ら刀造りに精勵されたことは、よく知られて居る事である。現代に至る迄、刀身を鍛へる期間、宗教上の奉祭が行はれたのである……。

主なる手工業はみな、組合を持つてゐた、そして一般の例として、仕事は世襲的であつた。職人の祖先は大抵朝鮮人並びに支那人であつたと想像するに足るに十分な歴史的根據がある。

商業階級（あきんど）は、銀行家、商人、店主、諸種の貿易商人等を含み、公儀の上では最下級と認められてゐた。金儲けの仕事は、上流階級からは輕蔑されて居た。勞働から生ずる品物を買ひ、それを再び賣ることに依り、利益を上げるといふ一切の手段は、不名譽なこととされてゐた。武家なる貴族は、當然商賣階級を見下げてゐた。そして一般に、武人階級は、普通ないろいろの勞働に對して、あまり尊敬をもつて居なかつた。併し古代の日本に於ては、農夫と職人との職業は輕んぜられて居なくて、商賣のみが、不名譽と考へられて居たらしい——この差別は、一面から云へば道德的の事であつた。商人階級を、社會組織の最低位に追ひ下すことは、異様な結果を産んだに違ひない。例へば、米屋は如何に富んでゐても、その家族が元來他の階級のものであつたといふのでなければ、大工、陶工、船大工——それ等を米屋は雇傭し得た位であるに拘らず——の下位に立つてあつた。其の後、商人は其の子孫以外の多くの他の人々を包含し、かくて實際上商人階級それ自身が救はれる事になつた。

國民の四大階級——武士、農夫、工匠、商人（これ等を指示するに、漢字の頭文字だけを取り、簡單に呼んで、士農工商と云ふ）の中で——後の三階級は、平民『庶民』の稱呼

の下に、一括されてゐる。平民はすべて、武士に從屬し、武士は平民が不敬な事をした場合、斬り捨てる権利をもつて居た。併し實際は平民が眞の國民であつた。國家の富を生み出し、歳入を作り出し、租税を負擔し、貴族武人僧侶を支持して居たものは實に平民であつた。僧侶に就いて言へば、佛法（神道も同様で）の僧侶は別の階級を作つては居たが、その位は平民と並ぶのでなく、武士と等しかつた。

平民の三階級の外に、平民の最下級のものの以下にあつて、到底上進の望みのない大きな一階級があつたが、それ等のものは日本人としては扱はれず、また殆ど人間としてすら待遇されない程であつた。公儀上それ等のものは、種屬的に張里と呼ばれ、動物を數へるに用ひられる特別な呼び方でもつて、一匹、二匹、三匹と數へられて居た。現今でさへも、一般にそれ等は人間（ひと）として取扱はれず、『物』（もの）とされて居た。イギリスの讀者（主として、ミットフォード氏の今尚ほ比類なき名著作とされて居る『古代日本物語』の讀者にとつては）彼等は穢多として知られてゐる、併し彼等の稱呼は、其の職業に依つて、それぞれ異つてゐた。彼等は（インドで云ふ）非人であつた。日本の文人等は、明確な根據に基づいて、張里が日本民族に屬することを否定してゐる。これ等姓階以外の様々な部族は、法律上認許されて居たその獨占の職業に從つて居り、その住んで居た地方の特

權に従つて、或は井戸掘りであり、庭園の掃除人であり、或は藁細工人であり、草鞋作りでもあつた。その内の或る階級は、公儀で拷問人と死刑執行吏とに使用され、また或るものは、夜番に雇はれ、さらに又墓掘りに用ひられたのもあつた。併し穢多の大部分は、鞣皮工と、鞣皮仕上げの仕事に従事するものであつた。動物を撲殺し其の皮を剥ぎ、各種の鞣皮を作り、靴や、あぶみかば鍔皮や太鼓の面皮を作る権利は彼等獨得のものであつた——太鼓の面皮作りは、國內十萬の社寺にそれが使用されて居るので、利得の多い職業であつた。穢多はまたその獨得の法律を有し、生殺與奪の權を行使する主長を戴いてゐた。彼等は常に町の近隣や郊外に住んでゐたが、常に自分達だけの別の部落をなして居た。彼等の町に入るのは、其の商品を賣るためか、或は仕入をするために、限られて居たが、庄履物の店以外には、いづれの店へ入る事も許されて居なかつた。唄をうたふのを職業とすることは許されて居たが、人家に立ち入ることは禁じられて居た——それ故彼等は單に街路や庭内のみで、音樂を奏し、唄をうたふことを得たのである。自家世襲の職業以外には、如何なる職業にも、従事することを嚴しく禁じられて居た。商業階級の最下等のものと穢多との間には、インドの傳統上の姓階制度から生じた區別の様に、越える事の出来ない牆壁があつた、社會上の偏見に依つて、穢多部落が他の日本の町から隔絶された有様は、城壁や門に依つて、

猶太人の町が他のヨオロッパの町から隔離されて居たのに似てゐる。何等かの職掌を帯びて已むを得ない限り、日本人は一切、穢多部落に入つて行くことを、夢想だもしなかつた……美しい小さな港なる美保の關で、私は穢多部落を見たが、それは、灣に沿うた三日月形の町の一端を成してゐた。美保の關は、たしかに日本に於ける最古の町の一であるから、それに附屬してゐる穢多村も亦非常に古いに違ひない。今日と雖も尙ほ美保の關に住む日本の人は、其の部落が他の町に連結されてゐるに拘らず、其處を通つて行かうとはしない、子供も決して此の標もない境界を越える事なく、犬すらも、此の偏見線を越さうとはしない。それにも拘らず、部落は清潔で建物もよく——庭園、浴場、竝びに獨得の寺院があつて、行き届いた日本の村落を見るやうである。併し恐らく一千年の間、これ等の連續した兩社會の住民の間には、何等の友情もなかつた……。今日では誰れもこれ等社會外の人民の歴史に就いて知るものはなく、彼等の社會的破門の原因は永く忘れられて居た。

註 或る地方では今なほこれが掟となつて居る。

固有の穢多の他に、非人——この言葉は『人間にあらざる者』と云ふ意味である——と呼ばれる最下級民があつた。此の稱呼の下に包含せられる者は、職業的な、托鉢僧、流し

て歩く唄ひ人、俳優、或る種の醜業婦、世間から排斥された者等であつた。非人には、その特別な頭があり、またその仲間だけの法律があつた。日本の社會から排斥された者は、誰れでも非人に加はることが能きたが、併しそれは世間普通の人に別かれを告げた事になるのであつた。政府も利口で、非人を迫害するには至らなかつた。非人の漂浪的生活は、それに依つていろいろな苦難を免れる道となつた。微罪の犯人や正當な生業を營むことのできない人々を、非人の群に驅りやることのできる限り、それ等のものを牢獄に繋いだり、其の他の途を講ずることは不要であつた。矯正することのできない者、無賴漢、乞丐人等は一種の訓練の下に置かれるので、實際政府の認めない社會に消えてしまふのである。非人を斬ることは、殺人とは考へられないので、單に科料に處せられたのみであつた。

讀者は今や、古代の日本社會の狀態に關して、大略正確な觀念を抱き得た事であらうと思ふ。併し其の社會の制度は、私が示し得るよりも、遙かに複雑なものであつた——非常に複雑で、此の問題を詳細に論ずるには、數卷の書を必要とする位である。他に適當な名稱がないので、今尙ほ吾々が封建の日本と呼ぶ所のこの社會は、一と度十分に發展したならば、これは三重組織に著しく近接してゐる、軍國型の二重複合社會の特色を、多分に示

してゐるものである。勿論、著しき特色は、眞の宗教上の政教政治がないといふ事である。——是は政府は決して宗教と分離しないといふ事實に依るのである。嘗て佛教の方に中央政權から全く離れて、宗教上の政教政治を樹立しようとする傾向があつたのであるが、其の途上に二個の致命的な障害があつた。第一は、佛教そのものの狀態であつて——佛教が多くの宗派に分裂して居て、甲乙の宗派が互に反目して居た爲めであつた。第二の障害は、武家氏族の執拗なる敵意で、直接間接に、自己の政策に干渉する力を有するが如き宗教の力を、嫉視した爲めであつた。外來の宗教が、行動の世界に於ても、侮り難き勢力あることを、證明し始めるや、殘忍なる手段が選ばれ、第十六世紀に於て、信長に依つて行はれた恐る可き僧侶の虐殺が、日本に於ける佛教の政治的希望を、終熄せしめたのであつた。それを外にして社會の編成は、軍國型のあらゆる古代文化の構成に似てゐた——一切の行動は、積極的にも消極的にも規定されて居た。一家は個人を支配し、五家族の集團は一家族を支配し、組合は此の集團を支配し、領主は組合を支配し、將軍は領主を支配して居た。二百萬の武士は、生産者階級の全體に對し、生殺與奪の權を有し、大名はこれ等の武士に對し、同様の權を有し、將軍は又大名を支配してゐた。事實は必らずしもさうではなかつたが、名目の上では、將軍は天皇に隸屬してゐた、武力的なる横奪は、重き責任の自

然の状態を擾亂し、位置を轉換せしめた。然しながら、政府の此の位置の轉換に依つて、貴族から下民に至る迄、規律ある訓練が行きとどいた。生産者階級の中には、無数の結合——各種の組合があつた、併しこれ等は専制主義の中に於ける専制主義——共產制の専制主義であつて、各人は他の人々の意志に依つて統御されて居た、そして企業は、商業にせよ産業にせよ、組合以外に於ては不可能であつた……。個人が組合に束縛される次第は既に述べた通りであるが——その個人は組合の許可なくしては、その組合を去る事は出来ず、組合以外のものとは結婚する事も出来なかつた。吾々は又外國人と云ふのは、古代のギリシャ、ロオマで云つたやうな意味に於ける外國人——換言すれば、敵 *a hostis*——であつた事、並びに單に宗教的にその許しを得ることに依つてのみ、他の組合へ加入することができた事をのべた。それ故、排外的な點では、日本の社會状態は古いヨーロッパの社會状態に似てゐた、併しその軍國的な點は、むしろアジャの諸大帝國の状態に似てゐた。

勿論、かくの如き社會は、近代の西方文化の如何なる形態にも、何等共通な點をもつて居ない。かくの如きは氏族の集團の一大集塊であつて、二重政府の下に、漠然と結合したもので、その武力を有する元首が萬能の力を振ひ、宗教上の元首はただ禮拜的——祭祀

の生きたる象徴——たるに過ぎなかつたのである。然しながら此の組織は、外形上から云へば、吾々の呼んで封建制度と云ふ所のものに、近似してゐるとも云へよう、其の構造は

——僧侶的政教政治を除けば——むしろ古代のエジプト若しくはペルウの社會に似てゐた。最高位の人は、吾々の使用する言葉の意味で云ふ皇帝と云ふのではなく、——諸々の王を支配する王或は天の代理者と云ふでもない——それは神の化身、民族の神、太陽から生まれ出てたるいんか(ペルウの王族)である。此の神なる人物を取り圍んで、種族の者が敬意を捧げて並んでゐるのである——併しそれと共に、各部族は又各自の祖先の祭祀を行つてゐるのである、そしてこれ等の部族を形成する氏族、これ等の氏族を形成する組合、これ等の組合を形成する大家族等も、亦それぞれ各自の祭祀をもつてゐる、かくてこれ等祭祀の集團から、習慣と法律とが生まれたのである。併し何處でも、習慣と法律とは其の起原を異にして居るが故に兩者には多少の相違がある、只だ共通なる一事は、——これ等習慣法律は、絶對恭謙な服従を要め、公私の生活のあらゆる細目に互つて規定を爲す所があつた點である。個性は強制に依つて全然抑壓された。そして強制は、主として内部から發生し來つたもので、外部からすすめられたものではなかつた——各個人の生活は、他の人々の意志に依つて定められ、自由な行動、自由な言論、若しくは自由な思想と云ふもの

は、全然問題外とされて居た。これは古いギリシャ社會の社會主義的專制とも比較の出来ない程に更に酷しいもので、最も恐るべき種類の武斷的專制と宗教的共產主義とが合體したものである。個人は刑罰に關する外は、法律上に存在しない者であつた、そして農奴にせよ、自由の人にせよ、全生産者の階級は、無慙にも最も苛酷なる奴隸的屈從を強ひられて居たのであつた。

普通の聰明をもつて居る現代人にして、かくの如き境遇に堪へて生活し得たと（家康に依つて士分に取り立てられた、イギリス人なる水先案内キリアム・アダムスの場合に於けるが如く、或る有力なる主權者の庇護のない限り）信ずる事は困難である、精神上、肉體上、不斷の多様な制肘は、それ自身既に死である……。現今、日本人の組織に對する異常なる能力に就いて、並びに西歐でいふ代議政體に、日本人が適當してゐる證據としての、日本人の『民主主義的精神』に就いて論述する者は、現實の外觀を誤解してゐるものである。實際は、日本人が自治體組織に對して異常なる能力を有すると云ふことは、近代の民主主義政體の如何なるものにも、不適當であると云ふ事の尤も有力なる證據となるのである。皮相的に見れば、日本の社會組織と、近代アメリカの地方自治體、或はイギリス植民地の自治體との差異は、些々たるものらしく思はれる、そして吾々は日本社會の完全なる

自治的訓練に、敬服するも當然と思はれる。併し兩者の眞の差別は、根本的であり、莫大である——幾千年の歳月に依つてのみ測られる程に。其の差異は、強制的共同と自由共同との差別である——宗教の最古なる形に基づく共產制の專制主義の形と、無制限なる個人的自由競争の權利と共に高度の發展を遂げたる産業組織の聯合の形との差異である。

吾々が西歐文明の中に於ける、共產主義或は社會主義と呼ぶ所のものは、民主主義の完全なる形に近づくかひとする憧憬を表はす近代的の發達であると云ふのは全く世俗の誤謬である。實際、これ等の運動は逆戻り——人間社會の原始状態への逆戻り——を表はしてゐるのである。古代の專制主義のあらゆる形の中に、人民が自治を營む能力のあつた事を吾等は明確に認める。それは古のギリシャ、ロオマに於けると等しく、古代エヂプト及びペルウに於ても顯はされて居る所であり、今日ではヒンヅウ及び支那の社會にも見られ、又シヤム、アンナンの村落に於ても、日本に於けると同様に研究し得られることと思ふ。それは宗教上の共產主義的專制主義の意である。——人格を蹂躪し、企業を禁止し、競争を公共の罪惡とする最高の社會的暴虐である。かくの如き自治にも、それ相應の長所があつて、それは日本が諸外國から孤立の状態に居る事を得た限りは、日本人の生活の要求に全然適合したものであつた。併し社會の倫理上の傳統が、同胞を犠牲にして、個人の利益を



許る事を禁ずるが如き社會は、社會の自治が個人の最大の自由と、最大範圍の競争的企業とを是認するが如き社會に對して、産業的生存競争をしなければならなくなつたやうな場合には、非常な不利な位置に墮ちると云ふ事は明白なことである。

吾々は、精神上及び肉體上に於て、不斷の一般的強壓を受けた結果は、何もかも單一無味の狀態——全生活の表現に於ける陰氣な統一と單調——をもたらずことを想像する。併しかくの如き單調は、組合の生活に關してのみあつた事で、民族の生活に關しては存在しなかつたのである。最も不思議な變化が、古代のギリジャ文明の特徴となつたやうに、それは日本の此の奇妙な文明の特徴ともなつて居る、而も其由來した理由に至つては二者同一である。祖先禮拜に依つて支配された、あらゆる族長的文化に於て、絶對的同一性と一般的統一とに向ふ一切の傾向は、そのものの全體としての特質に依つて阻止されるのである、蓋し全體なるものは決して單一に判を捺したやうにはならないものであるからである。其の全體なる綜合體の各單位、それを構成する小專制の集合中の一々の專制は、他に對し甚だしく猜疑の眼を以て、それ自身の傳統と習慣とを守り、自足して居る。恚ういふ事情から早晩、無數の様々なる細目、藝術上産業上建築上機械上の細目の變化が生まれ出て來る。日本に於ては、かかる分化と専門化とは、かくの如くして維持せられた、それ故、吾

吾は全國を探しても、習慣と産業と生産手段とが、明確に同一であるといふ村落を、二つと見出すことは出來ないのである……。恐らく漁村の習俗は、私が説かんとすることの最良の例證である。諸所の海邊に於て、各種の漁民部落は、網と小舟の建造に就いて、各自傳來の方法をもち、各自獨得の使用方法を探つて居る。一八九六年の大海嘯に際して、溺死する者三萬人、漂失した海濱の村落二十を算した時に、生殘者のために神戸其の他の各地に於て、巨額の金員が集められた。好意をもつて居た外國人達は、各地方で作られた多くの網と小舟とを買ひ取つて、被害地へ送り、漁船と漁業の道具の缺乏を補給しようとしたのであつた。所がこれ等の寄與物は、全然異種の小舟や網を用ふることに馴れた北方地方の人々には、何等の役に立たないことが解つた。のみならず、更に其の後に判明したところであるが、各小村毎に漁業の道具が異つてゐて、各自その獨得なものが必要であつたのである……。さてかくの如く漁民村落の生活に表はれた風俗習慣の差異は、他のいろいろな手工業や職業に於て、同様に表はれてゐる。家の建方、屋根の葺方は、殆ど地方毎に異つてゐる。農業園藝の方法、井戸の掘方、織物の織方、漆器陶器の作方、瓦の焼方、皆異つてゐる。殆ど主要な各町各村は、何等かの特産物を誇りとし、其の産出地の名稱を産物に冠した、又其の産物は他所の製品とは相違するものであつた……。祖先の祭祀が、かか

る産業の地方的特殊の趣を、保存發展せしめたことは疑ふまでもない、手工の祖先即ち組合の守護神は、自己の子孫または自己を禮拜する者共の作物が、その獨得の性質を維持するやうにと、希望してゐるのだと考へられたのである。個人の企圖が、組合の統制に依つて制肘されることはあつたが、地方的産物の特殊な趣は、その祭祀の相違に依つて、増進されたのであつた。家族の保守的な考へ若しくは組合の保守的な考へは、その地方の經驗から思ひつかれた小さい改良或は小さい修正は、これを默許したのであるが、多分迷信から來たのもあらうか、變つた經驗に依る結果を受け入れることに就いては、非常に用心してこれを防いだのである。

今尙ほ、日本人自身にとつて、自國內の旅行の少からぬ樂みは、地方の産物に見る奇妙な相違を研究する樂みである、——新奇なもの、意外なもの、想像もしなかつたものを見つける喜びである。朝鮮或は支那から、もと借り來つた古代の日本の藝術若しくは産業は、無数の地方的祭祀の影響を受けて、奇妙な形態を、保存し且つ發展させたと考へられる。

## 武權の勃興

信賴するに足る日本歴史の殆ど全部は、一つの廣大な挿話の内に收められて居る、則ち武權の興廢といふ事の内に收められる……。日本の歴史は紀元前六六〇年から五八五年迄の間統治して、百二十七歳の壽齡を保つたとされて居る神武天皇の登極と共に始まると、普通に云ひならはしてゐる。神武皇帝以前は、神代であつた——神話の時代である。併し神武天皇の即位以後一千年間の、信賴するに足る歴史は傳はつてゐない、そして此の一千年の期間の年代記は、お伽噺を去る事遠くないものと考へなければならぬ。この年代記には、事實の記録もありはするが、事實譚と神話とが互によく織りまぜられて居て、兩者を區別して見ることは困難である。例へば、紀元二〇二年に、神功皇后が朝鮮を征伐したと云はれる傳説があるが、<sup>註</sup>そんな征伐のなかつた事は可なり十分に證明された。後代の記録は、上代のよりも幾分か神話的ではない。第十五代目の統治者、應仁天皇の御宇に、朝鮮からの移住民のあつたといふ事は事實に基づいた傳説であるし、尙ほ其後の日本に於

ける古い漢文研究の傳説も亦事實に基づいたものである、さらに第五世紀の全部を通じて行はれたらしく思はれる社會動亂の状態に就いての漠然たる記録も同様である。佛教は第六世紀の中葉に傳へられた、そして此の新しい信條に對して爲された神道一派の激しい反抗と、聖德太子——推古天皇の攝政にして、佛教の偉大なる建設者——の祈禱に依り、四提婆王（善靈で、阿修羅王に對するもの）の助けの下に、佛教の奇蹟的勝利を博した事實とに就いては、記録が残つて居る。推古天皇（紀元五九三年から六二八年迄）の御宇に於て佛教の基礎の確立すると共に、漸く信を置くに足る歴史の時代が始まつた、時は、神武天皇から數へて、三十三代目の日本の天子の御世であつた。

註 日本アジャ協會の譯文中、アストン氏の論文『日本古代史』を見よ。

併し第七世紀以前の一切の事は、假作物語のやうに霧に包まれて、吾々は判然と其の真相を掴むことはできないが、それでも初代から三十三代目迄の天皇及び女帝の御代の社會状態に關する半神話的の記録から、吾々は多くの事を推論し得るのである。上代のみかどの生活は、極めて質素で、その臣下と殆ど選ぶ處がなかつたらしい。神道學者の眞淵の言ふ處に依れば、天子も泥の壁と小石で葺いた屋根のある小屋の中に住み給ひ、大麻の着物

を被て、野葡萄の蔓を絡ませた木製の鞘に納めた刀を佩き、人民の間を自由に歩きまはられ、獵に出られる時には、自分で弓矢を携へられたといふことである。併し社會が發達して其の富力と權力とを増大するにつれて、此の古の簡素はなくなり、支那の習俗儀禮が、漸時輸入されるに及んで、大變革が生じて來た。推古天皇は支那宮廷の儀禮を取り入れ、貴族に對し、始めて支那の位階を適用せしめた。支那の贄澤品は、支那の學問と共にやがて宮廷に見られるやうになり、爾來天皇の權威は次第々々に直接に働きをする事が少くなつた。新しい儀禮に拘はるやうになつて、萬機を親裁することは以前よりも遙かに困難となつたに相違ない。そして精力絶倫の統治者の場合に於てさへも、多少代理者に依つて、事を行はせるといふ誘惑の、強くなつて來た事も有りさうな事である。何れにしても、政府の眞の行政は、此の頃から、代理者——代理者はすべて藤原と呼ぶ大公卿氏族の人々であつた——の掌中に移り始めた。

この氏族は最高の世襲的僧職を包有し、天孫の榮を誇つて居り、古代貴族の大半を占めてゐた。全部で百五十五家族ある公卿の中から、九十五家族はこれに屬してゐた——この中には五攝家なるものも入つて居たが、この五攝家の内から天皇は傳統上、皇后を選ぶ事になつて居たのである。其の藤原の歴史上の名稱は、桓武天皇（紀元七八二年——八〇六

年)の御代に始まつたので、桓武天皇は中臣鎌足の名譽を表彰するために、此の名を興へられたのである。併し此の氏族は、以前から永い間宮廷に於て、最高の地位を占めてゐたのであつた。第七世紀の末葉から、行政上の權力は概ね此の氏族の掌中に移つてしまつた。其の後關白即ち攝政の職が制定され、近代に至る迄、それが此の家に世襲的の職權として残つて居た——幾代かの後、中臣鎌足の子孫の手からは、その實驗が失はれてしまつた後までも、併しながら殆ど五世紀の間、藤原氏は日本の眞の攝政たる地位を保ち、出來得る限りその位置の利を專にしてゐた。すべての文官職は、藤原氏の男子の掌中に歸し、天皇の後妃や寵姫は、すべて藤原氏の女人であつた。政府の全權は、かくして此の氏族の手に委ねられ、天皇の大權はなくなつてしまつた。のみならず天皇の繼承は、全然藤原氏の手によつて行はれ、在位の期間すら、藤原氏の政策に左右せられて居たのであつた。年少の天皇に退位を強ひ、退位後は佛教の僧侶となられたる事が得策と考へられた——次いで選ばれた後繼者は往々ほんの幼兒に過ぎないと言ふ有様で、二歳にして帝位に登り、四歳にして退位された天皇の例があるかと思へば、五歳にしてみかどの位に就き、或は十歳にして即位した例も數多ある。併しながら、王位の宗教的尊嚴は依然として減少される事なく、むしろ増大したのであつた。みかどが政策と儀禮とのために、一般人民の視界から遠ざか

れば遠ざかるほど、其の離隔と隔絶とは、益々尊貴な傳統的な畏敬の念を強くすることとなつた。西藏のラマ僧の如く、生ける神なる天子は、民衆には見えないやうにされて居た。かくして天顏を拜する者は死ぬと云ふ信仰が徐々に起つて來たのであつた……。藤原氏は、自己の政權を確保するために、かかる專横な手段を弄することを以てさへ飽き足らず、年少の天子の性格を懦弱にするがために、腐敗に赴かせるいろいろな奢侈を宮中に行はしたと傳へられてゐる。さうしなければ天皇は古代からの帝位の權威を振ふ力を示される恐れがあつたからである。

此の篡奪——武權勃興の準備となつたこの篡奪——は、恐らく正當に解釋されてゐなかつたと思はれる。古代ヨオロッパのすべての族長的社會の歴史は、社會進化の上のこれと同一の形相を説明して居るのである。兩者の發展の或る期間に於て、吾々は同様な事實——僧侶としての國王たる君主から一切の政權が剝奪され、しかもその王はただ宗教的尊嚴を保つやうにさせられて居る事——を認めるのである。藤原氏の政略を、單なる野心、並びに單なる篡奪の政策と判斷するのは誤りである。藤原氏はその天孫を主張して居た宗教的貴族であつた、——宗教と政治とが同一視された社會の氏族の長であり、この社會に對するその關係は、ユウバトリデイ Eupatridae (ギリシヤの古い貴族で立法の特權をもつて

居たもの)が古代アゼンスの社會に對する關係に等しかつた。みかどはもと、氏族の主長の大多數の同意に依り、最高の長官、軍事司令官、並びに宗教上の教長となつたものである、——この氏族の主長が、各自の家來に對する關係は、恰も『天皇』が社會全體に對する關係と同じものであつた。併し統治者の大權が、國民の發展に伴なつて増大するや、從來聯合して其の大權を擁護するに力めた者も、それを危険とするやうになつて來た。ここに於て彼等は、天皇の宗教上の優越權はその儘にして、その政治上並びに法律上の權威を剝奪しようと思つた。アゼンスに於ても、スバルタに於ても、又ロオマに於ても、其他古代ヨーロッパの何處に於ても、これと同一な理由から、宗教上の元老に依つて、同一な政策が行はれたのであつた。ロオマ上代の國王の歴史はド・クウランジュ氏の解釋に従へば、僧侶なる統治者と宗教上の貴族との間に醸成された反抗の性質を、尤もよく語るものであると、併しこれと同一の事實は、あらゆるギリシヤの社會にも行はれ、同様の結果を生じた。何處でも、古の王は、政治上の權力を奪はれて居た。併し宗教上の尊嚴と特權とに至つてはこれを保持することを得た。彼等は、統治者でなくなつた後までも最高の僧侶ではあつたのである。これは日本でも同様であつた。私は日本の史家が將來に於て、現代社會學の立場から觀察して、藤原時代の物語に就き、全然新しい解釋を與へるであらう

と想像して居る。免に角、天皇の大權を削減するに就いては、宗教上の貴族は、野心からそれを行つたと共に、保守的の警戒からそれを斷行したに相違ないといふ事は殆ど疑ひを容れる餘地はない。法律と慣習とに改變を加へた天皇も多くあつた——古代貴族の大部分からは、殆ど好意を以て迎へられなかつた改變を、又今日では、ラテン語でなければ書く事の出来ないやうな慰みをした天皇もあつた。また孝徳天皇の如き『神の化身』であり、また古代の信仰上の主長でありながら『神の道を輕視し』生國玉の御社の神木を伐り倒した天皇もあつた。孝徳天皇は、佛教に對する信心のあるにも拘らず(恐らく實際その信心のあるが爲めにも知れぬが)尤も賢明にして又尤も善良なる君主の一人であつた。併しその『神の道を輕視する』天皇の一例となつたといふ事は、僧侶的氏族をして重大な考慮をめぐらさしめたに相違ない……。尙ほこの他にも、注意すべき重要な事實がある。數世紀の間に、正統なる皇室は、氏から全然分離するに至つた、而して他の各單位とは獨立して居たこの全能力のあつた一單位は、それ自體の内に、貴族の特權と既定の制度とに對して重大なる危険をもつて居るものと考へられた。すべての氏族の慣習を破壊し、氏族の特權を廢棄し得る權力ある全能なる神王の個人的性格と意思とは、餘りに重大な事を起すかも知れない。一方に、氏族の族長的統治の支配下に在つては、すべての者が一樣に安全

てあつた。何となれば氏族の族長的統治は、その内の一族が他族を犠牲に供して、自ら著しき力を振はんとするあらゆる傾向を阻止することが出来たのであるから。併し皇室の祭祀——すべての權威と特權との傳統的本源——は、明白な理由から、これに一指だも觸れる事は出来なかつた。則ち宗教貴族が、眞の權力を自己の掌中に收め得たのは、皇室の祭祀を維持し、それを鞏固にする事によつてのみなされたのであつた。事實彼等は眞の實權を、殆ど五世紀間掌握しつづけて居たのである。

併しながら、日本に於ける攝政の歴史は、世襲的權威は常にまた何處に於ても、その權威の代理者に依つて取つて代はられるものであるといふ、普通の法則を充分に説明して居る。藤原氏も終には、政略上から取り入れ且つ行はして居た奢侈の犠牲となつたと考へられる。藤原氏は單なる宮廷の貴族に墮し、軍事方面の事は全然これを武家に委任して、内政の方面以外には、何等直接の權威を行使する努力をしなかつた。第八世紀に及んで支那の方式に従つて、文武の組織が區別され、ここに大なる武人階級が現出して、急速に其の權力を擴大するに至つた。正統の武家氏族の中で、最も有力なるものは、源氏と平氏とであつた。藤原氏は、戦争に關する一切の重要事項の處理を、これ等二氏に代理せしめ、其

の結果、やがて其の高い地位と勢力とを失ふに至つた。武家が強大になつて政府の權能を制肘し得るやうになるや——これは第十一世紀の中葉のことであるが——藤原氏の一族は、多くの攝政の下に數世紀の間、要職を擅にしてはゐたが、其の主權は既に過去のものとなつてしまつた。

併し武家も、その仲間同志で激しい争闘をした上でなければ、自分等の野心を實現することはできなかつた、——これが日本歴史中の、最も長く又最も激しかつた戦役である。源氏も平氏も何れも皆公卿であつて、皇室の末裔であつた。兩家の争闘の初期に於ては、平氏がすべて優勢であつた。如何なる權力と雖も、平氏が敵なる氏族を撲滅するのを妨げることができないと考へられた。併し運命は遂に源氏の方に向つて來て、一一八五年壇の浦に於ける有名な海戦で、平氏は滅亡してしまつた。

その時から源氏の攝政むしろ將軍の治世が始まつた。『將軍』と云ふ稱號は、ロオマの兵語イムペラトルの如く、もとは單に總司令官の意味であつたと、私は別の處で述べたことがあつた。然るに今やそれは、文武兩様の主權者——國王中の國王——たる二重の資格に於て、事實上最高の統治者の稱號となつたのである。源氏が權力を獲得した時から、將軍政治の歴史——武權優越の長い歴史——は實際に始まつた、爾來下つて明治の現代に至

る迄、日本は實際に二人の皇帝を戴いてゐた。即ち一方に天皇或は神の化身は、種族の宗教を代表し、今一つの眞の大元帥は、行政上の諸權を行使してゐた。併し誰れも強力に依つて、少くともあらゆる權威の源である日嗣ぎの御位を侵さんと冀ふ者はなかつた。攝政則ち將軍もその御位の前には頭を下げた。神性は篡奪さる可くもなかつたのである。

併し壇の浦の戦の後にも、平和はつづいて來なかつた。源平兩家の大争鬭に依つて始まつた氏族の戦ひは、さらに五世紀間も、不規則な間隔を置いては、續いて行はれ、國家は四分五裂の有様になつた。のみならず源氏も高價な犠牲を拂つて獲得した最高權を、永く獨占し得なかつた。北條氏の一族にその政權を代理せしめたので、彼等は、丁度藤原氏が平氏に其の位置を奪はれた如く、北條氏のために取つて代はられてしまつた。源氏の將軍にして實際上の政權を執つたものは、僅に三人のみであつた。第十三世紀を通じて、否其の後も尙ほ少時は、北條氏が此の國を治めた、而して注意すべき事は、これ等の攝政は、決して將軍の名稱を名のらず、單に將軍の代理職なりと稱してゐた事である。かくして源氏が鎌倉に一種の宮廷をもつて居たのであるから、一見三頭政治があつたわけである。併しそれ等は單に影の中に消えてしまひ、『影法師將軍』或は『傀儡將軍』と云ふ意味深い稱呼で記憶されてゐる。併しながら、北條氏の行政は、異常な才幹と絶倫なる精力の人々

に依つて行はれたので、決して影の如き空虚なものではなかつた。天皇にせよ、將軍にせよ、彼等のために用捨なく、讓位追放に處せられた。將軍職の無力であつた事は、七代目の北條執權職が、七代目の將軍の職を免ずる時、將軍を其の家に送りとどけるに當つて、轎の中に倒さに吊るして運んだと云ふ事實から推斷し得られよう。にも拘らず、北條氏は、幽靈の將軍職を一三三三年まで、そのままにつづけさせた。其の手段に不謹慎な點があるにせよ、これ等の執權が有能の統治者であつたことは、一二八一年のキュプライ汗の有名な侵略——の如き大事變に際して、救國の任に堪ふるの實力を示した事に依つて知られる。國家の神社に捧げられた祈願に答へて、敵艦隊を打ち沈めたと傳へられる幸運な大風（神風）に助けられて、北條氏は此の侵入者を驅逐することができた。併し北條氏も、内亂を鎮定するには成功しなかつた——特に騒がしい佛教の僧侶に依つて起こされた亂には不成功であつた。第十三世紀に、佛教は發達して一大武力となつた、——不思議にもヨーロッパ中世紀の戰鬭教會チャプチミタントに似て居る、僧兵、戰鬭僧正の時代とても云ふのである。佛教の僧院は、武装した人々で一杯になつて居た城塞と化した。佛教の脅威は一度ならず、宮廷の聖い離隔した處まで恐怖をもち込んだ。源氏一統の先見の明をもつて居た創設者なる賴朝は、當初佛教に軍事的傾向のあるのを看取し、すべての僧侶が武器を携へ、若しくは武

装した家人を養ふことを嚴禁して、かくの如き軍事的傾向を阻止しようとして企てた。然るに彼の後繼者達は何れも、かくの如き禁令を勵行することを怠つたので、其の結果佛教の武力的勢力は、非常に急速に發達し、爲めに機敏なる北條氏と雖も、これに對抗し得るや否や頗るその實力に就いて疑ひを抱いたのであつた。結局此の勢力は、北條氏に非常な頼みを與へることになつた。第九十六代のみかど後醍醐天皇は、北條氏の專横に反抗するの勇氣を振ひ起こし、又佛教の僧兵は天皇に味方をした。天皇は脆くも敗れ、隱岐の島に逐はれ給うた。併し天皇の大義は、やがて永年執權の專制に憤激して居た有力なる領主達に依つて、擁護せられた。これ等の領主達は勢力を集め、逐はれた天皇を取りかへして舊に復し、力を協はせて執權の首府たる鎌倉に、必死の攻撃を試みた。鎌倉は襲撃され焼燼された。そして北條氏の最後の統治者は、勇敢に防戦したが遂に及ばず、腹搔き切つて果てた。かくの如くして、將軍政治と執權職とは共に一三三三年に滅亡した。

かくして一時、行政上の全權はみかどの手に復歸した。天皇御自身にとつても、又日本の國にとつても、不幸なことには、後醍醐天皇の性格が、餘りに弱きに過ぎたため、此の得難き大事な機會を有利に用ふることができなかつた。天皇は、御子を將軍に任命して、

すでに無くなつた將軍職を再興した。天皇は、優柔不斷で、忠義と勇氣とによつて、自分を舊の位に復さしめてくれた人々の功績を無視し、かへつて愚かにも、當然恐れて然るべき人々の勢力を強大にするやうな事をした。其の結果として、日本歴史中の、最も重大なる政治的危機、即ち皇室そのものの分裂を招致したのであつた。

北條執權の傍若無人な專制は、かくの如き事件の起り得べき道を作つたものであつた。第十三世紀の晩年には、京都に、正統なみかどの他に、三人も廢帝が居られた。されば皇位繼承の争ひを招致するのは容易な事であつた。そしてこの事は、後醍醐天皇が不覺にも特別の恩寵を與へられた二心ある武將足利尊氏に依つて果たされたのであつた。足利は既以後醍醐天皇の復位を助けるために北條に反き、次いで彼は政權を握らんがためには後醍醐天皇の御信任をさへ裏切らんとしてゐたのである。天皇がこの奸計に氣づかれた時は既に遅かつた。そして軍隊を足利に向け給うたがそれは敗られてしまつた。それからなほ紛争のあつた後、足利は首都を占有し、後醍醐天皇を二た度流謫し、その仲違ひの天皇を立て、新しい將軍職を設立した。ここに於て始めて、皇室の二派は、それぞれ有力な領主達に支持せられて、繼承權を争つた。後醍醐天皇を尙ほ實際の代表者とした一派は、歴史上



南朝として知られ、それを日本の歴史家は唯一の正統派としてゐる。他の方は北朝と呼ばれ、京都にあつて足利一族の勢力に依つて支持せられてゐた。一方、後醍醐天皇は、佛教の僧院に難を避けられ帝國の國璽を保持して居られた……。爾後五十六年間、日本は二方面のみかどを戴いてゐたのである。その結果として生じた亂脈は、國家の保全を危からしめたのであつた。孰れの天皇が正しい權利を有つて居られたかを決定する事は、人民にとつて、容易な事ではなかつたであらう。それ迄は天皇の一身は國家の神性を代表し、宮廷は國家の宗教の宮と考へられてゐたのである、それ故、足利の篡奪者に依つて始められたこの分裂は、現社會が依つて以て建立されたる全傳統の破壊に外ならなかつた。混亂は益々甚だしく、危険は愈々増し來たつて、終には足利氏自身も驚いてしまつたのである。ここに於て足利一族はこの苦境を切り抜けんとして、南朝の五代のみかど、後龜山天皇を説き奉り、國璽を時の北朝のみかど、後小松天皇に譲り給ふやうにと願つた。これが一三九二年に實行されて、後龜山天皇は退帝としての稱號を贈られ、後小松天皇が正統の天皇として國民から認められる事になつた。然し北朝の他の四人の天皇の御名は、尙ほ公儀の表からは除かれてゐる。

足利將軍は、かくしてこの非常な危機を脱し得たのである。然し、一五七三年迄續いたこの武力主宰の時代は、尙ほ日本歴史に於ける最も暗黒な時代たることを免れなかつた。足利氏は十五人の統治者を置いて國政に當たらしめたが、その中には有能な士も多くあつた。彼等は産業を奨勵し、文藝の發達に務めた。然し平和をもたらず事は出来なかつた。争ひが後から後からと起つた、そして領主達は將軍の命に服せず、互に干戈を交じへた。首都は亂れて、恐怖の狀を呈し、宮廷の貴族達は逃れ出て、自分達を保護して呉れる力のある大名の許に走らなければならぬ程になつた。盜賊は全國到處に出没し、海賊は海を脅かした。將軍自身も支那に貢物を捧げるの屈辱を受けなければならなかつた。終には農業も商工業も、有力な領主の領土以外では存在しなくなつてしまつた。各地方は荒廢し、饑饉と地震と疫病との恐怖は、絶え間なき戰亂の慘苦に加へられた。貧困の一般であつた事は、後土御門として歴史に知られてゐる天皇——天津日嗣の第百二代なる——が一五〇

〇年に崩御された時、大葬費が支出されなかつたため、その御遺骸が四十日も、宮廷の入口に止め置かれてゐたと云ふ事實から、最もよく想像される事と思ふ。一五七三年迄、この慘狀はつづいた。そして將軍職はその間に無力無能に墮落してしまつた。その時一人の強健な武將が起つて、足利家を亡ぼし、支配の權を握つた。この篡奪者は織田信長で、その篡奪は非常に要求されて居たものであつた。若しこの篡奪が起こらなかつたなら、日本

は遂に平和時代に入らなかつたであらうと思はれる。

何となれば、五世紀以來平和と云ふものはなかつたからである。天皇も、執權も、將軍も、全國にその統治を確立する事は出事なかつたのである。何處かで、終始氏族同志は互に戦争をして居た。第十六世紀の頃には、一身の安全なるものは、僅に、保護を與へる代償として自分の欲する處を行ひ得るやうな有力な武將の、その保護の下にあつてのみ得られるのであつた。皇位繼承の問題——第十四世紀の間殆ど帝國を碎破した——は無法な黨派に依つて何時再び起ころぬものでもなかつた。そしてその結果は恐らく文化を滅ぼし、國民を強ひてもとの野蠻な状態に戻すのであつた。この時程日本の將來が暗黒であつた時はなかつたのであるが、その時突然織田信長が帝國に於ける最強者として顯はれ、これ迄一人の頭首に服従したもののうちの尤も恐るべき軍隊の主將となつたのである。信長は神道の神官の末裔であるが、何よりも先づ愛國者であつた。彼は將軍の名稱などはほしがらなかつたし、又それを受けもしなかつた。彼の望みはこの國を救ふ事であつた。彼は、この希望を達するには、何うしてもあらゆる封建的の力を一つの支配の下に集中し、法律を強制する他はないと考へた。この集中をなし遂げる方法と手段とを探し求めた結果、彼は、先づ最初に除かなければならない障害の一つは佛教の戦闘力——北條執權の下に發達した

封建的佛教、特に強大なる眞宗、天台宗に依つて代表されるそれ——に依つて創られた障害であることを察知した。この兩宗派は既に信長の敵に助けを與へて居たのであるから、争ひの口實を得るのは容易な事であつた。それで彼は先づ天台宗を相手として向つた。戦争は猛烈な勢ひを以て行はれ、比叡山の僧院なる城塞は襲撃せられ全滅せしめられ、僧侶は盡く皆その門徒と共に刃にかけられた——女子供に至る迄も少しの慈悲も加へられなかつた。元來信長の性質は残忍ではなかつた。然しその政策は嚴酷であつた。そして、如何なる場合に、又何故に強烈な攻撃を加ふべきかを知つて居た。この虐殺以前に於ける天台宗の強大であつた事は、比叡山で焼かれた僧院の數が三千もあつたと云ふ事實を以て想像し得られるであらう。大阪に本山を有つてゐる東本願寺の眞宗派も、それに劣らず勢力があつた、そして今の大阪城の立つて居る所を占めてゐたその僧院は、國中最強の城塞の一つであつた。信長は幾年か待つて居たが、それはただ攻撃の準備をするためであつた。僧兵はよく防戦した、この包圍中に五萬の生命が失はれたと言はれて居る。しかも天皇親らの御仲裁が、確にこの要塞の襲撃と城壁内の人々の殺戮とをとどめ得たのであつた。天皇に對する尊崇の念から、信長は眞宗僧侶の生命を助ける事を承諾し、彼等僧侶は只だ所有を沒收せられ、分散せしめられただけで濟んだが、その勢力は爾來永久に碎かれたので

あつた。佛教をかく有功に挫き果したので、信長はその注意を互に相争つて居る氏族の方に向ける事が出来た。この國民がこれ迄生んだ最大の武將等——秀吉及び家康——の支持を得て、彼は更に進んで平和と秩序とを敷かうとした。そして彼の雄圖が正に成らんとした時、一人の家臣の復仇的謀反のため、彼は一五八二年に敢へなく最期を遂げた。

その血管に平氏の血を有つてゐた信長は、根本的に貴族であつて、行政に就いては、その大宗族の有して居た才能を繼承し、外交のあらゆる傳統を體得してゐた。彼のための復仇者であり且つは後繼者であつた秀吉は、信長とは全く異つた型の武人であつた、彼は一農夫の子であつたが、その鋭敏と勇氣と、自然に備つた武藝の技と、戦争の掛け引きに對する生まれながらの才能とを以て、その高位を勝ち得た訓練を経ざる天才であつた。信長の雄圖に對して、彼は常に同情をもつて居り、そして實際その雄圖を遂行した——彼に關白の位を授け給うた天皇の名に於て、南北に互つて全國を平定したのである。かくして全國の平和は一時打立てられた。然るに秀吉が集め且つ訓練した大武力はやがて制御し難いものとなる徴候を現はし始めた。ここに於て彼は彼等に仕事を與へんがために、朝鮮に對し理由なき戦ひを宣し、それに依つて支那征服を果たさんと希望した。朝鮮との戦争は一五九二年に始まり、一五九八年迄不満足な状態て長引き、その年に終に彼は歿したのであ

る。彼は正に不世出の偉大なる武人である事を示したが、最良なる統治者の一人ではなかつた。朝鮮征討も、若し彼が自分親ら、その事に當つたならば、もつといい結果が獲られたかも知れないのである。事實は、その戦争は兩國の力を消耗せしめただけであつた。そして日本は奈良の『耳塚』——それは外國の殺された者の頭を鹽漬けにして、それから切り取つた三萬對の耳を、大佛の御堂の境内に埋めて、その場所を明示したものである——を除けば、海外に高價を拂つて得た勝利として、他に殆ど示すべきものを有つて居なかつたのである。

次いで權力の位置のなくなつた場所へ入つて行つたものは、日本に生まれた最大の偉人——徳川家康であつた。家康は源氏の嫡流で、何處までも貴族の人であつた。秀吉を一度敗つた事もあつた程で、武人として彼は秀吉に劣つては居なかつた、——然し彼は武人以上の人物であつた。則ち彼は達觀の經世家であり、絶倫の外交家であり、更に學者とも言はるべき人であつた。冷静に、慎重で、權謀あり、——疑ひ深くしかも寛容に、——嚴格にしてしかも情味あり——その天才の廣く且つ多様なるは、ジュリアス・シーザアに對比するも敢て劣るとは言はれなかつた。信長や秀吉が爲さんと欲して爲し得なかつた處を、家康は迅速に完成した。『異國にさまよふ亡靈となるやうに』——則ち祀られざる靈魂の

状態で——朝鮮に軍隊を残して置かないやうにといふ、秀吉臨終の命令を果たした後、家康は自分の支配權に抗議するために結束した諸侯の同盟に面を向けなければならなかつた。關ヶ原の激戦は、彼を全國の元首とした。それで直に彼は、自分の權力を鞏固にし、武權政府の全機關を、微細に亘つて完成すべき手段を講じた。將軍として、彼は大名制度を改造し、封地の大部分を、自分の信賴し得る者の間に分かち、新しい武權階級を設け、且つ大藩主の勢力を、殆ど謀反の出来ないやうに秩序を定めてこれを平均した。後には大名達は自分の他意なき所行に對しては保證をさへ差し出す事を要求された。則ち大名は一年中の或る期間を、將軍の首都で過ごし、その残りの期間は人質として、その家族を残して置かなければならなかつた。行政全體が簡潔にして賢明なる企畫の上に建て直された。事實、家康の法律は彼が非凡な立法家であつた事を證明して居る。ここに日本歴史上始めて國民は完成されたのである——少くとも社會的單位の特質が、それを可能ならしめた限りに於て、完成されたのである。この江戸の建設者の勸告した事は代々の後繼者の從ふ所となり、又一八六七年迄續いた徳川將軍家は、國に十五人の武權の主君を與へたが、その下に日本は二百五十年の間、平和と繁榮とを享有し得たのである。そして社會はかくしてその獨得の型の最大限度迄發展する事が出来たのである。産業や藝術は新しく驚くべき程に發達し、

文學は立派な後盾を得たのであつた。國家の祭祀は大事に支持され、第十四世紀に國を殆ど危殆に瀕せしめたかの皇位繼承の争ひの、再び起る事を防ぐためには、あらゆる慎重な注意がとられたのである。

註 江戸に義務的在任(參勤)の期間はすべての大名に對して同一ではなかつた。或る場合にはその義務は六箇月に及び、また或る場合には一年置きに首府に居る事もあつた。

吾人の見た如く、日本に於ける武力的統治の歴史は、信賴するに足る歴史の始ど全期間を包含して、近代に迄至り、國民的完成の第二期を以て終つて居るのである。最初の第一期は、諸氏族が初めて最大なる氏族の主長の指導を受け容れた時に始まつた、——爾後この主長は天皇として、最高の司祭として、最高の審判者として、最高の司令官として、且つ又最高の長官として尊敬されて居た。この族長的王國の下にあつた最初の完成の出来るまで、どれ程の時日が要せられたか、それは解らない、併し二頭政治の下にあつた後の完成が、優に一千年以上を占めてゐたことは既に述べた通りである……。今や注意すべき異常な事實は、これ等の世紀を通じて、皇室の祭祀はみかどの敵すらも大事にこれを守つて來たと云ふことである。みかどは、國民的信仰の唯一の正統なる統治者であり、天子則ち

『天の子息』——天皇則ち『天の王』である。騒亂の各時代を通じて、日の子孫は國民的禮拜の的であり、又其の宮殿は、國民的信仰の神社であつた。偉大なる武將は、或は天皇の意思を制肘した場合もあつた、併しそれにも拘らず、彼等は自分自身を神の化身の禮拜者であり、奴隸であるとしてゐた。そして法令を以て宗教を悉く廢棄してしまはうといふやうなことを考へる者もなかつたと同様に、皇位を占奪しようといふやうな事を考へるものもなかつたのである。ただ一度、足利將軍の專横なる愚擧に依り、宮廷の祭祀は甚だしく阻害されたこともあつた。そして皇室の分裂から起つた社會上の地震は、篡奪者等をして、その過失の如何に大なるかを思ひ至らしめた……。萬世一系の皇位、皇室禮拜の連續たる繼續のみが、家康をしてすらも、社會の融和し難き諸單位を纏めて、鞏固にする事を得せしめたのであつた。

ハアバアト・スペンサアは、社會學の徒に次の事を認めるやうに教へた、則ち宗教的な王朝は異常な永續性を有つてゐる。それは變化に抵抗する異常な力を有つてゐるからである。然るに武力的王朝は、その永續性が主權者の個性に據るので、特に崩れ易いのである。日本皇室の偉大なる永續性は、單に武力的支配を代表する幾多の幕府や執權府の歴史と對照して、この説を最も著しく説明してゐる。二千五百年を振り返つて見る時、吾々は

皇位繼承の連續たるを辿り、終に過去の神祕の中にその姿を没するに至るのを見るのである。茲に吾々は宗教的保守主義の本來の特質である、あらゆる變化に抵抗する絶大な力の證據を見る次第である。それと共に一方に、幕府や執權府の歴史は、何等宗教的基礎を有たず、従つて何等宗教的凝集力を有たない制度の、崩壞に至る傾向をもつて居る事を證明して居る。藤原氏の統治の、他に比較して著しく繼續した事は、藤原氏は武力的と云ふよりも、寧ろ宗教的貴族であつたと云ふ事實に依つて説明され得るであらう。家康が工夫した驚異すべき武力的構造すらも、異國の侵入がその避くべからざる崩壞を早めた以前、既に衰退し始めてゐたのである。

## 忠義の宗教

『社會學原理』の著者は曰ふ、『武權專制の社會は、自分等のその社會の勝利を以て、行動の最高目的とする一種の愛國心を有する必要がある。彼等は權力者への服従心の源泉である忠義の心を收攬して居る必要がある、——而して、彼等の従順なるがためには、彼等は充分なる信仰を有たなければならぬ』と。日本人の歴史は鞏固にこの眞理を例證してゐるものである。いづれの他の人民の間にあつても、忠義の念が、この國民以上に感銘を與へるやうな且つ異常な形を採つた事は未だ曾てない事である、又いづれの他の人民の間にあつても、その服従心がこれ以上の信仰を以て培はれた事はない、——信仰とは祖先の祭祀から出た信仰である。

讀者はお解りの事と思ふ、如何にして孝道の教へ——服従に就いての家族的な宗教なる孝道——が社會の進化と共に擴がり、且つ頓てそれが分かれて社會の要求した政治的服従並びに戰將が求めた軍事的服従——その服従はただに従順の意のみでなく、情をこめたる従順であり——責任の感のみでなく、本分を守るといふ情である——となるかを了解された事であらう。その起原から考へて、かくの如き本分を守るといふ服従はその本質上宗教的である、そして忠義の感に表はれた場合、それは尙ほ宗教的性質を有つてゐる——一種の自己獻身の宗教の不斷の表明となつてゐる。忠義の感は早く武人の歴史の中に發達して居て、吾々は最古の日本の年代記の中に、その感動すべき例を見るのである。吾々はまた恐るべき話を知つて居る——自己犠牲の話。

家臣はその天孫である領主から總てのもの——理論上計りてなく實際に、則ち持物、家庭、自由及び生命を——貰つて居た。これ等の物の一部又は全部を、家臣は領主のためには、要求に應じて苦情を言はずに、提供しなければならなかつた。而して領主に對する義務は、自家の祖先に對する義務と同様、主人が死んでもなくなるものではなかつた。兩親の亡靈がその生きて居る子供達に依つて食物を供へられる通りに、領主の靈魂も、その在世中直接その服従して仕へてゐた人々に依つて禮拜を以て奉仕されるべきであつた。統治者の靈魂が、何等従者を伴はずして、只だ一人影の世界に入つて行く事は、許すべからざる事であつた。少くともその生存中仕へてゐた者の幾人かは、死んでその人に従はなけ

ればならなかつた。かくの如くして上古の時代には生贄の習慣——初めは義務的に、後には任意的に行つた——が起つたのである。前章にも述べた通り、日本では生贄なるものが、大きな葬式には缺くべからざるものであつた、それは第一世紀頃迄残つてゐたが、その頃から始めて焼いた粘土の人の形（埴輪）なるものが公然の犠牲に代つたのである。この義務的殉死、則ち死を以てその主君に従ふと云ふ事が廢止されて後も、自己の意志から出た殉死なるものは、第十六世紀に至るまで存続し、それが武權に伴なふ風俗となつた事は、既に述べた所である。大名が死んだ時には、十五人や二十人の家臣が腹を切る位の事は普通の事であつた。家康はこの自殺の習慣を禁止しようとした。その事は彼の有名な遺訓の第七十六條に次のやうに述べられてゐる——

主人死而其臣及殉死事非無古例其聊以無其理君子已誹作備直臣は勿論陪臣以下迄堅可制之若違背せは却非忠信之士其跡沒收して犯法者の鑑たらしむへき事

家康の命令はその家臣の間に殉死の風をなくさしたが、その死後にはつづいて行はれた、むしろ復活した。一六六四年、將軍家は訓令を發して、何人を問はず殉死をなした者の家

族は罰せられる旨を闡明し、實際將軍はそれに熱心であつた。則ちこの訓令を右衛門之兵衛なるものが侵して、その主奥平忠正の死に際し切腹した時、政府は直にこの自殺者の家族の土地を沒收し、その二人の子息を死刑に處し、他の者を流罪にした。現在の明治の世にさへ殉死は屢々行はれはしたが、徳川幕府の決斷的な態度は、大體に於てその實行を阻止し得たのである、それで後には最も忠烈な家臣も、宗教を通じてその犠牲を行ふことを通則としてゐたのであつた。則ちはらきりを爲さずに、家臣はその君主の死に際して頭を剃り、佛門に入るやうになつたのである。

殉死の風は日本の忠義の念の只だ一面を表はしたものに過ぎない。殉死の他に、よしそれ以上とは言はれないまでも、それと同様に意義の深い風習があつた。——例へば、殉死としてではなくて、武士の教訓の傳統から要められた自己に被らす處罰としての武人一流の自殺の習慣の如きがそれである。處罰の上の自殺としての、はらきりを禁ずる明白なる理由から成る立法上の法令はなかつた。かかる自殺の形式は上代の日本人の知らない事であつたらしい、蓋しそれは他の軍事上の慣習と共に、支那から傳來したものであるかも知れない。古代の日本人は縊死に依つて、自殺を行ふのが普通であつた事は、『日本紀』の

證明する所である。腹切を一つの風習として又特權として始めたのは武人階級であつた。以前は、敗軍の將や、包圍軍の強襲にあつた城塞の守將は、敵の手に落ちるのを避けるために自盡した、——それは現在に至る迄残つてゐた習慣である。武士に死刑の辱を受けさせる代りに切腹する事を許した武人の慣習は、第十五世紀の終り頃に、一般に行はれるやうになつたと考へられる。爾後武士は一言の命令で自殺するのが、當然の本分となつた。武士は總てこの規律的な法律に従はせられ、地方の領主と雖もこれを免れる事は出来なかつた。そして武士たるものの家族では、子供等は男女共に、自分一身の名譽のためか、或は君の意志でその要求のあつた場合、何時でも自殺の出来るやうに、その方法を訓へられてゐた……私は言つて置くが、婦人ははらきりてなく、自害をした——委しく言へばただ一突きて動脈を斷ち切るやうに短刀で咽喉を突く事である……切腹（はらきり）の儀式の詳細の事に就いては、それに關する日本文をミットフォード氏が翻譯したものに依つて充分よく知れ互つてゐる故、私はその事に觸れる必要はあるまい。ただ記憶すべき重大な事實は、武士（さむらい）たる者の男子や婦人に、何時でも劔を以て自殺の出来るやうに、心がけてゐる事を要求したのは名譽と忠義の心とのためであると云ふ事である。武士に取つては、あらゆる破約（有意的にせよ無意的にせよ）、難かしい使命を果たし得なかつた事、

見苦しい過失、否、君主から不機嫌な一瞥を受けただけでも、はらきり、則ち好んで難かしく言へば、漢語で言ふ切腹の充分なる理由になつた。高い位の家臣の間では、君主の非行に對して、それを正しくする、あらゆる手段が盡きた時、切腹に依つて諫めると云ふ事が、矢張り一つの本分であつた——その雄壯な風習は、事實に基づいた幾多の人氣ある戯曲の主題となつて居る。武士階級の結婚した婦人の場合は——直接に關係あるのはその夫に對してであつて、君主に對してではないが——戦時に於て名譽を維持する手段として、大抵は自害の方法を取つた。尤も時には、夫の死後その靈に貞節を誓ふために爲された事もあつたが。處女達の場合に於ても同様であつた。その理由に至つては異なる所がありはしたが、——武士の娘達は往々貴族の家庭に召使として入つたものであるが、その家での残酷な陰謀は容易に娘達の自殺を招致し、若しくは又君主の奥方に對する忠義の念が自殺を要める事もあつた。召使としての武士の娘は、普通の武士が領主に對すると同じやうに、親しくその奥方に忠節を盡くさなければならなかつた。されば日本の封建時代には幾多の雄壯な女が居る次第である。

註 日本の道學者益軒は悠ういふ事を書いた、『女には領主なし、女はその夫を敬ひ、夫に服従すべし』と。



極古い時代には死罪に處せられた役人の妻たるものは、自殺するのが習慣となつて居たらしい——古代の年代記にはその例が澤山ある。併しこの風習は恐らく幾分古代の法律に依つて説明される、則ちその法律は、事件とは關係なくして、罪人の家族は、その罪に對して、罪人自身と同じ責任を有するものとしてゐたからである。併し又夫を失つた妻が、失望のためではなくて、他界まで夫に従ひ、生存中と同じやうに夫に仕へようとする願ひから、自殺をするのは、また正に極めて當然な事であつた。死んだ夫に對する舊い義務の觀念をあらはす女の自殺の例は、最近にもあつた事である。かくの如き自殺は尙ほ昔の封建時代の規則に従つて爲される——この場合女は白装束をする。最近の支那との戦争の時に、この種の驚くべき自殺が一つ東京に起つた、その犠牲者は戦死した淺田中尉の妻であつた。彼女は僅二十一歳であつた。彼女は自分の夫の死を聞かぬや、直に自分の死の用意にかかつた——昔の慣例に従つて親戚の者に別離の狀を書き、身の廻はりの始末をつけ、家中を綺麗に掃除して、それから彼女は死の装束を身につけ、客室の床間に向つて筵を敷き、夫の寫眞を床間に飾つて、その前に供物をあげた。用意が萬端整ふと、彼女は寫眞の前に坐つて、短刀を取りあげ、そして見事な一突きを以て、咽喉の動脈を斷つたのである。

名譽を維持するために自殺するといふ義務の他に、武士の女子にとつては、道徳上の抗議として自殺をする義務があつた。既に述べた如く、最高なる家臣の間には、君主の非行に對する諫告として、あらゆる説得の手段もその効果のなかつた時、はらきりを行ふ事は、一つの道徳上の義務であると考へられてゐた。さむらひの婦人——自分の夫を、封建的な意味での君主と思へと訓へられてゐる——の間では、夫の不名譽な行ひに對して、忠言や諫告をしてもそれを夫が聽き入れない場合、自分の本分を表白するために自害する事は、一種の道徳的義務とされてゐたのである。かくの如き犠牲を獎勵する所の妻たる者の義務に就いての理想は今尙ほ残つてゐて、道徳上の非行を叱責するために生命を惜しげもなく投げ出した例は、最近に於ても一つならず擧げられる。一八九二年、長野縣に於ける地方選挙の時に起つたものは、恐らく最も感動を與へる例であらう。石島といふ名のある物持ちの選挙人が、或る候補者の選挙に立派に助力すると公約した後、寝返りして反對黨の候補者を援助した。この約束の破棄を聞かぬや、石島の妻は、白装束に身をかため、昔のさむらひの仕方に従つて自害し果てたのである。この剛氣な婦人の墓は、尙ほその地方の人達に依つて花を以て飾られて居り、その墓石の前には香の煙が絶えない。

命令に依つて自らを殺す事——忠義なさむらひの夢にも疑はなかつた一つの義務——も、

同じく十分に一般から認められてゐた尙ほ一つの義務、則ち君主のために自分の小兒や妻や家を犠牲にすると云ふ事に比べれば、遙かに容易な事と考へられたらしい。然るに日本の有名な悲劇には、大名の家臣や一族のものが爲したかかる犠牲に關する事件——主君の子供を救ふために自分の子供を殺した男や女——に關したものが多し。且つ多くは封建の歴史に根據を有つたこれ等の、劇的作物には、事實が誇張されてゐることだらうと考へるべき理由は一つもない。勿論、これ等の事件は劇の場面に適するやうに、仕組みをかへ、擴大されては居る。併し昔の社會を示した、大體の光景は、過去の現實よりも寧ろ陰慘でないのである。人々は今尙ほ此の種の悲劇を好む、そしてそれ等の戯曲文學に就いての外國の批評家は、流血の所だけを指摘し、それを血腥い場面を好む國民の性質として——この人種が本來もつて居る残忍性の證據として——これを解釋するのを常とする。併し私に考へる所では、この昔の悲劇を好むと云ふ事は、寧ろ外國の批評家が何時も努めて無視せんとする所のもの——この人民の深い宗教的性向——の證據なのである。これ等の芝居は尙ほ喜ばれてゐる——それはその芝居の恐ろしさの爲めてなく、その道德的教訓の爲めてある——犠牲と勇氣との義務、則ち忠義の宗教の表現の爲めてである。それ等の芝居は則ち最高の理想に對する封建社會の犠牲殉難の精神を表はして居るのである。

註 その適例として東京の長谷川に依つて出版された見事な繪入の戯曲『寺小屋』の翻譯を見よ。

この封建社會を通じて、忠義に關するこの同じ精神は、いろいろな形で表白されて居た。さびらひがその領主に對する如く、弟子はその親方に對して、番頭はその店の主人に對してと云ふ風なのである。到る處に信任があつた。何故なら到る處に、主人と召使の間の相互の義務といふ同じ感情があつたからである。いづれの商賣も何れの職業も忠義の宗教を有つてゐた——則ち、一方では、必要の場合絶對的の服従と犠牲とを要求し、他の一方では、親切と扶助とを要求した。而して死者の支配がすべてのものの上にあつたのである。

親或は君主を殺害したものに復讐をするといふ社會上の責任は、この親又は君主のために死ぬといふ義務と同様に、その起原の古いものであつた。確定した社會がまだ出來なかつた時代に於てさへ、この義務の存して居たことは認められる。日本最古の年代記には、復讐の義務の例が澤山にある。儒教はより以上にこの義務を確認した——則ち人にその君主、親、若しくは兄弟を殺した者と『同じ天の下に』生きて居る事を禁じ、且つ近親若しくはその他の關係の等級を定め、その等級の内にあるものに取つては、復讐の義務が避くべからざる事とされて居たのであつた。儒教は早くから日本の支配階級の道德となり、最

近に至る迄さうであつた事は記憶して置くべき處である。儒教の全組織は祖先禮拜の上に立てられ、殆ど孝道の教への擴大完成に他ならぬものであつた事は、私のすでに他の條下で述べた處である。それ故この教へは日本の道德の實際と完全に一致したものである。日本に武權が發達したにつれて、復讐に關する支那の法典は遍く認められるやうになり、後世に至つては法律上からも慣習上からも支持されるやうになつた。家康自身もそれを支持した——仇討をしようとする者は、先づ届書を書いて地方の刑事法廷にそれを差し出して置くといふ事だけを條件として。この事に關する個條の原文は興味あるものである——

主父之怨寇は爲レ報<sub>レ</sub>酬<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>共不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>戴<sub>レ</sub>天聖賢も許<sub>レ</sub>之有<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>讎<sub>レ</sub>者は記<sub>レ</sub>決斷所帳面<sub>レ</sub>究<sub>レ</sub>年月<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>其志<sub>レ</sub>然共重敵討は堅可<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>但帳外之族は狼藉同然<sub>レ</sub>刑宥可依<sub>レ</sub>其品<sub>レ</sub>事

註 若しくは偽善的狼族 *hypocritical wolves* といふ——詳しく言へば、正當な復讐といふ口實を以て自分の罪惡を免れんと欲する野獸の如き殺害人の意。(この翻譯はラウダア氏の手になるもの)

兩親でも近親の者でも、君主でも師匠でも、そのために何人かが復仇してやるべきであつた。随分多數の有名な小説や戯曲は、婦人に依つて爲された復讐の題目を扱つてゐる、

そして又實際被害者の家族の中に、その義務を果たすべき男子の無かつた場合には、婦人や又は子供迄もが、復仇者となつた例は往々あつた事である。弟子もその主人のために復讐をした、又刎頸の友人同志も、互ひのために復讐してやらなければならなかつた。

何故に復讐の義務が肉身の親族の範圍に限られてゐなかつたかと云ふ事は、勿論、その社會の特殊な組織から説明され得るのである。吾々の既に見た如く、その族長的家族は一種の宗教的團體であり、また家族の結び目は自然の愛情から出た結び目でなく、祭祀に依る結び目であつたといふ事は、既に言つた處である。又一家の組合(小社會)に對する關係、組合の氏族に對する關係、並びに氏族の部族に對する關係は、同様に宗教的關係であつた事も既に述べた處である。この必然な結果として、古い復讐の慣習は、血縁責任であると共に、家族、組合及び部族の祭祀から生ずる責任に依つて定められ、更に支那道德の移入、武權状態の發展と共に、義務としての復讐の思想は、廣い範圍に及んだのである。養子や義兄弟と雖も、その責任の點では實子や血縁の兄弟と同じであつた。又師匠はその弟子に對して、父と子との關係に立つてゐた。自分の實の親を打つ事は、死に値する罪であつた。その師匠を打つ事も、法律の前では、同じ罪とされてゐた。この師匠が父としての尊敬を受くる資格に就いての思想は、支那傳來のものであつた。則ち孝道の義務を「精

神上の父』へ擴大したものである。この他にもかかる擴大があつた、そして日本にせよ支那にせよ、すべてこれ等の事の起原は、等しく祖先禮拜にまで溯られるのである。

さて、日本の古い風俗を取扱つたいづれの書物でも、未だ正當に主張せられた事のないのは、敵討（かたきうち）は本來宗教的意義を有つてゐると云ふ事である。古い社會に於て成立して居た仇討のあらゆる慣習が、宗教に起原して居るといふ事は、勿論、よく知られてゐる、併し日本の仇討に對しては、その宗教上の性質を、現時に至る迄變はる事なく保持してゐたと云ふ事實の點に於て、それが特殊な興味をもつて居るのである。かたきうちは眞に死者への一種の慰安贖罪の行爲であるが、それは仇討が果たされた場合の儀式——敵の首を慰安贖罪の供物として、仇を討つて貰つた人の墓の上に置く事——に依つて證明される。この儀式の中の最も感動を與へる特徴の一つは、以前に行はれた事であるが、仇討をして貰つた人の亡靈に向つて爲される報告であつた。時にはそれは只だ口づから話しかけられるだけであつたが、また時にはそれが文筆を以て書かれ、その文書が墓の上に残された事もあつた。

吾が讀者で、ミットフォード氏の非常に面白い『舊日本の話』や、その『四十七士』の實話の翻譯を知らない人は恐らく無いであらう。併し果たして多くの人々は、吉良上野之介の斷られた首を洗ふ事の意義、又は故藩主のために復讐する機會を長い間待ち睨つて居た勇敢なる人々が、彼に捧げた報告の意義を認めて居るか、どうか、私は疑ひを抱いて居るものである。この報告、それを私はミットフォード氏の譯文から引用するが、この報告は淺野侯の墓前に供へられたものである。それは泉岳寺と云ふ寺に今尚ほ保存されてゐる——

元禄十五壬午の年十二月十五日、只今面々名謁申す通 大石内藏  
助を始て御足輕寺坂吉右衛門迄、都合四十七人進死臣等、謹奉告亡  
君之尊靈、去年三月十四日尊君刃傷吉良上野介殿之御事、私共不奉  
存其仔細、然所尊君者御生害、上野介殿は御存命、御公裁之上は、  
我等共如斯之企非尊君之御心、而却而御怒り奉恐入候得共 我等共に  
君之食祿申、共に天不戴之義難默止、共に不可踏地之文無恥不可申、  
然故纓請て可被下之無主、晝夜感泣仕候上無御座候、縦恥を抱へ空  
相果候とも、於泉下可申上詞無之候、同前可奉繼御意趣奉存候より  
以來、今日を相待申事一日三秋之思に御座候、四十七人之輩赴雨踏  
雪、一日二日漸一食仕候、老衰之者病身のもの數々近死申候へども、

螻蛄頼臂之笑を相招き、彌々尊君之御恥辱を相遺可申かと奉存候へ共、不得止昨夜半申合、上野介殿御宅え推參仕、則上野介殿御供申し、是迄參上仕候、此小脇指は先年尊君御祕藏、我等に被下置候、唯今返獻仕候、御墓の下御尊靈於有之者、再御手を被下遂給御鬱憤、右之段、四十七人の者共一同に謹而申上候敬白、

これで見ると、淺野侯は恰も眼前に居るかの如く話しかけられてゐるのが解るであらう。敵の首は綺麗に洗はれたもので、それは生きて上長の行ふ首實驗の時の規則に依つたものである。その首は墓前に九寸五分の劔、則ち短刀と共に供へられる、その短刀はもと淺野侯が幕府の命令で切腹（はらきり）をした時用ひられたものであり、又その後大石内藏之助が吉良上野之介の首を切る時に用ひたものなのである、——そして淺野侯の靈はその武器を取つて、その首を打ち、その亡靈の怒りの苦痛を永久に晴らさせようと云ふのである。それから全部が切腹（はらきり）を宣告され、四十七人の家臣は死を以てその主君に従ひ、その墓前に葬られるのである。一同の墓前には、憧憬する參詣人の供へる香の煙が二百年間も、毎日たえないのである。

註 四十七士の墓に參詣人が名札を置いて行くといふ風が長く行はれて居た。私が最近に泉岳寺に參詣した時には、墓の周圍の地面は參詣人の名札で白くなつて居た。

この忠義に關する物語を充分に呑み込むには、日本に住み、古い日本の生活の眞の精神を感じ得るやうにならなければならない、併しそれに関するミットフォード氏の翻譯や、信賴し得る文書の譯文を讀む人は、誰れても感動せずには居られない事を告白するであらう。この報告文は特に感動を與へる———その中に表はれて居る情誼や信義のために、又現世以外に及ぶ義務の感のために感動を與へられる。復讐と云ふ事が如何に近代の我が倫理に依つて非難されるに相違ないとしても、君主のための復讐に關する日本の古い物語には、尊い方面がある、そしてそれ等の物語は、普通の復讐とは關係のない、あるものの表現———報恩、克己、死に面するの勇氣、及び目に見えざるものに就いての信仰の發露———に依つて吾々の胸を衝つのである。而してこれは、勿論、吾々が、意識して居るにせよ、意識しないにせよ、その宗教的な性質に動かされたと云ふ事である。單なる個人的復讐———何か一個人の被害に對する執念深い意趣返し———は吾々の道德的感情を傷つける、則ち吾々がかくの如き復讐心を燃やす情緒は、單に野獸的なもの———人間が下等な動物生活の方向を共有して居る事を示すもの———であると考へるやうに訓へられて來た。併し死せる主人に

對する報恩や義務の感情から爲す所の殺人の物語には、吾々の高い道德的共鳴に——吾々の非利己心、曲げられぬ真心、變はらぬ情誼に就いての力及び美の感覺に——訴へしめ得る事情があると云つて宜いのである。而して四十七士の物語はこの種の一つである……。

併し覺えて置かなければならぬ事がある、殉死（じゆんし）切腹（はらきり）敵討（かたきうち）といふこの三つの恐ろしい慣習のうち、その最高の表現を得て居る舊日本の忠義の宗教は、その範圍が狭いといふ事である。それは社會の組織そのものによつて制限せられてゐたのである。國民は、そのいろいろな集團を一貫して、到る處、性質を同じうする所の義務の觀念によつて支配されてゐたのではあるが、各個人はその義務の範圍は、その人の屬してゐる氏族團體以外には及ばなかつたのである。自分の主君のためならば、家臣たるものは、いつでも死ぬだけの心がけはしてゐた、併しその者は、自分が特に將軍の旗下に屬してゐるのでない限り、幕府に對しても、同様に自分を犠牲にしなければならぬとは感じて居なかつたのである。その祖國、その國、その世界は、僅にその主君の領地内に限られてゐたのである。その領地の外では、その者は一個の漂泊者であり得たのであつた、——則ち主君のない武士（さむらい）を浪人（らうじん）則ち『浪の人』といつた。

かくの如き状態に於ては、國王や國を愛する氣持ちと一致するところの大きな忠義の念、——これが則ち昔のせまい意味に於てなく、近代的な意味に於ける愛國心であるが——は十分に發展する事は出来なかつた。何か共通的な危機、何か全民族に對する危険、——例へば蒙古人の企圖した日本征服の如き——が一時的に眞の愛國的感情を喚起し得た事はあらう、併しさうでない限り、此の感情はあまり發達の機會をもつては居なかつた。伊勢の祭祀はなるほど、氏族若しくは部族禮拜と異つた國民の宗教を表はしたものであつた、併し何人もその第一の義務は、自分の領主に對してである事を信ずるやうに教へられてゐたのである。人はよく二人の主人に仕へる事は出来ない、しかも封建政府は實際少しでもさういふ方に向ふ傾向を抑壓したのであつた。領主なるものは全く個人の心身を領有して居たので、領主に對する義務の外に、國民に對する義務の觀念の如きは、家臣たる者の心の中に明らかに示される時もなく、併し機會も無かつたのである。例へば、普通の武士（さむらい）に取つて、天皇の命令は法律ではなかつた、則ち武士は自分の大名の法律以外に何等の法律をも認めては居なかつたのである。大名に至つては、彼は事情によつて天皇の命令に従つても従はなくてもよかつたのである。則ちその直接の上長は將軍であつた、そして大名は神として天津大君と、人間としての天津大君との間に、巧みな區別を設けざる

を得なかつたのである。武權の究極の集中以前には、天皇のために自分を犠牲にした領主の例も多くあつた、併し天皇の意志に反して、領主が公然謀叛を起した場合の方が遙かに多かつた。徳川の治下にあつては、天皇の命令に従ふか、抵抗しようかといふ問題は、將軍の態度一つに掛かつてゐた。そして如何なる大名も京都の宮廷に服従して、江戸の宮廷に不順を示すやうな危険をおかすものは一人も居なかつた。少くとも幕府が崩壊するまではさうであつた。家光の時代には、大名の江戸への途上、皇居に近づく事を嚴禁されてゐた、——天皇の命令に應ずる場合に於てさへも。その上又彼等は御門（みかど）に直訴する事を禁じられてゐた。幕府の政策は、京都の宮廷と大名との間の直接の交渉を全く妨げるにあつた。此の政策は二百年の間陰謀を防いだ、併しそれは愛國心の發達をも妨げたのである。

而してこの理由こそ、日本が遂に西歐侵入の意ひもかけなかつた危機に直面した時、大名制度の廢止が尤も重要な事と感じられた所以なのである。絶大の危機は、社會の諸單位が統一的行動をなし得る一つの調和せる大衆に融合すべき事、——氏族及び部族的集團は永久に解體さるべき事、——あらゆる權威は直に國民的宗教の代表者に集中すべき事——天津大君に服従する義務が、直に又永久に、地方の領主への服従なる封建的義務に取つて

代はるべき事、——等を要求したのである。戦争の一千年間に依つて作られて來たこの忠義の宗教は、容易に放擲される事は出來ないものであつた、則ち適當にこれを利用すれば、それは計量すべからざるほどな價值ある國家の重寶となるであらう——一人の賢明な人が、一個の賢明なる目的に、これに向けたならば、奇蹟をも演出し得る道徳力たり得るのである。維新もそれを破滅せしむる事は出來なかつた、併しそれは方向を變へ形を變へる事は出來た。それ故、それは高い目的に向けられ、——大いなる必要に向つて擴大されて——それは信任と義務の新しい國民的感情となつた、則ち近代的なる愛國の感となつたのである。三十年間に、いかなる驚異をそれが果たしたか、世界は今やそれを認めざるを得ない、なほそれ以上如何なる事を果たし得るか、それは今後を待つて知るべきである。少くとも只だ一事は確である——則ち日本の將來は、昔を通じて死者の古い宗教から發展し來たつた、此の新しい忠義の宗教の支持の上に據らなければならぬといふ事である。

## ジェジュイト教徒の禍

第十六世紀の後半は歴史の上で最も興味ある時期である——それには三つの理由がある。第一にこの時代は、かの偉大なる首將、信長、秀吉、家康など——一民族が只だ最高の危機に際してのみ産するやうに思はれる型の人々——それ等の人の産みだされるためには、無数の年代から生じて来る最高の各種の適合性を要するのみならず、又いろいろな事情、境遇の尋常ならざる結合を要する型の人々——の出現を見たからである。第二に、この時期が全く重要な時代となつてゐるのは、この時代に古代の社會組織が、初めて完全に完成されたからである——則ちあらゆる民族的支配が、一の中央の武權政府の下に一定の形をなして統一されたのである。なほ最後に、この時期が特殊の興味のあるといふのは、日本を基督教化しようといふ最初の計畫の一事件が——ジェジュイト教派の權力の興亡の物語——丁度この時代に屬してゐるからである。

この一挿話の社會學的意義は重大である。蓋し、第十二世紀に於ける皇室の分裂を除けば、日本の保全を脅したうちでの最大の危険は、ポルトガルのジェジュイト教徒によつて基督教の傳へられたことであつた。日本は残忍な手段によつて、無数の損害と幾萬といふ生命との犠牲を拂つて僅に助かつたのであつた。

この新奇な不穩な要素が、ザビエ及びその宗徒によつて傳へられたのは、信長が權力集中に努力する以前の大擾亂の時期に於てであつた。ザビエは一五四九年に鹿兒島に上陸し、一五八一年の頃には、ジェジュイト教徒等は國中に二百有餘の教會を持つて居た。この事實だけでも、この新しい宗教の傳播が、非常に急速であつたことを充分に示してゐる。さればこの新宗教は全帝國に互つて擴がる運命をもつて居たやうに思はれたのであつた。一五八五年に、日本の宗教上の使節がロオマに迎へられ、又その時には、殆ど十一人の大名——ジェジュイト教徒はそれ等の大名を『王』と稱したが、それも必ずしも不當とは言はれないが——が基督教に改宗してゐた。これ等の大名の中には極めて有力な領主も幾人かはあつた。この新しい信仰は亦一般人民の間にも急速に侵入して居り、嚴密な意味で言つて、『人氣を得て』行つた。

信長が權力を獲得するや、彼はいろいろの方法でジェジュイト教徒を優遇した、——それは彼が基督教徒にならうとは、夢にも想はなかつたのであるから、素より彼等の信條に



同情があつた爲めではなくて、彼等の勢力が佛教徒に對する戰に於て自分の役に立つたらうと考へたからである。ジエジュエイト教徒自身のやうに、信長は自分の目的を遂行するためには如何なる手段をとる事も躊躇しなかつた。征服王キリアムコンクエラア以上に無慈悲で、彼は自分の兄と自分の舅が、敢て彼の意志に反對した時、容赦なく二人を殺害してしまつた。單なる政治上の理由から、外國の僧侶達に與へた援助と保護とは、彼等をしてその權力を發展せしめて、爲めにやがて彼信長をしてそれを後悔せしめるに至つた。グビンス氏はその『支那及び日本への基督教傳播論』の中で、『伊吹艾』といふ日本の書物からこの問題に關する興味ある拔萃を引用してゐる——

『信長はキリスト教の入來を許可した、彼の以前の政策を今や後悔し始めた。それ故彼はその家臣を集會させてそれに向つて言つた——「これ等布教師が人民に金錢を與へてその宗派に加入する事をすすめるそのやり方が私の氣に入らぬ。若し吾々が南蠻寺〔南  
方野蠻人の寺〕——とかうポルトガル人の教會が呼ばれてゐたのである」を打ち毀したならば如何であらうか、お前方はどう考へるか」と尋ねた。これに對して前田德善院が答へた、——「南蠻寺を打毀つことは今日ではもう手遅れて御座ります。今日この宗教の勢力を阻止しようと骨折るのは、大海の潮流を阻まうと試みるやうなもので。公家、

大名小名共は、この宗教に歸依して居ります。若し我が君が今日この宗教を絶滅しようといふならば、騒亂が必らずや我が君御自身の家臣の間に生ずるといふ憂が御座ります。それ故私の考へては、南蠻寺破毀の意向を打棄てらるゝこと然るべしと存じます」と。信長はその結果、彼の基督教に關する以前のやり方をいたく悔いて、如何にせばこれを根絶し得るかと思案し始めたのである』

信長……心の内には後悔し給ひけるとや……或時諸臣參會之砌宣ふは我取立し南蠻寺の事色々あやしき説有殊に宗門に入者には金銀を遣すとの事……何共合點の行ぬ事也……向後此宗門を破却し寺を打潰し伴天連等を本國へ追歸さんと思ふ也かた／＼いか／＼と宣へば前田德善院進み出て被申けるは南蠻寺の事只今御潰被成候には御手延て候最早都は申に不及近國まで弘まり殊に公家武家御旗本の大小名并無座に居合す御家人の内にも此宗門に入候人多し若今破めつの儀被仰出候はゞ一揆發り御大事に及び候はん先暫く時節を御見合被成可然と被及ければ信長打ちらうなづき我一生の不覺也此上宜敷思案もあらば無遠慮可申との事に而各退出被致ける。『伊吹艾』

一五八六年に於ける信長の暗殺は、異教默認の時期を延長したのかも知れない。彼の後

繼者秀吉は外國僧侶の勢力を以て危険なものであると断定はしたが、その時は、武權を集中して、國中に平和を招致しようといふ大問題に専心して居たのであつた。然るに南部の諸國に於けるジエジュイト教徒の狂暴な偏執は、既に自ら多くの敵を作り出し、この新信條の殘忍な行爲に對し、復讐をしようとする程な熱意をそれ等敵に起こさせるに至つた。吾々は布教の歴史中に、改宗した大名が佛教徒の幾千といふ寺院を焼き、無數の藝術作品を破毀し、佛門の僧侶を殺戮した記事を読んで居る、——そして吾々は又ジエジュイト派の文人がこれ等の宗教戰を以て、神聖なる熱心の證據であるとして賞讃してゐるのを知つて居る。最初、この外來の信仰は只だ人を説得するのみであつた、然るに後には、信長の獎勵の下に權力を得てからは、強制的に、又兇暴になつて來た。それに對する一種の反動は信長の死後凡そ一年にして起こり始めた。一五八七年に秀吉は京都、大阪、堺等に於ける傳道教會を破壞して、ジエジュイト教徒を首府から逐ひ拂つた、又その翌年彼は彼等に平戸の港に集合して、日本から退去の用意をするやうに命じた。彼等は自分等が既に強大になつて居たから、この命令に従はないて宜いと考へ、日本を去らずに、諸國に分散して、幾多キリスト教徒の大名の保護の下に身を寄せた。秀吉は恐らく事件をその上進めることの不得策な事を考へたのであらう、又キリスト教の僧侶達も平穩を守り公然と説教すること

とをやめた。そして彼等の隱忍は、一五九一年までは彼等に甚だ利益ある事であつた。然るにその年に、スペインのフランシスカン派の教徒が到着したことは事情を一變させるに至つた。これ等のフランシスカン派の教徒達は、フィリッピン諸島からの使節の列に加はつて到着し、キリスト教を説教しないといふ條件で、國內に留まる許可を得たのであつた。然るに彼等はその約束を破り、無謀な舉に出たので、爲めに秀吉の憤怒を喚起した。秀吉は範例を示さうと決心した、そして一五九七年に、彼は六人のフランシスカン派の者と、三人のジエジュイト教徒と、其他數人のキリスト教徒を長崎に拘引して、其處で磔刑に處した。大太閤の外來信條に對するこの態度は、その信條に對する反動を促進する結果となつた——その反動は既に諸國に於て現はれ始めてゐたのである。然るに一五九八年に於ける秀吉の死は、ジエジュイト教徒等に更に幸運の來る希望を抱かしめた、彼の後繼者、即ち冷靜深慮の家康は、彼等に希望を抱かしめ、京都、大阪、その他に於て、その布教を復興することさへも許可した。彼は關ヶ原の戰によつて決定される事になつて居た大争鬭の準備をして居た、——彼はキリスト教徒の要素が分裂して居た事を知つてゐた、——その頭目達の或る者は彼の味方であり、又或る者は彼の敵の味方である事を知つて居た、——それでキリスト教に對し抑壓政策をとるには時機が悪るかつたと考へられる。然し一六〇

六年に權力を堅固に建立してしまつた後、家康は布教事業をそれ以上續行することを禁止し、且つ外來宗教を採用したる者共は、それを抛棄すべきことを宣言する布告を發して、初めてキリスト教に斷乎たる反對を爲す事を聲明したが、それにも拘らず布教は續けて行はれた——最早只だジエジュイト教派の者によつてのみでなく、ドミニカン派の者及びフランシスカン派の者によつても行はれた。當時帝國內に於けるキリスト教徒の數は、非常な誇張ではあるが、殆ど二百萬人に近かつたといふことである。併し家康は一六一四年までは、抑壓に就いて何等嚴重なる手段をとらなかつたし、又取らせもしなかつたが——その時から大迫害が始まつたと云つて然るべきである。これより以前には獨立の大名によつて行はれた地方的な迫害だけがあつたのに過ぎない——中央政府によつて行はれたのではなくて。例へば九州に於ける地方的な迫害は、當時權力の絶頂にあつたジエジュイト教派の偏執に對する自然の結果で、その時には實に改宗した大名が佛寺を焼き、佛門の僧侶達を虐殺したのであつた、そしてこれ等の迫害は本來の宗教がジエジュイト教派の煽動のため最も烈しく迫害された地方——例へば豊後、大村、肥後などの如き地方——では最も残酷であつた。然るに一六一四年以來——この時には日本の全六十四州の中で、僅八箇國だけがキリスト教の入らないで残つて居た處である——外來信仰の禁壓が政府の事業となつた、そして迫害は組織的に又中絶せずに行はれて、遂にキリスト教のあらゆる外面に表はれたる跡は消失するに至つたのであつた。

それ故、布教の運命は家康とその次の後繼者によつて實際に決定された、そしてこれが特に家康の注意を與へた仕事であつた。三人の大将將達はみな、時機の遲速はあつたが、この外來の布教に疑念を抱くやうになつたのであつた、併しただ家康一人がその布教が惹き起した社會問題を處理する時と能力とをもつて居たのである。秀吉さへも廣きに及ぶ嚴格な手段を採つて、現在の政治上の難問を纏れさすのを恐れて居たのであつた。家康も永い間躊躇して居たのである。その躊躇した理由は無論複雑であり、又主としてそれは外交上の理由からであつた。彼は決して燥急に實行せんとする人でもなく、又決して何等かの偏見に依つて動かされる人でもなかつた、又彼を臆病だと假定する事は、吾々が彼の性格に就いて知つてゐる總ての事と矛盾する事である。勿論、彼は、誇張であつたにしても、一百萬以上の歸依者があると云ひ得る宗教を根絶することは決して容易な仕事ではなく、それには非常なる困難が伴ふといふことを認めたに違ひない。不要な災害を起さずといふことは彼の性質に反する事であつた、彼は常に人情深く、庶民の友であることを示し

てゐた。併し彼は何よりも第一に經世家であり愛國者であつた。そして彼にとつての主要な問題は、外來信條と日本に於ける政治的社會的狀態との關係は、將來如何なるものであらうかといふ事であつたに相違ない。この問題は長い時日と氣長な調査を要した。そして彼はそれに出來る限りのあらゆる注意を與へたらしい。それで最後に彼はロオマ・キリスト教が重大な政治的危險を作すものであり、その根絶は避くべからざる必要事であると決斷したのである。彼と彼の後繼者等が、キリスト教に向つて勵行した嚴重な法則が——その法規は二百有餘年の間確實に守られた——この信條を完全に根絶やすことの出來なかつたといふ事實は、その信條が如何に深く根を張つて居たかを證明するものである。表面上、キリスト教のあらゆる痕跡は、日本人の眼から消えてなくなつた、併し一八六五年に或る組合が長崎附近で發見されたが、この組合はロオマ教の禮拜式の傳統を祕密にその一派の間に保存して居り、未だに宗教上の事に關しては、ポルトガルとラテンの言葉を使用してゐたものであつた。

家康——今までに現はれた中での最も機敏な、そして又最も人情の深い經世家の一人である——のこの決斷を正當に評價するには、日本人の見地からして、彼をしてかくの如き

行動をとるの已むなきに至らしめた、その根本となつて居る證據の性質を考へて見ることに必要である。日本に於けるジエジユイト派の陰謀に就いて、彼は充分に承知して居たに相違ない、——その陰謀の中には家康の身を危くするやうなものも少からずあつたので——併し彼はこのやうな陰謀が發生するといふ單なる事實よりも、その陰謀の究極の目的と實際は、如何になるかといふ、その結果をむしろ考慮したらしいのである。宗教的陰謀は佛教徒の間にあつても普通の事であつた。そしてそれが國家の政策、若しくは公共の秩序を妨害した場合は別として、さうでない限りそれは武力的政府の注意を惹くことは殆どなかつたのである。併し政府を顛覆すること及び宗派を以て一國を占有することを、その目的とする宗教的陰謀は、これは重大な考慮を要する事である。信長はこの種の陰謀の危險なることに就いて嚴しい教訓を佛教に與へた。家康はジエジユイト教派の陰謀が、最も大きな野心を包藏した政治上の目的をもつてゐると斷じた。併し彼は信長よりも遙かに隱忍して居た。一六〇三年には、彼は日本の諸州を悉く彼の威力の下に歸せしめた。併し彼は爾後十一年を経過するまでは、その最終の布告を發しなかつた。その布告は、外國の僧侶達は政府の管理を掌中に收めて、日本國の領有を獲ようと計つてゐるといふことを率直に明言したのであつた。——

『切支丹の徒は日本に來り、日本の政府を變へ、國土の領有を獲ようとするために、ただに貨物の交易に彼等の商船を遣はすばかりでなく、惡法を播布し、正しき教へを打倒さうと熱望してゐる。これこそ大災難を起す萌芽であつて打潰さなければならぬ……』

『日本は神々及び佛の國である、日本は神々を崇め佛を敬ふ……<sup>註</sup>伴天連の徒は神々の道を信仰せずして眞の法を罵る、——正しき行ひに背いて善を害ふ……彼等は眞に神神及び佛の敵である……若し之が速に禁ぜられずば、國家の安全は確に今後危険とならう、又若しその時局を處理するの衝に當つてゐる者共が、この害惡を抑止しなければ、彼等は天の怒に身を曝す事にならう。

爰吉利支丹之徒黨、適來於日本、非營渡商船而通資財、叨欲弘邪法惑正宗、以改域中之政號作己有、是大禍之萌也、不可有不可有不制矣、日本者神國佛國、而尊神敬佛……彼伴天連徒黨、皆反件政令、嫌疑神道、誹謗正法、殘義損善……實神佛敵也、急不禁、後世必有國家之患、殊司號令不制之、却蒙天譴矣、日本國之内、寸土尺地、無所措手足、速掃攘之、強有違命者、可刑罰之、……一天四海宜承知、莫違失矣。

『これ等の者は（布教師のこと）即刻一掃されなければならぬ、かくして日本國內には彼等のためにその足をおくべき寸土もないやうしなければならぬ、そして又若し彼等がこの命令に服することを拒むならば、彼等はその罪を蒙るであらう……<sup>註</sup>一天四海もこれを聽かん、宜しく従ふべし』

註一 伴天連とはポルトガル語のパドレ (padre) の轉訛であつて、宗派を問はず、總てロオマ舊教の僧侶に今日でも使用されて居る名稱である。

註二 右の全宣言はかなり長いもので、サトウ氏によつて翻譯されたものであるが、日本アジア協會記事 "Transaction of the Asiatic Society in Japan" 第六卷第一部の内にある。

この文書の中に伴天連に對して爲された二つの明確な非難があるといふことが觀られる、——宗教に裝を藉りて、政府を横領しようといふ考へをもつた政治的陰謀、それから神道と佛教といふ日本固有の禮拜の式に對する異說抑壓に就いての非難である。この異說抑壓はジェジュイト教派自身の書きものによつて充分に證明されて居る。陰謀の非難に至つては少しく證明し難い。併し機會が與へられたならば、ロオマ舊教の諸教團が、既に改宗した大名の領地に於て、地方政府を管理することが出來たやうに、正しくその通りに中央政府全體を管理せんと企てるであらうとは、道理を辨へたものにして誰れが疑ふことが出來

たてあらうか。その上この布告が發せられた時には、いろいろな事を耳にして居て、家康はロオマ舊教に就いて、恐らく最も惡い意見をもつて居たに相違ない。これは確と言つて宜からう、——則ちアメリカに於けるスペインの征服、西印度人種絶滅の話、ネザアランドに於ける迫害、並びに其他の各所に於ける宗教審問の事に就いての話、フィリップ第二世のイギリス征服の計畫と、二回に互る大艦隊アルマダの失敗の話などを聞いて居たに相違ない。この布告は一六一四年に發せられた。而して家康は夙に一六〇〇年に、以上の事柄の二三を知る機會を得たのであつた。則ちその年にイギリス人の水先案内、キリアム・アダムスがオランダの船を託されて日本に到着した。アダムスは一五九八年にこの多事な航海に上つたのであつた、——即ちそれはスペインの最初の艦隊敗北後十年、第二回艦隊全滅後、一年の事であつた。彼は偉大なエリザベス女王——まだ存生中であつた——の赫々たる時代を見た人であつた、——彼は多分ハワード、セイマア、ドレイク、ホオキンズ、フロビシヤア、それから一五九一年の英雄サア・リチャアド・グレンヴィル等を見てゐたのである。何となればこのキリアム・アダムスといふ男は、ケントの人であつて、『女王陛下の船の船長と水先案内を勤めた……』人であつたからである。今述べたこのオランダの商船は九州に到着すると同時に捕獲された。そしてアダムスとその乗組員は、豊後の大名によ

つて監禁され、その事實は家康に報告された。是等新教徒なる船乗り達の到來は、ポルトガルのジエジュイト教徒によつて重大事件と考へられた。蓋しジエジュイト教徒は、このやうな異端者達と、日本の統治者との會見の結果を恐れるべき、特別な理由をもつて居たのである。然るに家康も亦たまたまこの事件を重大視した。そして彼は大阪なる彼の許にアダムスを送るべきことを命じた。この事に就いてのジエジュイト教徒の悪意を藏した懸念は、家康の透徹力ある觀察を通れなかつた。アダムス自身註の筆述に従つて見ると、アダムスは決して虚偽を言ふのではなかつた。——彼等は再三船乗り達を殺してしまはうと力めたのであつた、そして彼等は豊後に於て該船の乗組員中の二人の無頼漢を脅して、偽證をさせ得たのであつた。アダムスは次のやうに誌した、『ジエジュイト教徒達とポルトガルの人達とは、私と餘の者を中傷する多くの證據を皇帝（家康のこと）に向つて呈し、吾々は諸國から來た窃盜であり、又盜賊であると言ひ、若し吾々を生かして置けば、殿下と國土の御爲めにならぬに相違あるまいと言つた』と。然るに家康は恐らく彼をなきものにしてしまはうといふジエジュイト教徒の熱心の爲めに、却つてアダムスの方に多くの好意を持つやうに傾いてゐたらしいのである。——なきものにするとはアダムスの言ふところに従ふと、『十字架につける「磔刑に處する」事』で——これは『我が國の絞刑のやうに、

日本に於ける裁判の風習』なのである。アダムスは云つて居る、家康は彼等に答へた、即ち『吾々（アダムス等）は彼や彼の國土の何人に對しても、未だ危害や損害を蒙らしたことはなかつた。それ故吾々を殺す事は道理と正義とに反した事である』と……。それからジエジュイト教徒が正に最も恐れてゐた事が起るやうになつた——彼等が恐嚇、讒謗、並びに出来る限りの陰謀を以て、防止せんと努めてしかもその効のなかつた事——則ち家康と異端者アダムスとの會見が起る事になつたのである。『そのやうなわけが私（家康）の御前に出ると直ぐに』と彼は誌した『彼は吾々が何處の國の者であるかと尋ねた。それで私はあらゆる事を彼に答へた。それは、國々の間の戦争と平和といふ事に關して、彼は餘す處なく總ての事を尋ねたからであるが、その委細の事を此處に記しては、あまりに冗長になる恐れがある。そしてその時に私は、良く待遇されたのではあるが、一時私に仕へる爲めに一緒に來た海員の一人と共に私は入牢を申しつけられた』アダムスの他の手紙に依つて、この會見がひきつづき夜にまで及び、且つ家康の質問は、特に政治と宗教とに關係してゐたらしく察しられるのである。アダムスは云つて居る、『彼は我が國が戦争をしてゐるかと思つた。私はスペインとポルトガルとを相手にして戦つてゐると答へた——他の總ての諸國とは平和にしてゐるから。更に彼は私が何を信仰してゐるかを尋ね

た。私は、天と地とを造つた神様を信じてゐると言つた。彼は宗教關係の色々な他の質問と、その他の多くの事に就いて尋ねた、例へばどんな路を通つて日本に來たかといふやうな。私は全世界の海圖を持つてゐたので、マゼラン海峡の直路を彼に示した。彼はそれに驚いて私が嘘をいふと思つた。このやうに、次から次へと話がつづき、私は深更までも彼の許に居た』……この兩人は互に一見して雙方好きになつたのらしい。家康に就いてアダムスは特に恚う言つて居る、『彼は私を疑と見て、驚く程好意を持つたやうに思はれた』と、二日たつて家康は再びアダムスを招いて、特にジエジュイト教徒が隠さうとして居る事柄に就いて彼に微細に互つて質問した。『彼は我が國とスペイン或はポルトガルとの戦争と、その理由とに就いて又尋ねた。それを私はすつかり了解の出来るやうに説明したが、彼はそれを喜んで聞いた、とさう私には考へられた。最後に私は再び監禁を受けることを命ぜられたが、然し私の宿所は前よりもよくなつた』……アダムスはその後殆ど六週間の間家康に再會しなかつたが、それからまた招きの使を受けて、三度事こまかに尋問を受けた。その結果は自由の身となつて恩顧を得た。爾後、時を置いて、家康は彼を招くを常とした。そして程なく吾々は彼が『幾何學の二三の點と、數學の理解とその他のいろいろの事とを合はせて』此の大經世家に教へてゐるといふことを聞くのである……。家康は彼に

多くの贈物並びに充分の祿を與へて、深海航行用の船を二三建造するやうに彼に委任した。かくして此の一水先案内は一人の侍に取り立てられ、そして所領を與へられた。彼は恚う書いた、『皇帝の御役に使はれたので、彼は私に對して、イングラントの貴族のやうに、丁度私の奴隷、若しくは召使たるべき八九十人の農夫をつけて祿を私に與へた。かくの如き事、或は同様な先例は嘗てこの國では、如何なる外國人にも與へられた事のなかつた事である』と。……アダムスが家康に對して勢力のあつたといふ證明は、イギリス商館のキヤプテイン・コックの通信によつて得られる、コックは一六一四年に彼に關して次のやうに書いて故國へ送つた、『實を言へば皇帝は彼を甚だ尊重してゐる。そして彼はいつでも入殿して、諸王や諸公子が退座させられてゐる時でも、<sup>註二</sup>彼と話しする事を得た』と。イギリス人が平戸に商館を建設することを許されたのは、この勢力によつたのである。第十七世紀の物語の中で、この白面のイギリス人なる水先案内の話程不思議なのは、——自分<sup>註三</sup>を扶ける者としては唯だ率直な正直と常識との外なにもなく——しかも日本のあらゆる統治者の中での、最も偉大な又最も機敏な人の、かくの如き格別の恩顧に與るまで登つたといふ。併しながら、アダムスは遂にイギリスへ歸る事を許されなかつた、——多分彼の奉仕が、それを失ふことの出来ない程貴重なものと考えられたからであらうか。彼は自らそ

の手紙の中で、家康は、イギリスに再び歸るといふ特權のほかは、彼の願つたものは、何でも決して拒絶しなかつた。彼があまり屢々それを求めた時、<sup>註三</sup>この『老皇帝』は黙した儘何も云はなかつたと言つて居る。

註一 『日毎にポルトガル人は吾々に對して裁判官と人民の怒を煽ることを盛んにした。そして吾々の仲間の中二人は裏切者となつて、自ら王(大名)に仕へた、それはポルトガル人によつてその生命を保證されたため、何事も彼等と一緒に共謀するやうになつたからである。その一人は名をギルバート・ド・コンニングといつて、彼の母はミッドルポロに住まつてゐる、又彼は自らこの船に於ける貨物一切の商人であると稱して居た。今一人はジョン・アペルズン、ヴァン・オウオタアと云つた。此等の裏切者達は貨物を彼等の手に入れるために、あらゆる種類の方法を講じ、吾々の航海中に起つた總てのことを彼等に知らした。吾々の到着後九日經つて、此國の大王(家康)は私に彼の許まで來るやうにと言つて來た』——キリアム・アダムスのその妻にあてた手紙。

註二 『神様の思召で世間の人の眼には不思議に思はれるに相違ないやうな事が起るやうになつた、何となればエスパニヤとポルトガルとは私の不倶戴天の惡むべき敵であつたのである、然るに今彼等は此卑しい慘めな者なる私に求めなければならぬのであるから、そしてポルトガルもエスパニヤも彼等の商議の一切を私の手を通してしなければならぬからである』——一六一三年二月十二日附のアダムスの手紙。

註三 彼は彼を殺さうと求めた人々にまでも好意を持つてゐる。アダムスは恚う言つた向私は彼の氣に入



り、私の言つた事に彼は何でも反対しなかつた。私の以前の敵達はそれを不思議がつてゐた、そして今となつて彼等は私がエスパニヤ人とポルトガル人に對してなしたやうな友誼を彼等に對してもつやうに私に懇願しなければならなかつた、惡に報ゆるに善を以てするといふやうにして。それで私の生活を得るために時を費やすには、私には最初非常な勞働と困難とを要した、併し神様は私の勞働に報いを授け給うた」

このアダムスの通信は、家康が宗教と政治とに關する外國の事情に就いての、直接の知識を得るためには、如何なる方法をとる事も辭さなかつた事を證明してゐる。又日本國內の事情に關しては、凡そ古來の最も完全なる探偵制度を、彼は意の儘に用ふることが出来たのである。そして事實彼はその時あつた事はみな知つて居たのである。しかも彼はすでに述べた通り、彼の布告を發するまでに十四年を待つたのであつた。秀吉の布告は、事實、一六〇六年に彼によつて復活された。然しそれは特にキリスト教の公の說教に關係した事であつた。そして傳道師等が外面上法律に服して居た限り、彼は自分の領地の内に、彼等をそのまま許して置いたのであつた。迫害は他所では行はれてゐたが、それと共に秘密な布教も亦行はれてゐて、傳道師等は尙ほ希望をつなぐことが出来たのであつた。併し嵐の前の沈滞のやうに、空中には何となく脅威があつた。キアプテイン・サリスは一六一三年に日本から手紙を送つて、極めて暗示的な感傷的な一事件を記してゐる。彼は言つて居る

『私はやや上流の多くの婦人に、私の船室に入つてもよいといふ許を與へた。この室にはヴィナスが、その子息のキュウピッドをつれてゐる繪が、大きな額縁に嵌められて、幾分だらしない飾り方で懸かつてゐた。彼等は之をマリアとその子であると思つて、ひれ伏し、非常な信仰を表はして、それを禮拜した。そして私に向つて囁くやうに（信徒でなかつた仲間の誰れ彼れに聞かえないやうに）自分達はキリスト教徒であると云つた、之によつて吾々は彼等がポルトガルのジェジュイト派によつて改宗させられたキリスト教徒であることを知つた』と……家康が初めて強壓手段を採つた時には、それはジェジュイト派に對してではなく、もつと無法な或る教團に向つて爲されたのであつた、——アダムスの通信で解つた處に依れば。彼は云つて居る『一六一二年に、フランシスカン派のあらゆる教派が平定されてゐる。ジェジュイト派は特權を持つてゐる、……長崎に居るので、この長崎だけが總ての宗派の意のままに任せられて居る處である、他の場所ではそれ程に許されては居ない……』と。ロオマ舊教はこのフランシスカン派の事件の後、更に二年の恩典を與へられたのであつた。

何故に家康がその遺訓及び他の個所でこの宗教を『虚偽腐敗の宗教』と呼んだかといふことは考へて見なければならぬ。極東の見地からすれば、公平な調査の後に、彼は殆ど

それ以外の斷定を下すことは出来なかつた。この宗教は日本の社會が依つて以て建立されて居たその基礎たるあらゆる信仰と傳統に根本的に反對して居たのである。日本の國家は一人の神たる王をその頭に戴く宗教團體の集合であつた、——總てのこれ等の團體の慣習は宗教的法律の力を持つて居り、倫理とは慣習に服従することであつた、又孝道は社會の秩序の基礎であつて、忠義の念それ自身が孝道から出たものであつた。然るにこの西歐の信條は、夫はその兩親を去つて、その妻に附隨すべしと教へたのであつて、餘程よく見た處で、孝道を以て劣等な徳であるとなしたのである。その宣言する處は、兩親、主人、統治者に對する義務は、その從順がロオマ教の教に反對する行動とならない限りに於てのみ義務であり、又從順の最高の義務は、京都に在す天子なる主權者に對してはなく、ロオマにある法王に對してであるといふのであつた。神々と佛とはポルトガルとスペインから來たこれ等の傳道師達によつて惡魔と呼ばれたのではなかつたらうか。このやうな教義は、如何に巧みに彼等の辯解者によつて説明されたとしても、確に國を攪亂するものであつた。その上に、社會上の力としての信條の價值なるものは、その成果から判斷されるべきものである。然るにヨオロッパに於けるこの信條は、擾亂、戰亂、迫害、殘酷なる蠻行等の絶えざる原因であつた。日本でも、この信條は大擾亂を醸し、政治的陰謀を煽動し、殆ど量

るべからざる災害を起した。將來政治上の面倒が生じた場合、その教は、子は兩親に對して、妻は夫に對して、臣は領主に對して、領主は將軍に對して、從順ならざる事を以て、正當と認めるてあらう。政府の最高の義務は今や社會的秩序を強制して、平和と安全の狀態を維持する事であつた。實際この平和と安全の狀態がなければ、國家は長年來の争鬭による疲弊から決して回復する事は出来なかつたのである。然るにこの外來の宗教が、秩序の土臺を攻撃し、これを顛覆する事に専心してゐる間は、平和は決してあり得なかつた。家康が彼の有名な布告を發した時には、かくの如き確信が充分彼の心の中に出來てゐたに相違ない。彼がそれ程長く時を待つて居たといふのが、ただ不思議な位である。

何事も中途半端にして置く事をしなかつた家康が、キリスト教が有爲な日本人の指揮者を一人も持たなくなつてしまふまで待つてゐたといふ事は、恐らくさう有りさうな事である。一六一一年に彼は佐渡の島（囚徒の働いて居る鑛山地）に於けるキリスト教徒陰謀の報告をうけた。この島の支配者、大久保なるものは、誘はれてキリスト教を信じ、且つこの計畫が成功すれば、日本の統治者にされる筈であつた。併しそれでも家康は時機を待つて居た。一六一四年に至つては、キリスト教は最早希望を失つて、それを指揮する人として大久保をさへもなくした。第十六世紀に改宗した大名は、或は死し、或は領地を取り上

げられ、或は配流された。キリスト教徒の偉大な武將達は處刑されてしまった。重きを置くに足るべき改宗者の内の残つて居るものは、監視の下に置かれて、實際に手足を出し得なかつたのである。

外國の僧侶達と内地人なる傳道師達とは、一六一四年の宣言の直後にも殘酷に取扱はれはしなかつた。彼等の中、凡そ三百人は船に乗せられて外國に送られた。——政治及び宗教に關した陰謀の疑ひをうけた幾多の日本人、例へば以前の明石の大名なる高山の如きと共に、この者はジエジュイト派の文士によつて『ジャスト・ウコンドノ』と呼ばれ、又同様な理由から前に秀吉によつて領地を取り上げられ、職を免ぜられてゐたものである。家康は不必要な嚴重な例を置きはしなかつた。併しこれよりも嚴しい法令が、一六一五年に起つた事件によつて出された。——かの布告發布の直ぐ後の年である。秀吉の子息、秀頼が、保護を託されて居た家康によつて取つて代はられた。——日本にとつて幸な事であるが。家康は彼のあらゆる面倒を見てやつた、併し彼を許して日本國の政府を導いて行かせる意圖は、家康に少しもなかつた。——二十三歳の若者には殆ど出来ない仕事であつたから。秀頼が關與したと傳へられて居る色々な政治上の陰謀があつたに拘らず、家康は彼に澤山の歳入と日本に於ける最強の城塞と、——秀吉の天才が殆ど難攻不落にしたかの堂々

たる大阪城——を所有させて置いた。秀頼はその父に似ず、ジエジュイト教徒を愛し、大阪城を以てこの『虚偽腐敗の宗派』の歸依者を容れる避難所たらしめた。大阪城で危険な陰謀が支度中であるとの政府の間諜の報告があつたので、家康は一撃を加へる決心をした、而して彼は手厳しく打撃を加へた。必死の防禦をなしたに拘らず、この大城塞は襲撃をうけて、焼き打ちされた。——秀頼は炎中に身を亡つてしまつた。十萬人の生命が、この包圍で失はれたといふことである。アダムスは秀頼の運命と彼の謀叛の結果に就いて次のやうに奇しくも書いて居る——

『彼は皇帝と戦争をした……ジエジュイト教徒等とフランシスカンの教團の僧侶達とは奇蹟と實驗との恵を受けるに相違ないと秀頼を信じさせて、この戦ひに加はつた。併し結局それは反對の結果になつた。何となれば老皇帝は彼に向つて直に、海陸より自分の軍兵を準備して、彼の居る城を圍んだのであつた、かくて敵味方に莫大な損害はあつたが、併し最後には城壁を打壞して、火を城にかけ、そして彼をその中で焼き殺した。かくの如くにして戦争は終つた。處で、皇帝はジエジュイト教徒とフランシスカン派の者共が、彼の敵と共に城内に居つて、今尚ほ時々彼に反抗すると聞いて、總てのロオマ教の者に國外に退去するやうに命じた。——教會は破壊され、焼き拂はれてしまつた。この事は老皇帝健在

の間つづいて行はれた。が、今やこの年、即ち一六一六年に老皇帝は死去した。彼の子息が代つて統治したが、彼は彼の父よりも以上に熱烈にロオマの宗教に反対してゐる、何となれば彼は彼のあらゆる領土に亙つて、彼の臣民は一人たりとも、ロオマ教のキリスト教徒たる事を禁じ、これを犯すものは死刑に處せられるとしたからである、このロオマ教の宗派を彼は出來得る限りの方法で防止するために、異國の商人は何人たりとも、いづれの大都市にも逗留してはならないと禁止したのであつた」……。

ここに子息といふのは秀忠の事であるが、秀忠は一六一七年に布命を出して、ロオマ教の僧侶やフランシスカンの僧侶が日本で見つかつた場合には、これを死刑に處すと定めた。この布令は日本から追放された多くの僧侶達が、祕密に歸つて來、また他の僧侶は色々な假面の下に居残つて、布教をして居たといふ事實から、刺戟されて出されたものであつた。かくして、帝國內のあらゆる市町村に於て、ロオマ派のキリスト教を根絶するための手段が取られた。いづれの組合もその中に外來の信條に屬する人が居れば、それに對して、責任を負はされた。そして特別な役人、即ち切支丹奉行と云ふ審問者が、この禁制の宗教を奉ずる者を探して、これを處罰するために任命された。即座に取消したキリスト教徒は罰せられなかつたが、只だ監視をうけさせられた、拷問をかけても取消す事を拒

んだ者共は、奴隸の地位に貶とされるとか、さもなければ死刑に處せられた。或る地方では非常な殘虐が行はれ、あらゆる形式の拷問が、取消しを強ひるために用ひられた。併し殊更殘酷な迫害の挿話は、地方の支配者即ち役人達の個人的兇猛に依つて生じたものである事は、先づ確な事である、——例へば竹中采女守の場合のやうなのがそれで、彼はその長崎に於ける彼の權勢の濫用と、迫害を以て金錢誅求の手段としたのとて、政府から切腹を行ふやうに強ひられたのである。然しそれはさうであるとして、この迫害が遂に有馬の大名領内に於けるキリスト教徒の叛亂を惹起する刺戟となつたか、若しくはそれを起す助けとなつたのであつた、——これは歴史上では島原の亂として記憶されてゐる。一六三六年に、一群の農夫等が、彼等の領主——有馬及び唐津の大名（兩地方共に改宗した地方である）——の暴政により絶望に驅られて、武器をとつて起ち、その近隣の日本の寺院を悉く焼き拂ひ、宗教戦を宣言した。その旗は十字架をつけて居り、その指揮者は改宗した侍であつた。キリスト教の避難者達が間もなく日本のあらゆる部分から來て彼等の仲間に加はつて、遂にその數は三萬乃至四萬人に膨張した。島原半島の沿岸で、彼等は原といふ場所、主人の居なくなつた城を占有し、其處に自ら立て籠もつた。地方の官憲はこの暴動に敵する事が出來なかつた、そして叛逆人等は自ら防守し得たのみでなく、それ以上

に出たので、遂に十六萬以上を算する政府の兵力が、彼等に向つて送り出されるに至つた。百二日の勇敢なる防戦の後、城は一六三八年に襲撃されて、防戦者達はその妻子と共に、刃の露と消えてしまつた。公にはこの事件が百姓一揆として取扱はれた。そしてそれに對して責任があるとされた人々は、嚴重に罰せられた、——島原(有馬)の領主は更に切腹を行ふやうに宣告された。日本の歴史家達は、この一揆がキリスト教徒によつて最初計畫され、指導されたのであつて、彼等キリスト教徒は長崎を占領し、九州を征服して、外國の武力的援助を求めて、政變を強ひようと目論んでゐたのだと述べて居る、——ジェジュイト派の文士は何等陰謀のなかつたことを我々に信じさせようとして居る。只だ一つ確な事は、革命的な要求がキリスト教徒の要素に向つてなされ、それが盛んに應答され、驚くべき結果を生じたといふことである。九州沿岸に於ける一つの鞏固な城が、三萬乃至四萬のキリスト教徒によつて支持された事は、重大な危険を構成するものであつた、——これは有利な一點で、この點から日本へのスペインの侵入が企てられ、且つ多少そのうまく行く機會もあり得たと云つて然るべき程な處なのである。政府はこの危険を認めて、従つて壓倒的な兵力を島原へ派遣したと考へられるのである。そして若し外國の援助がこの叛亂に送られ得たとすれば、その結果は長期に互る内亂となつたかも知れないのである。大が

かりな殺戮に至つては、それは日本の法律を勵行したことを表はしたに過ぎない、又領主に對して叛亂を起した百姓の罰は、如何なる事情の下にあつたとしても、死刑である。更にかくの如き虐殺政策に關して言へば、それは信長もこれよりも少い理由でありながら、比叡山の天台宗徒を絶滅させたことを記憶して置くべきであらう。吾々が島原で亡びた勇者を氣の毒に思ひ、彼等がその統治者の兇猛な殘虐に對してなした叛亂に同情を表するのは、いづれから言つても理由ある事と思ふ。併しただ公明なる事實として、日本の政治的見地から、全體の事件を考慮することが必要であると思ふ。

註 これらの布告が、一として新教徒のキリスト教に對して向けられなかつたといふことは、心に留めておかなければならない、オランダ人はこの布令の意味では、キリスト教徒とは考へられて居なかつたのである、又イギリス人も同様であつた。次に示す代表的な村から得た抜萃、組帳則ち組合の取締法は、ロオマ舊教の改宗者則ち信者の、その組合中に居ることに關して、すべての團體に課せられた責任を示してゐる、——

『毎年、最初の月と第三の月との間で吾々は宗門帳を更める。若し吾々が禁制の宗門に屬してゐる者の居るのを知るならば、直に代官にそれを通ずるものである、……召使、勞働者共は、キリスト教徒でないといふ事を宣明した證文を主人に差し出すべきである。嘗てキリスト教徒であつたが、それを取り消した

者に關しては——若しこのやうな者が村に來、また去る事があれば、吾々はそれを申出ることを約する』

——キグモア教授の『舊日本に於ける土地所有權及び地方制度所見』Professor Wignore's 'Notes on Land Tenure and Local Institution in Old Japan'。——參照

オランダ人は船舶と大砲とを以てこの叛亂を潰滅さす助けをしたといふので非難された、彼等は自分等獨自の考へから、勝手に四百二十六發の大砲を城内に打ち込んだといふ。併しながら、今まで残つて居る平戸のオランダ商館の通信は無論、彼等が脅嚇されて、斯様な行動をとるの已むなきに至らしめられたのである事を證明して居る。兎に角、彼等の行動に就いて、これに只だ宗教上の非難を加へるには充分な理由がない——よしその行動は人道上の見地からは充分に非難されるとしても。蓋し叛徒の大部分が、たまたまネザランドの男女を異端者として生きながら焚殺した處の宗教を信じて居るのであるから、この叛亂を鎮壓して居る日本の官憲を助ける事を拒絶するわけには行かなかつたのであらう。察する處このオランダ人達の親族のものが少からず、かのスペインの猛將アルヴァの虐殺を逞うした日に殺された事があるのではあるまいか、恐らくそんな事も原因となつて、この砲撃が行はれたのかも知れない。若しポルトガル人並びにスペイン人の僧侶にして、日本の政府を乗取る事が出来たならば、日本に於けるイギリス人とオランダ人とは、みなどん

な目に遇つたであらうか、それは明らかに解つて居た筈であるが。

島原の虐殺を以て、ポルトガルとスペインの布教に關する實際の歴史は終りを告げて居る。この事件の後に、キリスト教は、徐に着々と、又執念深く踏み潰されてしまつて、目に觸れる限りは存在を失つてしまつた。キリスト教の容認され、若しくは半ば容認されて居たのは、僅に六十五年間であつて、その傳播と崩壊との全歴史は、前後殆ど九十年に亘つて居る。殆どあらゆる階級の人々、即ち王侯から貧民に至るまで、その爲めに苦難を受けた、何千といふ人々がその爲めに拷問を受けた——その拷問の恐ろしさは、多數の人々を無益な殉教に送つたかのジェジュイト教徒等中の三人までもが、苦痛にたえずその信仰を否認せざるを得なくなつた程甚だしいものであつた、——又やさしい婦人達には、火刑を宣告されて、少し何とか言葉を用ひたならば、自分の子と共に救はれたであらうに、さういふ言葉を發するよりも、むしろその幼な兒を抱いて火中に投じたのもあつた。しかも數千の人々がその爲めに無益に死んだこの宗教は、害惡以外何物をも日本に齎しはしなかつた、擾亂、迫害、叛亂、政治上の難局、及び戦争等を起こしたのみである。社會の保護と保持とのために、言語に盡くせざる程の代價を拂つて發展させた人民の美德、——彼等

の克己、彼等の信仰、彼等の忠誠、彼等の不撓の精神と勇氣、——さへもこの暗い信條によつて亂され、方向をあやまられ、その社會を破壊する爲めに用ふる力にしてしまつた。若しその破壊がなし遂げられ得たならば、そして新ロオマ舊教の帝國といふやうなものが、その廢墟の上に建立されたならば、その帝國の力は、僧侶の暴政、審問制度の擴大、良心の自由と人類の進歩とに反對する永久なるジエジュイト派の戰亂といふものを、益々擴張するため使用されたであらう。吾々はこの無慈悲な信仰の犠牲者を憐んで、彼等の役に立たない勇氣を當然賞讃して然るべきであらう、しかも誰れが彼等の主義の、失敗に歸した事を遺憾に思ひ得るであらうか……宗教的偏執以外の別な立脚地から見、單にその結果によつて判断すれば、日本をキリスト教化しようとしたジエジュイト派の努力は、人道に反する罪惡、蹂躪の勞働、只だ地震、海嘯、火山の爆發等に、——それが惹き起こした不幸と破壊の理由から、——のみ比較し得べき災難であると考へざるを得ない。

註 フランシスコ・カツツラ、ペドロ・マルクエツ、ジウゼツペ・キアラの三人。その中二人は十分

強制的の下にであらう——日本の婦人と結婚した。彼等の後の物語に就いては、日本亞細亞協會記事、*Transactions of the Asiatic Society of Japan* のサトウ氏の一文を見よ。

孤立政策——日本を世界の他の國々から鎖ざしてしまふ政策——秀忠に依つて採用され、

その後繼者達によつて維持された處のそれは、宗教的陰謀が鼓吹した恐怖の念を充分に示すものである。オランダの商人を除いて、すべての外國人等がこの國から追放されたばかりでなく、ポルトガル人やスペイン人との混血兒も亦すべて追放され、日本の家族は彼等を養子にするとか、隠すとかを禁じられ、これを犯した家族は、その一族悉く處罰される事になつた。一六三六年に、二百八十七人の混血兒が、マカオに向けて送り出された。

混血兒の通譯として働くその能力が特に恐れられたのも尤もな事である、然しこの布令の發せられた當時、人種的憎惡の念が、宗教的敵愾心によつて甚だしく起こされたといふのも殆ど疑ふことは出来ない。<sup>註</sup>鳥原の挿話があつてから後、すべての西歐の外人は、例外なく、明らかに疑惑の念を以て見られたのであつた。ポルトガルとスペインの商人達は、オランダ人と入れ代つた（イギリスの商館は數年前に既に閉鎖されて居たので）併しオランダ人の場合でも非常な警戒は加へられた。彼等はその平戸に於ける形勝の地を棄てて、その商館を出島に移すやうに強ひられた、——出島とは僅長さ六百尺、幅、二百四十尺の小さな島である。其處で彼等は、囚人のやうに絶えず監視されてゐた。彼等は人民の間に出でゆくことを許されなかつた。又如何なる人と雖も、許可なくして彼等を訪れることは出來ず、又如何な婦人も、醜業婦は別として、如何なる事情があつても、彼等の保留地へ入

ることは許されなかつた。併し彼等はこの國の貿易を獨占して居た。そしてオランダ人の根氣強さは、二百有餘年の間、利得のために、これ等の状態を堪へ忍んだのであつた。オランダ商館と支那人によつて維持された以外、諸外國との通商は、全然禁止された。如何なる日本人でも、日本を去ることは斬罪であつた、又祕にうまくこの國を抜け去り得た人も、その歸國するや、死刑に處せられた。この法律の目的は、布教上の訓練のために、ジエジュイト教派によつて、海外に送られた日本人が、普通の人を裝つて、日本に歸つて來るのを防止するにあつた。長い航海をなし得る船を建造することも亦禁じられ、政府によつて定められた大きさを超える一切の船は、破壊された。展望臺が異國の商船を見張るために、沿岸に置かれた。そして日本の港に入らんとするヨオロッパの船は、如何なる船でも、オランダ商會の船を除けば、襲撃されて打ち壊されたのであつた。

註 併し支那の商人はオランダの商人より以上の自由をゆるされて居た。

ポルトガル人の傳道によつて最初に得られた大成功に就いてはなほ考慮すべき處がある。日本の社會史に就いて、吾々は現在比較的無智なのであるから、キリスト教徒の一と芝居の全部を了解する事は容易でない。ジエジュイト教派の傳道の記録は澤山にある、併しそ

れと同時代の日本の年代記が、この傳道に就いて與へる知識は甚だ乏しい。——これは多分キリスト教の問題に關する一切の書物のみならず、キリスト教徒とか外國とかいふ語の入つてゐる書物は、みなこれを禁止する布告が、第十七世紀中に發布された爲めてあらう。ジエジュイト教徒の本が説明して居ない事、そして若しさういふ事が許されるとしたならば、寧ろ吾々が日本の歴史家達に説明を期待して居る事は、祖先禮拜の土臺の上に建設され、外來の侵入に抵抗する巨大な能力を明らかにもつて居る。日本の社會が、どうしてジエジュイト教派の勢力によつて、これほど急速に侵入され、更に一部分は瓦解されるに至つたのであらうかといふ事である。あらゆる疑問の中で、日本の證據によつて私が答へて貰ひたいと思ふ疑問は次のことである、曰く如何なる程度まで、傳道師達は祖先の祭祀を妨げたかといふ、その事である。これは重要な問題である。支那に於ては、ジエジュイト教徒等は改宗の勧誘に抵抗する力が祖先禮拜にあることを早くも認めた。そして彼等は彼等の以前に佛教徒も多分爲さざるを得なかつたやうに、機敏にもそれを默認することに努めた。若し法王權が彼等の方策に支持を與へたならば、ジエジュイト教派は支那の歴史を一變し得たであらう。然るに他の宗教團は猛烈にこの妥協に反對したので、その機會は逸してしまつた。其處で、どれ程まで祖先の祭祀拜が、日本に於けるポルトガル人の傳道師等



によつて黙認されたかは、社會學上の研究に取つて甚だ興味のある事である。勿論、最高の祭祀は、明白な理由からして、そのままにして置かれた。一家の祭祀が當時に於て、今日それが新教とローマ舊教との傳道師によつて等しく攻撃されてゐると同じやうに、執念深く攻撃されたと想像するのは困難である。——例へば、改宗者達が、彼等の祖先の位牌を棄ててしまふとか、破壊するとかいふやうに、強ひられたとは想像し難い。なほそれと共に一方に於て、ずつと貧困な改宗者達の多く——召使やその他の一般庶民——が一家の祖先祭祀を持つてゐたかどうかにか就いて、吾々は今でも疑ひをもつて居る。無頼漢の階級はその中に多數の改宗者を出して居るが、それ等は勿論、この點に於て考慮の中に置く必要はない。この問題を公平に判断せんとするならば、第十六世紀に於ける平民の宗教的狀態に就いて知らなければならぬ事がまだ澤山にある。兎に角、如何なる方法が採られたにしろ、初期の傳道の成功は驚くべきものであつた。彼等の傳道の事業は、日本の社會組織の特殊な性質のために、頭から始める必要があつた。臣下はその領主の許可によつて、初めてその信條を變へることが出来たのである。處が最初からこの許可は自由に與へられたのであつた。或る場合には人民が新宗教を採ることは、彼等の自由であると、公然告知を受けた事もあつた。又或る場合には、改宗した領主が新宗教を採るやうに人民に命令を

下した事もある。或はこの外國の宗教は最初佛教の新しい種類だと考へ違ひされたりしくもある。そして一五五二年に、ポルトガルの布教團に與へた今日まで残つて居る山口に於ける公の許可の中で、彼等は『佛の法』を——佛法紹隆の爲め——説教しても宜しいといふ許可が（その許可には大道寺といふ一字の寺をもそのうちにに入れてあつたやうに見えるが）異國人達に向つてなされたといふことを、日本の文字が明らかに述べてゐる。原文はサア・アアネスト・サトウによつて次のやうに翻譯されてゐて、氏はそれをそのまま復寫にして出して居る。——

周防國吉敷郡山口縣大道寺事  
從西域來朝之僧為佛法紹隆

可創建彼寺家之由任請望之

旨所令裁許之狀如件

天文廿一年八月廿一日

周防令 押之 義長

註 この文書のラテン及びポルトガルの翻譯に寧ろその偽造譯の中には、佛法を説くといふ事に就いては一言も云つてない、又日本の文書には少しも載つてゐない事が澤山附加されてゐる、サトウ氏のこの文書並びにその偽譯に關する説明に就いては、日本亞細亞協會記事、第八卷第二部 (Transaction of the Asiatic Society of Japan, Vol. VIII, Part II.) を見よ。(譯者曰、八卷とあれど實は七卷なり)

若しこの過誤(或は欺偽)が山口に於て起り得たとすれば、それが亦他の場所でも起つたらうと想像するのも當然である。外面上ロオマ教の儀式は、普通に行はれて居る佛教の儀式に似てゐた。人々はその勤行、法衣、數珠、平伏、立像、梵鐘、香等の形式に於て、それ等が自分達の日頃見馴れて居るものである事を認めた。處女と聖徒達は、御光をさした菩薩と佛陀に似てゐると見られた、天使と惡魔とは直に天人並びに鬼と同一視されたのである。佛法の儀式に於て一般の想像を喜ばした一切のものは、僅ばかり異つただけの形式で、ジェジュイト教派に渡され、彼等によつて教會や禮拜堂として、神聖な場所とされたその寺院に於て見る事が出来たのであつた。この二つの信仰を、實際に二分してゐる底知れぬ深淵は、普通の人には認められ得なかつたが、併し外面上の類似は直ぐに認められた。更に又、人の心を惹くやうな二三の新奇なものもあつた。例へばジェジュイト教徒達は人々の注意を惹く目的から、自分達の教會内で、いつも奇蹟劇を演じたりし……併

しあらゆる種類の外觀上の目を喜ばすものとか、佛教との外觀上の類似とかは、この新宗教の傳播を只だ援助し得たに過ぎなくて、それ等はその布教の急速な進歩を説明するには足らないのである。

強制といふ事は幾分その説明になるかも知れない——改宗した大名がその臣下に及ぼした強制が。地方の住民は強い脅迫を受けて、改宗した領主の宗教に追従して行つたといふ事である。そして幾百——恐らくは幾千の人々は、單に忠義の習慣から、みな同じ事を行つたに相違ない。かういふ場合、どういふ種類の説得法を、教派のものが大名に對して用ひたか、それを考究して見るのは價值のある事である。傳道事業に對する一大助力は、ポルトガルの商業にあつた事——特に鐵砲及び彈藥の商事にあつた事を吾々は知つて居る。秀吉の權力獲得に先き立ち、國情の騷亂して居た際には、この商賣は地方の領主と宗教上の協商をするに有力なる賄賂であつた。鐵砲を用ひ得た大名は、さういふ武器をもつて居ない競争の位置にある領主に對して幾分有利である、そしてさういふ商賣を獨占し得る領主は、その近隣のものも犠牲に供して、自分の權力を増大する事を得たのである。それで説教をする特權を得るために、この商賣が實際提供された、時にはその特權以上のものを要求し、その得られた事もあつた。一五七二年にポルトガル人は、その教會への贈物と

して、長崎の全市をさへ敢て要求するといふ大それた事を申出した——その市の上に於ける司法権と共に、そしてそれを拒絶すれば、他處に行つて根城を据ゑると云つて威嚇した。大名の大村は最初異議を唱へたが、遂には讓歩した。かくして長崎はキリスト教徒の領地となり、直接に教會に依つて支配された。さうすると忽ちに師父等は、其の地方の宗教の上に猛烈な攻撃を加へて、自分等の信條の特徴を出し始めた。則ち彼等は佛教の寺、神宮寺に火を放ち、その火災を以て『神の怒り』だと言ひふらした、——この一事の後、改宗者の熱意に依つて、長崎市内及び附近の凡そ八十箇所の寺が焼かれた。長崎の領地内にあつては、佛教は全滅させられた——その僧侶は迫害され逐はれてしまつた。豊後の國に於てはジエジュイト教派の佛教迫害は、これよりも遙かに猛烈で、廣大な規模に依つて行はれた。その支配して居た大名大友宗麟宗近はその領土内の佛寺を盡く打ち壊したのみならず（傳ふる處に依るとその數三千に及ぶといふ）多數の僧侶を殺害した。彦山の僧侶達は暴君宗麟の死を祈願したと云はれたのであるが、この山の犬伽藍の破壊のために、宗麟は意地悪くも（一五七六年の）五月六日——佛陀誕生の祭日を選んだといふ事である。

無條件の服従にならされて居た従順な人民の上に及ぼす領主の強制は、幾分傳道成功の第一歩を説明するに足りるであらう、併しそれにしても、尙ほ幾多の説明しがたい事が残

つて居る、例へば後年の祕密傳道の成功、迫害の下にあつた改宗者の熱心と勇氣、反對な信仰の進展に對する、祖先祭祀を守る主なる人々の長い間の冷靜等がそれである……。キリスト教が初めてロオマ帝國を一貫して擴がり始めた際には、祖先の宗教なるものは滅びて地に墜ち、社會の構造はその原形を失つて居り、キリスト教に對し、立派な抵抗を實際なし得る何等宗教的保守主義なる者はなかつたのである。然るに第十六世紀十七世紀の日本に於ては、祖先の宗教は遙かに強い勢を以て活躍して居り、社會はまだ不完全なるその完成の第二期に入つたのみであつた。ジエジュイト教への改宗は、昔の信仰を既に失つて居た人民の間になされたのではなく、世界中の最も深刻に宗教的なまた保守的な社會の一に於てなされたのである。かくの如き社會に入つて來たキリスト教は、その種類の如何なるものたるを問はず、社會の構造上の崩壊を起さずには居まい——少くとも地方的性質の崩壊を。かくの如き崩壊がどれほど擴大し透徹して居たか、それは吾々の知る處ではない、また吾々は、この危険に當面して、本來の宗教的本能の長い間の惰性は、どうしたものであるか、それに就いての適當な説明はない。

併し少くともこの問題の上に傍證を投ずると思はれるやうな歴史上の事實は多少ある。リツキに依つて基礎を定められた支那に於けるジエジュイト教派の政策は、改宗者をして

自由にその祖先の祭式を行はしめたのであつた。この政策が繼續された間は傳道も隆盛であつた。然るにこの妥協の結果として、不和が生じた時、事件はロオマに具申された。法王インノセント第十世は、一六四五年に上諭を出して、異説禁止を決定した。そのためジエジュイト教の傳道は、實際支那に於ては滅亡した。法王インノセントの決定は、その翌年法王アレクサンダア第八世の上諭によつて取消された。併し祖先禮拜のこの問題に就いては、繰り返し繰り返し論議が起こされ、終に一六九三年に法王クレメント第九世が斷然如何なる形を以てしても、改宗者の、祖先の祭式を行ふ事を禁ずるに至つた……。爾來極東に於けるあらゆる傳道の一切の努力も、キリスト教の主旨を進める事は出来なくなつた。その社會學上の理由は明瞭である。

こんなわけで一六四五年までは、祖先の祭式は、支那に於けるジエジュイト教派に依つて黙認され、有望の効果があつた事を吾々は見たが、さてそれで日本に於ても、第十六世紀の後半の間は、支那に於けると同様な黙認政策が採られたのかも知れない。日本の傳道は一五四九年に始まり、その歴史は一六三八年の島原の虐殺を以て終つて居る——祖先禮拜の黙認を禁じた第一回の法王決定の前、約七年である。ジエジュイト教派の傳道事業は、あらゆる反對のあつたに拘らず、確實に隆盛に赴いたが、頓て考慮の足りない、しかも極

めて固陋な熱狂者のために妨げられるに至つた。抑も一五八五年にグレゴリイ第十三世に依つて發布され、更に一六〇〇年にクレメント第三世に依つて確定された上諭に依り、ジエジュイト教のみが日本で傳道事業を行ふやうに公認されたが、この特權がフランシスカン派の熱心のために無視されるに至つて、始めて日本政府との葛藤が起つたのであつた。一五九三年に秀吉が、フランシスカン派の僧侶六人を死刑に處した事はすでに言つた處である。それから一六〇八年に、ポオル第五世が、ロオマ舊教のあらゆる教團の傳道師に、日本で仕事をする事を許した上諭を發した事は、恐らくジエジュイト教派の破滅を招致したのであらう。記憶すべき事は、家康は一六一二年にフランシスカン派を鎮壓した事で、——これはフランシスカン派の、秀吉から得た體驗も、少しも彼等に教へる處のなかつた證據である。大體に言つて見れば、ドミニカン教派とフランシスカン教派とは、ジエジュイト教徒（この派を彼等兩派は卓法だとして排斥した）が賢くもそのままにして手を觸れずに置いた事柄に、無謀にもたづさはり、そのたづさはつた事が、結局傳道事業の避くべからざる破滅を早めたのであつたらしく考へられる。

吾々は第十七世紀の初めに當つて、日本に果たして百萬のキリスト教信者があつたか、それに就いて當然疑を抱く、それよりも遙かに事實らしい六十萬と言ふ方が頷かれる。信

教自由の今の時代に於て、總ての外國傳道師の團體が、その努力を結合し、その事業を支持するに莫大な金額を年々消費して居るのであるが、しかも彼等は、信賴し得べき概算に依ると、前のポルトガルの傳道師等の得たと言ふ成功の僅に五分の一を得たのみであつた。なるほど第十六世紀のジュエイト教派は、幾多の領主に依つて、その地方の全人民の上に極めて力ある強制を行ひ得たのはあつた、併し近代の傳道は、強制力の如何はしい價値よりも遙かに勝る、教育上、財政上、並びに立法上の長所をもつて居る、しかもその齎し得た結果の小なることは説明を要するであらう。がその説明は難しくはない。蓋し要もなく祖先の祭祀を攻撃する事は、當然社會の組織を攻撃する事になる。而して日本の社會は本能的に倫理上の根據の上に加へられた、かくの如き攻撃に抵抗するのである。何となればこの日本の社會は、紀元第二世紀三世紀にロオマの社會が示したやうな、それほど状態にすらも達して居たと想像するのは間違ひであるからで、むしろこの日本社會は、キリスト降誕前幾世紀の古にあつたギリシャ、ラテンの社會の状態に似て居たのである。鐵道、電信、正確な近代の武器、各種の近代の應用化學等の輸入も、まだ事物の根本的秩序を變更するには足らなかつた。表面上の事物の崩壞は急速に進行し、新しい構造が出来かけて居る。併し社會の状態は、南歐に於ける、キリスト教輸入の餘程以前にあつた状態

にとどまつて居るのである。

凡そ宗教の各種は多少不朽の眞理を保有しては居るが、進化論者はその宗教を分類しなければならぬ。進化論者は一神教の信仰を以て、人間思想の進歩上、多神教的信條よりも著しく進歩したものを代表して居ると考へざるを得ないのである。一神教とは無數の靈を信ずる幾多の信仰を、一つの目に見えざる全能力といふ大きな廣い考へに融合さし擴大したものの意である。なほ心理學的進化論の立脚地から言へば、進化論者は勿論汎神教を以て、一神教よりも進んだものであるとなし、さらに不可知論<sup>アグノスティシズム</sup>を以て、一神汎神の兩者よりも進んだものであると考へざるを得ないのである。併しながら信條の價値は、當然關係的のものである、而してその價値如何は、或る教養ある一階級の智的發達にそれが適應するといふ事に依つて定められるのでなく、全社會——その宗教がこの社會の道德上の體験を具體的に示して居る——その社會に對する大きな情緒的關係に依つて決せられるのである。また別の社會に對するその信條の價値は、その社會の倫理上の實驗に適應するその力に依らざるを得ないのである。吾々はロオマ舊教が、その一神的概念の唯一の力に依つて、原始的な祖先禮拜よりも、一段進んだものである事を容認し得るのである。併しこのロオ

マ舊教は、支那或は日本の文化が到達して居なかつた社會状態にのみ適應して居たのであつた——その社會の状態といふのは、古代の家族が分解し、孝道の宗教が忘却されてしまつた社會を言ふのである。インドの宗教は遙かに巧妙な、また比較する事の出来ない程人情味のあるものであつて、それはロヨラ（ジエジュイト教の）に先き立つ事一千年も前に、傳道上の成功の秘訣を心得て居たが、それとは異つてジエジュイト派の宗教は、日本の社會状態に適應する事を知らなかつた。それとその適應不能の事實のため、傳道の運命は早くすでに決定されて居たのであつた。異説禁止、陰謀、野蠻な迫害等の行はれた事——ジエジュイト教徒のあらゆる欺瞞及び殘虐——それ等は只だかくの如き適應不能の表現のみ考へられて然るべきであらう。それと共に家康及びその後繼者の採つた壓抑政策は、社會學上から見れば、最大な危険を國家的に知覺したといふに過ぎない事になる。則ち外國宗教の勝利は、社會の全崩壊、帝國の外國支配への服従を、包藏して居るといふ事が認められたのである。

少くとも美術家も、社會學者も、この傳道の失敗を遺憾とする事はない。彼等の傳道の絶滅は、日本の社會をして、その型の極致にまで發展するを得せしめ、かくて近代人の眼

に、日本美術の驚くべき世界を保存し、なほ傳統、信仰、及び慣習の更に驚くべき世界を保存するを得せしめたのである。若しロオマ舊教が勝利を博したならば、すべて斯様なものを一掃し去つて、消滅させた事であらう。美術家達の傳道師に對する自然の反抗心は、その傳道師が常に用捨なき破壊者であり、又破壊者ならざるを得なかつたといふ事實に依つても察しられる。何處に於ても、凡そ美術の發達なるものは、何等かの形を以て、宗教と關係して居る、そして人民の美術が、その人民の信仰を反映して居る限り、その美術は、それ等の信仰を敵とするものに取つては厭ふべきものであらう。佛教起原の日本美術は、特に宗教上の暗示を與へる美術である——單に繪畫彫刻に關してのみならず、なほ裝飾その他殆ど一切の審美的趣味をもつ所産に關してさうである。日本人の樹木、花卉、庭園の美を悦ぶ心、自然及び自然の聲に對する愛好心にすらも——要するに生のあらゆる詩情にも、多少宗教の感情が結ばれて居る。ジエジュイト教徒並びにその同盟者が、少しの狐疑する處もなく、すべてそれ等の感、その微細の點に至るまで、これを無くしてしまはうとした事は、殆ど確實な事であると考へられる。よし又彼等教徒はこの異様な美の世界の意義——再びくりかへし若しくは回復する事の出来ない民族の體驗の結果である——を了解し、これを感じ得たとしても、彼等は抹殺、滅却のその仕事をするに、一刻も躊躇した事

てはあるまいと思ふ。なるほど今日もその驚くべき美術の世界は、西歐の産業主義のために、正に取りかへしのつかないやうに破壊されかかつて居る。併し産業上の影響は、用捨なく働きはするが、熱狂的ではない、そしてその破壊はそれほど猛烈に急速に行はれるのではないのであるから、その美の段々薄らいて行く話は、記録に残され、將來の人文の利益となる事であらう。

## 封建の完成

日本の文明がその發達の極限に達したのは、徳川幕府の末期——現今の政體にうつる直ぐ前の期間——であつて、それ以上の發展は社會の改造に據るの他不可能であつた。此完成の状態は、以前から存在して居た状態を強くし、明確にすることを、主に現はしたもので、基本的變化としては殆ど何もないのである。協同の古來の強制的制度が以前よりも一層強められ、儀式的因習のあらゆる細微な條件が、以前よりも容赦なく嚴正に固執された。是より先き立つた時代には、此時に比して遙かに苛酷な處はあつたが、併しこれほど自由の缺如した時代は未だ曾て無かつた。併しながら斯く制限を増大した結果にも道德的の價値が無い譯ではなかつた。個人の自由が個人の利益となり得る時代は、まだ遙かに遠かつた。そして徳川の統治の父の如き強制は、國民性に於て最も目に附くものの多くを發達させまたそれを強める助けをした。幾百年の戦亂は、これ以前には、其國民性のもつと微妙な諸性質を修養する機會を餘り與へなかつた。其諸々の性質とは嫺雅、飾り氣のない溫情、

後に至つて日本人の生活に實に稀代の魅力を與へた生に就いての喜である。併し昌平二百年の鎖國の間に、此の人間味のある天性の優雅にして魅力に富んだ方面が開發される機會を得たのである、そして法律習慣のいろいろな制限はまたその開發を促進せしめ、且つそれらに奇異な形態を與へた、——たとへば園丁の倦む事を知らぬ技術が、菊花を百千の風變りな美しい形に進化させるやうなものであつた。……壓迫を蒙つた一般の社會的傾向は、窮屈に向つたけれども、抑制は道德的及び美的の修養に對する餘地を特殊の方面に残した。此社會状態を了解するには、其法律的方面に於ける統治者の父の如き統治の性質を考察する事が必要であらう。近代人の想像からすれば、昔の日本の法律は堪へ難い程嚴酷なものと思はれるのは尤もな次第であるが、併し彼等の行政は、實際我等西洋の法律のそれ程に妥協性のないものではない。其上、最上級から最下級まで、あらゆる階級を重く壓しては居たけれども、法律上の重荷は、負擔者の各自の力に相應するやうにされて居た、則ち法の適用は社會的階級が下れば下るに従つて漸次寛大になつて居たのである。少くとも理論上では、上古から貧乏人や不幸者は憐憫を受けると考へられて居り、それ等に對しては能ふ限りの慈悲を示す義務が、日本の現存の最古の法典なる聖徳太子の法律にも主張されてある。併し斯様な差別の最も著しい例は、家康の遺訓に現はれて居る、此の

遺訓は、社會が既に餘程發達して、その諸制度も餘程確立し、あらゆるその束縛も嚴重になつた時代の正義に就いての概念をあらはして居る者である。「民は國の本なり」(遺訓第十五條)と道破した此の峻嚴にして而も賢明な統治者は、賤民に對する取扱ひを寛仁にすべきことを命じた。彼は、たとへ如何に高位に在るものでも、大名が法を破つて『民の災となる』(遺訓第十一條)者があれば、其の領地を沒收して是を罰する事を規定した。此の立法者の人道的精神は、犯罪に關する彼の法令、たとへば、彼が姦通の問題を取扱ふ場合の如きものに最も強く示されて居る——姦通は祖先祭祀を基礎とする社會には當然最も重大な犯罪であるが、遺訓の第五十條〔農工商之妻密に他夫と通亂三人倫一者は當夫不レ及三訴出二雙方可レ又不レ誅して於三訴出二誅共不誅共可レ任三當夫之願一陰陽誅レ之誅二人一而不レ誅二人一當夫之愆與三不義人一同じ然共若合體之人民非三可レ憎之科至三裁許一者尤可レ有三對酌事〕によつて、恥を受けた夫は不義者を殺す古來の權利を認可された、——併し、若し彼が不義者の一人だけを殺すならば、彼は相手のいづれの者とも同罪と見做さるべきものであるといふ條項が附隨して居た。若し犯人が裁判を受ける事になると、平民の場合には特にその事件を寛大に處置すべき事を家康は勧めて居る。彼は人間の性質は元來弱い者である事を述べて、若年て單純な心の者の中には、相方が性質上墮落して居ない時ですら、一時の激情の餘りに愚行に走る場合もある事を云つて居る。併し次の條項第五十一條に、彼は上流階級の男女が同様の罪を犯した場合には、



何等の慈悲をも示すべきではないと命じて居る。彼は宣言して居る、『是等のものは、現存の規定を犯すことによつて世を騒がせるが如き事はせぬ程に心得のある人々である。故に斯かる人々が、不義不貞をはたらいて法を破る時は、容赦も相談も無く直に是を罰すべきものである。農、工、商の場合は是の場合と同じからず』〔武門仕給之男女如三例式一濫に不レ速可レ處三罪科一非レ可レ爲三掛酌一與三農工商一不レ回事〕……全法典に互つて、武士階級の場合に法の束縛を固くし、下層階級の爲めには、是を緩くする此の傾向は一樣に現はれて居る。家康は不要な處罰を力を入れて非とした。そして刑罰を屢々行ふ事は民の非行の證據に非らずして、官吏の非行の證據であると主張した。彼の法典の第九十一條は將軍に關してすら此の事を斯く明らかに規定して居る、『皇國に刑罰處刑が夥多なる時は、武士の統治者が不徳にして墮落せる證據である。』〔五穀不熟は天子政道之不明也國家多三刑戮一は將軍武〕……彼は權威ある大名の殘酷或は貪婪から、農民と貧民とを保護する爲めに特殊な法令を案出した。大名が江戸に參勤する途中、『泊に於て狼藉に及ぶ事』或は『武勳を笠に僭越の振舞をなす事』〔譜代外様諸家之士の行列堅守二作法一分限之外不レ可三華瀧一又倍〕……大夫參勤交代驛路〔大夫參勤交代驛路〕を嚴禁した。是等の大名の公の行爲は言ふに及ばず、其の私行さへも同じく幕府の監督の下にあつて、彼等は不道德の爲めに實際處罰される事さへあつた。彼等の間の放埒に關して、立法者は、『これは叛逆とは公言せられ得ずとす

るも』、それが下層階級に對する惡例を創める程度に準じて判決し處罰すべきもの〔第十八條〕と規定した。眞の叛逆に就いては容赦は無かつた、此の問題に關する法律は峻嚴を極めて例外或は緩和を許さなかつた。遺訓の第五十三條はこれが最高の犯罪として認められた事を證するのである、『主を殺す臣下の罪は原則上天皇に對する大逆人の罪と同じ。彼の三親九族、最も遠縁の者に至る迄枝葉を悉く斷絶して是を根絶すべし、主を弑したのてなく只だ主に向つて手を挙げただけの臣下の罪でも同斷である』。〔臣弑レ君之罪科其理朝敵に均し其從類眷屬所緣之者に至迄刈レ根截レ葉べし縱雖レ不レ弑家〕併し下層階級の間法を行ふ事に關してあらゆる制限を行ふ精神は、此凄まじい法令とは甚だしく反對して居る。贗造、放火、毒殺は實に火刑或は磔刑を正當とする罪であつた。併し普通の罪の場合には、事情の許す限り寛恕するやうに内命を授けられて居た。法典の第七十三條に云ふ、『下級の者に關する微細の點に就いては漢の高祖の廣大な慈悲を學べ』と。〔至三下賤方偶之細事一〕更にまた、刑事廷及び民事廷の奉行はただ、『慈善と慈悲とて著名な廉直高潔な武士の階級』から〔評定決斷所の奉行〕品清潔仁愛成者〔可三申付一〕のみ選ぶ事とされた。あらゆる奉行は絶えず嚴密な監督の下に置かれた。そして彼等の行爲は幕府の密偵が規則正しくこれを報告した。

註一 則ち直に死罪にする事。

註二 身持放埒の場合には大名すら處罰せられる規定であつたけれども、家康はあらゆる悪行を法に照らして抑壓する事が當を得たものとは信じて居なかつた。此の問題に關して遺訓の第七十三條に示してある處は不思議に近代的な調子がある、曰く「游女夜發之淫局は國府の附虫として君子詩及諸典に記す不可レ無レ之者也痛制レ之も却而亂統不義之者日日出で不レ違三刑伐一」と、併し多くの城下ではかういふ家は決して許可されなかつた——これは恐らく、かかる城下には嚴峻な規律の下に維持すべき多數の軍隊が居た爲めであらう。

徳川の立法の今一つの人道的方面は、男女兩性の關係に關するその訓諭である。蓄妾は祖先祭祀の繼續に關する理由の爲めに、武士階級には默許されて居たけれども、家康は單に利己的理由の爲めに、此の特權を恣にする事を極めて非難した。「愚昧無識な人間は情婦の爲めに眞の妻を閑却し、かくして最も重要な關係を亂す……此の程度までに墮落した人は信實或は眞面目を缺く武士として常に知られるべきである」〔愚者は昧レ之爲ニ愛妾ニ蔑ニ本忠信之士ト兼而可レ知事〕輿論によつて非とされて居た寡居は——佛教の僧侶の場合に於ける他——同様に法典も是を非とした。「人十六歳以後は獨棲すべからず。凡そ人たらん者は結婚を自然の第一法則と認む」。

〔男女居レ室人之大倫也拾六歳以上獨居すべからず求ニ媒妁一而可レ結ニ婚姻之禮ニ子孫相續する時は各先祖之開顏人人天理之本也〕

子なき人は

養子する事を強要された。そして遺訓の第四十七條は、男子無き者が、養子せずして死んだ場合、その財産は「親族縁者に顧慮する處なく沒收すべき者」〔無ニ實子ニ無ニ養子ニして相果る者は親疎に拘はらず沒收すべ〕なる事を制定した。勿論此の法律は祖先祭祀の擁護の爲めに設けられたもので、それを斷絶する事なく繼續するのが各人の至上の義務と思はれた。併し養子に關する幕府の制規は、各人が困難なく法律上の要求を充たす事を得せしめた。

懇々人道を教へ、道德の壞敗を抑制し、獨身を禁じ、祖先祭祀を嚴格に維持した此の法典が、ジエジュイト傳道師の根絶の時に制定された事を考へて見ると、幕府が宗教の自由に關して取つた位置は、吾人には不思議な自由の一と見えるのである。第三十一條に宣言する處は、「貴賤共に、虚偽腐敗の宗派（ロオマ舊教）に關する他、現時まで行はれ來たつた宗教上の教義に關しては、彼等みな自身の好む處に従つて隨意である。宗門の争は今迄此の國の害毒及び不幸となつた、故に固くこれを抑壓しなければならぬ」〔有來宗門邪宗任ニ其意ニ總而宗論は古來天下之不吉也堅可レ令ニ停止事〕……併し此の條項の外見上の寛大は誤解してはならぬ、家族の宗教に關して、かく嚴峻なる法令を作つた立法者は、如何なる日本人も外國の信仰の爲めに、自己の種族の信仰を自由に棄ててよいと公言する人では無かつた。家康の眞の位置を了解するには、遺訓の全部を注意して讀まなければならぬ、——それは單にかうである、

則ち、何人も彼の祖先祭祀に加へて、國家によつて許容された宗教を採用するのは自由であつた、といふのである。家康、自身も浄土宗の信者で、一般佛教に同情を持つて居た。併し彼は何よりも先づ神道信者で、法典の第三條は義務の第一のものとして神を尊奉すべきことを命じて居る。——『心を清くすべし、而して身體の存せん限り神の尊崇を怠る勿れ』。〔尊崇神祇一敬一磨心  
身生涯不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>忘事〕 彼が祖先祭祀を佛教以上に置いたことは遺訓の第五十二條の本文に依つて明白である、その中に彼は他の種類の宗教を信仰するの故に、國家の信仰を等閑に附するに至ることのなきやう宣言して居る。此の本文は特に興味深いものである。

『自他受<sub>二</sub>身神國<sub>一</sub>者儒釋仙道等の外國之教を以先<sub>レ</sub>之專<sub>レ</sub>之則暫闕<sub>二</sub>我主人<sub>一</sub>忠を他人之主に勵むかことしこれ失本之理にあらずや』

勿論將軍は、古の諸神の後裔から、その權威を受けて居ると公言しながら、これ等の諸神を疑ふ自由の權利を公言しては矛盾を生ずる譯である。彼の職責上の宗教上の義務は何等の妥協をも許さなかつた。併し遺訓の内にはあらはれて居るやうな、彼の意見に伴なつて居る興味は、遺訓はただ彼の後繼者にのみ閱讀せしめてこれを導く爲めのものであつて、公のものではなく、堅く私的の文書であつた事實に存するのである。全體として見れば、彼の宗教的位置は現存日本の自由主義の爲政家の位置と餘程よく似て居る——第一の宗教

的義務は、日本種族の古來の信仰たる祖先祭祀なり、といふ愛國的確信を、條件として具備した佛教ならば、其の長所は何なりとも尊敬するといふ精神である……。家康は佛教に就いて愛着を有つて居た。併し此の點に於ても彼は何等狹量を示しては居なかつた。彼のその遺訓に『我が子孫は常に浄土宗を信ずべし』とは書いたけれども、彼は天台宗の叡山の僧正で、彼の教師の一人であつたものを大いに尊敬して、此僧の爲めに天台宗の大僧正の位置のみならず、僧侶が至り得る最高の位階を授けてやつた。その上將軍は叡山に赴いて國家繁榮の爲めに祈願を籠めた事もあつた。

帝國の大部分を含む天領の内にあつては、普通の刑法の執行は、人道的であり、處罰は、普通の人の場合には、多くは其時の事情に依つたと信ずべき充分な理由がある。不要の嚴峻は、高等の武家法度では一の犯罪であつた。此高等の武家法度は、かかる場合、位官には何等の區別をもしなかつた。例へば、百姓一揆の張本人等は死罪に處せられるのであるが、領主の壓制が因をなして一揆を起すに至らしめた場合、其領主は領地の一半或は全部を奪はれるか、位を落とされるか、或は恐らくは切腹を命ぜられるのである。日本の法律の研究の結果として、最初此問題に光明を與へたキグモア教授は、昔の法律運用方の精

神に就いて立派な評論を吾人に與へてくれた。氏は、法の執行は近代の意味に於て『個人を認めない』やうな事は決してなかつた事、少くとも一般の人民の爲めには、小犯罪の場合融通の利かない法律は存在して居なかつた事を指摘して居る。法を枉げぬと云ふアングロオ・サクソンの觀念は、偏頗なく火の如き容赦なき司直の觀念である温法を破る者は何人たるを問はず、恰も火中に手を入れる者が苦痛を受けるが如く、正に確實に、其結果を受けなければならぬのである。然るに古代の日本の法律の執行に於ては、犯罪の事情、犯人の理解力、教育程度、犯行以前の素行、動機、彼が受け忍んだ苦痛、彼の受けたる憤怒の原因等、あらゆるものを酌量したのである。そして最後の判決は、法律上の制定或は先例によるといふよりも、寧ろ道德上の常識によつて決せられたのである。友人親族は、犯人の爲めに上告し、彼等の力に及ぶ限りの正直な方法で、彼を助ける事を許された。若し或る者が冤罪を蒙つて、吟味の上その潔白が分かつたならば、彼は。言を以て慰藉されるのみならず、恐らく實質上の報償を受けるのである、そして、重大な吟味の終りには、奉行は犯罪を罰するのみならず、他方に善行を褒賞するのが例であつたやうである……。

一方起訴は役人の方からなるべく止めさせるやうにした。組合の仲裁で落着させ得るもの、或は妥協を附け得るものは、如何なる事件でも、なるべく法廷に持ち込まぬやうに、及ぶ

限り手を盡くした。そして人民は法廷を出来る限り最後の手段としてのみ考へるやうに教へられた。

註 次に掲げるものは、有名な奉行大岡忠亮が、名高い刑事の吟味をした終りに下したといふ宣告の抜萃である、『武藏屋長兵衛及び後藤半四郎、其方共の行ひは尤も高い賞讃を受ける値がある。その褒美として各々に銀十兩づつを賜はる……。たみ、其方の兄弟を助けたる事も賞むべき事である、それに對して、其方は金五貫文頂戴出来る。長八の娘ころ、其方は兩親に従順なれば、それにつき銀五兩を褒美として遣はされる』……。(キングの『變日の日本』、"Denig's Japan in Days of Yore" を見よ) 親孝行、勇氣、慈仁等の著しいものに褒美を與へる昔の風は、よし今日法廷で行ふ事は出来ないとしても、地方の政府では行はれて居る。その褒美は僅ではあるが、それが受領者に與へる公の名譽に至つては莫大である。

徳川の統治の一般の性質は、上述の事實から或る程度迄は推測が出来る。二百五十年間平和を強ひ産業を奨励した此統治は、如何なる意味に於ても、恐怖時代ではなかつたのである。國民の文化はあらゆる手段を盡くして抑壓され、切り剪まれ、刈り込まれたけれども、同時にそれは養育され、洗煉され、力を強められた。此永い平和は帝國中に、以前には決して存在しなかつたもの——即ち、一般に行き渡つた安固の感じ——を確立した。個人は法律と習慣としてそれ迄よりも以上に束縛された、が、併し彼はまた一方に保護もされ

たのである、則ち個人は其の束縛が許す限りの程度まで心配なく行動し得た。個人は仲間  
の爲めに強制されたけれども、一方又仲間を助けて元氣よく其の強制に堪へる事を得  
せしめた。義務を遂行し、組合の生活の重荷を支へて行く爲めに、各人は相互に助け合つ  
た。それ故に世態は、一般の繁榮の爲めになるのみならず、一般の幸福の爲めになつたの  
である。當時にあつては、生存の爲めの苦闘努力といふものは無かつた、——少くとも吾  
吾近代人の考へるやうな意味に於ては無かつた。生活の要求は容易に満足させられた。あ  
らゆる人は自己の爲めに供給を受け、或は保護を與へる主人を有つて居た。競争は抑壓さ  
れ若しくは止めさせられた。種類の如何を問はず最高の努力をもする必要はなかつた——  
如何なる能力をも強調させる必要もなかつた。其上、努力して得んとするものも殆どな  
つた。或は全然なかつた。人民の大多數に取つては獲得すべき獲物がなかつたのである。  
位階や収入は固定し、職業は世襲的であつた。そして任意に金銭を使用せんとする富者の  
權利を制限した規定のために、富を蓄積せんとする世人の願は阻碍され或は麻痺させられ  
てしまつた。大大名と雖も——將軍自身さへも——自分の欲するままを行ふ事は出来な  
つた。普通の人——農夫、工人、商人——は如何なる者と雖も、自分の欲するやうな家を  
建てる事も、又自分の好む通りに、それを造作する事も出来ず、また嗜好上買ひ度いと思

ふやうな贅澤品を買ふ譯にも行かなかつた。かういふ方面に耽ける事を望んだ大分限の平  
民は、自分より上の階級の習慣を模倣し、或はその特權を僭取するのは法度である事を、  
直ぐに思ひ知る様な目に遇はされたのである。彼は或る種類の者を自家用に注文して作ら  
せる譯にも行かなかつた。美的趣味を満足させる爲めに贅澤品を作り出した工匠又は美術  
家は、下層の人々からの委託を引受ける心持ちは殆どもつて居なかつた、彼等は公卿や大  
名の爲めに仕事をしたのであつて、自分等の愛護者（公卿大名）の不興を買ふやうな危険  
は殆ど出来なかつた。あらゆる人の快樂は、社會に於けるその者の地位によつて、大抵は  
定められて居た。そして下級から上級に移るのは、容易な事ではなかつた。異常な人は、  
大官顯貴の恩顧を身に受けて、時にはさういふ事をする事も出来た。併しかかる出世には、  
多大の危険が伴つて居た。而して平民の取つた最も賢明な政策は、自己の位置に満足し  
て落着いて居て、法律が許す限りの範圍に於て、人生の幸福を得ようと試みる事であつた。  
個人の野心はかく抑壓され、生活費は吾々西洋人の考へて必要額だと思はれるよりも遙  
かに最小限度まで減少させられた爲めに、奢侈禁制の規定があつたにも拘らず、文化の或  
る形式に對しては、非常に好都合な状態が實際確立された。生活の單調に對する慰藉を求  
める爲めに、國民の心は餘儀なく娛樂か研學かどちらかに向ふやうにされたのであつた。

徳川の政策は文學と美術の方面に想像を半ば縦にする餘地を與へて置いた——美術といつても下級のものではあるが、かくして抑壓されて居た個性は、是等二方面のうちには發揚の手段を見出し、空想は創造的になつた。が、斯の如き種類の知的耽縦にさへも幾分危険の量は伴なつて居た。そして此の危険を冒してゐるいろの事が實際行はれた。併しながら美的趣味は抵抗の最も少い方面を選んで進んで行つた。觀察は、日常生活の興味の上に——窓から見得る、或は庭園中で研究される出來事の上に——種々の季節に自然があらはす目馴れた事象の上に、——樹木、花卉、魚鳥の上に、——昆蟲とその習慣の上に、——あらゆる種類の詳細、繊細な些事、面白い珍らしい事物の上に集中した。日本人種特有の天才が今猶ほ西洋の蒐集家を悦ばせる奇態な骨董品の大多數を製産したのも當時であつた。畫家、牙彫師、裝飾家は、小さい仙女の繪畫、絶妙な奇古のもの、金屬とエナメルと金蒔繪の、奇蹟とも思はれる程の極小美術品を、製出するのには、殆ど何の制限も受けずに氣儘にまかせられた。かくの如き小事に於ては、彼等は束縛を受けずに、感情の上に自由を得たのである。そしてその自由の結果が、今日ヨーロッパとアメリカの博物館で珍重されて居るのである。美術の多數が（殆どすべてが支那傳來のものであるが）徳川時代以前に著しく發達したのは事實である。併しそれ等が美的の満足を普通の人の鑑賞し得る範圍内に

置いたああいふ廉價な形を採り始めたのは其の時の事であつた。奢侈禁制の法、或は節儉を奨勵する統治は、高價な製產品の使用と所有に對しては猶ほ適用され得たであらう。併し形を賞翫して樂しむ事には適用され得ないのである。而して紙で造られたにせよ、或は象牙細工にせよ、粘土にせよ、黄金にせよ、美しきものはいつも文化をすすめる一つの力である。紀元前四世紀に於ける希臘の一都市では、あらゆる家庭道具が、もつとも些細な品に至るまで、意匠の點では美術品であつたといふ事である。そしてそれとは全然別種で、又西洋人の眼にはもつと目馴れない風ではあるけれども、日本の家庭のあらゆる道具の場合にも同様な事實を見るのである。青銅の蠟燭立、眞鍮の燭臺、鐵鍋、紙行燈、竹簾、木枕、木盆等は、教育ある人の眼には、西洋の安物には全然見られない美と用途適合の感じを與へるであらう。此の美の感じが日常生活に於てあらゆるものに滲み込み始めたのは特に徳川時代の間であつた。それからまた挿繪の技術も發達した。また現今富裕な好事家が極めて熱心に蒐集して居るあの驚くべき色刷木版畫（如何なる時代或は如何なる國に於ても決して製作され得なかつた程に美麗なもの）が作られ始めた。文學も亦美術の如く、唯だ上流階級の樂しみだけではなくなつた、それは非常に多數の通俗の形式を發達させた。此の時代は通俗小説の時代、廉價本の時代、通俗劇の時代、老幼の爲めの物語の時代であ

つた……。吾々は徳川時代を以て此の國民の長い一生のうちで最も幸福な時代であつたと稱し得るかも知れない。文學上及び美的の事に喚起された一般の興味を考への内に入れないとしても、人口と富との増加のみを見ても其の事實を證明するに足るであらう。それは大衆の享樂時代であつた。また一般の修養と社會的文雅の時代であつた。

慣習は社會の頂上から下方に擴がつた。徳川時代の間に、以前には上流社會にのみ流行して居た種々の娛樂や藝事が一般のものとなつた。是等のうちの三つは高尚な程度の文雅をあらはす種類のものであつた、即ち、歌合せ、茶の湯、及び生花の複雑した技術がそれである。すべてこれ等は徳川時代よりも餘程以前に日本の社會に入つて來たものであつた。——歌合せの流行の如きは、日本の信ずるに足る歴史が始まつた時と時代を同じうして居るに違ひない。併しかかる娛樂や藝事が國民的となつたのは、徳川幕府の下であつた。その時から茶の湯が全國に亘つて女子教育の一特性となつた。茶の湯の難かしい特性は、多數の繪の助を藉りてのみ説明が出来る、そしてその技術を卒業するには多年の練習と實習が必要である。しかも此の術の全體も細目も、共に一個の茶碗で茶を立て、それを客に薦める事を意味するに他ならないのである。併しながらそれは實際の美術である——極めて秀麗な美術である。實際に茶を立てる事は、それだけでは何でもない事である、その極めて

て重大な要件は、その動作を出来るだけ極めて完全な、極めて丁寧な、極めて優雅な、極めて魅力のある方法で行ふ事である。炭のつき方から茶の薦め方に至る迄——あらゆる事を至上の禮法に従つて行はなければならぬ。充分にこれに通曉するには、大きな忍耐のみならず生來の優雅な態度が必要である。故に茶の湯を習ふ事は、今猶ほ禮儀、克己、優雅の練習——舉止の訓練であると思はれて居る……。生花の技術も矢張りこれに劣らずこみ入つたものである。流派は澤山あるけれども、各流の目的は、ただ出来るだけ美しい方法で葉と花の枝を見せ、『自然』自身の、不規則にしてしかも雅致ある趣を、くづさずに見せる事だけである。此の技術も亦習得に多年を要する。そしてその修業は美的價值のみならず、一種の道德的價值を有つて居る。

禮法が極度まで習練され——典雅懇勤があらゆる階級に、流行としてのみてなく、一の技術として普及したのもまた此の時代の事であつた。武を尙んだあらゆる文明社會には、禮儀が上代に在つても既に國民の一特質となつて居る、そして日本人の間には、その古代の言語が證明する如く、有史以前に普通の義務となつて居たに違ひない。此の問題に關する公規は、日本の佛教の創設者にして攝政であつた聖德太子によつて、第七世紀の頃、既

に作られて居た。太子は宣言して曰く、『群卿百寮、以禮爲本。其治民之本、要在乎禮。上不禮而下非齊。下無禮以必有罪。是以君臣有禮、位次不亂、百姓有禮、國家自治』と。これと同様な古代の支那の教への幾分か、千年の後に家康の遺訓中に反響して居るのが見える。『國を治むるの術は、君禮を以つて臣を遇するにあり。これに違へば則ち身弑せられ國亡と知るべし』、(遺訓第二十三條)と吾々は武家政治の結果、禮法があらゆる階級に嚴重に行はれたことは既に述べた、何となれば家康より少くとも十世紀以前に、國民は劔刃の下で禮儀の訓練を受けたのであつたからである。併し徳川幕府の下では、禮儀が實際上一般人民の特性となり——最下層の者すら彼等の日々の諸關係に於て、行爲の一法則としてこれを遵守するやうになつたのであつた。上流階級の間では、それが人生に於ける美の技術となつた。當時貴金屬で美術的な製作をする事を鼓吹したあらゆる趣味、優雅、形式墨守は、言語動作のあらゆる詳細な事をも同様に鼓吹した。禮儀作法は一種の道德的及び美的の研究であり、實に完全無比の域に達して人爲的な點が悉く消滅してしまつた程であつた。優雅と魅力とは習慣となり——人間の原質の世襲的性質となつたやうに思はれる、——事實少くとも女性の場合には確にさうなつたのであつた。

註 若しくは『儀式』といふ、ここに用ひられた漢語は紳士に相應しい公明な行爲に關する一切を意味す。

アストン氏の翻譯(氏の『日本紀』の翻譯第二卷一三〇頁を見よ)

蓋し、日本の最も驚くべき美的産物は、象牙細工でも、青銅器でもなく、陶器でも、刀劔でもなく、驚歎に値する金箔或は漆細工でもなくて——その婦人であると人の言つた事があるが、こればまことに至言である。世界到る處、女は男が作つたものだといふ言葉に半ば眞理が籠もつて居るといふ事を承認した上で、吾々は、他のいづれの國の女よりも、日本の女の場合に此の言葉が特に眞實であると云つて然るべきであらう。勿論此の婦人を作り上げるには數千年かかつたのである、併し私が今述べて居る此の時代に至つて、始めて其の仕事が充分になり、完成を見たのである。此の道德的創造物は當面しては、批評も氣息を止めなければならぬ。何となれば其處には、利己心と争闘とを第一とするやうな世界に持つて行つても適合しない。道德的魅力といふ缺點を外にしては、他に唯だ一つの缺點もないからである。今茲に吾々が稱讚の辭を捧げて居るのは道德的美術家——西洋の理想家が到底達し得ない理想の實現者に對してである。一つの道德的存在として、日本の婦人は日本の男子と同種族に屬するとは思はれないとは、如何に屢々斷言された事であらう。遺傳は性によつて制限されて居るといふ事を考へると、此の斷定にも理由がある。

日本の婦人は日本の男子とは道德的には異種類の人である。今後十萬年の間には斯様な型



の婦人が恐らく此の世界に再現する事はなからう、産業的文明の状態は斯様な婦人の存在を許さないであらう。近代の方針で形成された如何なる社會にも、かくの如き型は到底創造され得なかつた事であらう、また競争的争闘が取る非道德的の形式が、吾人には今迄に既に日常茶飯事と思はれるやうになつてしまつたやうな社會に於ても、到底創造され得ない事であらう。唯だ異常な規定と統治の下にある一社會——あらゆる自我主張が抑壓され、自己犠牲が一般の義務となつた一社會——個性が生垣のやうに刈り込まれて、内がらのみ芽を出し花咲く事を許されて、決して外からすることを許されない一社會——一言にして云へば、唯だ祖先禮拜に基礎を置く一社會のみがそれを産出する事を得たのであらう。それが吾々の二十世紀の人道と共通な何物をも有つて居ないのは、猶ほ古代ギリシヤの瓶に描かれた生活がそれを有たないのと同様である——恐らくそれよりも遙かに少いかも知れない。その魅力は消滅した世界の魅力である——近代の言語が生まれない以前に、我が西洋では絶滅してしまつた種類の花の香りのやうに形容に絶して、不思議で、誘惑的な魅力である。それをうまく移植する事は不可能である。外國の太陽の下では、その形は全然異つた何物かに立ち戻り、その色は褪せ、その芳香は消えてしまふ。この日本婦人を知らんとするには、その本國に行くより外に道はない。貞淑にして飽くまでも無私に、小兒のや

うな敬虔と信頼の純情を有ち、如何にして周圍を幸福にすべきかといふあらゆる方法を、極めて如才なく知覺する、彼女の道德的存在を、理解し珍重し得る奇異な社會に用をなさんが爲めに、昔の教育によつて準備され完成された日本の婦人を知らうとするには、彼女の本國に行くより他にすべはないのである。

私は今まで日本の婦人の道德的魅力に就いてのみ話して來た。若しそれ見慣れない外國人の眼が彼女の肉體的魅力を識別するには時がかかるのである。我が西洋の標準に従ふと、此の人種には美が存在するとは云はれない、——或は、美は未だこれまで發達させられなかつたと云はうか？西洋の美的標準を満足させる顔面の角度を探しても得られない。あの肉體上の雅美の好例——力の節約の表現——ギリシヤ語の意味に於ての『優雅』と呼ぶ處のもの——にさへ出會ふ事は稀である。然も顔と姿の兩者の魅力——大なる魅力——がある、幼年時代の魅力——その眼鼻立のあらゆるものが、まだ軟らかな漠然たる輪郭を有つて居る、（或るフランスの畫家がいつも使つた言葉を藉りると艶けしである）幼年時代——手足がまだ充分に伸びきらない幼年時代——讚嘆すべき小さい手足を有つた輕快と華奢がある、眼はアリアン人種のものとは似もつかず、そして襪筋が別種の拵へ方になつて居る、その眼ぶたの不思議さて、最初吾々を驚かす。併しそれ等には實に人を魅了する様な

のが屢々ある。そして西洋の畫家は、その眼ぶたの線の特種な種々の美を描き出す爲めに、日本や支那の美術によつて工夫された優雅な條件を翫賞しない譯には行かないのである。西洋の標準によつては美しいとは云へないとしても、日本の婦人は、正直に云つて、可愛らしいと云はなければならぬ——縹緞のよい子供のやうに可愛いのである。そして西洋の意味で優美である事は稀だとしても、彼女は少くともその獨得な風で、較べものない位優美な者である、彼女のあらゆる動作、身振り、表情は皆獨自の東洋風に從つて完全なものである、——出来るだけ最も氣安い、最も優美な、最もしとやかな、遣り方で與へられる眼ざしである。古來の習慣によつて、彼女は街上にその優美を誇示する事を許されて居ない。彼女は下駄の音軽く、歩いて行く時に、足を内輪にして、特殊な畏縮するやうな風に歩かなければならぬ。併し彼女が自由にその美しさを見せる事の出来る家居の折の彼女を注目する事——彼女が家事を行ふ有様、接客の有様、花を生ける有様、或は子供等と遊ぶ有様を見るだけで——理解する頭があり、學ばんとする心を有つて居る人には、誰れにでも極東の美的觀念を了解せしむるよすがを與へるのである……併し、然らば彼女は一つの人為的製產品ではないのか、——東洋文明の強制的產物ではないのかと問ふ人があるかも知れない。私は『然り』とも『否』とも二様に答へ度いのである。あらゆる人格が

人為的產物であるといふのとただ同じ進化的の意味で、彼女は一人の人為的產物である、從つて彼女を形成する爲めには幾千年の歲月がかかつて居るのである。が一方また、彼女は、境遇が許せば、いつても眞の自己を現はすやうに——或は、語を代へて云へば、氣持ちよく自然の儘であるやうに特に訓練されて居るのであるから、人為的の型とは云へないのである。女性の古風な教育は、本質的に女らしいあらゆる性質を發達せしめ、反對の性質を抑壓する爲めに向けられたのであつた。溫情、柔順、同情、心の優しさ、高雅——これ等のもの及び他の屬性が、教養を積んで終に比類なき花と咲くやうになつたのである。『善き美しき乙女たれ、また賢からんと望むもよし、ひねもす、氣高き事を行ひて、只だそれを夢にのみ見る勿れ』——キングズリの此の言葉は、彼女の訓練に於ける中心觀念を實際に具體化して居るのである。かかる訓練のみで形作られた存在には、勿論社會が保護を加へなければならぬ。そして昔の日本の社會はその保護を加へたのであつた。例外は其の規則に何等の影響をも與へなかつた。私の云はんと欲するところは、彼女は情緒的禮儀の或る制限内で、極めて安全に純粹に彼女自身を發揮し得たといふ事である。人生に於ける彼女の成功は、溫良、從順、溫情によつて、愛情を贏ち得るその自力に依つたのである、——愛情といふのも、單に夫のそればかりではなく、夫の兩親、祖父母、義兄弟、義姉妹の

愛情で、——約言すれば自己の生家でない一家の、あらゆる人々の愛情である。即ちこの事に成功するには天使の如き善心と忍耐とが必要であつた。事實日本の婦人は少くとも佛敎での天使の理想を實現したのである。ただ他人の爲めにも働き、ただ他人の爲めにもみ考へ、ただ他人を楽しくすることをしてのみ幸福を感じて居る一の生存——不親切をなし得ず、利己的であり得ず、正義に就いて自己が受け継いだ觀念と反對な行爲をなし得ぬ一の生存——しかも此の柔和温順にも拘らず、何時たりとも自己の生命を投げ出すことを辭せず、義務の爲めには萬事を犠牲にすることを辭さない生存、斯くの如きが則ち日本婦人の性格であつた。此の子供のやうな精神のうちには、温良と力と、優しい氣持ちと勇氣とが結合されて居るのは極めて不思議な事だと思はれるかも知れない——併しこれを説明するには手間はかからないのである。妻としての愛情、或は親としての愛情、或は母としての愛情よりも、彼女の心に一段強く宿つて居たもの——如何なる婦人らしい情緒よりも際立つて強く宿つて居たものは、彼女の大きな信仰から生まれた道徳的確信であつた。此の宗教的性質をもつた性格は、西洋に在つては唯だ修道院の陰の内にも見られ得るのであつて、其處ではあらゆる他のものを犠牲にしてそれを養成したのである。この故に日本の婦人は慈惠團の尼僧に較べられて來たのであつた。併し日本の婦人は慈惠團の尼僧よりも

遙かに遙かに以上のものでなければならなかつた——嫁であり、妻であり、母であり、その上この三重の役目の多種多様な義務を非難なく遂行しなければならなかつた。彼女は寧ろギリシヤ型の高尚な婦人——アンティゴオネ、或はアルセステイスに較べてよいかも知れぬ。昔の訓練によつて、作られたやうな日本婦人にあつては、生活の各動作は信仰の動作であつた。彼女の生存は一種の宗教であつた、彼女の家庭は一の神社であり、彼女の言葉や思想はみな祖先祭祀の法律によつて定められたのである……。此の驚異すべき型は、確に消滅する運命にはなつて居るけれどもまだ絶滅した譯ではない。彼女の心臓の各鼓動が義務であり、彼女の血の各滴が道徳的感情であるやうに、さういふやうに神々と人間とへの奉仕の爲めに形作られた人間は、地獄の中の天使と同じく、競争的利己主義の將來の世界に於てはその處を得ないものであらう。

## 神道の復活

徳川幕府の徐々たる衰微の諸々の原因をたづねると、徳川以前の代々の幕府の衰微を招致したそれ等と相似た處を見るのである、日本民族は、徳川幕府の統治が始めた長い泰平時代の間に墮落し、幕府の強力な建立者達は、繼ぐにだんだんと纖弱なる人々を以てせられた。併しながら家康が敏捷に工夫して、家光が更に完成した行政機關は、頗るよく出来て居たので、幕府の敵も、外國人の侵入が不意に彼等を助けるまでは、一襲撃を以てよくこれを斃し得る機會を見出し得なかつた。幕府の最も危険な敵は、薩摩と長州の二大藩であつた。家康は或る點以上には彼等の勢を殺ぐ事を敢て爲し得なかつた。若し此の二藩を滅ぼさうとしても、其の危険は實に重大なものであつたらしい、また一方、これ等二藩の同盟はその當時一時は政治的に極めて重要な事柄であつたのである。彼はこれ等の手に負へない同盟の間に、彼が信賴し得る大名を置いて、勢力の安全な均衡を保存する手段を取つた、——信賴といふのは、第一には利害に基づき、第二には親族關係を元としたもので

ある。併し彼は、幕府の危険は薩長から來るかも知れないといふ事をいつも感じて居た。そして彼は或は事實となるかも知れない、斯様な敵を相手にする際に採るべき政策に就いて子孫に注意深い指圖を残した。彼は自己の仕事が完全でない事——其の建造物中の或るかけ離れた處にある塊が、他の部分に適當に緊め合はされて居なかつた事を感じた。彼は、完全に永久な凝集をなすには、社會の材料が未だ充分に進化して居なかつたし、又、まだ充分に形を成して居なかつたばかりの故で、結合の方面により以上の事を爲し得なかつた。それを成就する爲めには、諸藩を解散する事が必要であつた。併し家康は其の事情の下で、人間の先見が安全に企てる事を許し得たあらゆる手段を盡くした、而して彼の驚くべき組織の弱點に就いては、彼自身よりも以上に鋭く自覺して居たものは何人もなかつた。

二百年餘も薩長二藩は心ならずも徳川の統治の掟に従つて居た。そして他にも一朝機會があれば薩長と同盟しようとして居た數藩があつた。彼等は幕府の下風に立つて壓迫を甘受するを快しとせず、その羈絆を破壊する機會をうかがつて居た。しかもそのうちこの機會は徐々として彼等の爲めに造られつつあつた、——それは何等政治上の變化に依つてではなくて、日本の文學者の辛抱強い勞力によつてであつた。これ等のうちの三人——日本が今迄に生んだ最大の學者——が、彼等の知的の勞働によつて、幕府の廢止に對して特

に道程を準備したのである。彼等は神道學者であつて、外國の觀念と外國の信仰の長い歴史に對する、——則ち支那の文學と哲學と官僚主義とに對する、——また、佛教といふ外國の宗教が教育に及ぼした優勢な影響に對する、——日本人固有の保守的精神の當然な反動を代表して居た。すべてこれ等のものに對するに、彼等は日本の古來の文學と、古代の詩歌と、古代の祭祀と、神道の初期の傳統と儀式とを以てした。これ等の顯著な三人は加茂真淵（一六九七—一七六九）、本居宣長（一七三〇—一八〇二）、及び平田篤胤（一七七六—一八四三）であつて、これ等の人の努力の結果、佛教の顛覆と、一八七一年の神道の大復活が生ずるに至つたのである。

これ等の學者達が行つた知的の革命は、長い泰平の時代の間在つてのみ準備され得たものであらう、また統治階級の人々の保護と愛顧とを蒙つて居る人々によつてのみ準備され得たものであらう。神道學者の勞力を可能ならしめたさういふ奨励と援助とを文學に初めて與へたのは、不思議な行きがかりであるが、徳川家自身であつた。家康は學問を愛好し、後に静岡に隱退して餘生を古書と寫本の蒐集に専にした。彼はその國學書を第八子尾張侯に遺し、漢籍を他の一子紀州侯に遺した。尾張侯は日本の古代文學に關する著書數種

を編した人である。家康の子孫は文學を愛するその性質を受け繼いだ、孫の一人で第二世水戸侯であつた光圀（一六二二—一七〇〇）は、いろいろな學者の援助を得て、『大日本史』二百四十卷を編纂した。これは日本で始めての重要な歴史である。彼はまた宮廷の作法の典禮に關する五百卷の一書を編し、此の素晴らしい著作の出版費に宛てる爲めに、毎年凡そ三萬磅に當たる金額を、自己の歳入から取り除けて置いた……。群書の蒐集家たる斯くの如き大諸侯の恩顧を受けて、新派の文學者が漸次に擡頭して來たが、これ等は支那文學を離れて日本の古典の研究に志した人々であつた。彼等は古代の詩集や年代記を再版し、豊富な註釋を施して神聖なる記録を再刊した。彼等は宗教、歴史、及び言語の諸問題に關する書籍全部を著作し、文法及び辭書を作り、作歌法に關し、一般に行はれる誤謬に關し、神の性質に關し、政治に關し、古代の風俗習慣に關して論文を著した……。此の新しい學問の基礎は、神道の神官であつた荷田春滿及び眞淵が築いたものである。

學問の擁護者たる貴族等は、自己が奨励したかくの如き研究が、如何なる結果を生ずる可能性を有つて居るかといふ事に就いては、夢にも思ひ及ばなかつた、が併し古代の記録の研究、日本文學の研究、古代の政治及び宗教状態の研究の結果、人々は自ら、それまでに本來の國學を殆ど壓倒してしまつた外國文學が及ぼした影響の歴史を考へるやうになつ

たと同時に、祖先の神々の宗教を壓倒し去つた外國の信仰の歴史をもまた考へるやうになつた。支那の倫理、支那の儀式、支那の佛教は、古代の信仰を第二次の信仰に——殆ど迷信の状態に——陥れてしまつた。新派の學者の一人は叫んだ、『神道の神々は佛教の奴僕となつてしまつた!』と。併しこれ等の神道は此の人種の祖先であつた、——天皇や親王方の祖先であつた、——従つてそれ等の低下は皇室の傳統の低下を包含しない譯には行かなかつた。實際既に天子は太古から受承した權利と特權とを奪はれてしまつたのみならず、歳入をも奪はれてしまつた、多くの天皇は廢帝とされたり、追放されたり、侮辱されたりした。本來の神々が佛教の神々よりも、劣等な者として承認されたのと丁度同じやうに、神の子孫である今生きて居る天皇なる方々は、武力を用ゐて篡奪した者の寄食者としてのみ統治する事を許されて居た。神聖な法律によつて、此の皇土は悉く『天子』に屬して居たのである、しかも宮室は折々大窮乏に陥る事があつた。そして御門の御料に宛てられた歳入は、皇室の窮乏を救ふには不十分な事があつた。總てかういふ事は確に間違つた事であつた。幕府は實際平和を確立し繁榮の基をつくつて居た、併しそれが武力を以て皇室の權利を篡奪したのに原由して居る事を誰れが忘れ得ようか。唯だ天子をその古來の權勢の位置に復する事により、將軍を彼等の本來の從屬の状態に貶する事によつての

み、國民の最善の利害は實際よくなり得たのである……。

總てかういふ事が考へられ、感ぜられ、強く暗示された。併しその總てが公然と明言された譯ではなかつた。武力政治を篡奪と公言する事は、破滅の源となるであらう。神道の學者達は實際危険區域まで接近したけれども、彼等の時代の政治と氣分とが許すと思はれるだけを敢てしたのみであつた。併し十八世紀の末には強力なる一派が現はれて、古代の宗教を國法によつて復活させる事と、御門を最上權に復歸させる事と、武權の根絶は望むべからずとするも、少くともこれを抑壓する事を説いた。併し幕府が恐慌を感じ、大學者篤胤を首都から追ひ、彼にそれ以上の著述を禁じて不安を公表したのは、やうやく一八四一年に至つてからの事であつた。其の後幾何もなくして篤胤は死んだ。併し彼は四十年間自説を唱道する事を得て、著書の發行されたものは數百卷に及んだ、そして彼を殿とし且つ最大の神學者とするその一派は、既に多大の影響を世人に與へて居た。薩長土肥の、頑強御し難き大名等は、機を覗ひ待つて居た。彼等は自身の政策に資する此の新思想の價値を認め、新神道主義を奨励した、彼等は自分等が徳川の支配からの脱出を希望し得る時節の到來した事を感じた。そして彼等の機會は、提督ペリーの艦隊の日本到來と共に終に訪れたのであつた。

當時の出來事は、人のよく知る處で、此處に絮説する必要は全然ない。幕府が恐怖して、合衆國及び他の諸強國と通商を開き、又外國貿易を行ふ爲めに、實際に諸港を開く事を餘儀なくされた後に、國中に非常な不満が起こり、武權政治を敵視するものは、出來得る限り國民を煽動したとだけ言へば足りる。その中幕府は、外國の侵入に抵抗する事の不可能を自ら確知し、西洋諸國の力に就いて、かなり充分に知る事を得た。朝廷は知る處はなかつたが、幕府はこの外國の事に就いての報知を朝廷になす事を當然恐れた。西洋の侵略に抵抗する事の不可能を承認する事は、即ち徳川家の滅亡を招致する事となるのであらう。併しまた一方これに抵抗する事は、帝國の滅亡を招く事とならう。此の時に方つて幕府の敵は、攘夷を命ずるやうに朝廷を説得した。そして此の命令——それは充分に承認された權威の源から發出する、本質的なる一の宗教的命令であつた事を記憶して置かなければならぬが、——此の命令は武權政治を重大な板挟みの状態に置いたのである。此處に於てそれは力て成就し得なかつた事を政策で成就しようと思ひ、併し幕府が外國人の居住者の退去を商議して居る間に、長州侯が幾多の外國船に發砲した爲めに、事態は急轉して危機に逼つてしまつた。此行動は下ノ關の砲撃と、三百萬弗の償金問題を起こした。將軍家茂はこの敵對行爲を罰せんが爲めに、長州侯を征討しようと思つた、併し此の企ては只だ武

權政府の薄弱を證する種となつたのみであつた。家茂は此の敗戦の後幾許もなくして死に、彼の後繼者一橋卿は、何事をも行ふ機會を得なかつた——つまり幕府の薄弱が今や明白になつた爲め、敵は勢を得て一舉幕府を倒さうと謀つたからである。敵は朝廷を壓迫して、幕府廢止の宣言をさせた、そこで幕府は法令によつて廢されてしまつた。一橋卿はこれに服従し、徳川の代は此處に終つてしまつた——幕臣中幕府に忠節を盡くす念の厚かつた者は、是を再起せんとして、到底敵し難き優勢に對抗して、爾後二年間戦つた。一八六七年に全行政が再び組織され、文武の最大權が御門に復歸した。其の後直に神道の祭祀は、官命を以てその當初の單純に復歸し、國教と宣言され、佛教は扶持を奪はれた。かくして帝國は古代の制度を再び建設し、文學者の一派の望みは皆實現したやうに思はれた——處が茲にただ一つさうでないものがあつた……。

上掲の文學者仲間の與黨は、新神道派の大創設者が夢想したよりも遙かに極端に進まんとした事を私は述べたのである。後のかかる熱心家等は、幕府の廢止と、皇室の勢權の復活と、祖先祭祀の復活とだけでは満足しなかつた。彼等はあらゆる社會が、太古の單純質朴に復歸する事を欲し、あらゆる外國の影響を逃れん事を望み、國定の儀式、將來の教育、將來の文學、倫理、法律が、純日本のものたらん事を望んだ。彼等は佛教の扶持を奪

ふ事を以て満足せずして、佛教を全然抑壓する爲めに猛烈な提議をもなした。——併しすべてこれは、社會を野蠻状態に退歩せしむる方法をあらはしたと考へ得べきであらう。大學者達は佛教とあらゆる漢學とを廢棄すべしと決して提議しなかつた、彼等は唯だ古來の宗教と文化とを先づ重んずべき事を主張したのである。併し新文學派は一千年の經驗の破壊に等しい事を望んだのであつた。幸にも、幕府を倒した藩士等は、過去と將來とに就いて別の見方をしたのである。彼等は國家の存在が危機に瀕して居るのを悟つた。そして外國の壓迫に抵抗するのは到底望みのない事を悟つた。薩摩は一八六三年に鹿兒島の砲撃を受け、長州は一八六四年に下ノ關を砲撃された。西洋の力に對抗し得る唯一の機會は、西洋の科學を根氣よく研究する事によるのであらうといふ事は明らかであつた、そして帝國の存續は社會の歐化に依るのであつた。一八七一年には藩を廢し、一八七三年には基督教禁止の法令が撤廢された。一八七六年には帶刀を禁じた。武力團體としての武士は禁止された、そして爾後は四民の平等たる事を宣せられた。新法典の編纂、新陸海軍の編成、新警察制度の設定が行はれ、教育の新制度が政府の費用で創められ、新憲法の制定が約された。終に一八九一年に、(嚴格に云へば)最初の日本議會が召集された。その時には、法律が作り出し得る限り、日本の社會の全輪郭がヨオロッパの型を取つて作りかへられた。

國民は完成の第三期に見事に入つたのであつた。藩は法律上解體せしめられ、家族は最早社會の法律上の單位ではなくなり、新憲法によつて個人が認められるに至つた。

吾人が或る廣大な政治的急變をその細目——運動の諸要素、直接の因果の連絡、強大な人格の諸影響、個人の行動を強要する諸條件——に於てのみ考案すると、——その變化は優秀な精神を有つた數人の仕事が齎した勝利のやうに見え勝ちである。則ち吾人は恐らく、これ等の人々自身が、その時代の産物であつた事を忘れ、かかる急速なる變化は、皆個人の知的活動を代表すると同時に、同じく國民的本能或は種族の本能の働を必らず代表して居るものである事を忘れて居るのである。明治維新の出來事は、危険に當面して、かかる本能が活動した事、——環境の突然の變化に對する内部の諸關係のそれによく對應した事——を不思議に説明して居る。國民は新條件の前には、昔の政治的制度も無力である事を知つた、そして國民はその制度を變改した。彼等は武權的組織の、國を防禦するに足らない事を知つた、そしてその組織を改造した。豫想せざる必要條件と當面しては、彼等の教育制度も無用な事を知つた、そこで彼等はその制度を變更し——同時に佛教の力を切り剪んでしまつた。若しさうしなかつたなら、佛教は要求された新發達に重大な反對を提出し



たかも知れなかつたのである。そして最大危険に瀕したその時に、國民の本能は、それが最もよく倚頼し得た道徳上の經驗に直に立ち戻つた、——その經驗といふのは、何等の疑念をも挿まない従順な宗教である處の祖先祭祀の内に、具現して居たものであつた。神道の傳統に倚頼して、人々は太古の神々の後裔なる彼等の統治者の周圍に參集し、抑へる事の出來ない信仰の熱心を以てその意志を待つた。天皇の命令を嚴守する事によつてのみその危険は避け得られるであらう、——それ以外には決してこれを避け得る方法は無かつた。これが國民的確信であつた。而して天皇の命令といふのは、單に國民は學問に精勵して、能う限り、その敵と智力上、比肩し得るやうに努力すべしといふ事であつた。この命令が如何に誠實に遵奉されたか——此の種族の古來の道徳上の訓練が、この危急存亡の秋に當つて如何によく國民の役に立つたかは——私が云ふ必要は殆どない。日本は自ら獲得した力の權利で、近代の文明國に伍したのである、——則ち、その新軍事組織によつて恐るべきものとなり、實際的科學の方面に於ける成功によつて尊敬すべきものとなつたのである。そして三十年の間に此の驚くべき自己の進歩を遂げた力は、正に日本がその祖先の宗教なる古い祖先祭祀から得た道徳的習慣に依つたのである。此の手柄を公平に測らんとするには、日本が學校に通學し始めた時には、日本は如何なる近代のヨオロッパの國よりも、少

くとも二千七百年だけは進化の點で、若かつた事を考へなければならぬのである……。

ハアバート・スペンサアは、宗教の諸制度の社會に對する大なる價值は、彼等が集團に對して凝着力を興ふるに力ある事、——慣習に對する従順を強ひ、如何なるものたるを問はず、分解の要素となるものを供給する虞のある革新に反對して、統治を強める事にあると説いて居る。換言すれば、社會學的の立場から見て、宗教の價值は、其保守主義に存するのである。日本の國家的宗教は、佛教の壓倒的勢力に抵抗し得なかつたので、薄弱であつたのだといふ事を、著書中に主張した人が澤山あるが、私は、日本の全社會史がこれに反證を擧げて居ると考へない譯には行かないのである。神道學者が自ら承認して居る通り、佛教は長い時代の間、殆ど全く神道を併呑してしまつたやうにも見え、又佛教を信じて祖先の祭祀を等閑にし蔑視した天皇もあつたにせよ、また一千年の間佛教が國民の教育を指導しても居たけれども、神道は其のうちでも極めて活氣に富んで存續して居たのであつて、爲めにそれは終に其敵を倒す事を得たのみならず、國を外國の支配とならぬ様に救ふ事さへもなし得たのであつた。神道の復活を目して、爲政家の一群が空想した政策が、偶々幸運にも實現したより以上の事ではないと斷言するのは、此復活を起さしめるに至つたあ

らゆる過程を無視する事である。國民の感情がそれを歓迎しなかつたならば、かくの如き變化は單なる法令によつて行はれる事は出来なかつたであらう……。其上、以前の佛教の優勢に關して記憶すべき三箇條の重要な事實がある。(一) 佛教は祭儀の形式を修正したのみで祖先祭祀を保守した事、(二) 佛教は氏神の祭祀に取つて代つたのでなく、却つてそれを支持した事、(三) 佛教は皇室の祭祀に決して容喙しなかつた事である。さてこれ等三種の祖先禮拜の形式——家庭的、社會的、國家的形式——は神道に於て極めて肝要なるすべての者を構成して居る。古代の信仰の要素も、佛教の長い壓迫の下にありながら一つたりとも決して弱められなかつた。況んや壞さられる事などは全く無かつたのである。

神道は現今國教ではない、神道の管長等の要求によつて、それは一宗教として公式に區別されてすら居ないのである。國家政策の明白な理由から、恚う極められたのである。その重大なる仕事を完成してから、神道は自ら讓位した。民族の感情に對し、義務の感情に對し、忠義の熱情と、愛國心とに對して訴へらるゝ凡ゆるそれ等の傳統を代表して、神道は今猶ほ一の巨大な力、またも國家の危急存亡の秋が來る場合に、これに訴ふれば、必ず効驗のある一の力として残つて居る。

## 遺風

或る佛寺の庭に數百年を経た幾本かの老樹がある——異常な形に矯められ刈り込まれた樹である。龍に象どつたもの、塔の形のもの、船のもの、傘のものいろいろとある。これ等の樹の一本がその自然の傾向にまかせられたと想像すれば、それは、それ程長い間有つて居た奇異な形を終には失ふてあらう、併し、新しい葉は最初は最も抵抗の少い方向にのみ開くであらうから、可なり長い間輪郭には變化がないであらう、即ち、當初缺と刈り込み小刀とで定められた制限内にのみ開くであらう。丁度此の樹のやうに、劍と法律とで昔の日本の社會は剪み込まれ刈り込まれ、曲げつけられ束縛されて居た。そして明治時代の改造の後、——廢藩と武士階級の廢止の後——それは、植木屋が此の樹木の手入れを止め、てしまつたと假定した場合のやうに、なほ其以前の形を維持して居たのである。封建の法律の羈絆を脱し、武權統治の缺から逃れたけれども、社會組織の大半は、其古昔の様子を保存し、その稀有な光景は西洋の觀察者を困惑させ喜悅させ又欺瞞したのである。此處に

は實際珍らしく、美しい、奇怪な、極めて神秘な——彼等が他處で見た、珍奇で心を惹き附ける處の何物にも全然似ない魘魅の國があつた。それは基督以後の十九世紀の世界ではなくて、基督以前の幾百年の世界であつた。併し此事實——驚異中の驚異であるが——は世界から認められずに居た、そして今日に至つても猶ほ大概の人が認めずに居るのである。三十年以前、表面的變化がまだ起らなかつた時代に、此の驚愕すべき神仙の國に入つて、その生活の珍らしい光景——到る處に行き互つて居る都びた有様、笑顔を見せながら黙々たる群集、辛抱強く悠々迫らず行つて居る勞働、艱苦と争闘を知らぬ生活を觀る特權をもつた人々は實際幸福であつた、いや今てさへ、外國の影響の爲めにまだ餘り變化を受けて居ない片田舎には、昔の生活の魅力がまだたゆたひ残つて居て、人を驚かせるのである、そして普通の旅人はそれがどういふ事であるかよく了解出来ないのである。すべての人が丁寧で、誰れも喧嘩をせず、皆微笑を浮かべて、苦痛と悲みの影も見せず、新設の警察は無聊に苦しんで居る。これ等は道德的に西洋人よりも遙かに優秀な人間たる事を證するやうに見えるであらう。併し訓練を経た社會學者には、それは或る難かしい事を示すものであらう、或る非常に恐るべきものを暗示するであらう。それは、此の社會が巨大な強制の下に型に入れられた事と、此の強制力は確に數千年間阻絶されずに行はれたものなる事を

彼に證するであらう。彼は道德と習慣とが未だ分離せずに居るのと、各人の行爲が、他の人々の意志によつて制限を加へられた事とを直に認めるであらう。彼はかかる社會的環境の中では個性は發達し得なかつた事——即ち、個人が如何に優秀でも、個人はその確立を敢て爲し得なかつた事、また何たるを問はず、すべて競争は許され得なかつた事を知るであらう。此の生活の外面的魅力——その溫柔さ、夢のその如き微笑せる沈黙、——は死者の統治の意味である事を彼は了解するであらう。彼はそれ等の心と彼自身の時代の心との間に、思想の近似も、感情の共通性も、何等の同情も存在し得ない事——兩者を分離する深淵は何萬哩といふ里程では測られ得ないで、何千年といふ年數でのみ測られ得る事、——心理上の間隔は遊星から遊星への距離の如く、何等到達の望もないものである事を認めるであらう。併しこれを知つたからと云つて、彼は恐らく事物の眞の魅力に對して盲目にはならないであらう、——また確にさうなつてはならないのである。此の太古の生活の美を感じしないのは、あらゆる美に對する自身の不感を證する事になるのである。西洋の學者や詩人が非常な憧憬の的として居るあのギリシヤの世界は、多くの方面に於て、これと同種類の世界にちがひなかつた、その人民の日々の心的状態は、如何なる近代人の心も、これに共に與かるを得ないであらう。

數百年間、かくも驚異すべく刈り込まれ、そして大切にされた此の大きな社會の樹が、その風變りな形を今や失ひつつあるのであるから、原の意匠のどれ程多くが、今猶ほ辿り得られるか檢べて見ようと思ふ。

近代日本が、訪問の旅客の熟視に向つてあらはす、個人的活動のあらゆる外面の光景の下にあつて、古昔の諸状態は、どれ程觀察してもそれを明らかにし得ない程度迄に、實際固執されて残つて居るのである。記憶し得ない程に古い祭祀は今も猶ほ國中を支配して居る。今も猶ほ一家族の法律、組合の法律、及び（随分不規則な風ではあるが）氏族（藩）の法律が人生のあらゆる行動を支配して居る。私が云つて居るのは、成文法ではなくて、祖先禮拜から出て居る幾多の義務を有つた昔の非成文の宗教的法律である。多くの變化——そして、賢明な人々の意見に依ると餘りに多くの變化——が民事法の上に行はれた。併し『政府の法律は七日限り』といふ古の諺は、あわただしい改革に關する民衆の感情をあらはして居る。死者の法律である古の法律は、幾百萬人がそれによつて行動し、それによつて考へることを寧ろ欲するものである。昔の社會的諸集團は公命で廢止されたのではあるけれども、これに相當する異つた集團は、本能的に田舎の地方一帯に形造られた。理論

上では個人は自由であるが、實際では彼はその祖先と殆ど劣らず束縛されて居る。習慣の違背に對する罰は廢止されたが、然も社會の意見は昔のやうな服従を強ふる事を得る。法律施行が、人民の感情と、根柢の久しい慣例とを直に變化させてしまふ事は、何處の國ても出来ない事である、——特に日本人の如きかかる固定した性格の國民の間では最も不可能である。現今でも若い人々は氣儘に結婚し得ず、家族の認可なくしては、彼等の資財や努力を投資する事を得ず、また如何なる方法によつても家族の權威を無視して、一身の自由を得る事は不可能である。それは丁度幕府時代に、彼等の祖先に自由がなかつたのと同様である。併し私は彼等が自由を得ない方が、今日ではよからうと思ふ、其故は、何人もまだ自身の活動と、自身の時と、自身の財産とを、全然自分の自由にして居る譯ではなからである。

個人は今や登録されて、法律に對し直接に責任ある者となり、一方に全家族がその一員の行爲に對する古の責任から免れるやうになりはしたが、家族は矢張りその族長的組織と、その特殊な祭祀とを保留して居て、今猶ほ實際上社會の單位となつて居る。近代の立法家が此の家庭の宗教を保護したのは賢明な遣り方であつた、此時に於てその束縛を弱くする

事は、國民の道徳的生活の基礎を弱める事であつた、——社會的組織の最も根柢深き建造物中に崩潰を挿入する事であつた。新法典は家を繼承して家長となつた者が其家を廢する事を禁止して居る、その者は祭祀を廢棄する事を許されて居ないのである。すべて一の家族の法律上の假定相續人は、養子或は夫として他家に入る事は出來ない、また彼は自身<sup>註</sup>の獨立の家族を作る爲めに、親の家を出る事は出來ない。異常な場合に適應して行く爲めに規定が設けられはしたが、併し如何なる個人も、立派な充分な理由なくしては、祖先祭祀が課するそれ等の傳統的義務から脱する事を得ないのである。養子に就いては、新法律は、養子は養父母よりも年少なるべしといふ簡單な條件で、何人と雖も成年のものには、養子をする事を許可し、家族の宗教を保守するために、新たなこの條件をつけて古の精神を維持して居る。新離婚法は子の無いといふ計りて妻を離別する事は許さない(そしてかかる原因での離婚は、日本人の感情で既に長い間非難されて居たのであつた)、併し養子に對して與へられた便宜の爲めに、此の改革は祖先祭祀の繼續を危険に陥れるといふ事はなかつた。法律が今猶ほ祖先禮拜を保護して居る方法の一例として面白いのは、或る家族の最後の代表者が老寡婦であつて、しかも子の無い場合、其の婦人は嗣子無くして居る事を許されないといふ事實である。その婦人は若し出來れば、男子を養子にしなければならぬし、

若し貧困の故とか、或は他の理由でそれが出來なければ、地方の有司はその婦人の爲めに子息を世話してやるのである——即ち、家族の禮拜を維持して行く爲めに男子の嗣子を世話してやるのである。かかる官憲の干渉は西洋人には壓制的に思はれるかも知れない。併しそれは單に親としての事であつて、東洋の信仰が、今猶ほ最大の不幸と思ふもの——家の祭祀(家)を斷絶させる事——を避けさす爲めに、子に死なれた者を保護する目的で作られた昔の規定の續行をあらはして居るのである……。他の點では近代の法典は、前時代の一向知らなかつた個人の自由を許して居る。併し普通の人は、普通の意見に反對する法律上の権利の要求を企てる事は夢想だもしないであらう。家族と公共的の感情は、今猶ほ法律よりも有力である。日本の新聞は、屢々結婚の妨害や夫婦仲を裂いた事から起る悲劇を掲載して居る、そして是等の悲劇は、大抵の青年は、法律に訴へれば或は好結果を得るかも知れない場合にも、家族の決定に反對して、我意を通すよりも、寧ろ自殺をさへ選ぶ場合があるといふ事實の力強い證明となるのである。

註 此の意味は、法律上ではその家族と絶縁する譯には行かないが、別居は隨意といふのである。家族が

段々に崩潰する傾向をもつて居るのは、近年になつて生じ來つた一の習慣を見れば明らかである、——

それは特に東京に多いが、結婚の條件として、婿の親と同居する事を新婦に強制せざる事を要求する習慣

である。此の習慣は猶ほ或る階級のみに限られて、反對論が盛んである。結婚の際に、親とは別居して獨立の世帯を始める若い人も中々多い、——法律上、親の家にいつまでも屬して居るのは勿論であるけれども……からした場合には祭祀はどうするか、といふ疑問が恐らく起こるであらうが、祭祀は親の家に残つて、親が死んだ場合には、先祖の位牌は別居した子息の手に渡るのである。

強制を加へる社會上の形式は、大都會では明白に現はれる事が比較上少い、併し到る處でそれは或る程度までは續いて居る、そして農業地方では、それは實に盛んなものである。新状態と舊状態との間には、自己の地方の壓迫に堪へない者は、其の土地から逃げ出る事が今は出来るが、五十年前には、それが出来なかつたといふ差異がある。併し逃れる事は逃れても、矢張り殆ど同種類の服従の状態に入るのである。併しながら、近時の此の行動の自由は、充分に利用されて居た、毎年幾千の人々が都會に群らがつて行く、又他の幾千の人々は一地方から他の地方へと渡り歩いて、甲の地に一年とか一季節とか仕事をして、それから他に遷つて行く、併しこれとても變化の經驗を得るよりも、殆ど他に望む事も出来ないものである。移民も亦大規模に行はれて來た、併し、少くとも移住者の普通階級の者にとつては、移住の利益は、主として本國に居るよりも高い賃金を得る機會のあるといふ事にあるのである。日本の海外移住者の團體は家庭計畫に基づいて組織を立てて居る。そ

して個々の移住者は、カナダでも、布哇でも、フィリッピン群島でも、その故郷に於けると同様の團體の強制の下に立つて居るのである。外國に於ては、かかる強制は、社會組織が保證して與へる援助と保護とによつて償はれてあまりある事は言を俟たない。併し本國に在つて動搖せる精神のものが斷えず増加して行くに伴ひ、また日本人の海外移民の經驗が斷えず廣がり行くと共に、強制的に共同作用を奨勵する團體の力は、近き將來に著しく薄弱にされる事が必らずありさうに思はれるのである。

註 恐らく、其の團體の祭祀に關する點だけは例外である。家族の祭祀は矢張り共に移されて行く。家族を連れて海外に行く移民は、先祖の位牌も共に持つて行くのである。移民の團體中に、その團體としての祭祀がどれ位確立されたか、私はまだ知る事を得ない。併し或る植民地に『氏神』が無いのは、金錢上の困難の爲めに神社を建造する事も、資格ある役員を扶持する事も出来ないといふ事實で、全く説明がつくのである。たとへば、臺灣では、日本移民の家庭では、各家族の祖先祭祀は行はれて居るけれども、『氏神』はまだ設定されて居ないのである。併し、政府は既に數多の重要な神社を建設した。そして、日本人の人口が増加して來て、是等の神社の幾つかを氏神にする理由が出來れば、恐らくさうするだらうといふ話を聞いた。

種族即ち氏族(藩)の法律は如何といへば、それは行政界及び、あらゆる政治の内に、

殆ど全能力をもつて残つて居るといふ程度までに残存して居る。投票者、官吏、立法者は、西洋人の用ふる言葉の意味で、主義原則に従つては居ないのである、彼等は人に従ひ、命令に従ふ。行爲のかういふ方面に於ては、命令違犯の罰は、重大なるのみならず果てしない、唯だ一つかうした罪を犯せば、いろいろな力が何年も何年も續々己の身に仇をする事になるかも知れない、——理窟でも行かず、假借もなく、盲目的に、自然の力——風や潮のやうな力——に似た重さと固執とを以て、それが身に振りかかつて來るのである。最近十五年間の日本の政治史は、氏族（藩）の歴史を幾分か心得なくては、一向不可解なものである。政黨の首領は、藩の黨派と其の傍系の歴史とに充分通曉して居れば、驚くべき仕事を成就する事が出来る、そして外國人の居住者でさへも、日本の生活の長い經驗を有つて居て、藩の利害を基礎として推し進んで行けば、官邊に非常なる眞の權力を振ふ事が出來たのである。併し普通の外國人には、日本の現代の政治は渾沌状態で、支離滅裂で、とても考へられない變轉と見えるに違ひない。實際の處は、大抵の事は、外形こそ變つて居るが、『幾時代も以前に定められた通りに皆』其のままに残つて居るのである。——蒸氣と電氣の時代の急速なにつれて變化は一層迅速になり、其結果は一層不明瞭にはなつたけれども。

現在の日本政治家の最大人物伊藤侯爵は、集團を作り、同藩の者が集合する政治生活の傾向が、憲政政治の効果を擧ぐるのに最も重大な障礙を與へる事を夙に看破した。彼は、此の傾向は、藩の利害よりも重い大事、最上の犠牲を拂ふ價値ある重大事によつてのみ、これを破る事が出來ると了解した。彼はそれ故に、あらゆる黨員が、國家の利害の爲めには、藩の利害も、黨派の利害も、一身上の利害も、或は他の凡ての利害をも顧みぬ事を誓つた一黨を組織した。一九〇三年に敵黨の内閣と衝突した際、此の黨派は内閣に對する怨恨を抑制して、反つてその敵に勢力を維持させた程の大手柄を立てた、併しこれを行つて居る間に大きな斷片は多く離れ去つた。國民性と同一視されて居る集團の傾向、藩の感情は、實に深いものであるが如く、伊藤侯の政策の終局の成功は、今猶ほ疑はしきものと考へられなければならぬ。唯だ一の國家的危險——即ち戰爭の危險——のみがあらゆる黨派を一緒に結合する事、あらゆる意志を一の如く働かせる事を僅に爲し得たのであつた。政治のみならず、近代生活の殆どすべての局面は、昔の社會の崩潰が根本的と言はんより、寧ろ表面的であつた證左を與へて居る。解散された建造物は、原形とは外觀の姿こそ異つて居るが、併し内部は同じ設計に基づいて、再び結晶させられた。何故かといふに、實際行はれた解散は、ただ集塊の分離をあらはしたのであつて、實質が獨立した單位に分

裂した事をあらはした譯ではなかつたからである、そしてこれ等の集塊は再び粘着して、ただ集塊としてのみ、つづいて働きをなしたのである。個人の行動の獨立は、西洋の意味では、今猶ほ考へ得られないのである。最下級以上の各階級の個人は、なほ強制者であり、又被強制者たらざるを得ないのである。固體の中の原子アトムのやうに、彼は震動する事は出来る、併し彼の震動の軌道は固定して居る。彼は昔のそれとは餘り異つて居ない方法で、行動しなければならず、また掣肘を受けなければならぬのである。

掣肘を受ける事に就いては、普通の人は三種の壓迫の下にある、彼の長上の意志がその例として擧げられる、上からの壓迫。彼の仲間や同等階級のもの共通の意志が代表する周圍からの壓迫。彼の下級者の一般感情が代表する下からの壓迫がそれである。そして此の最後の強制とても、必ずしもその恐ろしさが少いのではないのである。

第一種の壓迫——權威によつて代表されたもの——に對する個人の抵抗は、とても考へ及ぶ事すらも出来ない、何となれば長上者は一番、一階級、或る種類の極めて多様な要素から成る一の力を代表して居るからである、そして現在の世態では、誰れも唯だ一人では、一の團結に向つて争ふ事は出来ないのである。たとへば不正に抵抗するには、彼は豊富な

援助を得なければならぬのであるが、その場合彼の抵抗は個人の行動をあらはしては居ないのである。

第二種の壓迫——仲間の強制——に抵抗する事は、破滅、即ち社會的團體の一部を作る権利の喪失である。

下層階級の共通の感情にその形を表はして居る第三種の壓迫に對する抵抗は、其の事情に従つて、小は一瞬時の苦惱から、大は突然の死までの、殆どあらゆる結果に出會ふのである。

如何なる社會の形の内にも、これ等三種の壓迫は、或る程度までその働きを爲して居る、併し日本の社會に於ては、世襲的の傾向と、傳統的感情のために、その力は恐ろしいものになつ居る。

かくして、あらゆる方面で、個人は集合的の意見の壓制に當面する、一團體の單位としての他、個人が安全に行動する事は不可能である。第一種の壓制は、命令に對する無限の服従を強要して、彼から道徳上の自由を奪ふのである、第二種の壓制は、彼自身の利益となるやうな最上の方法で、最上の能力を用ふる權利を彼に拒む事がある（即ち、自由競争



の権利を彼に拒むのである)。第三種の壓迫は、他人の行動を指導する際に、傳統に従ひ、新工夫を避け、彼より下層階級のものが、悦んで受け容れる様子のないものは、縱令如何に利益にならうとも、何等の變化をも施さぬ事を彼に強制する。

これ等は、普通の事情の下で、堅固不動を作るに力あり、保守をすすめるに與つて力ある社會状態である、そしてそれ等は死者の意志を代表して居るのである。それ等は好戦の國家には缺くべからざるものであり、その國家の力を作るものである、それ等は強大な軍隊の創造と維持とに便宜を與へる。併しそれ等は未來の國際的競争に於て、——到底比肩し得ない程に應化力に富み、しかも精神の力の遙かに高い諸々の社會を敵としての、産業的生存競争に於て、成功を見んとするには、好都合の状態ではないのである。

## 近代の抑壓

近代の日本を漠然とても理解せんとするには、前章に記した三種の社會的強制の結果を、個人の精力及び技能に於ける制限として考へて見る事が必要であらう。此の三つは凡て昔の宗教的責任の遺物を代表して居るものである。私は順序を反對にして下からの壓迫を初めに論じようと思ふ。

日本に於ける眞の力は、上から働いて來るのでなくして、下から働いて來るのだといふ事を、外國の觀察者は屢々斷言した。此の斷言には幾分の眞理もあるが、盡く眞理を説破したものではない、状態は餘りに複雑して居て、一般的の敘述では、とても説明し盡くし得るものではない。高位のもの權威は、常に下からの抵抗を受ける傾向がある爲めに、多少抑制されたといふ事は否認すべからざる點である……。たとへば、農民は彼等の生活に課せられたあらゆる屈辱的規定のあつたにも拘らず、日本の歴史に於ては、彼等は如何

なる時代にあつても、過度の壓迫に備へる手段を全然奪はれて居たといふ譯ではなかつた。彼等は自村の法律を作る事と、彼等の納税の可能額を見積もる事と、苛税誅求に對しては——土役人を通じて——抗議する事とを許されて居た。彼等は出来るだけの額を拂はせられた、併し彼等は破産にも餓死の憂き目にも會はなかつた、そして彼等の所有物は、家附きの財産の賣却或は讓渡を禁ずる法律によつて、彼等の爲めに大抵安全にされて居た。かくの如きは少くとも一般の通則であつた。併しながら極度の殘酷を以て所領の農民を取扱ひながら、しかも苦情や抗議が上司に達する事を妨害する方法を知つて居た悪大名もあつた。かかる壓制の結果は殆ど一揆ときまつて居た、そして壓制者は此の騒動の罪を問はれて處罰された。理論上では否定されて居たが、壓制に對して謀叛する農民の權利は、實際上には尊重されて居た。亂民は罰せられたが、壓制者も亦同様に罰せられた。大名は新たな課税或は強制的勞働に關しては、領内の農民の事情をも考慮するやうに餘儀なくさせられた。平民は武權階級（士族）に服従させられたけれども、大都市に於ては、工商は強力な組合を作る事が出来て、それによつて武士の壓制を阻止し得た。何處でも普通の方面に行はれた權威に對して、一般人民は恭敬を盡くしたと同時に、他の方面に於て行はれた權威に對しては、何等躊躇する處なくこれを無視した。

宗教と統治、道德と慣習とが實際上同一物であつた社會が、有司に對する抵抗の著しい例を出したのは、奇と云へば奇であるかも知れないが、併し宗教上の事實それ自身が説明を與へて居るのである。極太古の時代から、權威に盲從するのが、あらゆる普通の事情に於ては、一般の義務であるといふ確信が人民の心に堅く根づいて居た。併し此確信に今一つの確信が結合して居た、——即ち、權威に抵抗するのも（最上の治者たる天皇の神聖な權威を除いて）非常な場合には同様にまた一の義務であるといふ確信があつた、そして外觀上反對したこれ等二つの確信は、實際上では矛盾したものではなかつた。統治が慣例に従つて居る限りは、——その命令が、縱令如何に苛酷であつても、感情や傳統と衝突しない限りは、——人民は其統治を宗教的と考へて、絶對的に服従して居た。併し統治者が無分別な殘酷の精神或は貪婪の精神で、道德的慣例の破棄を敢てする時は、——その時には人民は自發的殉難のあらゆる熱意を籠めて、それに抵抗するのを、宗教的義務と感じたと云つても差支ない。あらゆる種類の地方的壓制に取つての危険區域は、慣例から離れる事であつた。攝政や皇族の行爲さへ、彼等の臣下の輿論により、また或る種類の專斷な行爲は、暗殺を招く虞れがあるといふ事を知つて居る事に依り、大いに抑制されたのであつた。臣下の感情を尊敬する事は、昔から日本の統治者にとつて必要な政策であつた、——不

必要な壓迫によつて惹起される危険のみならず、從屬者が自己の努力が正當に考慮される事を確信する時のみ、職務が充分に行はれる事、並びに突然に不必要な變化を行つて、彼等の不利を起さざるやうな事のないといふ事を認められた事が、遙かに多くこの政策の原因をなして居た。此の古來の政策は、今猶ほ日本の施政の特性をなして居る、そして高位の權威者が集團の意見を尊敬する事は、外國の觀察者を驚かせ困惑させる。外國の觀察者は、從屬者の群がもつて居る感情の上の保守的の力が、西洋人が考へて、社會の進歩に對して缺く可からざるものとする規律ある状態に、全く反對して居るに拘らず、それでうまく行つて居る事のみを認める。昔の日本に於て一地方の統治者が、其人民の行爲に對して責任を持たせられて居たやうに、今日、新日本に於ても、一つの役所を監督して居る各官吏は、事務の圓滑な運轉に對して責任があるとされて居る。併しこれは、官吏が事務の能率に對してのみ責任があるといふ譯ではないので、官吏はまた自己の部下、或は少くとも彼の部下の多數のもの意志を、満足させ得なかつたといふ事に對しても、同様に責任を問はれる事を意味するのである。若し彼等の大臣、知事、社長、支配人、課長、監督が此多數の者の氣に入らなければ、其事實は行政上の無資格の證據と考へられるのである……。恐らく教育界は責任に就いての此古來の觀念の最も奇異な例を與へて居る。學生の騒動は、學

生が制し難いものではなくして、監督者或は教師が自己の仕事を得ないからだと普通に想像されて居る。それ故學校の校長は、その統治が學生の多數に満足を與へるとの條件のみ自分の位置を保つて居るのである。高等の官立學校では、各教授講師はその講義の成功に對して責任を負はせられる。他の方面に於てその才能は、縱令優秀であらうとも、學生の氣に入る事の不得手な官立學校の教師は、誰れか有力な保護者が、その爲めに調停して呉れなければ、簡単な辭令で免職させられてしまふであらう。其人の努力は世人の承認して居る優秀の標準では（官邊では）判斷されないであらうし、——彼等の眞價で決して評價されないであらう、<sup>註</sup> 彼等は普通の人の心に映じた直接の結果に従つてのみ考量されるであらう。殆ど到る處に昔のこの責任の制度は維持されて居る。國務大臣は、民衆の感情によつて、彼の施政の結果に對して責任を負はせられるのみならず、同様に、彼の省内に疑獄や面倒が起る時は、彼がそれを防ぎ得たか否かの問題には關係なく、それに就いて責任を負はせられるのである。それ故に、極度に究極の力が下方にあるといふ事が眞實である。最高官吏は或る方面に彼の一個の意志を働かせれば必ず咎を受けるのである、そして、今の處暫くは、彼の力が斯く抑制されて居るのは、恐らく却つてよい事であらう。

註（此の政策は西洋のものとは極めて相違せる道德的狀態を確に假定してかかるもので、西洋の讀者

には不當なものに見えるかも知れないけれども、新規定の下では、それは恐らく一時は此上なく良いものであつたらう。教育制度に突然行はれた非常な變化を考へて見ると、二十年前には、教師が其の教授を生徒に好まれるやうにする技能のみに、恐らく教師の直接價值が認められた事であらう。また若し教師が生徒の平均能力より以上に、或は以下に教へようとすれば、或はまた、新知識を渴望しながら、其の習得の方法を知らない者に歓迎されないやうな教授をすれば、生徒は自己の意志で教師の無經驗を正す事が出来たのである。

上から下へ、社會のあらゆる階級を通じて、上例と同様な責任の制度、及び個人の意志の遂行に關する同様な制限が、種々な形の下に固着して居る。家庭内部の状態も、此の點に於て官省内の状態と餘り異つては居ない、例へば如何なる家庭の主人も、彼自身の奴婢或は寄食者にさへも、或る定まつた制限以外に、自分の意志を強ふる事は出来ないのである。立派な婢僕たるものは、好意からでも、金錢のためでも、如何なる事があつても、誘はれて傳統的の習慣に背戾する事はしない、そして婢僕の價值は、かかる不屈の心によつて證せられるといふ昔からの意見は、數世紀の經驗から正當とされて居る。一般人民の感情はまだ保守的である、そして表面的の更新に對する外觀上の熱心は、生活の實際の事實を少しも指示するものでない。流行も、禮式も、家の内部も、街上の光景も、習慣も、方

法も、生活のすべての外觀も變化した、併し昔ながらの社會組織は、これ等の表面の變化の下に固く執つて動かないで居る、そして國民性は、明治のあらゆる變化にも殆ど影響されずに居る。

個人が服従させられて居る強制的第二種——團體的強制、即ち共同生活の強制——は、競争權の實際上の抑壓となるのであるから、近き將來に於て有害なものとなる恐れがある……。日本のいづれの都市の日常生活も、大衆が集團的に考へ、集團的に行動し續けて居る事を無數に示して居る。併し此の事實に就いて吾々に目馴れた、方ある例證を引かうとすれば、車屋則ち人力車曳きの規定に勝るものはない。その條項によると、同方向に二臺の人力車が走る場合、後車が前車を驅け抜く事を禁じてある。且那持ちの車夫——力と速さの點で特に選ばれ、その體力を極度に使ふ事を期待されて居る者——の爲めに例外が作られてあるが、これは止むを得ずして作つて居るのである。併し何萬人といふ振りの車夫の間には、若くて活氣のある者が、老年で弱い者を追ひ抜く事を得ず、また不必要に遅遅として怠惰な者をも追ひ抜く譯にゆかない規定がある。自己の優れた力を利用して競争を強ふるのは、職業上の違犯であつて、必ず報いを受けるのである。今達者な車夫を備

つて足の續く限り駆けさせるとする、彼は素晴らしい勢で跳躍しながら駆け續けて行くが、偶々出来る限り愚圖々々歩いて居るやうな弱い車夫か、或は怠けものかに追ひ附く事がある。すると達者な車夫は跳びはねて追ひ越す事はせずして、忽ち遅い車の後に止まつて殆ど歩くやうな緩慢な速度になつてしまふ。強壯で快速なものが、薄弱で遅々たる者を待つ規定の爲めに、かくして半時間も或はそれ以上も遅れる事になるかも知れない。他を追ひ抜く事を敢てする車夫に對しては弱者は怒つて苦情をつける、そして其の言葉の背後に潜んで居る考へは斯んな風に現はされ得るものである。『これは規則に外づれて居る事ぢやないか——お前の仲間の利益にならないやうな事をして居るのはお前にも解つて居るだらうぢやないか！車屋職業は随分つらい職業なんだ、我が身の爲めばかり考へる競争を止させる規定がなければ、己達はもつとつらい目を見なければ生きて行けなくなるんだ！』勿論かかる規定は世上一般の職業の利害に如何なる結果を及ぼすかを考慮して作られたものではないのである。さて、車屋の此の道德の規定は、種々の變つた形で、日本の労働者の各階級に今迄常に課せられて來た『特別なる認可なくしては同輩を凌駕すべからず』といふ不文律の範例を示すと云つても間違ひではない……。出世の道は才能あるもののために開かれる、——併しながら競争は禁ぜられる、といふわけである。

勿論自由競争に對する近代の社會的抑壓は、古代の社會を支配して居た利他主義的精神の復活と擴張とを現はすもので、——何等固定した習慣を單に繼續する事ではない。封建時代には車屋は無かつた、併しあらゆる工匠や労働者は組合或は仲間を作つて居た、そしてこれ等の組合が維持した規律は、單に個人の利益の爲めに企圖されたものとしての競争を禁止したのであつた。これと同様な或は殆ど同様な組織の形は、今日工匠や労働者によつて維持されて居る。そして熟練した労働に對する組合外の傭主の關係も、昔の共同生活主義的の遣り方で、其の組合又は仲間によつて定められて居る……。例へば立派な家を建てようとする人があるとする、その人はその目的の爲めに仕事に熟練した非常に伶俐な階級を相手にする事となるであらう。何となれば日本の大工は、殆ど工匠に伍すると共に、また美術家とも伍し得るかも知れないからである。建築は建築會社に依頼する場合もあらうが、併し一般の通則として大工の親方に依頼する方がよい。此の親方といふのは建築技師と請負師と大工とを一身に兼ねて居る人である。依頼人はどんな事があつても自分で職人を選択したり傭つたりする事は出来ない、これは組合の規定で禁じてあるからである。依頼人はただ契約をする事が出来るのみである。そして親方は、自分の設計が承認を経れば、餘の事は皆引受けて遣るのである——材料の買ひ入れも、運搬も——大工、左官、瓦

師、疊屋、建具屋、金物屋、石工、錠前屋、硝子屋の傭ひ入れまでもやる。各親方は彼自身の大工組合なるものより遙かに以上を代表して居るからである。彼は家の建築と家の造作とに關するあらゆる方面に子分をもつて居るので、依頼者は彼の要求と特權とに干渉しようとする事などは夢にも試みてはならない……。彼は契約に従つてその家を建てるが、併しそれは偶々關係の第一歩たるに過ぎない。一度彼に依頼した以上、其の依頼者は、立派な充分な理由がなければ、一生の間破棄するを得ない約束を實際に彼と結んだのである。後に依頼者の家のどの部分に何事が起こらうとも——壁、床、天井、屋根、土臺のいづれたるかを問はず——依頼者は彼に修繕の事を相談しなければならぬので、他人には誰れにも決して相談してはならないのである。例へば屋根に雨洩りが出来たとしても、極間近の瓦師とか鉞力屋を呼ぶ譯には行かない、若し漆喰に罅が入つても、自分から左官屋を呼ぶ譯には行かないのである。その家を建てた人が、其の家の状態には責任を有つて居るので、親方は其の責任を飽くまで大切にして居る、彼以外には左官、屋根屋、鉞力屋を呼ぶ權利はないのである。若し依頼者がその權利を妨害すれば、依頼者は何か不愉快な意外な事に出遇ふかも知れない。若しその權利を厭うて法律に訴へれば、其の後は、どんなに償金を出した處で、大工も瓦屋も左官も其の家には來なくなる、和解は何時でも出来るが、併し

組合は必要もないのに、法律に訴へた事を面白く思はないであらう。そしてこれ等の職人組合はいつも、誠實に仕事をするので、仲直りをするのが結局良い事になる。

また庭造りの仕事を取つて見る。先づ綺麗な庭を造り度くて、立派な推薦のある庭師を傭ふとする。彼は庭を造り、依頼者はその賃金を拂ふ。併し此の庭師は實際一の仲間を代表して居るのである。そして彼を傭つた譯で、彼でも、或は彼が屬する庭師組合の他の組合員でも、依頼者がその庭を所有して居る限りは、絶えずよく氣を付けて呉れる事が極まつて居るのである。季節の變はる度に彼はその庭に來て、萬事を整頓して呉れる、生垣も刈り込んで呉れる、果樹にも鋏を入れる、垣根を修繕する、蔓物の恰好を直して呉れる、花物に手を入れる、——夏ならば、か弱い灌木にひどく日の當たらないうやうに紙の日除けを立てる、霜の時節ならば、藁で小さな霜除けをして呉れる、——彼は極めて僅の報酬で、凡百の有益な器用な事をして呉れる。併しながら、若し此の男の出入を止めて、他の者に代はらせようとしても、充分な理由の無い限りは、とても駄目である。元の關係が相互の承諾上で解かれた事が確に分からなければ、どんなに金を出しても、他の庭師は來て呉れないのである。若し依頼者の方に苦情をつける立派な理由があれば、仲人が入つて其の事は落着する。そして組合の方から、依頼者に、先き先きの迷惑のないやうに計らつて呉れ

る。併し依頼者がただ他の者を備ひ度いからと言つて、理由もなく前の庭師の出入を止める譯には行かないのである。

上記の諸例は今猶ほ幾百の形で、維持されて居る昔の社會組織の特性を示すに足るであらう。此の共同主義は、集團の間に於ける以外には、競争を抑制した、併しそれは良い仕事をなし得た。そして職人の爲めに安樂な生活状態を得させたものであつた。缺乏といふやうな事の無い、そして今猶ほ決定されて居ない原因の爲めに、重大な壓迫を生ずる數字上の水平線下に、一般の人々がいづも止まつて居たやうに思はれる、さうした鎖國の時代に在つては、これは最上の制度であつた……。今一つの興味あるものが殘存して居るが、それは年季奉公の現存状態である、——これもまた族長組織に原由した状態で、競争に對して別種の制限を課したものであつた。舊制度の下にあつては、奉公は大抵は無給でやつたものであつた。商賣見習ひの爲めに商家に奉公にやられた子供、或は親方の下に附けられた徒弟等は、彼等の保護者によつて、食事も、宿も、衣服も、教育さへも受けて居たのであつて、望みによつては、生涯その家に居てよかつたのである。併し彼等は、主人の仕事か商賣かを習得して、自身の商賣か或は仕事場を管理する事が、充分に出来るまでは、

給料は貰へなかつた。これ等の状態は今猶ほ商業の中心地では著しく行はれて居る——商人や親方は、今では小僧或は徒弟を通學させる必要は餘り無いけれども。大商店の多數は経験を積んだ者にのみ給料を拂ふ。他の雇人は彼等の年季が終はる迄、訓練され世話を受けるのみである。年季が明けると彼等の中の最も有能なのは、熟練家として再び備はれ、他の者は主人の助力を得て、獨立して商賣を始める。同様に、徒弟の年季が盡きると、彼は職人として再び備ひ入れられるかも知れない、或は常備の口を見附けるかも知れないが、親方は矢張り彼の爲めに助力して遣るのである。主人と傭人との間のこれ等の親子兄弟的關係は、生活を愉快にし、勞働を元氣好くする助けとなつて居る。であるから今後これ等の關係が消滅する時には、あらゆる生産品の質に大いに影響する處があるであらう。

普通の家庭に奉公する場合も、族長制度は殆ど想像も出来ない程度迄に今猶ほ行はれて居る。そして此の問題は通り一遍に書いてしまふ譯には行かないのである。私は特に婦人の奉公に就いて述べ度いのである。昔の習慣によると、下女はその主人に對して主に責任がある譯ではなく、自分の家族に對して責任があるのである。彼女の奉公の條件はその當人の家族と取り極めなければならぬ。そしてその家族は娘の善行を誓約するのである。通例、しかとした娘は給料を貰ふ爲めに家庭の奉公を求めるのではなく（今では給料を拂

ふ習慣になつて居るが)、また生活の爲めでもなくて、主に嫁入の準備をする爲めに奉公をするのである。而して此の準備は、彼女の未來の夫の家庭の一員として、よく適應して行く爲めであると同時に、彼女自身の家庭の名譽となる爲めに希望するのである。最も好い下女は田舎娘であつて、彼等は時とすると極若いうちに奉公に出される。兩親は注意して娘が斯く奉公に出る家庭を選ぶ、彼等は娘が禮儀作法を見習ふ事の出来る家である事を特に希望する——それ故昔の禮儀に従つて物事のさまりの附いて居る家を望むのである。善良な娘は傭女としてよりも、寧ろ手助けとして取扱はれる事を望む——親切な思ひやりをして貰ひ、信用を受け、好かれ度いと期待して居る。古風な家庭では、下女は實際さういふ取扱ひを受けて居る、そしてその關係は短いものではない、——三年から五年までが普通の契約年限である。併し十一二で奉公に出されると、其の娘は恐らく八九年は勤め續けるであらう。給金の外に、彼女は、主人から年に二度、仕着せの衣服と、身に着ける必需品を貰ふ事になつて居る、又數日の休みを取る事にもなつて居る。彼女が受ける給金なり金の貰ひなりで、段々と立派な支度も出来るやうになるわけである。何か非常な不運にても會はない限りは、娘の親は娘の給金を要求するやうな事は爲ないが、併し娘はいつも兩親には服従する事になつて居る。そして嫁入口の爲めに家に呼び戻される場合には、彼

女は歸らなければならぬ。彼女の奉公の期間には、雇主は娘の家族の奉仕をも氣儘に求める事が出来るのである。娘の面倒を見て居るからと言つて、主人の方から別に恩を賣る事はしなくとも、何か恩がへしは必ずさされるであらう。若し下女が百姓の娘ならば、野菜、果物、果樹、庭木、若しくは他の田舎の物産を、慣例で定まつて居る折々に主家に持つて來るであらう、——若し兩親が工人階級のものならば、感謝のしるしとして、多分何か立派な細工物を持つて來るであらう。親の有難く思ふ點は、娘が貰ふ給金や着物ではなくて、娘の受ける實際的教育と、一時的の主家の養子として、娘を道徳上にも物質上にも面倒を見て呉れた點である。傭主は又親がかうやつて氣を附けて來る返しとして、娘の嫁入支度に何物かを添加してやる事もあらう。それで、此の關係は全然兩家族の關係で、一個人同志のものでない事が分かるであらう。そしてそれは永久の一關係なのである。かくの如き關係は、封建時代に於ては、幾代も通じて續く事があり得たのである。

今日猶ほ殘存して居るこれ等の事が例示する族長的狀態は、生活を容易に且つ愉快にする助けとなつた。唯だ近代的見地からそれ等の狀態に批難を加へる事は出来る。それ等に就いて下し得る批難の最も惡い點は、その道徳的價值が主に保守的であつて、新方面に



於ける努力を抑壓する傾向のあつた事である。併しそれ等が今猶ほ續いて行はれて居る處では、日本の生活のその昔の面白味の幾分を保留して居る。そしてそれ等が消滅した處では、その魅力は永久に消失してしまつたのである。

今一つ考察しなければならぬ抑壓の第三の種類がある、——即ち、官邊の權威を以て個人の上に働かされる抑壓である。これはまた種々なる古い遺風を吾々に示して居るが、これも暗黒方面と共に光明方面を有つて居る。

吾々は既に、個人は昔の法律によつて課せられた大概の義務から合法的に免れたといふ事を述べた。個人は最早特別の職に従事する義務はなくなつてしまつた、個人は旅行する事も出来る。自分よりも上下いづれの階級の者とも自由に婚姻し得る。宗教をかへる事も禁じられては居ない。彼は自分の危険さへ意としなければ多くの事を爲し得るのである。併し法律上からは、彼が氣儘な行ひをしても良い場合でも、家族と社會とからすればさうは行かないのである。そして昔の感情と習慣との固執は、法律上與へられて居る權利の多くを無効にして居る。それと全く同じく、個人よりも高い權威の個人に對する關係は、立憲の法律があるにも拘らず、昔の抑壓の多くと、昔の強制を少からず維持して居る傳統に

よつて、今猶ほ支配されて居る。理論上では、才力精力の秀でたものは、鰻上りに最高の位置まで上り得る筈であるが、併し私的生活が今猶ほ昔の共同主義の爲めに少からず支配されて居るやうに、公的生活も今猶ほ階級或は藩の壓制政治の遺風によつて支配されて居る。秀才が他の援助なくして立身したり、高位權勢を得たりする機會は、極めて少い。故に集團によつて考へ、集團によつて行動する反對の力に、又向かつて獨立して争ふ事は殆ど絶望的に違ひないのである。唯だ商業的或は産業的生活のみが、現今では才能ある人々に對して實際に立派な機會を與へて居る。卑賤から身を起こして官海に成功した極僅少の秀才は、主に黨派の助力或は藩の愛護に依るのである。個人の才能の認知を強ひんが爲めには、集團が集團に對抗しなければならぬ。獨立では、何人と雖も、商業の外には、ただ競争の力だけで何事かを成就する事は恐らく出来ない事である……。勿論、個人の才能はいづれの國に於ても、多くの種類の反對に會はなければならぬ事は事實である。また嫉妬の惡意と階級的偏見の殘忍とが、その社會學的價值を有つ事も同様に事實である。それ等は最も優れた才能の士以外のものの、成功を贏ち得て、それを持續する事を、阻碍する。併し日本では社會の特殊な組織が、卑賤にして才能ある人の立身を阻む社會的の陰謀に對して極度の力を藉し、爲めに此の社會的陰謀は國家にとつて極めて有害なものとなつて居る、

——何故かといふと、日本の歴史を通じて、現時の如く、階級と位置とを問はず、最高の俊才の最高の能力を必要とする時代は無いからである。

併しかうした事も復興改造の時代には止むを得ない事情である。政府は其夥多の仕事のうち唯だ一つの部門に於ても、俊才の功業に對して潤澤に報酬を與へて居ないといふ事實は殊に顯著な事である。人が政府の賞讃を得んとして如何に努力した處で、其報酬としては、ただ名譽と辛うじて生活し得るだけの資を得るに過ぎないのである。最も價値のある努力も、最も價値のない努力に對すると同程度位の割合で、報酬を受けるに過ぎないのである。最大價値の奉仕も、それ無くしても充分に事足り、或は最も容易に其代りの得られる仕事に比して殆ど、同じ位にしか認められないのである。(顯著な例外も無い事は無いが、私はただ一般の通則を述べて居るのである)。異常な精力と忍耐と敏才とを備へた上に、階級の援助のある人が、或る位置に上るとすれば、其位置はヨオロッパならば、名譽のみならず生活の安樂をも保證するであらう、併し日本に於けるかかる位置の報酬は實際の生活費に殆ど當たらないうであらう。陸海軍たると、司法、文部、遞信、内務の諸省たるを問はず、——報酬の相違が、才能及び責任の相違をあらはして居るといふ處は一つもない。一段一段と官位が上つても金錢上では殆ど何の事も無い、——何となれば位階が上

るに従つて費用は法律で規定された俸給とは全然釣り合はぬやうに増加するからである。今までの一般の通則は、<sup>註</sup>到る處で、出来るだけ少額の金で、出来るだけ多量の仕事を強要するのであつた。此の國の社會史を知らない人は、官吏に對する政府の政策は、物質的利益の代りに空虚な榮位を與へる事に在ると想像するかも知れない。併し實は、政府が近代の形式の下に昔の封建式の奉公の状態——簡單ではあるが、名譽ある生活の道を與へられる代償としての奉公——を單に維持しただけである。封建時代には、農民は存在の權利を維持する爲めに、その拂ひ得るだけのすべてを拂ふ事を期待されて居た、美術家や工匠は、顯要な愛護者を有つ幸運で満足して居た。普通の武士さへも、彼等の藩主によつて、ほんの必要だけしか供給されて居なかつた。必要以上著しい多額を受ける事は、非常な恩顧を意味した。そして何か賜物を得る場合に、いつも昇進がそれに伴つて居た。併し金錢を以て支拂ひをする近代制度の下に、政府は同様の政策を今猶ほ巧みに維持して居るけれども、商業上の生活の他は、生活は到る處封建時代とは比較にならない程に困難になつて來て居る。昔は最も貧乏な武士でも缺乏はしないやうに保證されて居り、過失がなければ、位置を奪はれる恐れはなかつた。昔は教師は給料は受けなかつたが、社會の尊敬と弟子の感謝とは教師の立派に暮らして行く道を保證した。卑賤の位置に居る天才の工人を獎勵する爲

めに、大諸侯は互に競つて彼等を愛顧した。諸侯等は、金の點だけていふと、單に普通の給料で満足する事を天才者に期待したかも知れない、併し彼等は窮乏或は生活の苦しみを受けないやうに保證を與へ、彼が仕事を完成するやうに多分の暇を與へ、彼の最大傑作が確實に珍重賞美されるやうな手段を講じて彼を幸福ならしめた。然るに今や生活費は三倍にも四倍にもなつたので、美術家や工匠等さへも、その最善を盡くす爲めの奨勵を得ては居ない。廉くて手取早い仕事が、昔日の美麗な暇にまかせた仕事に代つて居る。それで工藝の最も優れた傳統は滅亡の運命に陥つて居る。今日の農業階級の狀態も、農民の土地を取り上げる事を、法律上禁止してあつた時代に比して、より幸福であるとか、或は遙かに良いとか云ふ事さへ出來ないのである。そして生活費は常に増大する一方であるから、現時のやうに氣長く順序を経て物事を行ふ事が——遠からず不可能になるのは明白である。

註 判事の俸給は一年七十磅から五百磅までであるが、後者は極限の最大額である。帝國大學で日本人の教授が受ける最高額は今までは百二十磅と定められて居た。郵便局の雇員の給料は僅に生活費に當たるか當たらぬ程である。巡査は地方によつて、一箇月一磅から一磅十志の給料を受ける。小學校教師の平均給料はなほ低いもので、(一箇月九圓五十錢、即ち、一箇月凡そ十九志である)——一箇月七志以下を受ける者も多數ある。

次の表は一九〇四年の軍隊の給料であるが、讀者は恐らく興味を以て見られる事と思ふ。

	月 額		住宅料	總 計
	円	(磅)		
大將	500	(50)	25.00	525.00
中將	333		18.75	351.75
少將	263		12.50	275.50
大佐	179		10.00	189.00
中佐	146		8.75	154.75
少佐	102		7.50	109.50
大尉(一級)	70		4.75	74.75
同(二級)	60		4.75	64.75
中尉(一級)	45		4.00	49.00
同(二級)	34		4.00	40.00
少尉	30		3.50	33.50

如上の俸給が二十年程以前に制定された時には、家賃は廉いもので、一箇月三四圓出せば立派な家が何處にもあつたものであつた。

今日東京では、軍人は十八圓或は二十圓以下では小さな家さへ殆ど借りられないのである。そして食料品の値段は三倍にもなつて居る。併し今までに不平の聲は殆ど聞こえなかつた。家賃を拂へる程の給料を受けない軍人は都合して間借りをして住んで居る。多數の者は生活難に苦しんで居るが、皆報國の特權を誇りとして居て、辭職などは夢想だもしないのである。

(表の内中尉(二級)の俸給月額 34 とあるのは 36 とでもあるべき處か、それに 4 を加へた總計は 40 になつて居る)

若し政府が賢明ならば、現今の如き自己犠牲の要求を、無限に維持する事を行ふ可からざるを認めるに相違なく——公明正大な競争を勧誘し、健全なる自主主義を刺激するに足る程に大きな生活上の報酬を懸けて、人材を登用する必要を認めるに相違ないと、多くの

人には思はれるであらう。併し政府は外観に顯はれて居るよりも、もつと賢明に行動して居たといふ事も考へられる。數年前或る日本の一官吏が、私の前でかういふ奇態な事を云つた、『我が政府は必要以外には競争を奨励し度く思つて居ない。人民には競争に應ずる支度が出来て居ない。若しそれを強く奨励すれば、性格の最も惡い方面が表面に出て來るであらう』と。此の話が一種の政策を、どれ程まで實際言ひ現はして居るのか私には分からぬが、併し、西洋の自由競争が、現時のやうに比較的人情味のあるものになり得るまでには、如何なる經驗を吾々が積まなければならなかつたかを、吾々は忘れ勝ちであるけれども——あらゆる人は、自由競争が競争に劣らず、残酷に無慈悲になり得る事を知つて居る。數百年間あらゆる利己的の競争を、犯罪的のものと見做すやうに訓練された一國民の間には、純粹に一個人の利益の爲めに努力するといふ事を、突然に刺激する事の拙策と思はれるのは尤もの次第である。十二三年前西洋式の自由政治を行ふ事に對して、國民が如何に準備がなかつたかといふ證據は、初期の地方選舉の歴史及び第一議會の歴史がこれを示して居る。非常に多數の人命を損じたあの度々の猛烈な選舉競争に於ても、實際個人的の怨恨といふものはなかつた。その亂暴を以て外人を驚かした議會の論諍の内にも、個人的の敵意といふものは認められなかつた。政治上の争は實際個人間のではなくして、

藩の利害關係とか、黨派の利害關係とかの間のものであつた、そして各藩或は各黨の從屬者達は、新しい政治を以て唯だ一種の新たな戦争——首領の爲めに戦ふ忠義の戦——正邪曲直といふ抽象的觀念に依つて左右さるべきものでない、一種の戦争として了解したのであつた。一國民が主義に就いての節義よりも、寧ろ人に對する節義——結果如何は問ふ處なき自己犠牲の義務を含むものとしての節義——に就いて考へる事を常の習はしとして居たと想像すれば、議會政治に就いて、かかる國民が行ふ最初の實驗は、西洋の意味に於ける公明な勝負に就いて何等の理解もあらはさないのは明白な事である。やがてはその理解も來るかも知れないが、併しそれは速に來る事ではあるまい。これは政治の話であるが、政治以外の萬般の事に於ても、各人が自身の確信に従ひ、自己の利益の爲めに、その屬して居る群とは獨立して行動する権利がある事を、かかる國民に納得させ得たとしても、その當座の直接の結果は幸な事ではないであらう、——何となれば個人の道德的責任の觀念は、集團の關係より以外には、今迄まだ充分に養成されて居なかつたからである。

此の真相は恐らく、現時までの政府の力は、主として昔の方法の墨守と、崇敬的服従の昔の精神の殘存とに依つたものであるといふ事にあるのである。後に至れば、大變化が確

に行はれなければならぬであらうが、それ迄の間は多くの事を勇敢に忍ばなければならぬ。法律的には自由の状態の下にありながら、封建時代に行はれたやうな官府の奴役を甘んじて受け——今猶ほ封建的精神で、あらゆる犠牲を受納して居る政府に對して服従する事を、單に特權と考へて、その爲めに、彼等の才能、彼等の力、彼等の極度の努力、彼等の生命までをも——當然の事として——國民の義務として——満足して提供して居る。その幾千萬の日本の愛國者の辛抱強い勇氣よりも、もつと悲壯なものゝの記録は、近代文明の將來の歴史には恐らくない處であらう。そして實際、犠牲は國民の義務として提供されて居るのである。日本はイギリスの恐るべき友情と、ロシアの恐るべき怨恨との間に處して、危険に瀕して居る事、——國の貧乏な事、——軍備維持の爲めにその財源が逼迫して居る事、——出来るだけ僅少なものを以て甘んずるのが各人の義務である事を、——國民は皆知つて居る。それ故不平は多くないのである……。又一般國民の單純な從順は矢張り氣の毒な感情を催さしめるものがある、——特に、西洋の知識を習得し、西洋の言語を習ひ、西洋の風習を模倣せしめんとする意志から、恐らく發せられた詔勅に關しての人民の從順には、哀切の深きものがある。蓋し過度の勉學の爲めに自ら死を招く事を、普通の種類の死と同視した忠誠なる熱心、——子供等を驅つてその小さい頭には餘りに困難な

仕事（極東の心理を何等心得ない顧問等が案出した、目的だけは確に良い仕事）に通曉せんとする努力で、彼等の健康を損ふまでも至らしめた熱情的な從順、——地震や大火の際に、少年少女は破壊した自家の瓦を、學校用の石盤とし、落ちた漆喰を石筆の代りに使つたといふやうな不思議な不撓不屈な勇氣、——それ等の事を談ずる資格を有するものは一八九〇年代の初めの間、若しくはそれ以前に日本に住居した人々のみである。大學に於ける高等教育の生活に就いてすら實に悲惨な事實を私は話し得るのである。——それは立派な頭腦をもつたものが、ヨオロッパの普通の學生の腦力が堪へ得る以上に詰め込む學問の重壓に堪へ兼ねて挫折してしまふ事に就いて——死と當面しながら勝ち得た勝利に就いて、——恐ろしい試験の時に學生から受ける奇態な別辭に就いての話等である、此の別辭の一例としては、私の受持の學生がこんな事を云つた事がある、『先生、私の答案は出来が悪いだらうと思ひます。私は病院から來て試験を受けたのですから——私は心臓に故障があるので』（彼は卒業證書を手に入れてから一時間も経たないで死んでしまつた）……。而して此の努力——研學の困難と闘ふ努力のみならず、大抵の場合には貧困、榮養不良、生活の不自由と闘ふ努力——は唯だ義務の爲め、生さんが爲めの手段であつたのである。彼の屬する人種の經驗とは全然異なる西洋の感情や觀念を彼が理解し得ぬ事と、彼

の陥る誤謬と、彼の行ふ失敗とを見て、日本の學生を評價するのは、淺薄者流の誤である、彼を正しく判断せんが爲めには、先づ力めて彼が發揮し得る沈黙した道德的勇氣を知つて置かなければならぬ。

## 官憲教育

幾世紀の訓練によつて國民性がどれ程まで固定したかといふ其の程度と、其の國民性が變化に抵抗し得る異常な能力の程度とは、國家の教育の或る結果によつて恐らく最も著しく示されるであらう。全國民は政府の助けを得て、ヨオロッパ式に基づいて教育を施されて居る。そして全部の科目の中には、ギリシヤ、ラテンの文學を除くの外は、西洋の學問の主なる科目は皆含まれて居る。幼稚園から大學に至るまで、全部の制度は外觀だけは近代風である。併し新教育の結果は、思想に於て又感情に於て、人が或は想像するよりも遙かに著しくないものである。此の事實は古來の漢學が必須科目の中に今猶ほ占めて居る大きな位置によつてのみ説明は出來ないし、また信仰の差異によつても説明は出來ない。それは目的を達する手段として見た教育に就いての、日本とヨオロッパの概念の根本的差異に遙かに多くその起因をもつて居るのである。新式と新科目とを以てするに拘らず、全日本教育は、なほヨオロッパ式とは殆ど正反對の傳統的な仕組みを基礎として施されて居る。

西洋の道徳訓育では幼年時代から子供の行爲に制止を加へ始めるのである、ヨオロッパ若しくはアメリカの教師は、幼童に對して嚴格である。西洋では行爲の諸々の義務——個人の義務の『可し』と『可からず』——とを出来るだけ早く懇に教へ込むのが重要だと考へて居る。後にはもつと寛大になるのである。充分に生長した男兒には、彼の將來は彼自身の努力と才能とに據る事を合點せしめられる。それ故に、必要と思はれる時だけは、戒飭なり警告なりして、大抵は獨りて自分の身始末をさせる。終には、將來有望な人格の高い大人の學生は、教師と親しくなる事もあらうし、都合の好い場合に廻はり合はせると、教師の友人とすらなり得る事もあらう。そしてその教師にはあらゆる困難の場合に相談を求めに行く事が出来るのである。そして精神上及び道徳上訓育の全課程を通じて、競争なるものは、期待されるのみならず、要求されるのである。併し少年時代から成人に入ると共に、規律は漸次緩められるに従つて、それは益々要求されるのである。西洋の教育の目的は、個人の才能と人格の養成であつて、つまり獨立の精神に富んだ力の充實した人を造る事である。

處で日本の教育は外觀の如何に拘らず、大抵以上の西洋教育とは今迄常に反對の遣り方で行はれて來たし、今も猶ほ反對に行はれて居る。その目的は獨立の行動をなすが爲めに

個人を訓育する事では決してなくて、共同的行動をする爲め、——即ち、嚴重な一社會の組織中の一定の位置を占めるに適應するやうに訓育する事であつた。西洋では抑壓は幼年時代に始まり段々に緩むが、極東の訓育はそれよりも後に始まり、其の後漸次引き締まつて行く、しかもそれは両親または教師が直接に課する抑制ではない——此の事實が、今直きに述べるやうに、結果に於て非常な差異を生ずるのである。學齡——六歳で始まるとされて居るが——に達するまでのみならず、それよりもずっと大きくなる迄も、日本の子供は西洋の子供の受けるよりも遙かに大きな程度の自由を許される。勿論例外的場合は普通にある、併し通例、子供は若しその行ひが、彼自身にも或は他人にも、何等の害を與へる事がなければ、氣儘にさせて置かれるのである。彼は保護はされるが、抑制される事はなく、戒飭はされるが、強制される事は稀である。約言すれば、彼はいたづらの仕放題にさせて置かれるから、日本の俚諺にもある通り『七つ八つは道傍の穴さへ憎む』といふわけになるのである。罰は絶對的に必要な場合にのみ行はれる。そしてかういふ際には、古來の習慣に従つて、家族全部——召使も誰れも彼れも——罪人の爲めに取りなしをしてやる。若し弟や妹などがある場合には、それ等が身代りになる事を願ふのである。打擲は極亂暴な階級の中にあるだけで、普通の罰ではない。罰としては兎が寧ろ用ゐられるが、それは嚴

罰なのである。大聲にわめき叱つたり、こはい顔を見せたりして、子供を脅すのは、一般の意見では悪いとい認められて居る。總ての罰は出来るだけ靜かに加へて、處罰者は罰を加へながら穩かに訓戒する事になつて居る。子供の頭を打つのは、どんな理由があらうが、下品で物を識らぬ證據となつて居る。遊戲を抑制したり、食物を變へたり、慣れた慰みを止めたりして罰するのは普通ではない。子供の事は充分に耐へてやるのが道德上の法則である。學校に上がると訓練が始まる、併しそれも最初は極軽いもので、殆ど訓練とも云へない位である、教師は先生としてより寧ろ兄として行動する、そして大勢の前で訓戒を加へるより以外には罰といふものは無い。抑制といふ者があるとすれば、その級の共通の意見で其子供に加へられる。そして熟練な教師は其の意見を指導する事が出来る。また各級は人格と智慧の優れた點で選ばれた一兩人の小首領によつて名義上支配されて居る。そしていやな命令を與へなければならぬ時、それを與へる義務を委任されるのは小首領、即ち級長である。(がういふ小さい細目も記すに足る價值がある、私は學校生活に於て、如何に早く意見の訓練と共通の意志の壓迫が始まるかを示す爲めに、また此の政策が如何に完全に日本人種の道德的傳統と一致するかを示す爲めに、是等を引合ひに出したのである)。上級に進むと壓迫は少しばかり増加し、高等の學校では遙かに強くなる。その支配する力

はいつも級の感情であつて、教師の個人の意志ではない。中學校では生徒は眞面目になる。中學の級の意見は、教師自身と雖も、それに従はなければならぬやうな力を得る。教師がそれを蹂躪せんと企てると、教師を排斥する事が積極的に出来る程のものである。各中學は選舉された役員を有つて居て、其者は大多數のものの道德上の規定——行爲の傳統的標準——を代表する。(此の道德標準は害を爲すものであるが、併しそれは或る程度までは到る處に残存して居る)。鬭争とか弱いものいぢめとかいふものは、此の程度の日本の學校にはまだ知られて居ない。それには明らかな理由がある、則ち一個人の怒を縦にする事は、殆ど出来ないものである。また一様な行爲の遣り方を強ふる訓練の下にあつて、一個人が怒を擅にし、又威勢を揮はんとしても、それは不可能である。級の生活を整へるのは、多數の上に一人が支配をするといふことではない。それは一人を多數で支配する事で、その力は恐るべき強大なものである。自覺せるとせざるとを問はず、誰れても級の感情を害するものは、獨り仲間外づれにされてしまふ、——絶對孤獨の状態に陥らされてしまふ。彼が一同の前で陳謝せんと決心するその時迄は、校外でも誰れ一人彼と口をさく者もなく、彼の事を眼中に置くものもない。陳謝を決心した時すら、彼を許す許さぬは投票の多數決によるのである。



註 以前の習慣では、生まれた子供は一歳といつた。であるから此の場合の『七八歳の子供』は實は『六七歳』の意味である。

かかる一時的の絶交は恐れられるのも無理はない。それは學生社會以外でも恥と見做されるからである。そしてその記憶は彼の公生涯中いつまでも當人に付き纏ふてあらう。その者が後年どんなに高官にならうが、どんなに立派に彼の職業で出世しようが、彼が一度級友の一般の意見で非難を受けたといふ事實は忘れられないであらう、——彼が其の事實を轉じ自分の聲望となし得るやうな事情が起つたにせよ……。中學生が卒業後進んで行く大きな官立學校では、級の規律はなほ一層峻厳である。教師は大抵昇進を望んで居る官吏であり、學生は大學に行く準備をして居る者で、極僅少の例外を除くの他、官吏となる運命の成人である。此の靜かに冷たく秩序の立つた世の中には、青年の喜悅を満足させる餘地は殆どない、そして同情をひろげる機會も少い。集會や學會なども多いが、併し是等は實際的の目的で設備され或は設立されて居る、——主に研究の特殊の部門に關して居るのである、面白く遊ぶ爲めの時は殆どなく、また遊ぶうなどと云ふ氣は更に少い。あらゆる状態の下に、或る形式的の外觀が傳統によつて強要される、——如何なる公立學校よりも遙かに古い傳統である。あらゆる人があらゆる人を注視して居る、風變りとか奇態とかい

ふ事は、速に目をつけられて靜かに抑壓されてしまふ。或る學校で維持されて居るかうした級の規律の結果は、外國の觀察者には不愉快に見えるに違ひない。これ等の官立高等學校に就いて、私を最も感銘させた事はその險惡な沈黙であつた。私が數年間教へた學校——全國で最も保守的な學校——には生命と精力が充溢して居る一千人の若者が居た。併し授業の合間とか、或は運動場や庭園や體操場に於ける運動時間の間の一般の沈黙は、不思議に壓迫されるやうな感じを與へた。フットボールを行つて居る處を見たとしても、聞こえる音は唯だ球を蹴る音のみである。柔道場で柔道の試合を見るときも、三十分間も話し聲の途斷える時がある。(柔道の規定では、沈黙を要求するのみならず、觀覽者が感じを外に現はす事をも全然抑制すべきを要求するのは事實である)。此の抑制はすべて最初は私に非常に不思議に思はれた——三十年前には武士の學校に於ける訓練は、同様の無表情と沈黙とを強要したのを知つて居たけれども。

終に大學に達する事になる——此處は官省に行く公式の表門である。此處では級の意志はつづいて或る方面では彼を支配して居るけれども、學生は以前にその私的生活の上にも課せられて居た抑制は、免れた事を知る。通例學生は卒業後官吏の生活に入つて、結婚し、

一家の主人或は未來の主人となるのである。彼の經歷中此の時代に於ける變化が如何に急激であるかは、その變化を實際見た人のみが想像し得るのである。日本の教育の充分な意味が現はれ始めるのは其の時である。

註 これは近頃始まつた事である、そして學生等が自身承認する處によると、其の結果は良くはないのである。二十五年前には、大學で學問する事は極めて重大視され、若し自分の落度で落第でもすれば、その學生は罪人扱ひをされた事であらう。其の當時の大學（大學南發）に修業に行く學生があると、彼等の友人や縁者は其の送別の際に、『男兒立志出鄉關、學若不成死不還』と漢詩を歌つたものである。其の時代にはまた學生たるものは、必ず衣食を質素にして、あらゆる自儘な行爲を慎まなければならなかつた。

日本の生活の出來事のうち、魯鈍な學生が、一朝にして威風を備へた、落ち着き拂らつた、悠々たる態度の官吏と變はる事位驚くべきものは少い。ほんの少し以前には、彼は帽子を手を持つて、文章の説明や、外國語のイデオムの意味の説明を鞠躬如として諮りて居た學生である。然るに今日は恐らく彼は何處かの法廷で裁判をして居るか、大臣の下で外交文書を管理して居るか、或は公立學校の管理の任に當つて居るのである。學生としての彼の特殊の才能に就いてどう評價されて居たとしても、彼が招かれて占めた位置に對し

て特に適應して居る事は殆ど疑を要しないであらう。彼の任官の際には、彼が學問に於てどれほど成功したかといふ事は、考慮されるとしても後廻はしになるのであつた——彼が學問をした目的は、それに成功する事を第一として居た筈なのであるが。彼が或る性質の人格を備へて居るとか、或は少くともかかる性質を具備する見込みがあるとかいふ譯で選抜された後、彼は高位のものに庇護を受けて、特殊の過程を経させられた。彼の場合には依估最負があつたかも知れない、併し大體に就いて云へば才物は信任されて顯位に任命されるのである。政府が重大な目違ひをする事は滅多にない。此の男は單に學問ばかりが彼の身に添へ得る價值以上の價值を有つて居る、——管理の方面とか組織の方面とか——或は又彼の訓練が助けて養成した天賦の力量又は技能を有つて居る。彼の價值の性質に従つて、彼の位置は豫め彼の爲め選ばれたのである。彼の長い、辛い學校通ひは、書物が教へ得るよりも以上を彼に教へ、愚鈍な人間には決して呑み込めないものを習得させた、則ち人の心や動機の読み方、解き方——あらゆる場合に感情を色に現はさぬ事——一二の間だけで速に真相を把握し得る方法——（昔なじみの最も親しい人に對してさへ）自分を見透かされぬ用心をする事——最も愛嬌よく人に接して居る時でも、隠しだてをして心底を披瀝しない事などがそれである。彼は世間的な智慮の術に卒業したのである。彼は實際驚く

べき人で、彼の種族のうちで極めて發達した型である、そして彼の外見に現はれた藝能は、彼の優劣を測るのに餘り役に立たないのであるから、經驗のない西洋人は彼を判斷する事を得ないのである。彼の大學の學問——彼の英語、佛語、或は獨逸語の知識——は政府の或る機械の働きを容易にする油位の役にしか立たぬ。彼は此の學問を或る行政の目的に對する手段としてのみ考へるのである。もつと著しく深い彼の實際の學問は、彼の日本人の精神の發達をあらはすのである。彼の心と西洋人の心との間の距離は測り難くなつてしまつた。そして此處まで來ると、彼は今迄よりも益々自我を没却してしまつて、己れにして己れに非らざるものとなつてしまふ。彼は一家族に屬し、一黨派に屬し、一政府に屬する事となる。私には習慣の掣肘を受け、公には唯だ命令に従つて行動しなければならぬ、そして命令と違反せる衝動は、縱令それが如何に高潔で道理に適つたものでも、それに従ふ事は決して夢にも出來ないのである。一言が身の破滅の原となる事もあらう、故に彼は必要がなければ一言も云はない事を學んだのである。黙々として命令に従ひ、義務さへ倦まずに遵奉して居れば、彼は出世が出来るのである、忽ちに出世が出来るのである。彼は知事となり、裁判長となり、大臣となり、全權公使となり得る、併し彼の榮達に伴なつて彼の羈絆は益々重くなるのであらう。

注意と自制との長い訓練は、實際官吏生活に必須の準備である。獲得した位置を維持して行く能力も、立派に辭職する能力も、かかる訓練に依る處が多いのである。官吏生活の最も惡い事柄は、道徳上の自由の缺如——自身の正義の信念に従つて行動する權利の缺如である。特に自己の位置を維持し度いと欲する屬吏には、獨自の信念或は同情心などがあるとは考へられて居ない——但し上官の許しの出た場合は格別であるが。彼は一人の人間の奴隸ではなくして、一制度の奴隸である——支那のそれの如くに古い一制度の。若し人間の天性が完全無缺であれば、その制度も完全無缺であらう、併し人間の性質が將來も今のやうである限りは、此の制度には改善すべき點が多い。萬事が、高い力を一時的に委託された人々の人格によるとされるであらう。そして惡主人に使はれて居る最も才能ある奴僕が選擇すべき唯一の方法は、主家を去るか或は惡事を行ふかいつれかである、と云つて良からう。強い人間ならばその問題に勇敢に當面して辭職するが、怯懦な者の五十人に對して強い者は一人位な割合である。如何なる種類の命令違反にせよ、命令違反に附隨する犯罪に就いての古來の觀念は、極めて深刻であつて、此の罪を犯す恐ろしさに較べると、地位を棒に振る位の事は恐らく何でもないのである。教義の信仰が既に消滅した後も宗教の形式が残存して居るやうに、良心をさへ強制する政府の力は猶ほ残存して居る。

—宗教が最早政府と同一のものとは今では最早云はれないけれども。飽くまでも勵行された秘密の制度は、行政上の權威といふ觀念に、今迄いつも附隨して來た漠然たる畏怖を維持する助けをする、而してかくの如き權威は私が既に示したああいふ範圍内では實際全能である。權威に依つて寵遇を受ける事は、突然造り出された人氣のあらゆる幻覺的な樂しさを經驗するといふ意である。一社會全部、一市全部は、一言を聞いて、その人間的性質のあらゆる溫良な側を、その寵遇を受けた者に向けてしまふ。その者はこれを見てすつかり好い氣持ちになつて、世界が自己に與へ得る最上のものを受くる價值が自分にあると信じてしまふ。併し人を動かす權勢が、此の寵遇を受けた者が或る政策の妨害をして居る事を後に偶々見出すと假定する。すると又一言囁きの聲がすれば、彼は自身何故とも知らないので、たちまち公敵となつてしまつて居る。彼に話しかけるものも、挨拶の禮をするものも、笑ひかけるものも無い——偶々あれば皮肉な笑を見せるだけである。長い間彼を尊敬した友人等は知らぬ顔して通り過ぎる。或は若し彼が彼等を追うて極めて眞面目に問ふ事もあれば、彼等は出来るだけ簡單に注意して答へる。多分彼等も『何故か』といふ理由を知らないのである。彼等の知つて居る處はただ命令に従つてやつて居るのだといふ事と、命令の理由は詮索しない方が爲めになるといふ事である。往來に遊ぶ子供等もこれだけは

知つて居る。そして失望落膽して居る運命の犠牲者を嘲笑する。大てさへも本能的にその變化を察して、彼の通りすがりに吠えかかるのである……。官吏となつて不興を招いた結果はかういふ風である。そして大過誤や規律の違反は、これよりもなほ著しく遙かな程度に達するかも知れない——併し封建時代には、違犯者は單に切腹を命ぜられた事であらう。時として悪人が權勢を得る時には、權威の力は邪惡な目的の爲めに用ひられる事もあり得る。かかる事が起こると、良心に背いた事をさせる命令に反して行動するには、少からぬ勇氣が入用である。かうした種類の壓制の最も惡い結果から、昔の日本の社會を救つたものは、大衆の道徳的感情、——即ち、權威に悉く服従して居る下に磅礴して居て、若し餘りに殘酷に壓迫されると、反動を餘儀なくせしめ得た共通の感情——であつた。今日の狀態は正義に對して昔よりも都合のよいものである。併し段々と出世しつつある官吏が、新しい政治的生活の暗礁や渦潮の中を切り抜けて、安全に舵を取つて行くには、大きな手腕と、堅實さと、決心とが要るのである。

\*

\*

\*

\*

\*

讀者は今、一制度としての、官憲教育の一般の性質、目的、及び結果を了解する事が出

來るであらう。また同様に、昔の状態と昔の傳統の復活とを證して居る學生生活の或る方面を詳細に考察する事も價值ある事であらう。私は教師としての自分の經驗——殆ど十三年間に互る經驗から、これ等の事に就いて話す事が出来るのである。

ゲエテを讀んだ人は、『ファウスト』の第一部に、メフィストフェレス博士によつて迎へられた學生の信頼心深き柔順と、第二部でバッカラウレウスとして復び現はれた時の、同じ學生の非常に違つた容貌を記憶して居るであらう。日本に居た外國人の教師にして、自身の經驗によつて、この對照を考へ、日本政府の初期の教育顧問が、別に惡意からではないが、メフィストフェレスの役を演じたのではなかつたかと訝つた人が一人ならず居たに違ひない……。贈物として菖蒲の花や、馥郁たる梅の一枝を携へて、ただ無邪氣な尊敬の念から外國人の教師に懇懃な訪問をする溫和な學生——彼が命ぜられるままの事をして、同年配の西洋の少年の中には稀に見るやうな一種の眞面目さと、一種の信頼と、態度の一種の嫺雅とて人を魅了するその少年は、バッカラウレウスとならない長い前から、最も奇態な變化を受ける運命になつて居る。則ち諸君は數年後、高等學校の制服を着て居る彼に出會ふ事もあらうし、又それが以前の學生である事も認め難くなつて居る、——則ち彼は

今は嫺雅な處もなく、黙々として、隠し立てをし、殆ど無禮に當たるやうな事を依頼するのを、さも權利でもあり顔に要求する傾向になつて來て居るのである。彼は保護者氣取りで居る——否、恐らくそれよりもなほ良くない者であるのを見るであらう。また其の後になつて大學に行くと、彼の應對や辭令はもつと鹿爪らしく禮を守つて居るが、併し遠くかけ離れた人物になつて居て、少年の彼を記憶する者にはその離れ方を見るのが如何にも苦痛である。此の外國人の心と、あの昔の學生の心との間に、今擴がつて居る眼に見えないう深淵に較べると、太平洋も猶ほ狭く浅い思ひがする。外國人の教師は現今は單に教授の機械と見做されて居る。そして彼は恐らく、彼の生徒と親密な關係を維持せんとして行つた努力を悔いるよりも以上に心苦しく感ずる。實際政府の教育の全部の形式的制度は、かうした親密な關係を何等發達せしめないやうに出來て居るのである。此の事に就いて、私は一般の事實を述べて居るので、單に個人的の經驗を語つて居るのではない。外人が彼の學生の情緒的生活と觸れる道を得んとする希望で、或は知的の關係を可能ならしめるやうな、或る學問の興味を喚起させる希望で、縱令何を爲ようと、その外人の骨折りは必ず無駄に終はるのである。千中二三の場合彼は——道德上の了解に基づいた永續的で溫情のある尊敬——と言つたやうな貴い物を得るかも知れない、が併し若し彼がそれ以上のもの

を求めたならば、永久に解ける事なき氷の、果てしなき斷崖の間を通つて、何處かの入江を求め何箇月も何箇月も探しぬいて、しかも何の効もない南極探検者の状態と同じて居なければならぬ。さて、日本人の教師の場合は、その障碍はそれほどなく大抵自然になつて居る。日本人の教師は學生に非常な努力を求め得べく、またそれを獲得し得るのであり、教室外でも彼の學生と容易に親しむ事が出来る。そして彼は——學生の熱愛——といふ、外人ではとても得難いものを得る事が出来る。此の差異は今まで人種感情の故とされて居たが、併しこの事はそんなに容易に漠然と説明する譯には行かないのである。

人種感情の幾分は確に在るには違ひない、無いといふ譯にはとても行かないであらう。無經驗な外人がどんな日本人——少くとも、外國に滞在した事のない如何なる日本人——とても半時間對談すれば、その日本人の立派な趣味や感情に觸れる事を何か屹度云ふ、また海外に旅行した事のない日本人が、ヨオロッパの言葉で短い話しをしても、聞き手の外人に何か喫驚させるやうな印象を與へない者は殆どない——否、恐らく一人もなからう。斯ういふ風に出來方の相違して居る心の間に、同情のある理解を求めるのは、先づ殆ど不可能である。併し其の不可能を我から求める外人教師——彼が西洋の學生に期待して何の不合理もなくよく分かる理解と同性質のものを日本の學生に期待する外人教師——が喫驚

するのは當然である。『吾々の間にいつも一つの世界位の廣さが入りさうな距たりのあるのは何故か?』とは屢々諮られる質問であるが、答へ得るのは稀である。

此の理由は、私の讀者には今迄に既に幾分明白になつた事と思ふが、其の理由のうちの一つ——そして最も奇なもの——分かつて居ないであらう。それを述べる前に、私は外國人の教師と日本人の學生との間の關係は、人爲的であるが、日本人の教師と學生の間の關係は、傳統的に犠牲と義務とのものである事を云つて置かなければならない。外國人が受ける不精な態度、あらゆる時に彼を興醒めしめる冷淡は、大部分は全然異つた義務の觀念から起る誤解に基づくのである。凡そ古來の感情は古い諸々の形式が消滅してしまつた後迄も絶えんとして絶えずに持續して居る、そして封建の日本が、どれ程澤山に近代日本に残つて居るかは、外國人には誰れも早速判斷は附かないのである。現存の感情の大部分は恐らく遺傳的に傳はつて來たものであつて、まだ新しい理想が昔の理想に代つた譯ではない……。封建時代には教師は俸給を貰はずに教へた、彼は自分の時間も、思想も、力も、悉く彼の職業に捧げる事を期待された。其の職業には高い名譽が附隨して居たので、報酬の事は論ぜられなかつた。——教師は親と生徒の感謝に全然信頼して居たのである。

一般の人の感情は、とても絶つ事の出来ない絆で、彼等を教師に結び附けたのであつた。それ故、襲撃に先き立つて、昔の恩師だけは、包圍された處から逃がし度いと心を碎いた武將もあつた。師弟間の關係は、その力に於て、ただ親子間の關係にのみ劣るだけであつた。教師は弟子の爲めには何者をも犠牲にして顧みなかつた、弟子は又師の爲めには何時たりとも喜んで死んだ。處が今や、實際に、日本人の性格の苛酷な利己的な方面が表面に現はれ始めて居る。併し昔の道徳的感情の如何に多くが、新たなそして昔に較べては粗野な表面の下に固執されて居るかは、唯だ一つの事實を挙げれば充分に合點の行く事である、凡そ日本で成就された殆どすべての高等教育の事業は、政府の援助はあつたが、個人の犠牲の結果である。

社會の頂上から基底迄を、此の犠牲の精神が支配して居る。兩陛下の御内帑が、多年の間一般教育に専ら費やされた事はよく知られて居る。併し顯位の人や富豪、並びに上流の人士が、各個の私費を擲つて學生を教育して居る事は一般に知れては居ないのである。多くの場合此の助けは全然無償であるが、少數の場合には、學生の費用を立て替へて置いて、何時か將來に分納して支拂はせる事もある。昔の大名が彼等の家臣に扶持を與へて助ける爲めに、彼等の収入の大部分をいつも費やして居たのは、讀者の確に承知して居る處であ

らう。大名は數百人の家臣、或る場合には數千人、また稀には數萬人の者の生活の必需品を供給して居た。そしてその報酬として軍務、忠誠、及び從順を強要した。これ等の昔の大名或は彼等の子孫——特に今猶ほ大地主である人々——は今日競つて教育の補助をして居る。費用に堪へ得る人は、昔の家臣の子息或は孫、或は子孫を教育して居る、此の愛護を受ける人々は、昔の所領に設けられた學校の學生中から年々選ばれるのである。現今多數の學生を毎年支持して行く事の出来る人は、ただ金持ちの貴族だけで、高位にあつても左程豊かでない者は多數の世話をする事は出来ないのである。併し總て、或は先づ殆ど總ての者は、幾何かの面倒を見て居る、——そして保護者の収入が僅少で、學生が卒業後、それを拂ひ戻す約束でなければ負擔に堪へない場合にさへもそれをやつて居る。或る場合には保護者が半額を負擔して、學生が餘の半額を支拂ふ事を要求されて居る事もある。

さて、これ等の貴族の例は、社會の他の階級を通じて廣く模倣されて居る。商人、銀行家、製造業者——商工業界のあらゆる金満家——が學生を教育して居る。軍人も、文官も、醫者も、法律家も、簡単に云へば、あらゆる職業の人々が、同様な事をして居る。収入が僅少で多くの學生を養成し難い人々も、學生を玄關番、使ひ番、家庭教師などに備つて、僅な役目をさせてその報酬として自宅に寄宿させ、折々少しの小遣を與へて、學生を補助

する事をなし得るのである。東京、及び大抵の大都市では、殆どあらゆる大きな家は、かうした學生を番に置いて居る。教師達が爲る事に就いては——それは特別の記述を要する。公立學校の教師の多數は、金錢で學生を補助するに足るだけの給料は受けて居ない、併し單に生活に必要なだけより以上の収入のある教師は、すべて何等かの補助を與へて居る。高等程度の學校の教師や教授の間では、學生を補助するのは當然の事と思はれて居るやうに見える——しかもその『當然』たるや、餘りに極端に走り過ぎて居て、特に給料の僅少な點から考へて見ると、それが新たな『習慣の壓制』ではないかと思はせる程である。併し、或る異常な事實によつて現はされて居る處の、犠牲を愉快と考へる氣持ちと、封建的理想主義の奇態な固執とは、習慣の壓制と言つただけでは説明の出来ないものであらう。たとへば、大學教授某氏は、多年に亘つて、自分の俸給の殆ど全部を、多數の學生に分かつて彼等を世話し、教育したといふ事が知られて居る。某氏はそれ等の學生の衣食住から書籍の購入、月謝まで支辨して——自分にはただ生活費だけを取り除けて置いた。しかも其の生活費さへも焼薯を喰べて過ごす程に減じて居たといふ。(日本に居る外國人の教授が、多數の貧困學生をただで教育する爲めに、自分はバンと水とで生活すると想像したらどうであらう!) 私は殆どこれと同様に著しい他の二つの例を知つて居る。一つの場合は、

七十歳以上の老人で、猶ほその金も、時間も、知識も悉く、義務といふ彼の昔から抱き來たつた理想に捧げて居る。かうした種類の、人に知れない犠牲が、とてもそんなことをする餘裕のない人によつて、どれ程澤山に行はれたかは決して分らないであらう、實際、かうした事實を公表するのはただ苦痛を與へるのみであらう。私の注意に上つた場合を記す事さへも輕率の謗は免れないのである、——かう記す事によつて人間の性質といふものは譽を得る事にはなるが……。日本の學生は此の種類の獻身的行爲を、自國人の教授が行ふのを見馴れて居るのに、日本人の同僚よりも高給を得ながら日本人教授の例を模倣する理由もなく、又する氣持もない外人教授が、自分等に關心を示したとて同情を示したとて、餘り感銘を受ける筈はないのである。

想像も出来ない困難に當面しながら、個人が自己を犠牲として支持して居る教育上の此の義侠の事實は、確に多くのごまかしと非行とを償ふに足るのである。近年教育界に盛んに腐敗の行はれるにも拘らず——官海の疑獄、陰謀、虚偽のあるにも拘らず——慈悲の念からする獻身的行爲が、教師と學生の世界を支配し續ける間は、必要とするだけの改革はすべて希望し得られるのである。私はまた、官吏の疑獄や失敗は、近代の教育に政治が干渉した事から、或は國民の道德上の經驗と全然異なる外國の傳統的方法を模倣せんと企てる



事に、起因したといふ意見を敢て述べたいと思ふ。日本がその古來の道德的理想を守つて居た場合、日本は氣高く立派にやつて來たのであつて、必要もないのにその理想から離れた場合、悲嘆と困難とは自然の結果として起つたのである。

近代教育の他の事實の内には、昔の生活の如何に多くが、新状態の下に隠れて居るか、また考への高い人々のうちに、日本人の特性が、如何にしつかりと固着して居るかを、一段と強く暗示するものが今猶ほあるのである。私は主として海外に於ける日本人の教育、——ドイツ、イギリス、フランス、アメリカの諸大學に於ける一種の高等特別教育の結果を言ふのである。或る方面に於ては、これ等の諸結果は、少くとも外國人の觀察には、殆ど消極的に見える。巨大な心理的の相違、——心の構造と習慣の全き反對——を考へると、日本の學生が外國の大學で實際に行つて來たそれ等の事をよく爲し得たのは驚くべき事である。日本の文化によつて形作られ、漢學で充満し、漢字を詰め込んだ心で、歐米の名ある大學を卒業するといふのは、目醒ましい手柄である。アメリカの學生が、支那の大學を卒業する事が若しあつたとした處で、これ等の日本の學生はこれに遜色はなからう。海外留學生は秀才の故に詮衡を重ねた結果であるのは確な事で、此の使命を果たすに缺く可

らざる必要條件は、普通の西洋人の記憶とは比較の取れぬ程に優秀で、其の質からいふと全然相違した記憶力、——詳細を悉く諳んじ得る記憶力——である、併しそれは兎に角として此の手柄は人を呆然たらしむるに足るものである。併しこれ等の若い學者が、日本に歸朝すると共に、彼等の専攻學科が偶々純粹に實用上の科目でなければ、其の方面の努力は其處で終つてしまふのが普通である。これは西洋の學問の場合には、彼等が獨立して研究が出來ない事を意味するのであらうか、獨創的思想に對する無能、構造的想像の缺乏、嫌惡或は冷淡なのであらうか。日本人種があれ程長く服従させられたあの恐るべき精神上及び道德上の訓練の歴史は、近代の日本人の心にかかる能力の缺乏のあるのを確に暗示するであらう。恐らくこれ等の問題は、——私の想像する處では、自明で且つ率直に表現されて居る冷淡といふ事に關する以外には——未だ答へる事は出來ないのである。併し能力とか或は適不適とかの問題とは離れて、考量すべきかういふ問題がある、——即ち本國での研究には適當な獎勵がまだ與へられて居なかつた事である。底を割つた真相は、青年學者を外國の學問の本場に送るのは、心理學、言語學、文學、或は近代哲學の研究に、彼等の一生を如何に捧げるかを學ぶ爲めてはないのである。留學の目的は、政府の仕事をする爲めに、純學者の位置よりも一層高い處に坐るに適せしめんが爲めてである。そして彼等の

留學は、彼等の官歴中の一の強制的挿話に過ぎないのである。各人は西洋人が或る方面に於て如何に研究し、思考し、感ずるかを學び、またそれ等の方面に於ける教育上の進歩の範圍を確めることによつて、特殊の務に對する自分の資格を作らなければならぬのである。併し彼は西洋人の如く考へたり、或は感じたりますやうに命令されては居ないのである、——そんなことは、どういふことがあつても彼には不可能な事であらう。彼れ一個として、應用科學の範圍外には、西洋の學問には何等深い興味を有たないのである、また恐らく有ち得ないであらう。彼の仕事は、かかる事柄を西洋人の見地からでなくて、日本人の見地から如何に理解すべきかを學ぶことである。併し彼は役を充分に果たし、命ぜられた處を正確に行ひ、それ以上をすることは稀である。彼が自己に命ぜられた範圍の經驗を得た爲めに、政府が彼に與へる價值は二倍にも四倍にもなる、併し本國に於ては——教授として或は講師として義務年限を果たす間の他は——彼は恐らく、その經驗をただ一種の心理的禮服——役目上着る必要の起つた時にのみ着る、一種の心の制服として用ふるであらう。

外科醫學、醫學、軍事の特殊研究等の如き、理解と記憶のみならず、手先きと眼との生得の敏速を要する科學の研究の爲めに留學させられる者の場合は譯がちがふ。凡そ日本の

外科醫の平均能率を凌駕する者が、他にあるかどうか私はそれを疑ふものである。戰術の研究は、國民の心と性格とが傳來の得手として居るものなる事は、私が述べるまでもない。併し、單に外國の學位を得る爲めに留學させられ、義務年限の後は高官に上る事にきまつて居る人達は、その外國で得た知識を重視しては居ないやうに思はれる。が併し彼等が歸國後更に努力して、西洋諸國に名聲を轟かす事が出來たとしても、その努力は重大な金銭上の犠牲を拂つて初めてなし得る事であらうし、その結果に至つてはまだ充分に自國人に認められるやうにはなつて居ないのである。

若し昔のエジプト人や昔のギリシヤ人が、現時の西洋文明の如き文明——單に名だけを羅列しても一冊の辭書が出來る程の諸々の科學及び更に細目に互つた研究科目とを加へた應用數學の文明——と突然危険な接觸をする事となつたならば、彼等はどうするであらうと、時折考へる人が西洋にはある。近世日本の歴史は、祖先禮拜に基づいた一種の文明を有つて居る賢明な國民はいづれも、その場合に應じて、どんな事を爲したであらうかといふ事を、極めて明瞭に暗示して居ると私は考へる。則ち彼等は突然の危険に備へる爲めに、彼等の族長的社會を速に改造したであらう。彼等は自己の使用し得るあらゆる科學的の機

械を、驚く程上手に採用したてであらう。彼等は強大なる陸軍と極めて能率の高い海軍とを創造したてであらう。彼等は外國の慣例を學ぶ爲め、及び外交的の任務を行ふ資格を得る爲めに、若い貴族を海外に留學せしめたてであらう。彼等は教育の一新制度を設立し、彼等の子供等を強制して、多くの新事物を學ばしめたてであらう。——併しその外國文明の高尙な、情緒的な、そして知的な生活の方向には、當然關せず焉の態度を示すてであらう。外國の最も傑出した文學も、その哲學も、その異説を寛容する宗教の廣い諸形式も、彼等の道徳上及び社會上の經驗に、何等深く訴へる事は出來なかつたのである。

## 産業上の危険

到る處、人間の文明の徑路は同じ進化の法則によつて形作られたものである、それで、古代のヨオロッパ社會の、古い歴史に鑑みて『舊日本』の社會状態を理解する事が出来るやうに、同じ歴史の後の一時代は、『新日本』のどんな風になるかといふ將來に就いて、或る事を判断する助けとなるのである。『古代都市論』“La Cité Antique”の著者は、あらゆる古代のギリシヤ及びポオマの社會は、四個の革命的時代を含んで居た事を示して居る。第一の革命は、其の結果として到る處僧侶たる王 (Priest-king) から政治の權力を剝奪してしまつた。併しそれにも拘らず、此の僧侶たる王は宗教上の權威を保留する事は許された。第二の革命時代には gens 部族即ち tribus の解散と、保護者の權威から被保護者の解放、及び家族の法律上の組織に於ける重要な變化とが行はれた。第三の革命時代には、宗教的及び軍事的貴族の衰微と、普通人民の市民權獲得、及び富人階級の一種の民主政治が起つた——尤もこれは直きに貧民階級の一種の民主政治を以て對立されるやうになつた

のであるが。第四の革命時代には、貧富間の最初の猛烈な争闘と、無政府主義の最後の勝利、及びその結果としての一掃新しい恐るべき壓制——人民の興望を収めた専制者の壓制——が起つた。

註 スバルタも是に洩れないのである。スバルタの社會は、進化的から言へばアイオニアの諸社會に遙かに先んじて居た、ドリアの族長的氏族は極初期の時代に既に解散されて居た。スバルタには絶えず王があつた、併し民事裁判の事件は元老院（セネート）が取締まつて、刑事裁判はエフオオが行つて居た、併しエフオオはまた宣戰媾和の權を有して居た。スバルタ史上の最初の大革命の後、王は民事、刑事及び軍事に關する權を奪はれ、只だ祭司の役目を保留した。詳細は『古代都市論』二八五頁——二八七頁參照。

これ等の四期の革命時代に對して、『舊日本』の社會史には、唯だ二つ相當したものがあらはれて居るのみである。第一の日本の革命時代は、皇室の文武權を、藤原氏が篡奪した事で代表される、——其の事件の後、宗教上及び軍事上の貴族が、現時に至る迄日本を支配して居た。徳川幕府の下に在つての、武家の勢力の興隆と權威集中のあらゆる事件は、これを第一の革命時代に屬さしめて適當であらう。日本の開國の際にあつては、進化といふ點から云へば、日本は昔の西洋の、耶蘇紀元前七八世紀の社會に相當する時期以上には進んで居なかつた。第二の革命時代は、實際に一八七一年の維新から僅に始まつたのである。併し其の後の唯だ二代の間に、日本はその第三革命時代に入つたのである。長老貴族政治の勢力は、富者の一種の新寡頭政治——政治上で恐らく全能のものとなる運命を有つた一種の新たな産業上の勢力——の突然の隆起によつて脅威されて居る。藩の分散（現今行はれ中である）、家族の法律上の組織に於ける諸變化、人民が政治的權利の享受を始めた事は、これ等は皆權力の將來の推移を急がせる傾向となるに違ひない。世態の現今の狀態では、第三革命時代が、急速にその行く處まで行く氣配が悉く明白にあらはれて居る、それから重大な危險に充ち充ちた次の革命が目睫の間に逼つて來るであらう。

一八七一年の維新から、一八九一年の第一議會開會に至るまでの、人を困惑せしむるやうに迅速な近時の世相の變化を考へて見ると、十九世紀の中葉までは、此の國民は、二千六百年前のヨオロッパの族長社會に普通な状態のままに居た。社會は實際既に分解の第二次の時代に入つて居たのであるが、併し唯だ一つの大革命を経たのみであつた。それから此の國は、なほ二つの最も異常な種類の社會革命を突然急いで過ぎさせられたのである。この革命の特長たるものは、廢藩と、武士の抑壓と、貴族の軍隊に平民の軍隊が代つた事

と、一般人民に選舉權を附與した事と、一つの新たな庶民團體の急速な形式化と、産業の發展と、富豪の一新貴族階級の勃興と、政府が人民を代表するに至つた事とであつた。『舊日本』には富裕で勢力ある中産階級の發達は決して無かつた。昔のヨーロッパの社會に於て、貧富間の最初の政治的争闘を、自然に起こさしめた彼の産業發達の状態に近いものすらもなかつた。『舊日本』の社會組織は、産業の壓迫を不可能ならしめた。商人階級はいつも社會の底に置かれて居た——少しく高い進化をした社會では、大抵金力に左右されて居る人々の足下にさへも置かれて居たのであつた。然るに今やこれ等の商人階級は、解放され大なる特權を與へられて、貴族の支配階級の力を黙々裡に迅速に奪ひながら——最も重要な位置を占めんとして居るのである。そして新事態の下に、日本民族の歴史では、これ以前に決して知られなかつた諸々の社會的不幸が發達しかけて居るのである。東京の貧民で毎年の住居税を拂ふ事を得なかつた者は五萬以上あつて、しかも其の税は僅に二十錢則ちイギリスの金で五ペンスであつたといふ事實に徴して、此の困難が如何いふ者であつたかが幾分窺はれる事である。少數者の手に富の蓄積が未だ行はれなかつた時には、日本の何處へ行つたところで、こんな窮乏は——勿論戦争の一時的の結果は別として——決してなかつたのである。

歐洲文明の初期の歴史にはこれと類似の點がある。ギリシヤ、ラテンの社會では、民族gensの解散の時迄は、近代の意味での貧窮といふものは無かつた。奴隸は、極僅少の例を除くの外、唯だ溫和な家族的の形式で存在して居た。また商人の寡頭政治といふものも無かつたし、産業上の壓迫といふものも無かつた。そして多くの都市や、州は、政治的勢力が、初期の王達から奪はれてしまつた後には、宗教上の役目をも兼ね行つた軍人の貴族が統治して居た。當時はまだ近代の意味での商賣といふものは餘り無かつた。そして通貨として金が流通されるやうになつたのは、やつと紀元前七世紀の事であつた。困窮は世に存在しなかつた。祖先禮拜に基づいた族長的制度の下には、荒廢或は飢饉の爲めの一時的現象より以外には、貧窮の結果として起こる不幸はなかつた。若し斯くの如き事情から窮乏が起こるとすれば、それは總ての者に同様に起つたのである。斯様な社會状態に於ては、各人は誰れか他人の爲めに役目をして、其代償として生活のあらゆる必需品を受けて居る生活の問題に就いて心を勞する必要は誰れにもない。また自給自足のかかる族長的社會には、金錢の必要も餘りない、物々交換が商賣に代つて居るのである……。あらゆるかうした點で、『舊日本』の状態は、古代ヨーロッパの族長的社會の状態に極めて類似して居た。『氏』即ち族が存在した間は、戦争、飢饉、或は疫病の結果としての他、何等の困窮もな

かつた。小さな商業階級を除くの外は、社會全般に亘つて、金錢の必要は稀であつた。そして當時存在したやうな通貨は、一般の流通には殆ど適して居なかつた。税は米及び他の製産品で拂はれた。大名がその家臣を扶養したやうに、武士はその家來を養ひ、農民はその勞働者の、工匠はその徒弟と職人の、商人はその手代小僧の面倒を見た。あらゆる人が食を與へられて居た。そして少くとも平時には食にあり附かずに居るといふやうな事はなかつた。職人が食を得なくなるといふやうな事が存在し始めたのは、日本の藩制の解散に及んでからの事である。そして古代ヨーロッパに於て、解放された被護階級と平民階級とは、同様な状態の下で、發達して一種の民的團體となり、選舉權やあらゆる政治的權力を求めて喧囂したやうに、日本に在つても、普通人民は自衛の爲めに、政治的本能を發達させたのであつた。

ギリシヤ、ロオマの社會に於て、如何に宗教的傳統と軍事的勢力に基づいた貴族政治が、富者の寡頭政治に屈服しなければならなかつたか、それに次いで、一種の民主的——近代の意味ではなく昔のギリシヤの意味に於ける民主的——政治が如何にして起つたかは、人の知つて居る處であらう。もつと後の時代になると、民衆的選舉の結果は、此の民主政治の解散となり、貧富間の殘虐な争鬭の創始となつた。その争鬭が始まつた後は、ロオマ

人の征服が強制的に秩序を回復した迄は、人命にも財産にも最早安全といふものはなかつた……。さて、日本に於ても、日ならずして此の古代ギリシヤの無政府状態の歴史を繰返す強い傾向の起る事が、強ちあり得なくもなさうに思はれる。貧窮の不斷の増加と民衆の壓迫と、新産業階級の手に富が蓄積される事に伴つて、危険は明白になつて來る。今迄國民は、その過去の經驗に依頼し、その支配者を黙々裡に信頼して、あらゆる變化をよく忍んで來たのであつた。併し此の悲惨を其の儘に抛棄して増大するに委せ、如何にして餓死を免るべきかが、一般民衆の必須な問題となる場合が萬一起こるとすれば、長い忍耐も長い信頼も此處に終はるであらう。それから、ハックスリイ教授がうまく用ゐた形容を繰返すと、『原始人』は、『文明人』が自己を死の影の谷間に追ひ込んだのを知つて、蹶起して自らその解決を脊負つて立ち、生存の權利擁護の爲めに、獯猛に闘ひを始めるかも知れぬ。民衆の本能力は、此の不幸の第一原因が、西洋の産業的方法を輸入したのにある事を判断出来ない程鈍ではないから、かかる動亂が何を意味するかを考へると寒心に堪へない。併し今や五十萬人を超過すると計算されて居る悲惨な職工階級の狀態を改善せんが爲めに、何等重要な事業も行はれては居ないのである。

ド・クワンジュ氏は、個人の自由の褫奪が、ギリシャの社會の終局の紊亂及び破滅の眞の原因であつたと道破して居る。ロオマはギリシャに比して被害が少かつた、そしてその難局を切り抜け、なほ支配力を有して居た——それは、ロオマの領土内では、個人の權利がギリシャに比して遙かに尊敬されて居たからである……。さて、近代の日本に於ける個人の自由の缺乏は、結局國難を齎す迄になるのは確實と考へられる。何となれば、封建の社會の成立を可能ならしめた無條件の從順と、忠誠と、權威に對する尊敬は、恐らく眞に民主的な政體を不可能ならしめ、無政府状態を現出する傾向を有するからである。個人の自由——統治の問題と道德の問題とを離して考へる自由、——政治上の權威とは獨立して、正邪曲直の問題を考察する自由、——に長い間、馴れた人種のみが、現今日本を脅威して居る危険にも、安全に當面し得るのである。何となれば、古昔のヨオロッパの社會が分散したと同様の過程を取つて、日本の社會が分散する事が萬一あるとすれば、——（豫防的の法律を以てこれを防止する事なく、——そして又他の一つの社會的革命を誘致するとなれば）、その結果は到底全滅を免れ難いであらう。ヨオロッパの古の世界に於ては、族長的制度の分散は幾世紀もかかつた。それは外部からの力によつて起こされたものではなく、遅々たるもので、正式な形をとつたものであつた。日本ではその反對に、此の分散は、電

氣や蒸氣の如き速さを以て作用しつつ、巨大なる外部の壓迫を受けて起こりかかつて居る。ギリシャの社會に於ては變化は、凡そ三百年で成し遂げられた、日本では族長的制度が法律上解散せしめられ、産業制度が再び作り出されて以來三十年以上は經過して居ないのである、併し既に無政府状態の危険は現はれ始めて居る。そして一千萬以上にも、驚く程に増加した人民は——既に産業状態の下で、窮乏によつて發達せしめられたあらゆる不幸の形式を経験し始めて居る。

註 『古代都市論』“La Cité Antique” 四〇〇—四〇一頁

新事態の下に與へられた最大な自由が、最大危険の方面で與へられたのは恐らく止むを得ない事であつたらう。政府はそれ自身直接の支配力を有して居る範圍内で、何等かの種類の競争を奨励する爲めに努力したとは云はれ得ないけれども、それは國民の産業的競争に利する爲めには、當然期待され得るよりも以上の事をすら行つたのである。貸附金は濫りに前貸され、補助金は惜し氣なく給與された。そして種々の恐慌や失敗にも拘らず、結果は非常なものであつた。三十年間に輸出の爲めに製造された物品の價值は、五十萬圓から五億萬圓に上つた。併し此の巨大な發達は他の方面に重大な犠牲を拂つて成就されたものである。家庭製産の舊來の方法——しかも家庭製産であつたが故に、日本があれ程長い

間名聲を得て居た、美しい工業品や美術品の大抵——は今や救ふ可からざる様な運命に立ち至つてしまつたやうに思はれる。そして昔の師弟間の温情ある關係の代りに、——非道を取締まる何等の法律もなく——最悪を盡くした工場生活のあらゆる恐怖が世に現はれるに至つた。資本の新たな結合は、封建時代に想像され得たよりも遙かに苛酷な形式の下に、實際に奴役を再び作り出した、かくの如き奴役に當てられる婦人小兒の艱苦は、世間の誹謗の的であつて、嘗ては親切——動物に對してさへ親切——であつた一の國民が、不思議にも殘虐の行爲を爲し得る事を證するものである。

今や改革を要求する人間の叫びが起つて居る、そして職工の保護の爲めに、法律を得んとする熱心な努力も既に行はれ來たつた、また將來も行はれるであらう。併しこれ等の努力に對して、製造會社や組合シンジケートは當然強硬な反對をして來た。工場の管理に對する政府の干渉は、よし企業を不具にしないまでも、甚だしくこれを妨害し、外國の産品に對する競争を阻碍するであらうと彼等は公言して居る。二十年とは経たない前に、イギリスでも丁度同様な議論が、當時産業階級の狀態を改善せんが爲めに行はれて居た努力に反對して稱へられた。そしてその反對に對して、ハックスリイ教授は犬演説をして挑戦した。日本のあらゆる立法者が今日此の演説を讀めば大いに得る處があらう。一八八八年の間に進捗して

居た改革に就いて同教授は云つた——

『かかる設備を完うする事が必らず製産費を増大し、斯くして競争に於て製産者の負擔を重くするといふならば、私は先づ第一に、その事實を敢て疑ひたいのである、併し若し果たしてさうであるとすれば、その結果として産業社會は板挟みの狀態に當面しなければならぬ、そしてどちらの方面を選んだ處が破滅の處れがある。』

『一方では、勞働に對して充分な報酬を受けて居る人民は、肉體的にも精神的にも健全で、社會的には堅固に安定して居るかも知れない、併しその製産品の高價な爲めに、産業上の競争には失敗するかも知れない。また他方では、勞働に對して不十分な報酬を得て居る人民は、肉體的にも精神的にも不健全に陥り、社會的には不安定になるに違ひない。そしてその製産品の廉價な理由で、一時は競争に成功するかも知れないけれども、それは終には、恐るべき艱苦と墮落とによつて全然破滅するに違ひない。』

『さて、若し吾々の採るべき道が、ただこれ等に限られて居るならば、吾々は自身の爲め、子孫の爲めに、前者を選び度いと思ふ。そして若し止むなくんば男らしく餓死しようではないか。併し私は、健全で、活力に富み、教養あり、自ら治むる事を知つて居る人民から成る堅固な社會は、滅亡の運命といふが如き重大な危険は決して招かない事を疑はな



いのである。彼等は現今ではまだ同じ性質の多くの競争者にわづらはされる虞れも無さうである、そして彼等は自己を確立する方法を見出す事に安心して任して置かれ得ると思はれる』

註 『論文集』第九卷二一八頁—二一九頁、『人間社會に於ける生存競争』(The Struggle for Existence in Human Society.)

若し日本の將來が、その陸海軍と人民の高大な勇氣と、名譽の理想の爲め、義務の理想の爲めには、十萬二十萬の人が一度に直ぐに生命を擲つを辭せぬといふ事實に依頼し得るならば、現時の事態を見ても驚く譯も餘りないであらう。處が不幸にして日本の將來は、勇氣よりも他の性質、犠牲のそれよりも他の才能に依頼しなければならぬのである。しかも日本は今後の奮闘に於て、古來の社會的傳統に禍されて、却つて大きな不利益を受けるに違ひないであらう。産業的競争に對する能力を、婦人子供の艱苦に依つて補ふやうな譯には行かない。それは、個人の理解に富んだ自由に依らなければならぬのである。そして此の自由を壓迫する社會、或はその壓迫を許して置く社會は、餘りに硬いものになつて居て、個人の自由が嚴重に維持されて居る諸々の社會と競争し難いに相違ない。日本が

集團によつて考へまた行動する事を續けるならば、よし其の集團が産業會社のそれであるとしても、その續く限りは日本はいつも最善は盡くし得ないのである。日本の古來の社會的經驗は、將來の國際的争闘に於て充分に日本の役に立たないのである。——寧ろそれは死重デッドウェイトとして日本に妨害を與へるに相違ない。これは實に最も恐るべき死重で、——消滅した無數の代々の人々が、現代の日本の生活の上に加へる眼に見えない壓迫である。日本はこれから、もつと伸縮自在な、もつと力に充ちた種々の社會との競争に際して、眼に餘る優勢を向うにまはして張合つて行かなければならぬのみならず、今は死滅してしまつた日本自らの過去の勢力に對しても、遙かに多く張合つて行かなければならぬであらう。

併し、若し日本がその祖先の信仰からそれ以上何ものをも得る處はないと想像するのは、又悲むべき誤であらう。日本の近代の成功は皆悉くそれによつて助けられたもので、その近代の失敗は悉く、その道德上の習慣を不必要に破つた爲めに起つたのは明らかな事である。日本が命令一下その人民に、甚大なる苦痛を忍び、努力を爲して、歐洲文明を採用せしめ得たのは、一に人民が長年月の間服従と忠誠と犠牲とに馴れ來たつた故である。そして日本がその道德的過去の全部を抛棄し得る時代は未だ到着しないのである。日本は

實際現今以上の自由を要求して居る、——併しそれは叡智によつて制限された自由、他人の爲めのみならず、自己の爲めに考へ、行動し、努力する自由であつて、弱者を壓迫し、單純な人間を私利の爲めに虐使する自由ではないのである。そして日本の産業的生活の新たな殘虐は、此の國の古來の信仰の傳統中には、何等正當とする理由をもつて居ないのである。此の古來の信仰は從屬者から絶對の從順は強要するが、同時に主人からも親切の義務を要求したものである。日本が、その人民をして、親切の道から逸する事を是認すればするだけ、日本自身が確に『神の道』から逸した譯である……。

そしてまた家庭の將來も暗黒に見える。その暗黒から惡夢が生まれて、日本の愛好者を屢々襲つて來る。それは、日本がかかる極度の努力を死物狂ひの勇氣でやつては居ても、それは畢竟方面違ひの努力であつて、歸する處は、商賣上の經驗では、日本よりも數百年の長老である他國民の來たつて滯留するに資する爲めに、國を準備するに過ぎない事と、日本が有する數千哩の鐵道と電信と、鑛山や鐵工場、兵器廠や工場、ドックや艦隊も、外國の資本に利用されんが爲めに整頓されて居る事と、日本の讚嘆すべき陸軍も、勇武に富んだ海軍も、政府の力では到底左右し得ない事情の爲めに挑發され刺激されて、侵略を企圖する貪婪な數國の聯合を迎へて、到底勝算なき戦をする爲めに彼等の最後の犠牲を拂ふ

運命となつて居るかも知れないといふ事等の恐れである……。併し日本を嚮導して既にあれ程多くの難關を切り抜けさせた經世の才は、此の密集し來る危険とよく對抗し得る手際を見せるに違ひないと思ふのである。

## 回想

私は今迄日本の社會史に就いての一般觀念と、其の國民の性格を形作り鍛錬した諸々の力の性質に就いての一般觀念を傳へようと努めたのである、此の企圖は未だ甚だ不充分であるのは言を俟たない、此の問題に就いて満足すべき著述の出来るのはまだ遠い將來の事である。併し日本はその宗教と社會進化の研究を通じてのみ理解され得るといふ事は、既に充分に示されて居ると私は信ずる。日本は、確實な能率を以て西洋の應用科學を利用し、絶大なる努力を以て數百年間の仕事を僅々三十年間に成就して、西洋文明のあらゆる外形を維持しては居るが、併し社會學的には、古昔のヨオロッパに於ける基督の出現に先き立つ數百年以前の狀態に相當する狀態に留まつて居る、東洋の一社會の驚くべき光景を吾々に見せて居る。

併し起原や原因を如何程述べた處で、その爲めに人間の進化の過程に於て、吾々から心理的には今猶ほ遠く隔つて居る此の奇なる世界を靜觀する愉快は少しも減殺される虞れは

ないのである。『舊日本』のうちから、今まで残つて居る驚異と美とは、それ等を生じた状態を知つたからと云つて輕減される譯ではない。昔ながらの溫情に富んだ嫺雅な風俗は、千年の間劔刃の下で養はれ來つたものである事を知るからと言つて、それに魅了される事を止める必要はないのである。ほどの數年前には殆ど到る處、人は一般に慇懃に、争は稀なやうに見えたが、これは幾代も幾代もの間、庶民の間の喧嘩は、悉く非常な嚴罰に處せられたからで、又かかる制止を必要とした仇討ちの習慣は、あらゆる人に言行を慎ましめたといふ事を知つても、吾々の氣持ちよい感じが減少するのでもない。昔は從屬階級のもの、よし苦痛を受けながらも、微笑して居なければ生命を失ふ恐れのある時代があつたと聞いても、一般の人々の微笑が吾々の心を奪はなくなる譯ではない。また昔風の家庭の躰を受けた日本の婦人が、消滅しつつある一つの世界の道徳觀念を代表するからといつて、また吾々が彼女を捧へ上げるのにかかつた費用——計り難い苦痛の價——を極微かに推測し得るのみであるからと云つて、彼女が可愛らしくなくなつたのでもない。

否。此の昔の文明のうちから殘存して居るものは魅力——筆舌に現はし難い魅力——に充ちて居る、そして誰れても其の魅力を感じた人は、それが漸次亡びて行くのに一種の悲哀を感じずに違ひない。藝術家や詩人の心をもつた人には、嘗ては此の神仙フェアリーの國を悉く

く支配して、その精神を形作つて居た無数の制限は、如何に耐へ難いものやうに思はれるとしても、彼はその最善の結果を讚美し愛好しない譯には行かないのである、その結果とは、昔の習慣の純朴さ、——風俗の濃厚、習慣の嫺雅、——接客歡待の際に示された巧緻な手腕、——如何なる事情の下にあつても、性格の最上で最も快活な有様のみを外部にあらはす不思議な力等である。昔の家庭宗教の中に、——死者の靈の前に毎夜灯す小さな燈明、飲食物の小さな供御物、訪ねて來る精靈のしるべをする迎へ火、精靈を乗せてその憩ひの場處に戻すささやかな船——と言つたものの中には、さうした事には極めて無頓着な人をも動かす、情緒的な詩趣が如何に含まれて居る事であらう。そして此の太古から傳はる孝道の教へは、義務に、感謝に、獻身に、あらゆる恐るべきものを強要するのみならず、また氣高きものをも同じく強要して、——吾々の絶えんとして絶えざる宗教的本能に、如何に不思議に訴へる事であらう。又其の教へによつて鍛鍊された、吾々よりも一層美しい性質は、如何に神に近いやうに吾々には見える事であらう。神々の前で歡樂と敬虔とを愉快に混ぜ合はせた、あの氏神の祭禮には如何に奇妙に不思議な魅力がある事であらう。子供の玩具から王侯の累代の品物に至るまで、殆どあらゆる工業の製產品の上に、その印象を止める——寂寞の境地を佛像の群で賑はし、或は路傍の岩石に經文を刻む——佛教美

術のロマンスは何といふ面白い天地であらう。此の佛教の空氣の軟らかな魅惑——大梵鐘の殷々たる音樂、——恐れを知らぬ生き物——呼ばるゝままに羽音高く舞ひ下りる鳩、餌を求めて浮かび出づる魚——が常の住家として群らがつて居る綠濃き平和な寺庭、誰れがかうした物を忘れ得よう……。此の昔の東洋の精神生活に吾々が入る事を得ないにも拘らず、——『舊日本』の思想情緒の中に參入せんとするのは、丁度『時の流れ』を溯つて、昔のギリシヤの都市の既に消滅した生活に參入せんと望むのと一對であるのは、確であるにも拘らず、——吾々は、昔話にある、向う見ずに魘魅エルフの國に入つて行つた放浪者のやうに、かうした幻影によつて永久に魅惑されてしまふのである。

吾々はそこに錯覺——見得るものの實體に就いてのではなく、その意味に就いてのであるが、——非常に多量の錯覺のある事は心得て居る。併し何故此の錯覺が、樂園を瞥見したとでも云つたやうに、吾々を引き附けるのであらうか、——思想上ではラムジイズ時代のエジプトの如く吾々と懸絶して居る一種の文明が、道德的の魔力を有つ事を認めぬ譯には行かないのは何故であらうか。吾々は個人を認める事を拒んだ一種の社會的訓練の結果によつて實際魅了せられたのであらうか、——個人の人格を抑壓する事を強要した祭祀に魅惑されたのであらうか。

否。その魅力は、此の過去の幻影が、過去及び現在よりも遙かに多くのものを、吾々にあらはして居る事實、——完全なる同情の世界に於て、或る高尚な將來の可能性を豫示して居る事實から來るのである。數千年の後には、『舊日本』の理想によつて豫め表現されて居た道德的狀態、——本能的の無私、他人の爲めに幸福を作り出す事を人生の樂とする一般の人の希望、道德美に就いて一般が抱く一の觀念と言ふやうなものを、毫厘の幻覺を混じへず成就し得る一種の人道が發達するかも知れない。そして人間が自己の心の教ふるものより以外、何等の法典をも必要としない程までに、現在にたよるやうになつた時は、則ち實際神道の昔の理想がその最も優れた實現を示した事であらう。

その上、その結果がかく吾々を引き附ける社會狀態は、美しい蜃氣樓より遙かに以上のものを、實際に生じたのである事を記憶しなければならぬ。大なる魅力を有つた單純な特性は、當然固定したものはあるが、畢竟社會狀態が群集の中に發達させたものである。『舊日本』は、進化の度に於ては、遙かに進んで居る西洋の社會が數百年間に達し得たよりも、遙かに高尚な道德的理想の成就に一步近づいて居たのである。そして武士の勢力の隆興に續いたかの千年間の戰亂がなかつたならば、あらゆる社會的訓練の目標となつて居

た道德的目的に、もつとづつと接近して居たかも知れなかつたのである。併し若し此の人間の性質の善良な方面が、もつと暗いもつと苛酷な諸々の性質を犠牲にして、もつとよく發達させられたならば、その結果は國民の爲めには不幸であつたかも知れなかつた。侵略と猾智の能力を失ふ程までに、利他主義に支配された國民は、すべて世界の現在の狀態では、戰爭の訓練のみならず、競争の訓練で鍛へられた種族に對抗して、その位置を保持して行く譯には行かないであらう。將來の日本は世界の争闘場裡で成功を收めんと欲するならば、その性格のうちの高厚な部分とは正反對な諸々の性質に依頼しなければならぬ。そして日本はさういふ性質を強く發達させる必要があるであらう。

\*

\*

\*

\*

日本がそれ等の性質を一の方向に如何に強く發達せしめ得たかは、ロシアとの現今の戰爭が驚くべき證據を見せて居る。併し日本が斯く侵略の力を意想外に現はしたその背後に潜む道德的の力は、確に過去の長い訓練に負うて居るのである。日本國民が甘んじて變化に服従して居た爲めに覆ひ隠されてしまつた沈黙せる精力、——四千萬人の此集團に透浸して居る自覺せざる勇氣、——陛下の一令で直に立つて建造にも破壊にも展開し得る壓搾

された力、——は皮相の觀察の看破し得ざる處である。かくの如き軍事上及び政治上の歴史を有つ一國民の統率者達は、外交及び戦争に於て最も重要なあらゆる能力をさぞかし表示する事と人は期待するかも知れない。併し集團の性格——風浪の如き偉大な力を以て命令の儘に動く物質が具備する性質——がなかつたならば、かくの如き能力も殆ど價値あるものとはならないであらう。日本の眞の力は其一般人民、——其農民や漁民、工人や勞働者、——田畠に勞働し、或は都市の裏路に最も卑賤な職に従事する辛抱強き溫和な人民——の道德的性質の中に今猶ほ存在して居る。此の人種のあらゆる自覺せざる壯烈な氣質は、これ等の人々の中に存する、また此人種のあらゆる素晴らしい勇氣、——人生に對する無頓着を意味せずして、死者の位階を昇進せしめる事をなす天皇の命ずるままに、生命を犠牲にする事を欲する勇氣——もこれ等の人々の中に存するのである。今戦争に召集されて居る數萬の青年にして、光榮を荷つて本國に歸らうと云ふ希望の言葉を洩らすものは一人もない、——口に出す希望は、天皇と祖國の爲めに死んだ者の靈が集まる處と信ぜられて居る招魂社——『靈を呼び起す社』に祀られて、長く世人に記憶されようといふ事のみである。古來の信仰の、此戦争の際ほど強い時はない、<sup>註</sup>そしてロシヤは、連發銃やホワイトヘッド魚形水雷よりも、此信仰を恐れなければならぬのであらう。愛國の宗教として

の神道は、充分にその力を發揮させれば、極東全部の運命に影響を及ぼすのみならず、文明の將來に影響すべき力である。日本人が宗教に無頓着であると説く位、日本人に就いての不合理な斷言はない。宗教は今迄のやうに、今も猶ほ日本人の眞の生命であり、——彼等のあらゆる行動の動機でまた指導の力である。實行と忍苦の宗教であり、僞信と僞善のない宗教である。そしてそれによつて特に發達せしめられた諸々の性質は、すなはちロシヤを愕然たらしめたその性質であつて、此後もまだロシヤに多くの苦しい驚愕を與へるかも知れないのである。<sup>註二</sup>ロシヤは子供のやうな潺弱を想像して居た場合に、驚くべき力を發見したのであつた。臆病と無氣力とを期待して居た場合に、勇猛に出會つたのであつた。

註一 第二回旅順口閉塞後、日本艦隊司令長官東郷海軍中將の功を嘉して賜はつた勅語に對する中將の奉

答文は、神道の特色を遺憾なく表はして居る。

『第二次旅順口閉塞ノ擧ニ對シ優渥ナル勅語ヲ賜ハリ臣等感激ニ堪ヘザルノミナラズ之ニ戰死セル將卒ノ

忠魂モ永ク戦地ニ止マリテ皇軍ヲ庇護スベキヲ覺ユ(臣等尙倍マス勇奮聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス)』

一九〇四年三月三十一日發行『ジャパン・タイムス』掲載の翻譯。

勇敢な死者に對するかくの如き思想と希望とは、サラミスの海戦後にギリシヤの海將等も亦述べたかも知れない。ギリシヤ人を助けてペルシヤの侵入を防がしめた信仰と勇氣とは、現今日本を助けてロシヤに

當たらしめて居る宗教的の壯烈勇武と正に同性質のものであつた。

註二 本年四月二十六日にロシア軍艦の爲めに撃沈された運送船金州丸乗組の將士の行動は、必らず敵をして深省する處あらしめたに違ひない。敵は考慮の時間を一時間與へたけれども、士卒は降服を肯んぜず、戦闘艦に對して小銃を以て砲火を開いた。そして金州丸が水雷の爲めに眞二つに爆沈されるに先き立つて、多数の將卒は切腹した……。此の猛烈な昔の封建時代の精神の著しい發揚は、ロシアが若し戦争に勝つたとしたならば、如何に多大の犠牲を拂はなければならぬであらうかを示すものである。

\*

\*

\*

無數限りない理由からして、(何時までも續くか誰れにも分からない)此の恐るべき戦争は、言語に絶して遺憾千萬であるし、またその理由のうちには生産に關することも少からずある。戦争は近代の國民の繁榮と致富に缺くべからざる、健全なる個人主義の發達に資するあらゆる傾向を一時必らず阻碍する。企業は生氣を失ひ、市場は麻痺し、製造は休止する。併し此の異常な人民の異常な場合には、戦争の社會的結果が、或る程度まで利益となり得る可能性はある。戦争に先き立つて、數百年の經驗で建設された諸制度が、まだ時ならぬのに崩壊する傾向が見えて居た、——道德も或は崩壊せんとする重大なる虞れが

あつた。其の大變化は今後に行はれるに相違ない事、——此國の將來の幸福が變化を要求する事、——は議論を挟む餘地がないやうに見えるであらう。併し、かくの如き諸變化が、漸次に遂げられる事、——國民の道德的組織を危險に陥れるが如き、時を得ざる急激を以てせずして遂げられる事は必要である。獨立の爲めの戦争、——この民族をして其成行に總てを賭るやむなきに至らしめる戦争、——は、昔の社會的羈絆の緊張、忠誠と義務の古來の感情の強い復活、保守の感情の増大等を起すに相違ない。これは或る方面に於ける退歩を意味するであらう、併しそれは又他方面の活氣を意味するであらう。ロシアの脅威に當面して、大和魂は再び復活する。若し日本が勝てば、日本は以前よりも道德的に強くなつて此戦争から切り抜けて來るであらう。そしてその時には自信の新しい觀念、獨立の新しい精神が、外國の政策と外國の壓迫に對する國民の態度に現はれて來るかも知れない。

——勿論自信過大の危險はあらう。海陸共にロシアの力を破り得る國民は、同様に又彼等自身の領土内で、外國の資本と競争し得ると、信ずるやうな心持ちになるかも知れない、そして政府を説得し或は威嚇して、外國人の土地所有權の問題に關して、不幸なる妥協を爲さしめるため、あらゆる手段が確に試みられるであらう。此方面の努力は、長年の間固

執的に且つ組織的に行はれて來、日本の政治家の或る階級から幫助を受けて居たやうに思はれる。併しこれ等の政治家は、特權を有つた外國の資本のシンデケエトが、唯一つでもあれば、それが斯様な國に於ては、如何に巨大な壓制を行ひ得るかを了解し得ないらしい。私の考へる處に依ると、日本全國に於ける金力の性質と、生活の平均状態とを、極めて漠然とでも理解する人は、誰れに限らず、借地權を有つた外國の資本が、立法を支配する手段と、政府を左右する手段と、外國の利益の爲めに、此帝國が實際に支配されるに至る事態を招致する手段とを、必らず得るに至る事を認めるに違ひないと思ふ。日本が土地の購買權を外國の産業に對して與へる時には、日本は到底復活の見込みのない程に破滅してしまふといふ確信に、私は抵抗する譯には行かないのである。眼前の利益の爲めに誘はれて、かかる事を許す自信自惚れ心は、極めて不幸なものであらう。日本はロシアの戦艦や銃劔を恐れるのとは比較出来ない程に、英米の資本を恐れなければならぬ。日本の戦争の能力の背後には、一千年の訓練を經た經驗がひそんで居る。其産業的及び商業的の力の背後には、ただ半世紀の經驗があるのみである。併し日本は充分に警告を與へられて居た。そして若し日本が今後自ら進んで破滅を招くことになれば、それは忠告が缺けて居たからである。はあるまいと思ふ、——何となれば日本は世界の最大賢人の忠告を得て居るからである。

註 ハアバート・スペンサー

此の文の讀者には、新たな社會組織の長所と弱點——その軍事的方面に於ける攻防兩運動の偉大な才能、及び他の方面に於ける比較的薄弱な點——が今や少くとも明白になつたに違ひない。結局、驚異すべきは、日本がこれほど立派に今迄其の位置を保ち得たといふ事であつて、その最初の覺束ない努力を、新規で危険な方面に導いたのは、確に尋常ならざる智能を以てした事である。日本が今迄に成就した事を遣り遂げたその力は、確にその古の宗教上及び社會上の訓練から出たものである。新形式の統治と、新状態の社會的活動の下に、日本が今猶ほ昔の訓練の多くを維持する事を得た爲めに、日本は續いて強力であり得たのである。併しさうとしても、日本が災禍を免れ得たのは、——外國の壓迫の重荷の下に、全社會組織が分裂するのを免れ得たのは、ただ最も堅固な最も機敏な政策によつたからであつた。巨大な諸變化が行はれると言ふのは避くべからざる事であつたが、併しその變化が、國の基礎を危くする性質のものたるべからずといふ事も、同様に避くべからざる事であつた。そして直接の必要に對して準備する一方、將來の危険に對しても用意を怠らないやうにするのは、特に必要な事であつた。人間の文化の歴史に於て、かかる巨大



な。かかる錯雜せる、かかる動かし難き諸問題を、切り抜けるの已むなきに至らしめられた統治者は恐らく決して無かつたであらう。そしてこれ等の問題のうち、その最も動かし難きものが、まだ解けずに残つて居る。日本のあらゆる成功は今迄は、義務と従順といふ古來の神道の理想によつて支持された非利己的な集合的行動に原因したのであるけれども、日本の産業的將來は、全然反對した種類の自我的の個人行動に依頼しなければならぬといふ事實が、すなはちそれである。

\*

\*

\*

然らば古來の道德——古來の祭祀——はどうなるのであらうか。

——今の此の瞬間は事態が常規を逸して居る。併し常態にあれば、古來の家族の關係は漸次に弛むて行く事が確であらうと思はれる。そしてこの事は猶ほ此の上にも崩壊を招致するであらう。日本人自身の證明によると、此の崩壊は、現時の戦争に先き立つて、大都市の上流及び中流階級の間に迅速に擴がつて居た。農村の人々の間、並びに田舎の都會に於てさへも、事物に關する古來の道德的秩序はまだ餘りに影響を受けずに居る。そして崩壊に對して働きをして居るものの中には、立法的變化或は社會的必要以外に、他の影響も

ある。昔よりも知識が廣まつた爲めに古來の信仰は亂暴に動搖されてしまつた。二萬七千の小學校では、新時代の少年等が、科學の初步と宇宙に關する近代の概念とを教へられて居る。須彌山の幻奇なる繪を描いた佛教の宇宙論は既にち伽嘶となつてしまつた。昔の支那の自然哲學は餘り教育のない者か、封建時代の生殘者の間にのみ信仰者を有つて居る。そして極小さい小學生も、星座は神でも佛でもなく、遠距離にある太陽の群である事を學んで居る。一般の人も最早 *Milk Way* を『天の河』として想像に描く事は出来なくなつて、織女と牽牛と鵲の橋の傳説も今はただ子供に聞かせる話となつてしまつた。そして若い漁夫は彼の父と同じやうに星の光りを目當てとして船を行つては居ても、最早北の空に妙見菩薩の姿を認める譯にはゆかなくなつてしまつた。

併し昔の或る階級の信仰の衰微、若しくは目に見える社會的變化の傾向は、誤解され易いものである。如何なる事情の下に在つても、宗教は徐々に衰微して行く。而して最後に崩壊を受けるものは、宗教の最も保守的な形式のものである。祖先祭祀が、今までに如何なる種類の影響たるを問はず、人が感知し得る程の影響を、外界から受けて來たと想像する事、或は、その存續は神聖になつた習慣の力にのみ據るので、大多數が今猶ほ信仰して居る故ではないと想像するのは重大な誤謬である。どんな宗教でも、それを作り出した人

種の愛着心を、かく突然に失つてしまふ事はあり得ないであらう、——特に死者を祭る宗教に在つてはさういふ場合は最も少いのである。他の方面に於てさへも、新しい懷疑主義は、表面的のものである。それは事物の核心まで透徹して擴がつた譯ではなかつた。なるほど或る種類の懷疑を有つべき事が一種の流行となり、過去を輕侮する風を裝ふ青年等の一階級が、實際段々と擡頭して來ては居る。併しこれ等の者の間にあつてさへ、家庭の宗教に關して不敬の言を放つものは決してなかつた。古來の孝道に對する抗議、家庭の束縛の益々加はるその重壓に對する不平は聞こえる事もあるが、併し祖先祭祀を輕んずる言葉は決して聞かれないのである。神道の社會的及び其の他の公的形式に就いては、神社の數が續いて増加する事實が、其の勢力の盛んなのを證するに足るのである。一八九七年には、十九萬千九百六十二の神道の社があつたが、一九〇一年にはそれが十九萬五千二百五十六に増して居る。

近き將來に起るに違ひないと思はれる變化は、恐らくは宗教的のものよりも、寧ろ社會的のものであらう。そしてかかる變化が、種々の方面に於て、如何に孝道を弱める傾向があるとしても、祖先祭祀そのものに重大な影響を與へるやうな變化があると信すべき理由は殆どないのである。漸次増加して行く生活難と、生活費との爲めに、重くなつて行く

家庭の束縛の重壓は、個人に對しては漸次輕減されて行くかも知れない、併し如何なる立法も、死者に對する義務の感情を廢止する譯には行かないのである。その感情が全然なくなる時が來れば、國民の心臓は既に鼓動を止めてしまつて居るであらう。『神』として昔の神を信仰する心は、徐々に消えて行くかも知れないが、併し神道は祖國の宗教として英雄及び愛國者の宗教として存在を續けるであらう。そしてかかる將來の變化が起り得べき事は、多くの新しい神社の紀念碑的の性質をもつ事によつて示されて居る。

——近年日本は無暗に『個人主義の福音』を要求して居ると斷言された事が屢々あつた、(これは主に、バアシブル・ロウエル氏の『極東の精神』“Soul of the Far East”が與へた深い印象の故であつた)そして多くの敬虔な人々は、此の國を基督教國に改宗せしめれば、個人主義を生ずるに足りるであらうと假定して居る。此の假定は、數千年の間に徐々に形作られた一國民の習慣も感情も、ただ一つの信仰條令によつて、突然變化され得るといふ古來の迷信以外には、何等の基礎をもつて居ない考へである。昔からの秩序を今よりも以上に崩壊せしめ、その崩壊を普通の状態の下に行はせて、今よりも高い社會上の力を起こさうとするには、それは只だ産業主義に據る他はない。——競争的企業と商業の膨張を、強ひて行はしめる諸々の必要事項を働かせるより以外に安全な方法はない。併しか

かる健全な變化には長い平和が必要であらう。而して獨立した進歩的な日本は、其時宗教上の變化の問題を、政治的の利害得失の立脚點から考察する事であらう。日本の經世家の海外に於ける觀察と研究とは、彼等に過大な印象を與へてしまつた、『金錢には一つの宗教が有る』——『資本は新教徒である』——世界の力と富と智的精力とは、羅馬の束縛を投棄して、中世の信條から脱出した人種に屬する、——とミシエレエがあんなに力を籠めて云つた半眞理を、彼等もすつかり信仰してしまつた。日本の某政治家は、日本人が『基督教の方に急速に流されて行く』と近頃公言したといふ事である。貴顯大官の言として新聞が報ずる事は、信用の出來ない場合が多い、併し此の場合の報道は恐らく確實であらう、そして其の言は可能性を暗示する爲めに云はれたものである。日英同盟の公布以來、政府が西洋の宗教に對して以前支持した安全な保守主義の態度に著しい軟化が起つて來た……併し日本國民が政府の獎勵の下に、外國の信仰を採用するか否かの問題に就いては、社會學的の答が明白であると私は思ふ。社會の基本的構成を何程かでも理解すれば、急激な變化を企てる事の愚かと、それを成就する事の不可能な事が、同様明白になるであらう。少くとも、現在だけは、日本に於ける宗教問題は、社會保全の問題であつて、變化を自然の過程によらずに、性急に成就せんとする努力は、ただ反動と紊亂とを齎すに過ぎないので

ある。日本が今迄非常に立派に役に立つて來たその細心熟慮の政策を抛棄する事を敢てし得る時節はまだ遠い事と私は信ずる。日本が西洋の信仰を採用する時は、その連綿たる皇統も斷絶する日であると私は信ずる。そして日本が外國の資本に、その土地の縱令一反歩でも譲り渡す時は、その生得權を合意上手放す事なので、到底再び回復の見込みはないと私は恐れざるを得ないのである。

註 日本の宗教團體に對する政府の外見上の態度からは、信憑すべき推論はとてと引き出し難いのである。近年の政策は、外見上は、西洋の宗教のうちその他宗を排斥する心の多い種類を獎勵するやうに思はれた。此の態度に對して奇妙な對照をして居るのが祕密共濟組合フライメイソンの排斥である。治外法權の廢止以來、開港場に居る外國人の共濟組合は、或る條件で存在する事を許された（或は寧ろ放任してあつた）けれども、嚴格に云へば、祕密共濟組合は日本では許可されなかつた。歐米に居る日本人は、自由に共濟組合員となれるが、日本では組合員となる事は出來ないのである。日本ではあらゆる會合の行爲は公然官邊の監督に任せなければならないのである。

西洋の侵入と極東の宗教との關係に於て、極東の宗教に關する一般的の數言を費やして、

此の説明の企圖を完了するのは適當であるかと思はれる。

——極東のあらゆる社會は、日本と同じく祖先禮拜にその基礎を置いて居る。此の古來の宗教は、種々な形式に於て、其の社會の道德的經驗をあらはして居る。そして現今他宗を排斥しながら、その教へを説いて居る基督教の輸入に對して、極めて重大な種類の障礙を與へて居る。基督教に自己の生命の指導を託して居る人々には、基督教を攻撃する事は、最大の凌辱で、最も許すべからざる罪惡のやうに見えるに違ひない。その仲間の各人が命令のままに死ぬ事を自分の義務と信ずる宗教は、則ち自分がその爲めには喜んで闘ふ處の宗教である。その宗教に對する攻撃を、その者が如何に忍び得るか、その智力とその訓練の性質に依るであらう。極東のあらゆる民族が、日本人のやうな聰明さを有つて居る譯ではない。日本人は幾時代の軍事訓練の結果、周圍の事情に彼等の行爲を適合させて行く事が出来るが、他の民族はそれ程立派な訓練を受けては居ないのである。特に支那の農民には、自己の宗教を攻撃される事は耐へ難いのである。彼の祭祀はいつも彼の所有物中の最も貴重なもの、社會的の曲直のあらゆる事柄に於て、それはいつも彼の最も優れた指導者である。東洋はその社會の基礎さへ攻撃しなければ、あらゆる信仰を寛容して來た。それで若し西洋の傳道師等が、これ等の基礎に觸れずに居る程に——佛教の行つたやうに

祖先祭祀を取扱つて、他の方面に於て同じ寛容の精神を示す程に——賢明であつたならば非常に大規模に基督教を輸入する事は極く容易い事であつたらう。若しさうなれば、其の結果は西洋の基督教とは著しく異つた基督教となつた事は明らかであるけれども、——極東の社會の組織は急激の變化を許さないからであるが、——併し社會の反對を起さしめず、人種に對する嫌惡などは猶ほ更起さしめなくて、教義の精髓は廣く宣傳し得たかも知れなかつたのである。今日に及んでは、異説排斥の効果少き努力に依つて既に果たし得た處のものをやめて、元に還す事は恐らく不可能である。支那と其の近隣諸國に於ける基督教に對する憎惡は、必要もないに祖先祭祀の上に加へられた假借なき攻撃に原因するのは疑ひ無い處である。支那人或は安南人に祖先の位牌を破棄せよと要求するのは、イギリス人或はフランス人に對して、基督教尊信の證據として、母の墓石を破棄せよと命ずると同じである。否、遙かに不人情な事である、——何故かと言ふと、ヨオロッパ人は、死んだ親の名を記してある簡單な位牌に對して東洋人が抱くやうな、それ程な神聖な觀念を以て墓石などを見ては居ないからである。溫順で平和な社會の家庭の信仰に、かうした攻撃を加へた場合には、其の結果は虐殺を惹起す事に昔から定まつて居た、そして若し飽くまで續けて行けば、彼等は戦ふ力がある限りは、殺戮を起し續けて行くであらう。外國の

宗教的侵略に對して、土着の者の宗教的侵略が如何に對應したか、如何に、基督教の武力が、外國人の犠牲者のために、十倍程の屠殺と猛烈な掠奪とを以て復仇したかは、此處に記す必要はないのである。傳道師の異說排斥の結果、惹起された騷擾の返報として、屠殺され、貧困に陥れられ、或は征服されてしまつた祖先祭祀の人民があつたのは、近年に限つた次第ではなかつた。併し西洋の貿易や商業が、これ等の報復によつて直接の利益を得て居る一方、西洋の輿論は憤慨、激怒、挑發の權利（異教人のする）或は報復の正邪に就いて議論を許さないのである。他宗を寛容する心の少い宗教團體は、道德的權利（異教人の）の問題を起すのさへも邪惡なことと云ふのである。そして聲を擧げて抗議する事を敢てする公平な觀察者に對して、狂信者は恰も彼が人類の敵であるかの如く猛烈に攻撃してかかるのである。

社會學の見地から考へると、全部の傳道師制度は、宗旨信條に論なく、昔の型のあらゆる文明を敵視し、これに對して一般的に攻撃してかかる點に於て、西洋文明の小競合の力を代表して居る、——即ちそれは最も強大で最も進化した社會が、自己よりも弱い進化した居ない社會を攻撃する前進運動の第一線である。これ等の闘士の自覺せる仕事は、宣教師や教師の事業であり、彼等の無自覺の仕事は工兵や驅逐艇のそれである。薄弱な民族

の服従は殆ど想像されない程度まで、彼等傳道師の仕事によつて助けられて來た。そして此の服従は他の如何なる手段を盡くしても、かく速にかく確に成就する事は出来なかつたであらう。破壊を行ふ爲めには、彼等是一種の自然力のやうに自覺せずに働いて居る。併しそれかと云つて基督教は感知し得る程に發展はしないのである。彼等は死を辭せぬ。そして彼等は軍人以上の勇氣を以て、生命を抛つのである、併しそれは彼等が希望するやうに、東洋が今猶ほ必然拒絶するに相違ない教義の傳播を助ける爲めではなくして、産業上の企業と西洋の擴大とを助ける爲めである。傳道の眞の公言された目的は、社會學的の眞理に對して飽くまでも無頓着な爲めに破壊されて居る。そして基督教國民は、基督教の精神とは根本的に反對した目的を達する爲めに、殉難と犠牲とを利用して居るのである。

民族と民族とが互に侵略し合ふ事は、争闘——適者のみが存續するあの永續的争闘——の一般法則と充分に一致する事は言を俟たない。劣等民族は高等民族の奴隸となるか、高等民族に壓迫されて消滅するかである。そして餘りに窮屈して進歩の出来ない昔の型の文明は、更に能率あり、更に複雑した文明に服従しなければならぬ。此の法則は無情冷酷でまた明々白白である。その作用は人間の考慮に依つて、慈悲心を以て緩和されるかも知れ

ないが、併し決して防止する譯には行かないのである。

併し如何に寛大に考へる人も、この内に含まれて居る道德的問題を、斯様に容易に決着さしてしまふ事は出来ない。免れ難き運命は、道德的に定まつて居るものであると吾々が主張しても、其の主張には正當の理由が無い、——況んや高等民族が、偶々世界の争闘の勝者となつて居たからと云つて、力が權利を構成し得ると主張するのは、決して正當の理由ではないのである。人間の進歩は強者の法則を否定する事により、——獸類の世界を支配する弱肉強食の衝動、星辰の運行と同じく自然の秩序と一致して居る弱肉強食の衝動と闘ふ事によつて——今迄成し遂げられて來たのである。文明を可能ならしめるあらゆる美德や抑制は、自然の法則を犯して發達し來たつたものである。最も優秀な民族は、最高の權力は忍耐を行ふ事によつて得られるものであり、自由は弱者を保護し、不正を強壓する事に依つて、最もよく維持せられる事を、最初に學んだ民族である。かくして得た道德的經驗の全部を否定する心を常に有つて居るのでなければ、——またその道德的經驗を、今迄高唱して居た宗教は、特殊な文明の信條に過ぎない者で、人道の宗教ではないと斷言する事を欲するのでなければ、——基督教と啓蒙といふ名で、外國人に向つて行つて居た侵略に對して、これを道德上正當なものであると承認するのは困難であらう。かかる侵略の

支那に於ける結果は、確に基督教でも啓蒙でもなく、反亂、虐殺、厭ふべき慘虐——都市の破壊、州郡の荒廢、數萬の人命の損傷、億萬の金錢の誅求であつた。若しすべてかうした事が權利であるならば、力は實際上權利である、そして西洋で人道と正義の宗教と公言して居るものは、いづれの原始的祭祀と同じく排他的のもので、同じ社會の人間の間にのみ、行爲を調節する目的をもつたものなる事が分かるのである。

併し少くとも進化論者の眼には、此の事は極めて相違した映じ方をして居る。社會學の明白に教へる處は、高等人種が繊弱な人種を取扱ふ際に、道德上の經驗を投棄して、しかもその報のないと云ふ事はあり得ざる事と、西洋文明は、その壓制行爲に對して充分なる罰を早晚蒙るであらうといふ事である。國內で宗教上の異説排斥に耐へる事を拒絶しながら、外國に於て宗教上の異説排斥を鞏固に維持し得る國民は、數百年の殘虐な努力を費やしてはじめて獲得した知的自由の權利を終に失ふに違ひない。罰が來る時代は恐らく餘り遠い事ではあるまい。全ヨオロッパが好戰の状態に復歸すると共に、必らず人類の自由を脅威する廣大な宗教上の復活が始まつて來て、中世の精神が再び廣布する虞れがある、そして反セミティックの感情が、實際上大陸の三強國の政治の要素となつて來て居る……。

——宗教的確信に反對を試みた上でなければ、何人もその確信の力を評價するを得ないとは云ひ得て妙である。傳道の惡意の掩蔽砲臺から狙はれる迄は、恐らく何人も傳道の問題に關する傳統の、邪惡な方面を想像し得ないであらう。併し傳道政策の問題は、その問題を起す者を祕密に中傷しても公然罵詈しても、それを解決する事は出來ないのである。今日では、それは世界の平和と商業の將來と、並びに文明の利害とに關する問題となつたのである。支那の保全もそれに依るのである、現在の戦争もそれに無關係といふ譯ではない。本書には多數の缺點は勿論あらうけれども、極東の社會組織は、西洋の宗教の從來行ひ來たつたやうな傳道に對して、打勝ち難き障礙を與へる事、これ等の障礙は、現今では以前の如何なる時代に於けるよりも、もつと注意深き人情味のある考察を要求して居る事、彼等に對する妥協心なき態度を、今後も不必要な位に維持して行く事は、災禍以外何物をも齎さないといふ事に就いて、思慮深い人々には恐らく必ず確信を與へた事と思ふ。祖先の宗教は數千年前はどういふものであつたにせよ、今日では極東全部に在つては、それが家庭の愛情と義務の宗教となつて居る。そして西洋の熱狂者が人道を外づれて此の事實を無視すれば、その齎す結果は、必ずまた數次の『拳匪』の亂である。支那からの危險を世界に強ふる（ロシヤは今はその機會を失つたやうだが）眞の力を、異說排斥を説く目

的で、宗教上の異說容認を要求する人々に授けて置いてはならないのである。獨斷主義が、改宗者に向つて、家族と社會と政府とに對する彼の古來の義務を否定せん事を要求し、——その上また、祖先の位牌を破壊し、自分に生命を與へた人々の靈を凌辱して、以て外國の信條に對するその熱心を證せん事を固執する間は、東洋は決して基督教に改宗しないであらう。

追

録



## 追 録

五年程以前の事、當時東京に居住して居たアメリカ人の教授が、私に話した事がある。それは、日本が獨立を維持せんとならば、如何なる政策に據るべきかを、日本の某政治家に教へたハアバート・スペンサアの手簡が、此の哲學者の死後公表されるであらうといふのであつた。がその後何等の音沙汰も聞かなかつた。併し『第一原理』（一七八節）にある日本の社會の崩壞に關する説を想起して、氏の忠言なるものは極保守的な種類のものであらうと、私はかなり確信して居た。處が實際は私の想像にも増して激しい保守的のものであつた。

スペンサアは一九〇三年十二月八日の朝死んだ（其の時本書は丁度出版の準備中であつた）、そして、一般の人々が既によく知つて居る事情の下に、金子堅太郎男に宛てた此の手紙は一九〇四年一月十八日の『倫敦タイムス』に掲載された。

拜啓 小生の書簡二通の翻譯を新首相伊藤伯に御送附の心組みの由拜承欣懷至極に有

之、喜んで御承諾仕候。

註 此の二通はまだ公表されて居ない。

なほ後の貴問へ對しては御返事左の如くに御座候、先づ一般的に申し上ぐれば、日本の探るべき政策は、歐米諸國を出來得る限り遠ざけ置く事と存じ候。貴國に比して強大なる諸國に面しては、貴國は常に危険の位置に有之候故、外國に對しては能う限り足掛りを與へざる様御注意專一と愚考仕候。

貴國が許可有之て利得を招き得る交通の種類は唯一種のみと考へ候、そは物品の交換に對して——と申すも精神的及び肉體的の產物の輸出入の意に候が、——缺く可からざる交通のみに有之べく候。異人種の人民、特に貴國よりも強大なる諸國の人民には、上記の目的の遂行に絶對的必要なるより以上の特權は許可相成る間敷き事に御座候。貴國は歐米諸國との條約の改正によりて、『外國の資本に對して全國を開放する』事を提案致され居る様相見え候が、小生はこれを貴國の安危に關する者として寒心に堪へず候。此の結果が恐らく如何なる者を齎すかは、印度の歴史を見て明らかなるべく候。強大なる民族の一をして、一度立脚地を得せしめば、歲月を經る間には必らず侵略的政策を生じて、其の結果は

日本人との衝突を來たす事と相成るべく候、然る上はこれ等の攻撃は日本人の加へたる攻撃と詐稱せられ、その場合に應じて必らず復仇を受くべく候、領土の一部は占領せられて外國植民地として割讓の要求を受くべく、その結果終に日本全土の服従と相成るべく候。貴國は如何なる場合に於ても此の運命を避くる事は甚だ困難と存候へ共、小生が指摘せる事項以外に、外人に對して何等かの特權を許可有之事と相成候はば、此の運命は容易に來る事と信じ申候。

第一の貴問に對するお返事として、かく一般的に指摘仕候愚考を御採用相成候節は、外國人の土地所有を禁止相成るべきのみならず、彼等に土地の貸與をも拒絶相成るべく、一年契約の借地人としてのみ居住する事を御許可相成るべくと申添へ度く候。

第二の貴問に對しては、政府所有或は政府經營の鑛山の經營を外人に嚴禁あり度き事を申述べ度く候。此の場合に於ては、鑛山經營に従事したる歐米人と政府との間に諍論の論據となるものが明らかに生ずる虞れ有之べきかと存候、此の争の結果としては、歐米の經營者は其の權利を貫徹せしめんが爲め、勢ひ英米政府或は他の強國の援助を請ふに至るべく候、凡そ文明國民間の常習として海外在留の自國の代理人或は賣捌人より來る報告はすべてこれを信用する事に有之候へば。

第三に、小生が申し述べたる政策を遂行せらるゝに當つては、貴國は沿岸貿易を常に自國の手に收めて、外人のこれに従事するを御禁止有之べく候。此の沿岸貿易は、承認すべき唯一のものとして、小生が指示仕候要件——商品の輸出入に便宜を與ふる要件——中に含まれざるは明らかに御座候。他國より日本に輸入したる商品の分配は、日本人の手に委ね、外人には禁止して然るべきかと被存候。こは、此場合に行はるゝ各種の取引は、また多くの争の種と相成引いては侵略の理由とも相成るべきが故に御座候。

貴下が、『我が學者政治家中に現今甚だ沸騰せる』と申し越され、また、『最も困難なる問題の一』と申し居らるゝ内外人間の雜婚に關する最後の御質問に對しては、合理的なる御返事を致す事とすれば、何等難かしき事なしと申し上げて差支なきやう小生には被存候。そは斷然御禁止あるべきものに有之候。これは根本に於て社會哲學の問題には無之。根本は生物學の問題に有之候。混淆せる異種類のものが、或る僅少の程度以上に分岐する時は、年月を経る間には終に必らず惡結果を來たすといふ例證は、人間の異種族結婚及び動物の雜種繁殖が豊富に提供致居候。小生自身も過去多年に亙りて此の事實に關する證據を不斷に注視致し居候が、小生のこの確信は多數の原因より得たる多數の事實に基づくものに御座候。小生は此の確信の立證をこの半時間内に得申候、と申すは小生が唯だ今偶然

にも、家畜の異種族繁殖に豊富の經驗を有し居らるゝ著名の某氏と田舎に滞在致し居る故に有之候、氏は小生の問に答へて、例へば羊の變種に於ては相違の甚だしき種類の異種繁殖ある時は、其の結果は、特に二代目に於ては惡結果を生じ——混合せる特性と混沌的組織とも稱せらるべきものの生ずる事を談り、小生の信念を確證致され候。人間に在つても同様に有之、印度の歐亞混血兒、亞米利加の雜種などはこれを例證致し居候。此の經驗の生理的基礎は、生物は如何なる變種と雖も、代々相傳する間に、その生活の特殊形式に或る素質的適應性を得、また他のあらゆる變種は同様にそれ自身の特殊の適應性を得る事に在る様に相見え候。其の結果としては以下の如く相成るべく候。若し甚だ相違せる生活状態にそれぞれ適應するに至りたる、二つの甚だ相違せる種類の素質を混合すれば、兩者のいづれの生活状態にも適應せざる一つの素質、——即ち、如何なる一定の状態にも適合せざるが故に、適當の作用を營み得ざる一の素質を生ずる事と相成るべく候。故に、日本人と外國人との雜婚は必らず斷然禁止すべきものと存候。

上記の理由により、小生はアメリカに於て定められたる支那移民制限の規定を全然賛成致すものに御座候、若し小生に力あらば、小生は出來得る限りの小數に支那移民を制限致し度く存候。小生がかかる決心を致す理由は下記の二つの事實の一が必らず起こると考ふ

る故に御座候。若し支那人が米國全土に互つて廣く土着するを許さるゝ場合、若し彼等が米人と雜婚する事なければ、終には、よし奴隸とは相成らずとするも、奴隸に近き階級的位置を占むる一の從屬種族を形成仕るべく、又若し雜婚をなす曉には彼等は必ず不良の雜種を形成するに至るべく候。いづれの場合に在ても、移民が多數なれば、社會的弊害は巨大なるべく、終には社會の瓦解を來たすに至るべく候。歐米人が日本人と著しく雜婚する場合にも同様の弊害を生ずべく候。

かるが故に、小生の進言はあらゆる方面に於て激烈に保守的なるを御覽の事と存候、小生はまた本書簡の起句を以て結尾と致度と存候、即ち、他種族を能う限り遠ざくべしといふ事に御座候。

本書簡はただ御參考として貴覽に供する爲めのものにして他見を憚り候間、漏洩公表の虞以無之様吳々も懇願仕候。兎に角小生存命中はかかる事無き様御配慮願上候。かく申上候は小生同胞の怨嗟を惹起するを避け度きが故に御座候。

敬具

キルトシヤ・ピユウシイ・フェアファイルドにて

一八九二年八月二十六日

ハアバート・スペンサア

追伸、前記の如く申上候ても、本簡の進言を伊藤伯にまでも祕密に願ひ度しといふ意には勿論無之、小生はかへつて伯が此の事を考慮せらるゝ機會を得ん事を翹望致居次第に御座候。

『タイムス』紙上に現はれた、此の手紙の批評を讀めば、ハアバート・スペンサアが自國人の偏見を如何に充分に了解して居たかが分かるが、これ等の批評は、イギリス人の保守的な心が、直接の利害に反した、新思想の與へる苦痛を憤つて罵詈雑言を縦にする不條理性質をその特色として居るものである。併し、此場合の真相を多少知つて居れば、若し日本が今の此瞬間に一般の文明の爲めに、そして特にイギリスの利害の爲めに戦ふ事が出来るとすれば、それは、以前よりも賢明なる今の時代の、日本の爲政治家等が、『タイムス』から『巨大なる主我主義』の證據といふ途方もない汚名を蒙つた此の手紙に示されたあらゆる文句に従つて、健全な保守主義を保持して居たといふ正に其の理由からである事を、『タイムス』にさへ確信させ得たに違ひないのである。

此の進言自身が、政府の政策に影響を與へる直接の役に立つた事があつたかどうか私は

知らない。併しそれは國民の自己保存の本能と充分に一致した事は、治外法權廢止唱道者が出會はなければならなかつた猛烈な反對の歴史により、また、ハアバート・スペインアの書簡に記されたその事實に關して施行された豫防的法律の性質によつて示されて居る。治外法權は（恐らく、勢ひ止むを得ず）廢止されたけれども、外國の資本は氣儘に此の國の富源を開發する事は許されなかつた。そして外國人の土地所有は許可されなかつた。内外人の雜婚は決して禁止されなかつたけれども、決して獎勵されはしなかつた。しかも特別な法律上の制限の下にのみ行ひ得るのである。若し外人が結婚によつて、日本の土地を保有する權利を得る事が出來たならば、多大な土地が直きに外人の手に入つてしまつたであらう。併し外人と結婚する日本婦人はそれが爲めに外國人となつてしまつて、かかる結婚から生まれた子供は生涯外國人である事を法律が賢明に規定した。これに反して、結婚して日本の家庭に入籍した外國人は何人と雖も日本人となり、かかる場合の子供は、生涯日本人である。併し彼等も亦或る資格は與へられないのである。彼等は高官に上る資格はない。そして特別の許可ある他、陸海軍の士官となる事さへ出來ないのである。（此の許可は一二的の場合に與へられたやうに見える）。終りに、日本はその沿岸貿易を自身の手に維持して來た事を注意しなければならぬ。

註 内外人雜婚の家庭の數は東京では百以上あるといふ。

さうすると、大體から見て日本の政策は、スペインアの進言中に提議された方針を著しく採用して居ると云つてよからう。併し私の意見では、スペインアの提案にもつと嚴密に従ひ得なかつたのは、まことに遺憾の至りであると思ふ。此の哲學者が今に生きて居て、此の間の日本の勝利——唯だ一隻の船も失はずに強大な露國艦隊を潰滅せしめ、鴨綠江上で三萬の露軍を潰走せしめた、此の間の日本軍の勝利——を聞く事が出來たとしても、彼は毫厘も彼の進言を變じなかつたらうと私は考へる。恐らく彼は、彼の人道主義の良心が許す限りは、日本人がかくも徹底的に新戦術を研究し得た事を賞讃したであらう。彼は發揚された高邁な勇氣と、古來の訓練の勝利とを稱揚したのかも知れない、——彼の同情は、保護國となるか、露國と戦ふか、いづれか一を選択する事を餘儀なくされた國の側に傾いて居たであらう。併し若し彼が、勝利の場合に、將來の政策に就いて再び質問を受けたならば、彼は軍事上の能率は、産業上の力とは甚だ異つた者である事を問者に答へて、力を籠めて彼の警告を繰返したであらう。日本の社會の構造と歴史とを了解して居るので、彼は外國との接觸の危険を明らかに認める事が出來たのである。そして此の國の産業上の薄

弱を利用せんとする企てが、恐らくどの方面からなされるかを明らかに認める事が出来たのであつた……。次の時代が來たら、日本は、その保守主義の多くを棄てても危険はなからう。併し、現在一時だけは、日本は、保守主義を救済の力と頼まなければならぬのである。

あとがき

一 神國日本は一九〇四年ニユウ・ヨオクとロンドンのマクミラン會社から同時に出版された物である。先生は日本の事に就いて米國から講演の依頼を受けて居られてゐたが、それが果たされなかつた爲めに、その結果がこの一書となつてあらはれたものだといふ。

一 先生はこの書の上梓され、その手元に到着するのを非常に待ち焦がれて居られたさうであるが、それは先生御臨終の間に合はず、先生は一九〇四年の九月におかくれになり、この書はその十月に到着したのださうで、結局先生は、この御高著の版になつたのを見ずにおかくれになつたのださうである。

一 日本の本文の英譯が終始引用されて居るが、それに就いては出來得る限り、原文を探して、それを挿入して置いた。併し篤胤、眞淵等の言葉が、先生の所論の中に引用され、屢々出て來るが、それ等の出處は私如きものには、殆ど見當がつかかなかつたので、そのまま日文に譯しかへして置いた。今になつて見れば、多少の見當はつけられ得るのであるが、何分出版を急がれたので、そんな事も調べる暇のなかつた事を遺憾とする。

一 固有名詞のロオマ字綴りを日本の文字にかへるのも困難であつたが、それは幸にそれ

どれ専門の方の助けを藉りて、果たし得たと思ふ。

一 先生のお説の内、藤原氏といふ姓の始まりを、桓武天皇に歸したのは、誤りであると思ふが、それはそのままに譯して置いた。この書の内にある先生のお考へ違ひと考へられる個處と云へば、この一事だけと思ふ。併しこれとても私の読み違ひかも知れない。大方の御示教を願つて置く。

一 家康遺訓が本書の内度々引用されて居る。これは専門家から云へば、家康の遺したものではなく、謂はば偽作であるとか。併しこの『神國日本』は決して家康論ではないのであるから、小泉先生の所論はそれに依つて少しでも變はる事はないと思ふ。

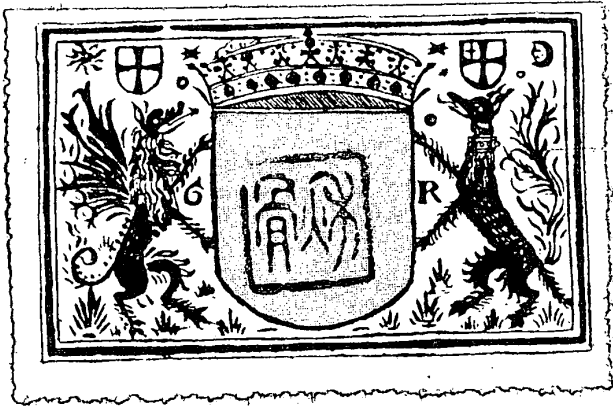
一 譯語譯字に就いては、私の淺學と注意が足りなかつたのとて、不適當なものが多くあると思ふ。そればかりではない全體の翻譯として甚だ龜末なものになり、先生の立派な殆ど申し分のないお考へを、少からずぶち壊したといふ恐れがある。殊にこれまで上梓された全集の内に收められた他の諸先生の譯と比べて、これは甚だしく拙劣なものである。執筆を急がれたからと云ふ口實もないではないが、畢竟これは駿馬の間に驚馬が一匹加はつた爲めて、責はこの驚馬を加へて下さつた方にもあらうと、責任轉嫁のやうな申し譯を言つて置く。

一 なほこの翻譯に就いては多數の方に多大なお世話を被つて居る。則ち日本上代の事、たとへば神々の名などに就いては、高橋龍雄氏に、佛教の事に就いては、柴田一能氏に、徳川時代の事に就いては幸田成友氏に、それぞれ示教を仰いて居る。殊に幸田氏は、非常な好意をもつて、助力を與へて下さつた。固有名詞の解釋例へば『王フォイン』——松浦公法印——と云つたやうな事から、『組帳』——私にはロオマ字で *Kumicho* とあつた時、何の事か解らなかつた——家康遺訓の原文、四十七士の祭文、山口大道寺允許の文の挿入の如きには、一々幸田氏の好意に依つたものである。ここに深く感謝の意を表して置く。

一 更に相會博氏にも翻譯に就いて、多大な助力を仰いだ。殊に遺訓何條に云々と書いてある處に、一々その原文を探して挿入して下さつたのは同君で、これ又厚く謝意を表する次第である。



神國日本



昭和七年十一月一日印刷  
昭和七年十一月十日發行  
昭和八年九月一日普及版發行

定價一圓

譯者 戶川 秋骨

刊行者 長谷川巳之吉

東京市麴町區三番町一

刊行所 第一書房

振替東京六四二二三

電話九段三三四四

印刷者 荻原芳雄  
製本者 橋本久吉